

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[知事公室部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	該当なし
II 経 済	該当なし
III 社 会	1
IV 環 境	該当なし

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

III 社 会

未来を支える 多様な社会基盤

事 項 名	成 果 の 説 明																		
<p>1 わかりやすく、タイムリーな広報・広聴の実施</p> <p>予 算 額 240,972,000 円</p> <p>決 算 額 237,153,298 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 【感】広報事業</p> <p>ア 広報刊行物の発行 63,841,422円</p> <table border="1" data-bbox="750 549 2080 761"> <tr> <td data-bbox="750 549 1077 651">(ア)広報誌 「滋賀プラスワン」</td> <td data-bbox="1077 549 1547 651">隔月発行(年6回) 各回484,000部 A4判16ページ カラー刷り 新聞折込による配布、公共施設・商業施設での配架</td> <td colspan="2" data-bbox="1547 549 2080 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="750 651 1077 761">(イ)広報誌 「滋賀プラスワン」 音声版・点字版</td> <td data-bbox="1077 651 1547 761">隔月発行(年6回) 各回419部(音声版264部、点字版155部) 視覚障害者等へ配布</td> <td colspan="2" data-bbox="1547 651 2080 761"></td> </tr> </table> <p>イ 県政番組の放送 63,501,812円</p> <table border="1" data-bbox="750 834 2080 1016"> <tr> <td data-bbox="750 834 1077 943">(ア)テレビ放送 (びわ湖放送)</td> <td data-bbox="1077 834 1547 943">テレビ滋賀プラスワン 手話タイムプラスワン しらしがテレビ</td> <td colspan="2" data-bbox="1547 834 2080 943">合計放送時間575分間 年間33回(金曜日) 10分間 年間20回(日曜日) 5分間 年間365回(毎日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="750 943 1077 1016">(イ)ラジオ放送 (エフエム滋賀)</td> <td data-bbox="1077 943 1547 1016">滋賀プラスワンインフォメーション</td> <td colspan="2" data-bbox="1547 943 2080 1016">5分間 年間24回(第2・第4金曜日)</td> </tr> </table> <p>ウ 新聞広告の掲載 2,487,242円 6紙(朝日・毎日・読売・産経・中日・京都) 滋賀県版 記事下半5段 年2回</p> <p>エ ホームページの運営 6,644,000円 ・ホームページの全体管理 ・運営支援業務を外部委託(1人常駐) ・ウェブアクセシビリティ試験の実施</p>			(ア)広報誌 「滋賀プラスワン」	隔月発行(年6回) 各回484,000部 A4判16ページ カラー刷り 新聞折込による配布、公共施設・商業施設での配架			(イ)広報誌 「滋賀プラスワン」 音声版・点字版	隔月発行(年6回) 各回419部(音声版264部、点字版155部) 視覚障害者等へ配布			(ア)テレビ放送 (びわ湖放送)	テレビ滋賀プラスワン 手話タイムプラスワン しらしがテレビ	合計放送時間575分間 年間33回(金曜日) 10分間 年間20回(日曜日) 5分間 年間365回(毎日)		(イ)ラジオ放送 (エフエム滋賀)	滋賀プラスワンインフォメーション	5分間 年間24回(第2・第4金曜日)	
(ア)広報誌 「滋賀プラスワン」	隔月発行(年6回) 各回484,000部 A4判16ページ カラー刷り 新聞折込による配布、公共施設・商業施設での配架																		
(イ)広報誌 「滋賀プラスワン」 音声版・点字版	隔月発行(年6回) 各回419部(音声版264部、点字版155部) 視覚障害者等へ配布																		
(ア)テレビ放送 (びわ湖放送)	テレビ滋賀プラスワン 手話タイムプラスワン しらしがテレビ	合計放送時間575分間 年間33回(金曜日) 10分間 年間20回(日曜日) 5分間 年間365回(毎日)																	
(イ)ラジオ放送 (エフエム滋賀)	滋賀プラスワンインフォメーション	5分間 年間24回(第2・第4金曜日)																	

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>オ 滋賀の戦略的県外PR 20,292,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用したニュース配信（年間18回） ・メディアへの働きかけ等によるテレビ番組や雑誌特集記事等の誘致 <p>カ 新型コロナウイルス感染症対応 46,812,840円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCM、ラジオCMの制作、放送 ・知事メッセージ動画の制作、配信 ・啓発チラシの制作、配布 ・JR車内映像広告、SNS広告、学校の校内放送等による感染防止対策の啓発 <p>キ プレスセンター機能強化による「local to local」推進のための情報発信 1,435,860円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外向けプレスリリース 7回 ・海外向け知事会見 1回 <p>(2) 広聴事業</p> <p>ア 県政世論調査の実施 2,391,570円</p> <p>標本数3,000人、有効回収率50.6%</p> <p>イ 県民と知事との対話事業</p> <p>「こんにちは！三日月です」2回、参加者19人 (新型コロナウイルス感染症の影響等により実施回数を縮減)</p> <p>ウ 知事への手紙、県民相談等</p> <p>(ア) 知事への手紙の受付数9,623通 (新型コロナウイルス感染症の影響により例年の約10倍に増加)</p> <p>(イ) 県民相談の件数623件</p> <p>エ 県政モニター</p> <p>定員400名、アンケート調査回数27回、年間平均回答率82.4%</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>オ 青少年広報レンジャー 委嘱8名、活動回数10回 (新型コロナウイルス感染症の影響により委嘱期間を短縮)</p> <p>カ しがwebアンケートプラス 調査実施回数7回(県内6回、県外1回) 1,369,500円</p> <p>キ LINEアンケート 調査実施回数10回 ・県新型コロナ対策パーソナルサポート:9回 ・県公式LINE:1回</p> <p>ク 応答性を備えた対話と共感による広報サイクルの構築 3,429,875円 <ul style="list-style-type: none"> ・LINEアンケート・しがWebアンケート結果について分析・可視化、公表 ・県民から寄せられた主な意見とそれに対する県の考え方等を県ホームページで共有(県民の声ひろば) ・人流データ等を可視化した資料は、知事定例会見等において活用 </p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 【感】広報事業 広報誌、テレビ、ラジオ、ホームページのほか、ツイッターやフェイスブック等SNSを活用することにより、タイムリーに分かりやすく県政情報を情報発信することができた。</p> <p>ア 広報誌 閲読割合(県政世論調査で「読んでいる」と回答した人)が、令和2年度55.4%から令和3年度50.1%に減少した。</p> <p>イ 県政番組 テレビ滋賀プラスワンの視聴割合(県政世論調査で「見ている」と回答した人)が、令和2年度17.4%から令和3年度19.4%に増加した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ ホームページ 年間閲覧数が、令和元年度45,881,736件、令和2年度131,101,146件、令和3年度 77,348,203件となった。</p> <p>エ 滋賀の戦略的県外PR 新型コロナウイルス感染症拡大による取材自粛等の影響を受け、メディア掲載件数が令和3年度2,803件（ウェブ記事2,734件、雑誌・新聞57件、テレビ12件）から2,110件（ウェブ記事2,009件、雑誌・新聞96件、テレビ5件）となった。</p> <p>オ プレスセンター機能強化による「local to local」推進のための情報発信 海外メディアに52件掲載され、滋賀ならではの情報を発信することができた。</p> <p>(2) 広聴事業 県政世論調査、県民と知事との対話事業、知事への手紙、さらにウェブやSNSを用いたアンケート等を実施したことにより、多くの県民の声を把握し、関係部局につなぐことができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 【感】 広報事業 ICTの進展に伴い、世代によって情報の入手方法が異なる中、情報伝達手段の高度化・複雑化への対応や、情報が届きにくい方に対する発信を行う必要がある。また、自治体間競争が激化する中、広報に関する庁内の連携を図ることにより、効果的に滋賀の魅力等を発信していく必要がある。</p> <p>(2) 広聴事業 より広く県民の意見・意向の収集に努めるとともに、寄せられた意見や提言等が県政に反映されるよう、庁内でのさらなる情報の共有化と活用を促していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 【感】広報事業</p> <p>①令和4年度における対応 10月からデジタル版広報誌を隔月で発行し、より幅広い方々に県政情報が届けられるよう努める。また、令和3年度に策定した「滋賀県広報戦略」に基づき、社会情勢の変化に即応しながら戦略的な広報を展開するため、庁内各部局の企画員等で構成する広報戦略会議を設置し、庁内の連携を図ることにより、効果的な滋賀の魅力等の発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き多様な情報発信手段を活用し、県政情報が必要とされる方々に届けられるよう努めるとともに、広報戦略会議での庁内連携等により、県政情報の効果的な発信を目指していく。</p> <p>(2) 広聴事業</p> <p>①令和4年度における対応 県民と知事との対話事業や、LINEアンケート等各種調査を積極的に活用し、より幅広い県民の声の収集に努めるとともに、ビッグデータの活用などにより、声として届きにくい県民の意向把握に努める。また、収集した県民の声を分析・可視化し、庁内に情報共有することで、速やかな施策への反映、政策判断への活用を目指すとともに、県ホームページ「県民の声ひろば」を通じて、広く県民にも周知することで応答性を示していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き県民の意向把握に努め、施策立案・政策判断への活用を目指すとともに、広報事業との連携により、応答性を備えた対話と共感による広報サイクルの構築に努める。</p> <p style="text-align: right;">(広報課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災力の向上</p> <p>予 算 額 2,591,374,000 円</p> <p>決 算 額 1,000,663,554 円</p> <p>(翌年度繰越額 287,825,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 危機管理機能の強化</p> <p>ア 危機管理センターの管理運営 44,360,353円</p> <p>(ア) 施設・設備の維持管理（消防設備、給排水設備、中央監視自動制御システム等の保守点検）</p> <p>(イ) 1階諸室の県民などへの貸し出し、希望者の見学受入れ 施設1階の利用実績（令和3年4月1日～令和4年3月31日） 計114件（2,897人） 来館者数（令和3年4月1日～令和4年3月31日） 計4,429人</p> <p>イ 危機管理体制の強化のための会議等の開催 98,000円</p> <p>(ア) 防災会議（1回）</p> <p>(イ) 地域防災危機管理監会議（1回）、危機管理員会議（1回）</p> <p>(ウ) 市町防災力強化研修の実施（2回、参加者41人）</p> <p>(エ) 新型コロナウイルス感染症対策調整会議（81回）、 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（24回）</p> <p>ウ 原子力防災対策の強化 291,401,300円</p> <p>(ア) 地域防災計画（原子力災害対策編）の修正</p> <p>(イ) 原子力防災専門会議（1回）、原子力安全対策連絡協議会（1回）の開催</p> <p>(ウ) リスクコミュニケーションの推進 研修会・講習会の開催（参加者 計656人） ・放射線実験教室（1回）、放射線・原子力防災セミナー（1回）、防災関係研修会（15回）、 出前講座（6回）の開催</p> <p>(エ) 原子力防災訓練の実施</p> <p>① 本部事務局運営訓練・緊急時モニタリング訓練</p> <p>・実施日：令和3年10月14日（木）から15日（金）</p> <p>・場 所：危機管理センター、衛生科学センター、長浜市内、高島市内</p> <p>・内 容：災害対策（警戒）本部事務局運営訓練、緊急時モニタリング本部運営訓練、空間放射線量率測定訓練、環境試料採取訓練、環境試料分析訓練</p> <p>・参加数：37機関168人</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>② 滋賀県災害対策本部等本部員会議運営訓練 ・実施日：令和3年10月29日（金） ・場 所：危機管理センター、福井県美浜原子力防災センター等 ・内 容：災害対策本部等運営訓練、関係機関初動対応訓練、原子力防災センター参集要員に係る図上訓練 ・参加数：7 機関91人</p> <p>③ 滋賀県・長浜市原子力防災訓練 ・実施日：令和3年11月20日（土） ・場 所：長浜市内（長浜市立木之本小学校、湖北体育館等） ・内 容：屋内退避訓練、住民避難訓練、避難中継所設置運営訓練（スクリーニング、除染方法の確認）、原子力災害医療訓練 ・参加数：18機関277人、ほか住民42人</p> <p>(オ) 環境放射線モニタリング関連システムの運用 ・モニタリングポスト（固定・可搬型、電子式線量計）の運用 ・環境放射線テレメータシステム（固定型モニタリングポストのサーバ、通信機器）の更新 ・モニタリング情報共有システム（RAMISES）の運用 ・環境放射線モニタリング車の更新</p> <p>(カ) 原子力防災ネットワークシステムの運用</p> <p>(キ) 原子力防災資機材の整備 ・放射線測定器、防護服、防護マスク等の購入 ・安定ヨウ素剤の整備 ・一時集合場所等への資機材整備</p> <p>エ 消防力の強化 11,651,263円 (ア) 地域消防組織の強化・活性化を図るため、公益財団法人滋賀県消防協会が実施する事業に対し補助 (イ) メディカルコントロール協議会の開催（2回）※うち書面開催1回</p> <p>オ 防災航空体制の整備 245,616,671円 ・防災ヘリコプターの運航 活動実績：救助48件、救急28件、災害応急対策2件、広域応援18件、市町等との連携訓練10件、自隊訓練180件、その他17件 計303件</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>カ 【感】 みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証事業 ・県が定める基準に対応して対策を実施する飲食店等に対し認証を実施（3,509店舗） 117,527,541円</p> <p>キ 【感】 PCR等検査無料化事業 280,633,042円 ・無症状者への新型コロナウイルスに関する検査を無料化 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業：3,494件 一般検査事業：29,280件</p> <p>(2) 自助・共助による地域防災力の向上</p> <p>ア 地域防災力の向上 987,413円 (ア) 個別避難計画作成の取組を進めるための標準的な手順を示すモデル「滋賀モデル」の実証 大津市、高島市をモデル地域として「滋賀モデル」を実証 (イ) 滋賀の自主防災組織パワーアップ事業 県内4地区をモデル地域として選定し、地区防災計画の策定に向けた取組を支援 (ウ) 女性の参画による防災力向上事業 防災啓発カード（案）の作成や、「女性の参画による防災力向上ワークショップフォーラム」を開催 (エ) 自主防災組織リーダー・防災士養成講座（2回、参加者180人） (オ) 災害から子どもを守る研修会（1回、参加者92人） (カ) コロナ禍の避難所運営女性リーダー等養成講習（2回、参加者83人）</p> <p>イ 防災・減災意識の醸成 8,387,971円 (ア) 防災カフェ（11回、参加者510人） (イ) メディア連携総合防災訓練事業 (ウ) 地震防災出前講座（15回、参加者1,213人） (エ) 一人ひとりに合った避難行動計画（「マイ・タイムライン」）の作成支援 （作成支援ツール「しがマイ・タイムライン」の作成、作成出前講座の実施（12校、531名））</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>危機事案に関する様々な情報を収集・分析し、関係機関で共有しつつ対応を行ったほか、緊急初動対策班訓練、原子力防災訓練等の実施などにより、危機意識および対応能力の向上を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が限定的になったものの、オンラインでの各種研修会や出前講座など研修・交流プログラムを実施することにより、防災意識の高揚を図る機会を提供し、自助・共助による地域防災力の向上を推進した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展や人間関係の希薄化等に伴い、地域防災力の低下が課題となっており、女性や子ども・若者も含め、多様な主体による担い手の確保・育成を進める必要がある。また、全国各地で大規模災害が発生し、高齢者をはじめとした避難行動に支援を要する災害時要配慮者に被害が集中しており、的確な避難対策の実施が求められている。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況に応じて、庁内・庁外との連携を密にし、適切に対応していく。</p> <p>また、地域防災の担い手となる防災士や避難所運営リーダーの養成に取り組むとともに、モデル地域における地区防災計画の策定支援等を通じ、地域防災力の向上を図る。</p> <p>また、高齢者や障害者など、災害時要配慮者の個別避難計画の策定が全県で進むように、モデル地域の実証結果を踏まえ、県内全市町に横展開していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>災害対応の検証や訓練の結果を踏まえた計画・マニュアルの見直しを継続する。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理局)</p>

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[総合企画部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	11
II 經 濟	20
III 社 会	30
IV 環 境	59

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

I 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 滋賀県基本構想の推進</p> <p>予 算 額 11,195,000 円</p> <p>決 算 額 10,247,430 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 滋賀県基本構想審議会の開催 滋賀県基本構想（平成31年3月策定）の2年目の実施状況について審議するとともに、今後の県の施策のあり方について意見交換を行った（令和3年8月6日開催）。</p> <p>(2) 滋賀県基本構想普及啓発、次期「基本構想実施計画」の策定に向けた意見・情報収集</p> <p>ア 基本構想タウンミーティングの開催 県を取り巻く状況等について県民が理解したうえで、「滋賀県という地域で暮らす『幸せ』」についての率直に感じたことや考えたことを抽出するために基本構想タウンミーティング（対話式世論調査）等を開催した。</p> <p>①基本構想タウンミーティング（次世代会議）※高校生対象 2回開催 令和3年7月30日 開催場所：守山市 参加者：16名 令和3年8月19日 オンライン開催 参加者：4名</p> <p>②基本構想タウンミーティング（対話型世論調査）※一般対象 3回開催 令和3年10月21日 開催場所：大津市 参加者：4名 令和3年10月30日 開催場所：彦根市 参加者：6名 令和3年11月25日 オンライン開催 参加者：5名</p> <p>イ 「幸せ」の可視化・指標化の調査・研究業務 既存のデータ等より「幸せ」と関連性の高い要素や施策の分析を行い、そこから「幸せ」に暮らすための手がかりを11人の人物像（ペルソナ）にあてはめて、基本構想のモニタリング指標との紐づけ等を行い、「幸せ」を可視化する手法を研究した。</p> <p>(3) SDG s を活用した持続可能な滋賀づくり事業</p> <p>ア 「滋賀×SDG s 交流会」の開催 SDG s に関心のある多様な主体がつながる場を提供することを目的として、「滋賀×SDG s 交流会」を開催した。 令和4年3月23日オンライン開催 33人参加</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>滋賀県基本構想の内容や身近な生活の中での関わりについて県民に広く発信するとともに、次期基本構想実施計画策定に向け、幅広い年代や様々な立場の方に滋賀で暮らす「幸せ」についての意見や思い等を聴くことができた。</p> <p>また、多様な主体による交流の場を提供するとともに、具体的なSDGsの実践事例の創出に向けたワークショップを開催することにより、SDGsについての理解促進や実践に向けた機運醸成を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>引き続き、滋賀県基本構想の内容を県民に広く周知するとともに、一人ひとりの実践に繋げていく必要がある。</p> <p>また、コロナ危機を経験したことによる大きな社会の変化を見据えた政策形成や多様な主体との連携・協働を着実に推進することが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>令和4年度の次期基本構想実施計画策定に向け、施策の方向性を探るために、県民や滋賀に関わりのある方々との対話の場を設定するほか、引き続き滋賀県基本構想の内容の普及啓発に取り組む。</p> <p>また、SDGs全国フォーラムを滋賀県で開催する機会を活かし、SDGsに関する県の取組を更に情報発信していくとともに、多様な主体のSDGs実践に向けた取組を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>コロナ危機を経験したことによる社会変化を見据えた政策形成と多様な主体との連携・協働により、基本構想を推進していくとともに、引き続き、「変わる滋賀」の実現に向け、自ら行動する県民の裾野拡大や実践に向けた取組を進める。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 死生懇話会の開催</p> <p>予 算 額 3,599,000 円</p> <p>決 算 額 3,440,860 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>人生 100年時代の到来とともに、多死社会を迎える中、「死」について真正面から考えることで、限りある「生」をより一層充実させる施策につなげる契機とするため、有識者等からなる「死生懇話会」を令和2年度に設置した。令和3年度は、感染症対策にも十分配慮し、会場とオンラインでのハイブリッド型開催を2回行うとともに、「死」「生」に関する様々な取組や視点についての情報発信を行った。</p> <p>第2回死生懇話会 令和3年6月19日 参加者：約 140名 第3回死生懇話会 令和3年11月21日 参加者：約 80名</p> <p>2 施策成果</p> <p>死生懇話会の開催や関連する取組の発信により、「死」を捉えたうえで、より豊かに生きることについて考える機会の提供ができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>死生懇話会の開催や関連する取組の発信が、より多くの方に届くよう効果的かつ効率的な広報手法を十分に検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>委託業者と十分に連携しながら、これまで死生懇話会等を聴講したことがない方々にも幅広く情報が届く広報ツールおよび広報手法を活用し、情報発信の強化に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>これまでの死生懇話会関連の取組について丁寧に精査し、今後の事業展開について死生懇話会の持ち方も含め十分に検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(エ) 未来ファンドおうみ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「びわこ市民活動応援基金」（新型コロナウイルス感染症の影響による困窮者支援を含む）、「びわ湖の日基金」、「積水化成品基金」、「笑顔あふれるコープしが基金」、「ナカザワNEOフレンドシップ基金」、「げんさん食育NPO基金」、「湖国文学活動応援むらさき基金」および「びわ湖源流の木遣い応援もえぎ基金」助成事業 <p>助成団体数 18団体</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進</p> <p>ア 県民の主体的な活動の支援を行い、18法人について設立を認証するとともに、認定の更新を1法人について行った。</p> <p>イ 企業等との包括的連携協定の締結により、企業等のネットワークやノウハウを活用した連携を実施した。</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業 (公財)淡海文化振興財団の運営に必要な支援を行い、社会貢献活動に関する情報提供や基金事業により、NPO法人の基盤強化につながった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進 NPO法人の指導監督や相談対応を適切に行い、NPO法人の活動基盤の強化を図る必要がある。また、認定制度や条例個別指定制度により、NPO法人への寄附を促し、財政基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業 新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民活動に大きな影響を及ぼしており、コロナ禍における市民活動を今後どのように展開していくのか、その支援を財団や他の団体等と連携して取り組んでいく必要がある。財団は引き続き、社会経済情勢の変化やニーズに対応した事業見直しに適宜取り組むとともに、一層の自主財源の確保に努める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア ウェブサイト「協働ネットしが」を活用し、NPO法人に関する情報の共有化と情報発信に取り組み、活動の活性化を図っている。さらに、認定NPO法人等への寄附について、多くの人が関心を寄せて寄附につながるよう情報発信を工夫していく。</p> <p>イ NPO法人の事業報告書等の公表や、事業報告書を提出しないNPO法人に対しての設立認証の取消し等の処分を行うことで、NPO法人の信頼性向上を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア NPO法人は、組織基盤が脆弱で、人材面、資金面および情報発信面での課題を抱える法人が多いことから、引き続き情報の共有化と情報発信に取り組み、活動の活性化を図る。</p> <p>イ NPO法人の活動基盤強化を図るため、他団体と連携して個別相談に対応する。</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>財団においては、「未来ファンドおうみ」助成金事業などの実施のため、寄附の受入れに向けた企業等への訪問活動や、NPO活動団体への「社会的成果（インパクト）評価」手法の普及を図っている。</p> <p>また、「おうみ未来塾」については、社会情勢の変化やニーズに対応した見直しの一部を第16期生の運営に活かしている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>事業成果を可視化するとともに、コロナ禍におけるNPO等の組織基盤の強化や活動の活性化につながる支援について、財団や他の団体等と連携して取り組んでいく。</p> <p>また、財団に対しては、自立性を高めるため、一層の自主財源の確保に取り組むよう求めていく。</p> <p style="text-align: right;">（県民活動生活課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
<p>4 公文書の適正な管理・活用</p> <p>予 算 額 29,647,000 円</p> <p>決 算 額 29,520,617 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理 滋賀県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）に基づく適正な公文書管理が徹底されるよう、階層・役割別の研修資料を作成するとともに周知を行った（所属長向け、文書取扱主任者向け、一般職員向け、新規採用職員向けの各資料を作成）。</p> <p>(2) 公文書館における特定歴史公文書等の保存・活用</p> <p>ア 歴史的に重要な公文書の公文書館への移管 公文書管理条例に基づき、令和2年度末で保存期間が満了した全ての公文書等を対象として選別を行い、歴史的に重要な公文書等を公文書館へ移管した。 令和3年度追加資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定歴史公文書（県職員が職務上作成し、または取得した文書で、公文書館に移管されたもの） 3,851冊 ・行政資料（県が保管していた行政刊行物・図書・写真等） 2点 ・寄贈・寄託文書（県にゆかりの深い個人・団体から寄贈・寄託された文書） 4点 <p>イ 公文書館の運営</p> <p>(ア) 利用者の利便性向上のため、次の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史公文書管理システム（公文書館ホームページ、データベース機能等）の運営 ・歴史公文書に係る文書目録の作成数 22,144件 ・デジタルアーカイブに係るデジタル画像の整備数 6,800コマ <p>(イ) 公文書館の認知度および県民等の歴史公文書等への関心を高めるため、次の普及事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展示の開催（「明治の銀行～滋賀県の銀行事始め～」など計4回） ・情報紙「滋賀のアーカイブズ」の発行（2回） うち1回は、「《県政 150周年記念特集》『歴史公文書が語る湖国』（※）を用いた授業指導案」として発行 ※令和3年3月に刊行された公文書館開館記念誌 <p>(ウ) 目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="761 1228 1433 1300"> <thead> <tr> <th>公文書館の年間利用者数</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,641人</td> <td>2,000人</td> <td>100 %</td> </tr> </tbody> </table>	公文書館の年間利用者数	実績値	目標値	達成率		2,641人	2,000人	100 %
公文書館の年間利用者数	実績値	目標値	達成率						
	2,641人	2,000人	100 %						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理 条例に基づいた文書管理の運用に関し、職員に対して職階に応じた必要な対応等の周知を行うことができた。</p> <p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍において、当館および当館の催し物等が42回取り上げられたとともに、論文、書籍等22件において当館所蔵資料が利用された。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理 全ての職員が条例に沿った公文書の適正な管理を行えるよう、引き続き資料配布に加え、集合研修方法を取り入れながら運用等の内容を職員に対し周知徹底する必要がある。</p> <p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用 特定歴史公文書等の更なる利用促進を図るため、公文書館の認知度の向上、WEB上で特定歴史公文書等を閲覧できるデジタルアーカイブの整備等インターネット利用を含む利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理</p> <p>①令和4年度における対応 公文書管理条例の運用等の内容を職員に周知徹底するため、引き続き、職階別の研修や説明等を随時実施し、現用公文書の適正な管理を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、職階別の研修や説明等を通じて、現用公文書の適正な管理を確保する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>特定歴史公文書等の活用を進めるため、引き続き歴史的に重要な公文書等の公文書館への移管および保存、魅力のある企画展示の実施等による公文書館の認知度向上、歴史公文書管理システムの運営や検索用目録、デジタルアーカイブの継続的な整備等によるインターネットを含めた利便性の向上に取り組む。</p> <p>特に特定歴史公文書の活用等に向けた教育機関との連携を進めるため、令和3年度にとりまとめた「《県政 150周年記念特集》『歴史公文書が語る湖国』を用いた授業指導案」を活用して、県立高等学校における公開授業を実施するとともに、今後、教育機関において活用されることが見込まれる特定歴史公文書等のデジタルアーカイブ化を進めることにより、特定歴史公文書等の幅広い活用を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>特定歴史公文書等の活用を進めるため、引き続き歴史的に重要な公文書等の公文書館への移管および保存、魅力のある企画展示の実施等による公文書館の認知度向上、歴史公文書管理システムの運営や検索用目録、デジタルアーカイブの継続的な整備等によるインターネットを含めた利便性の向上に取り組む。</p> <p>今後、教育機関等とのさらなる連携を進め、特定歴史公文書等の幅広い活用を図る。</p> <p style="text-align: right;">(県民活動生活課)</p>

II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業		成 果 の 説 明
事 項 名		
1 高等教育の充実		1 事業実績
予 算 額	47,658,000 円	(1) 大学等連携推進事業
決 算 額	47,160,670 円	ア 環びわ湖大学連携推進事業
		県内14大学等、6市と滋賀県、滋賀経済同友会を構成員とする（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムが行う各種連携事業に対して、その経費の一部を負担した。
		(ア) 大学地域連携事業
		・19テーマの地域課題について、7大学と県および7市が連携して、課題解決に向けた取組を提案。
		(イ) 学生支援事業
		・各大学等におけるSDGs関連事業の実施および発信を行い、また大学間連携イベントにおける発表を実施。
		(ウ) 就職支援事業
		・県内企業による合同企業説明会に協力（10件）。参加企業総数 294社 参加学生等総数 444人
		・県内大学就職・進路担当者と県内企業人事担当者との情報交換会を開催。参加企業総数 40社 参加大学10大学
		(エ) 単位互換事業
		・65科目が提供され、25科目67名が利用
		イ 大学連携政策研究事業
		「県内大学等と地域のパートナーシップ推進に関する政策研究事業」として、県内大学等におけるパートナーシップ推進に向け、前年度の基礎的な研究（現状と課題の分析）をもとに、滋賀県の実情を踏まえた4つの方向性を示した。
		ウ 環びわ湖大学・地域コンソーシアムSDGs活動支援事業
		（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟する複数大学の学生が一体的に取り組むSDGsの情報発信および交流推進に係る事業に対して補助し、大学の垣根を越えたSDGsの普及促進を支援した。
		情報発信：各大学におけるSDGs関連事業の取組をSDGsマップとして作成して冊子に掲載した。
		交流推進：交流イベントを行うとともに、大学地域交流フェスタにおいて成果を発表した。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業 価値創造力と専門性、実践力を兼ね備えた高等専門人材の育成機関の設置に向け、県内の中学生や産業界のニーズ調査を行い、有識者懇話会において意見を聞きながら、育成すべき人材像、学びの方向性、学校規模、設置主体等について検討を重ね、「『令和の時代の高専』構想骨子」を取りまとめた。</p> <p>(3) 【感】学生活動支援事業 コロナ禍の長期化により県内大学等の学生の活動が低調となるなか、コロナ禍で浮き彫りとなった地域課題や社会課題の解決に積極的に取り組む学生団体の活動にかかる経費を助成した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 大学等連携推進事業</p> <p>ア 環びわ湖大学連携推進事業 (一社) 環びわ湖大学・地域コンソーシアムを通じて、県内大学等の連携を深め、大学等、学生、企業および地域住民等がともに地域課題の解決や活性化に向けた取組を検討し、実施することができた。</p> <p>イ 大学連携政策研究事業 (一社) 環びわ湖大学・地域コンソーシアムが有するシンクタンク機能を活用し、大学等によるパートナーシップ推進を進める4つの方向性を示した。</p> <p>ウ 環びわ湖大学・地域コンソーシアムSDGs活動支援事業 SDGs紹介冊子およびSDGsマップの制作や、県内大学のイベント等における学生の情報発信に対して支援を行い、大学の垣根を越えた学生同士の交流とSDGsの啓発につなげることができた。</p> <p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業 「『令和の時代の高専』構想骨子」の取りまとめにより、次年度以降、さらに具体的な検討を行い、令和の時代の滋賀の高等専門学校の開校を目指すための基礎ができた。</p> <p>(3) 【感】学生活動支援事業 コロナ禍で浮き彫りとなった地域課題や社会課題の解決に積極的に取り組む学生団体の活動にかかる経費を助成した。 交付件数：11件 交付額：403,000円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 大学等連携推進事業 （一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムへの支援などを通じ、更に大学連携による地域活性化を積極的に進めることに加え、今まで以上に大学の力（研究の力、学生の力）を地域づくりに活かす必要がある。</p> <p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業 「『令和の時代の高専』構想骨子」をもとに、設置場所を選定するとともに、育成すべき人材、学科・カリキュラム編成、設置・運営に求められる設備や費用の整理、産業界との共創等、更に具体的な検討を進める必要がある。</p> <p>(3) 【感】学生活動支援事業 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、大学の要望等を踏まえ必要な支援策を速やかに講じる必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 大学等連携推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 地域でのパートナーシップ推進のための政策研究を（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムに委託し、地域の「知」の拠点としての大学等の特徴や強みを活かした機能強化等を推進する。 また、次世代を担う若者が、大学等の枠を越えて一体的にSDGsに取り組む活動を支援する。更に3つの大学や県立施設が集積するびわこ文化公園都市の活性化に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 大学等が、（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムを通じて連携を強化し、地域課題解決等を通じた地域社会への貢献が進むよう、引き続きコンソーシアムの活動を支援する。</p> <p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業</p> <p>①令和4年度における対応 有識者懇話会での意見を参考に、高等専門学校を設置場所を決定する。また、「構想骨子」をベースに教員や教育カリキュラムの検討といったソフト面、施設整備計画や整備手法といったハード面それぞれ高等専門学校設置に向けた具体的な項目の検討を進め、「基本構想（1.0）」を作成する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 開校に向けて、ソフト、ハード両面からさらに準備を進める。</p> <p>(3) 【感】 学生活動支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、大学の要望等を踏まえ必要な支援策を速やかに講じる。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 首都圏における滋賀の魅力発信</p> <p>予 算 額 8,193,000 円</p> <p>決 算 額 8,002,665 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 首都圏ネットワーク活用事業 首都圏において、滋賀ゆかりの人や企業・店舗等とのネットワークの拡充・強化を図りながら様々な取組を実施するとともに、各種情報媒体を活用した情報発信により、滋賀の認知度向上を図った。</p> <p>ア 首都圏から滋賀を応援する取組</p> <p>(ア) 滋賀ゆかりの企業・店舗、大学生等との関係構築 定期的な情報提供や訪問等により、滋賀ゆかりの企業・店舗、大学生等との関係構築を図った。 ・約 150の滋賀ゆかりの企業・店舗へ毎月末に県関係資料を提供 ・大学生へのメールマガジン配信回数：21件</p> <p>(イ) 滋賀応援コミュニティ活動の推進 首都圏において滋賀に興味関心を持つ人々が、SNSでつながる「滋賀応援コミュニティ」の拡充を図るとともに、滋賀をテーマとするワークショップの開催や、オンラインを活用したマッチング等により、関係人口の創出・拡大につなげた。 ・コミュニティ新規登録者数：138人 ・ワークショップ開催数：4回（延べ170人参加） ・交流型オンラインツアー延べ参加者数：37人</p> <p>イ 首都圏において滋賀を発信する取組</p> <p>(ア) 首都圏における関係人口創出イベントの実施 食や観光資源等を一体的に発信し、滋賀の魅力をより深く知る機会を提供するため、県庁各部局および県内関係団体と連携し、港区白金台にあるポップアップショップ「八芳園MuSuBu」で、関係人口創出イベント「滋賀とMuSuBu 滋賀でMuSuBu」を開催した。（令和4年3月9日～3月13日） ・イベント来場者数：5日間合計 1,230人 ・アンケート調査にて「今回のイベントを通じて、滋賀県に関心を持った」と回答した人の割合：84.5%</p> <p>(イ) 首都圏における滋賀ゆかりの地などの情報発信 ・「滋賀区」のガイドブック作成およびデータベースの追加 「滋賀区」WEBサイトに登録している滋賀ゆかりの店等を新たに追加した10件を含めて、約70の店等を選定したガイドブックをv o l . 3として作成</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>・ F a c e b o o k 等、 S N S による滋賀ゆかりの情報発信 F a c e b o o k や I n s t a g r a m、東京都が運営する「東京と全国各地との共存共栄」ポータルサイトへ情報を積極的に掲載</p> <p>2 施策成果 滋賀ゆかりの人や企業・店舗等との関係を構築するとともに、「滋賀応援コミュニティ」の拡充を図ることにより、関係人口の創出・拡大に向けて、効果的に取り組むことができた。また、SNSでの情報発信に加え、関係人口創出イベントで滋賀の魅力を積極的に発信したところ、「滋賀県に興味を持った」と回答した人の割合が組織目標として掲げていた80%を上回る等、認知度向上につながった。</p> <p>3 今後の課題 首都圏における関係人口の創出を目指し、滋賀の認知度を一層向上させていくため、更なるネットワークの拡充・強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中、「ここ滋賀」との連携の下、より効果的な手段を模索しながら情報発信を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、滋賀ゆかりの企業・店舗等への訪問活動を強化するとともに、交流会の開催や滋賀応援コミュニティの拡充等を通じてネットワークの更なる拡充・強化を図る。また、「ここ滋賀」との連携強化を図りつつ、滋賀ゆかりの企業・店舗等の協力を得て効果的な発信に努め、滋賀ファンや関係人口の創出を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 首都圏における人・企業ネットワークの拡充・強化を図るとともに、「ここ滋賀」との緊密な連携を図りながら、より効果的な情報発信の手法を検討し、滋賀の魅力発信に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 新しいエネルギー社会づくりに向けたエネルギー政策の推進</p> <p>予 算 額 136,559,000 円</p> <p>決 算 額 132,731,754 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業 地域主導による再生可能エネルギーの導入促進等を図るため、セミナーの開催等により、事業化に向けて取り組もうとする個人や企業・団体等へ情報発信するとともに、新しいエネルギー社会の実現に向けた機運の醸成を図った。</p> <p>ア 新しいエネルギー社会づくり関連セミナー（県民向けセミナー） 参加者数：個人42名、団体28組</p> <p>イ 県市町CO₂ネットゼロ研究会 開催回数：4回</p> <p>ウ 「しがエネルギームーブメント！」による啓発 動画視聴回数：5,291回（令和3年4月1日～令和4年3月31日）</p> <p>エ しが水素エネルギー研究会 開催回数：2回</p> <p>(2) 【感】スマート・エコハウス普及促進事業 家庭における創エネ・省エネ・スマート化を促進するため、（公財）淡海環境保全財団が行う、個人用既存住宅におけるスマート・エコ製品（太陽光発電システム、蓄電池、高効率給湯器等）の設置に対して助成を行った。 補助金額 64,950,000円 補助件数 1,080件</p> <p>(3) 【感】省エネ・再エネ等推進加速化事業</p> <p>ア 省エネ診断支援事業 事業所における計画的な省エネ行動を支援するため、（公財）滋賀県産業支援プラザが行う省エネ診断のための専門家派遣に対して助成を行った。 補助金額 13,152,544円 診断支援件数 80件</p> <p>イ 省エネ・再エネ等設備導入加速化事業 事業所における計画的な省エネ行動・再生可能エネルギー等の導入を促進するため、（公財）滋賀県産業支援プラザが行う中小企業者等への設備導入補助事業に対して助成を行った。 補助金額 48,835,540円 補助件数 55件</p> <p>(4) 地域エネルギー活動支援事業 CO₂ ネットゼロ社会の実現に向けて、エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化を図るための地域団体等による主体的な活動に対して助成を行った。 補助金額 400,000円 補助件数 1件</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業 県民向けセミナーの開催や動画「しがエネルギームーブメント！」の活用等により、事業化に向け取り組もうとする個人や企業・団体等への情報発信の拡大につながった。</p> <p>(2) 【感】スマート・エコハウス普及促進事業 太陽光発電システムをはじめ、2019年11月からの固定価格買取期間の順次満了を迎え、自家消費のための蓄電池等の自立分散型エネルギーシステムの導入が進み、自家消費型モデルの普及につながった。 CO₂ 排出削減量 1427.6 t-CO₂</p> <p>(3) 【感】省エネ・再エネ等推進加速化事業 中小企業者等の計画的な省エネ・再生可能エネルギー等の導入を進めるため、診断から設備導入まで切れ目のない支援を行い、エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの排出抑制につながった。 CO₂ 排出削減量 307.0 t-CO₂</p> <p>(4) 地域エネルギー活動支援事業 地域団体等の主体的な活動を通じて、地域における再生可能エネルギー導入や省エネ推進に向けた機運醸成につながった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業 CO₂ ネットゼロ社会づくりに向け、県民や事業者等と連携・協力しながら取組を展開するため、各取組の「見える化」を進め、更なる浸透を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 【感】スマート・エコハウス普及促進事業 固定価格買取制度（FIT）の買取価格の低下に伴い、太陽光発電システムの導入件数は鈍化傾向にある。 CO₂ ネットゼロ社会の実現に向けて、家庭の省エネルギー化や再生可能エネルギーの更なる導入を促進するため、卒FITを見据え、蓄電池、高効率給湯器等の導入を促進するなど、自家消費型モデルを普及するための効果的な支援策を検討する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】省エネ・再エネ等推進加速化事業 新型コロナウイルス感染症対応として、グリーンリカバリーの観点から、中小企業者等が取り組む省エネ診断や省エネ・再エネ設備導入に対して支援することにより、CO₂ ネットゼロ社会づくりをより一層加速していく必要がある。</p> <p>(4) 地域エネルギー活動支援事業 地域における再生可能エネルギー導入等の機運は高まりつつあるものの、実際の活動は一部の地域にとどまっている。CO₂ ネットゼロ社会の実現に向けて、こうした活動をより多くの県民に紹介していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 組織改編に伴い、事業を再編成したため、別事業の中で「しがCO₂ ネットゼロムーブメント」の更なる推進を図り、取組の「見える化」や「自分ごと化」などを進める。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ</p> <p>(2) 【感】スマート・エコハウス普及促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 家庭における創エネ・再エネ・スマート化を促進するため、更なる取組の促進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、太陽光発電単体だけでなく、自家消費型モデルの普及に向けてより効果的な支援策を検討していく。</p> <p>(3) 【感】省エネ・再エネ等推進加速化事業</p> <p>①令和4年度における対応 施策がもたらす効果や導入事例の周知に努め、持続的な中小企業者等の取組を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 地域エネルギー活動支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 組織改編に伴い、事業を再編成したため、別事業の中で「しがCO₂ネットゼロムーブメント」の更なる推進を図り、取組の「見える化」や「自分ごと化」などを進める。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ</p> <p style="text-align: right;">(CO₂ ネットゼロ推進課)</p>

III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤	
事 項 名	成 果 の 説 明
1 個性を活かした活力ある地域づくりの推進 予 算 額 183,848,000 円 決 算 額 183,845,901 円	1 事業実績 (1) 関西広域連合への参画と取組の推進 ア 関西広域連合事業費 関西広域連合において、「広域防災」「広域観光・文化・スポーツ振興」「広域産業振興」「広域医療」「広域環境保全」「資格試験・免許等」「広域職員研修」の7分野の広域事務や広域インフラなど企画調整事務の取組を進めた。 関西広域連合委員会 12回開催 関西広域連合議会 本会議4回、常任委員会等12回開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 13回開催 (2) 広域行政の推進 ア 全国知事会連絡調整費 全国知事会議において、地方行政をめぐる諸問題について協議するとともに、国に対し制度の改善を中心とした政策提案、政策要望等を取りまとめ、要請活動を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策について、協議や知見の共有を行うとともに、国に対する要請活動、国民に対する共同メッセージの発出を行った。 なお、令和3年6月9日～11日に滋賀県での開催が予定されていた夏の全国知事会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により現地開催が中止となり、WEBによる全国知事会議が令和3年6月10日に開催された。 また、日本創生のための将来世代応援知事同盟ではサミットを広島県で開催し、参加の18県知事と大学生たちとのWEBによるディスカッションや、働き方改革、関係人口の創出など6項目からなる「将来世代応援に向けたひろしま声明」を宣言するとともに、緊急提言を取りまとめ、要請活動を行った。 全国知事会議 令和3年6月10日（WEB開催）23項目の政策提案等 令和3年11月26日（東京都開催）15項目の政策提案等 新型コロナウイルス緊急対策本部 17回開催（WEB開催） 日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット 令和3年4月13日（広島県開催）

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 近畿圏整備対策費 近畿ブロック知事会議において、新型コロナウイルス感染症対策および近畿の重要課題等について協議するとともに、国に対し提案等を行った。 近畿ブロック知事会議 令和3年5月31日（WEB開催）31項目の提案等 令和3年10月28日（大阪府開催）31項目の提案等</p> <p>ウ 中部圏開発整備対策費 中部圏知事会議において、新型コロナウイルス感染症対策および地方行政に関する課題について協議するとともに、国に対し提言を行った。また、中部圏開発整備地方協議会において、社会資本整備に関する提案を行った。 中部圏知事会議 令和3年5月17日（WEB開催）18項目の提言 令和3年10月15日（WEB開催）19項目の提言</p> <p>エ 近隣府県連携推進費 滋賀県・岐阜県知事懇談会を令和3年9月8日に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和4年1月17日に延期した。しかし、再び同感染症が感染拡大したことから、令和4年度に開催を延期した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 関西広域連合への参画と取組の推進 構成府県市等と連携した防災訓練、獣害対策、京滋ドクターヘリの安定運航等を実施するなど、広域防災や広域環境保全などの分野において、広域的課題に対する取組を効果的かつ着実に進めることができた。 新型コロナウイルス感染症対策について、医療物資等の調達や広域での患者受入、府県をまたぐ往来の制限や国に対する提言活動について、大きな成果が得られた。</p> <p>(2) 広域行政の推進 全国知事会、近畿ブロック知事会、中部圏知事会等を通じて、本県の抱える諸課題について、国に対し、提案、提言等を効果的に行うことができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題 関西広域連合や全国知事会、各知事会において、県益・県民益の確保につながるよう、本県の提案・主張を適時適切に行うとともに、中部圏・北陸圏との広域連携については、「広域連携推進の指針」を踏まえ、効果的・効率的な連携を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 関西広域連合の取組を着実に推進するとともに、県益・県民益の確保につながるよう、本県の提案・主張を行う。また、中部圏・北陸圏との連携については、既存のプラットフォームの中で実施してきた事業の見直しを行うなど、より効果的・効率的な連携を進めるとともに、「広域連携推進の指針」の計画期間が令和4年度末までとなっていることから、前回策定時からの状況・情勢の変化を踏まえ、今年度中に指針の策定を行う。 岐阜県・福井県との知事懇談会を通じて、両県の好事例や課題の共有を図るとともに、連携した事業の実施等につなげる。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、関西広域連合や全国知事会、各知事会の活用や隣県との連携により、効果的・効率的に本県の抱える諸課題の解決を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 多文化共生を目指す</p> <p> 予 算 額 27,529,000 円</p> <p> 決 算 額 25,119,098 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <p> ア 多文化共生推進事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口の運営 対応言語： 12言語（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、ベトナム語、他） 相談件数： 2,205件 ・多言語による情報提供 外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行：年4回、10言語（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、ベトナム語、他）、1回につき20,000部（全言語合計） <p> イ 災害時外国人県民等支援体制強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時外国人サポーター養成講座（オンライン開催） 令和3年9月11日 参加者：31人 <p> ウ 【感】新型コロナウイルス感染症多言語翻訳業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳言語： 8言語 （ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、ベトナム語、他） ・成果物ページ数（全言語合計）：84,705頁

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <p>ア 多文化共生推進事業補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症をはじめとする、2,205件の相談に対応するとともに、多言語での感染症予防関連の情報、各種生活支援に関する情報等の提供を通じて、外国人県民等が抱える問題の解決や不安の払拭につなげた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="734 555 1995 624"> <thead> <tr> <th>外国人相談窓口での支援件数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>789件</td> <td></td> <td>950件</td> <td>1,603件</td> <td>2,205件</td> <td>970件</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害時外国人県民等支援体制強化事業</p> <p>災害時の外国人支援を行うサポーター（ボランティア）を養成するための講座を実施し、新たに5人の登録に繋がり、登録者数が計128人となった。また、災害時の外国人支援に必要な知識や対応に係るノウハウの習得など、サポーターの資質向上を図ることができた。</p> <p>ウ 【感】新型コロナウイルス感染症多言語翻訳業務委託</p> <p>感染拡大防止に係る情報、県民向けお知らせ、各種支援制度などの情報を多言語化し、（公財）滋賀県国際協会のホームページ等を通して情報発信を行った。ホームページでは、28,894人の外国語ユーザーに情報を届けることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国制限の緩和により、今後、外国人労働者や留学生等、県内の外国人人口の急増と多国籍化が見込まれる。 ・多国籍化を背景とする、「言語ニーズの多様化」や、「外国にルーツを持つ児童生徒の増加」、「災害時外国人支援」、「外国人の人権尊重に関する理解の促進」等への対応や、外国人県民等の滞在の長期化・定住化の進展に伴うニーズや課題の多様化・複雑化への対応が課題である。 ・災害発生時に日本語が十分に理解できない外国人県民等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災知識・意識向上のための取組や、やさしい日本語や多言語による情報提供などの外国人支援活動を行うボランティアの確保・育成を進めていく必要がある。 ・日本語能力が十分でない外国人においては、意思疎通が十分に図れないことにより、生活上の様々な場面での困難等に直面していることから、多言語での相談対応等と併せて、日本語教育の推進にも取り組む必要がある。 	外国人相談窓口での支援件数	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率	789件		950件	1,603件	2,205件	970件	100%
外国人相談窓口での支援件数	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率									
789件		950件	1,603件	2,205件	970件	100%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しが外国人相談センター」の相談員を1名増員し、新型コロナウイルス感染症に関する相談など、外国人県民等からの様々な相談に12か国語で対応するとともに、多言語での情報提供を行う。 ・災害時に外国人支援に協力するサポーター養成のための講座や情報伝達訓練を実施し、ボランティアの確保・育成に取り組む。 ・多言語対応の推進と日本語教育の推進の両輪でのコミュニケーション支援に取り組む。 ・日本語副教材、カリキュラムの提供や地域日本語教育コーディネーター等専門家を活用し、モデルとなる日本語教育を実施するとともに、日本語学習支援者の確保・育成を行う。 <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）」に基づき、関係部局や市町、国際交流協会等の民間団体などとの連携の下、実効性のある施策展開を図る。</p> <p style="text-align: right;">（国際課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 土地利用推進事業 滋賀県国土利用計画および土地利用基本計画は土地利用に関する上位計画であるため、県の各個別計画が両計画を基本として運用されるよう、引き続きその適正な管理運営に努める必要がある。 また、大規模開発は、地域の環境保全、住民の生活環境等の様々な面に影響をもたらすため、引き続き、県土の適正な利用が行われるよう指導調整に努める必要がある。</p> <p>(2) 地価対策推進事業 地価動向を把握し、情報提供することについては、それが土地取引の指標等となることから、引き続き行う必要がある。また、市町における事務の円滑な実施のための支援についても、引き続き行っていく。</p> <p>(3) 国土調査事業 引き続き、地籍調査の進捗率の向上を図るため、地籍調査の認知度の向上、休止市の解消、防災対策事業としての位置付け、災害リスクの高い地域の優先実施、国土調査法第19条第5項に基づく指定の促進等の取組を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 土地利用推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 第五次滋賀県国土利用計画の進捗状況の把握に努めるとともに、各個別規制法に基づく諸計画の変更に先行する土地利用基本計画図の変更手続きを厳格に行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、県国土利用計画および土地利用基本計画の適正な管理運営に努める。</p> <p>(2) 地価対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 地価調査の実施により、土地取引の指標等となる情報を提供するほか、国土利用計画法に基づく届出事務の処理等のために市町が要する経費に対して、土地利用規制等対策費交付金を交付し、当該事務の円滑な実施に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 引き続き、地価調査の実施による情報提供や、土地利用規制等対策費交付金の交付等による届出事務の円滑な実施に努める。</p> <p>(3) 国土調査事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町が必要とする事業費確保の取組として、全国国土調査協会から国へ要望活動を行う。また、地籍調査の認知度向上のため、市町と連携し、パネル展示および出前講座を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 第七次国土調査事業十箇年計画を踏まえ、効率的な調査手法の導入を促進するとともに、市町の策定する防災計画において地籍調査の重要性と推進を位置付けることを促すことにより、更なる事業促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(県民活動生活課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 自立した消費者の支援・育成</p> <p>予 算 額 35,408,000 円</p> <p>決 算 額 33,916,724 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 消費生活相談</p> <p>ア 消費生活相談 滋賀県消費生活センターで、消費者被害の未然防止と迅速かつ適正な救済を目的として相談対応を行った。 相談件数 3,394件</p> <p>イ 消費生活相談員のスキルアップ 消費生活相談員等パワーアップ研修会 5回 参加者数 延べ 241人 相談事例研修会、情報交換会 3回 参加者数 延べ 148人</p> <p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <p>ア 消費生活情報の発信・啓発</p> <p>(ア) 消費生活情報の発信 新型コロナウイルス関連相談事例等の消費生活情報をタイムリーに発信。 ハッピーライフ（新聞コラム）25回、しらしがメール43回、ツイッター88回</p> <p>(イ) 啓発イベントの開催 消費者月間（5月）における啓発や滋賀県消費者被害防止キャンペーン期間における「消費生活フェスタ」の開催。</p> <p>(ウ) 関係団体や事業者と連携したチラシ等の配布による啓発 宅配事業を行っている事業者等と連携した高齢者に向けた啓発の実施。 配布対象 20,300世帯</p> <p>イ 消費者教育・学習の推進</p> <p>(ア) 子どもや青少年のための消費者教育の推進 ・学校教育関係者と連携して、小学5年生から中学3年生で使用する副教材を作成し、小学5年生に配布。 小中学生版 16,500部 ・令和3年5月に「消費者教育なんでも相談所」を開設し、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供等を行った。また、学校現場で使えるパワーポイント教材や動画教材を作成し、消費生活センターホームページに掲載。</p> <p>(イ) 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進 ・令和4年4月からの成年年齢引下げを見据え、若年者向けの啓発チラシを作成し県内の高等学校等に配布。 配布部数 34,000部</p>

事 項 名	成 果 の 説 明						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の高等学校教員向けのオンライン研修を開催。開催数 9回、参加者数 44人 一部のコースについて、開催後に受講できるようオンデマンド配信を実施。再生回数80回 ・ 県内大学に消費者教育について協力を依頼し、啓発資料等の情報を提供。 大学オリエンテーション用動画「新生活のスタートに向けて」を作成し、新入生向けリーフレットとともに県内13大学に配布。 ・ 若者向け啓発ステッカーを作成（5,000部）して、商業施設、大学、専修学校へ配布し、掲示を依頼。 <p>(ウ) 出前講座の開催 くらしの一日講座 13回 参加者数 延べ 545人 高校生のための消費生活講演会（弁護士会の協力） 高校・特別支援学校 8校 参加者数 延べ 738人 大学生消費生活講座 県内大学 1校 参加者数170人</p> <p>(エ) エシカル消費の推進 エシカル消費の普及・啓発のため、関係課等と連携し、滋賀県オリジナルの啓発冊子を作成。県内の高等学校等に配布。配布部数 12,000部</p> <p>(3) 消費者関連法の適正な運用</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">ア 消費生活協同組合への指導検査（消費生活協同組合法）</td> <td>5 生活協同組合</td> </tr> <tr> <td>イ 法令違反が疑われる事業者への調査・聴取</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>ウ 事業者向け景品表示法に関する講座</td> <td>参加者数41人</td> </tr> </table> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金） 26,888,221円 国の地方消費者行政強化交付金を活用して、市町へ消費者行政の強化に取り組むための交付金を交付。 17市町</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 消費生活相談 消費者からの相談に対し、専門的な立場から助言やあっせんを行い、消費者被害の未然防止と救済を行うことができた。また、インターネット相談窓口の設置により、消費者の利便性の向上を図った。 県内市町の消費生活相談員のスキルアップを図ることができた。</p>	ア 消費生活協同組合への指導検査（消費生活協同組合法）	5 生活協同組合	イ 法令違反が疑われる事業者への調査・聴取	3 件	ウ 事業者向け景品表示法に関する講座	参加者数41人
ア 消費生活協同組合への指導検査（消費生活協同組合法）	5 生活協同組合						
イ 法令違反が疑われる事業者への調査・聴取	3 件						
ウ 事業者向け景品表示法に関する講座	参加者数41人						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者ホットライン 188（いやや）」の周知により、消費者からの早期相談を促し、被害の未然防止につなげることができた。 ・事業者等と連携して、高齢者への啓発に努めた。令和2年度から消費者教育コーディネーターを設置し、教育委員会や市町と連携を図りながら、教員など消費者教育の担い手の育成と支援に努めた。 ・成年年齢引下げに伴う消費者トラブル防止のため、啓発チラシ等の配布により、周知・啓発に努めた。また、高等学校等教員向け研修を開催することにより、学校現場への支援を行うことができた。 ・エシカル消費の推進について、県オリジナルの啓発冊子を作成し、県の特産品や取組を紹介することで、地元に関係したエシカル消費に取り組むことができるよう、周知することができた。 <p>(3) 消費者関連法の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反が疑われる事業者への調査・聴取により、消費者取引の適正化に努めた。 ・県庁内の関係課と連携を図り、県内食品関係事業者への景品表示法に関する講座を実施し、事業者に対し適正な表示について周知することができた。 <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金）</p> <p>各市町における相談窓口の機能強化や地域の実情に応じた教育啓発事業の実施により、県内全域で消費者行政を推進することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 消費生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的、専門的な相談への対応能力を向上させるため、より一層消費生活相談員のスキルアップを図る必要がある。 ・消費生活相談員の確保・育成が喫緊の課題であり、国の人材育成事業等も活用し、人材を発掘育成する必要がある。 <p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者や障害者など、見守りが必要な消費者の被害防止に向けた取組を推進する必要がある。 イ 成年年齢引下げも踏まえ、若年者への消費者教育を推進するため、更なる教員等消費者教育の担い手向けの支援やコーディネート機能の充実を図る必要がある。 ウ エシカル消費の推進のための取組を充実させていく必要がある。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 消費者関連法の適正な運用 国や他都道府県、市町消費生活相談窓口等と連携した、法令違反が疑われる事業者への対応が必要である。</p> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金） 国の交付金の推進事業の活用期間終了後に、各市町において、消費生活相談体制の維持や教育啓発事業を継続的に 行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 消費生活相談</p> <p>①令和4年度における対応 増加しているSNS、インターネット関連のトラブルおよび成年年齢引下げに対応した相談員（市町の消費生活 相談員、担当職員を含む。）向けの研修を実施し、消費生活相談員のスキルアップを図る。併せて、相談員のメン タル研修を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 成年年齢引下げ後の若年者の被害拡大防止を図るため、相談窓口の周知に努める。また、相談員の更なるスキル アップを図るため、研修会の充実に努める。</p> <p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 事業者等と連携して高齢者等への消費者被害防止の啓発を行うとともに、市町における高齢者等の見守り活動 の支援に努める。</p> <p>イ 高校等への出前講座を引き続き実施するとともに、学校で使える教材を提供するなど学校における消費者教育 の支援・コーディネートに取り組む。消費者教育や消費者問題に携わる関係者が連携し、若年者の消費者被害の 防止・救済に向けた環境整備に取り組む。また、成年年齢引下げも踏まえ、学校全体で消費者被害防止に取り組 むことができるよう、高等学校等教員向けの研修を実施する。</p> <p>ウ エシカル消費について、継続的に取り組む人や事業者を増やすことを目的として、関係団体等と連携して啓発 活動を実施し、広くエシカル消費の普及・啓発を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 高齢者等見守りが必要な消費者は年々増加すると考えられるため、市町における見守り活動の支援に努める。</p> <p>イ 若年者への効果的な消費者教育や、今後の消費者教育の進め方について、教育関係者等と連携した取組を進める。</p> <p>ウ 関係団体等と連携し、引き続きエンカル消費の普及・啓発に努める。</p> <p>(3) 消費者関連法の適正な運用</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>消費者取引の適正化を図るため、引き続き国や他都道府県等と連携し、迅速に事業者の調査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>消費者取引の適正化を図るため、引き続き国や他都道府県等と連携し、迅速に事業者の調査を実施する。</p> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金）</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>国に対し、必要な財源措置を講ずるよう要望するとともに、他自治体の具体的な取組紹介等により、各市町に、強化事業における交付金の活用の促進に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国の概算要求の状況等について情報収集に努め、市町へ随時適切な情報提供を行う。また、市町の意見を十分に聴き、交付金を有効に活用できるよう、市町消費者行政の促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">（県民活動生活課、消費生活センター）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 犯罪の起きにくい社会づくり</p> <p>予 算 額 23,085,000 円</p> <p>決 算 額 22,993,360 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>ア 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（行政、事業者団体等92団体で構成）開催 1回</p> <p>イ 特殊詐欺被害防止等の啓発活動を実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、非接触により実施）</p> <p>（ア）宅配、宅食サービス事業者との連携により、配達時に啓発チラシを配布</p> <p>（イ）県内の大規模小売店において、知事の声によるメッセージ等の店内放送を実施</p> <p>（ウ）テレビ、ラジオやSNSなどのインターネットを活用した啓発を実施</p> <p>ウ 各種広報媒体を活用した地域の犯罪情勢や自主的な活動紹介等に関する広報啓発を実施</p> <p>（ア）安全なまちづくり啓発ポスター（2,300枚）およびリーフレット（20,000部）等の作成・配布</p> <p>（イ）県教育委員会保護者向け情報誌「教育しが」等に啓発メッセージを掲載</p> <p>（ウ）「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞の表彰 2個人、4団体</p> <p>エ 県公用車による青色回転灯を利用した防犯パトロールの実施 7地域7台運用 パトロール回数 58回</p> <p>オ 犯罪情勢等の情報提供を実施</p> <p>（ア）「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成機関・団体への犯罪情勢等の情報提供 12回</p> <p>（イ）子ども・女性対象犯罪について、各教育委員会、大学、高校、放課後児童クラブ等へ情報提供 6回</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>ア 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に各種啓発活動を実施</p> <p>大規模小売店での啓発、県庁、甲賀市役所でのパネル展、県広報誌「滋賀プラス1」（11・12月号）の特集記事での広報</p> <p>イ （公社）おうみ犯罪被害者支援センターへ犯罪被害者総合窓口業務を委託 2,566,000円 令和3年度相談支援件数 1,856件</p> <p>ウ （公社）おうみ犯罪被害者支援センターへ犯罪被害者等支援コーディネート事業を委託 3,765,000円 令和3年度支援計画策定件数 58件</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>エ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）運營業務を委託 15,404,755円 (ア) 24時間 365日ホットラインによる相談、産婦人科医療、心のケア、警察等への付添支援、証拠採取などを実施 令和3年度相談支援件数 1,753件 (イ) 犯罪被害者等支援関係機関・団体の連携を強化するため研修を開催 1回 参加者数37人</p> <p>オ 支援従事者の二次受傷対策のため、臨床心理士等による心理カウンセリングを実施 543,000円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>ア 令和3年の刑法犯認知件数の目標値「5,500件以下」は未達となったが、8年連続で減少し、昭和34年以降最少の件数となった。 令和3年 5,814件（前年比△225件）</p> <p>イ 令和3年の特殊詐欺被害は104件となり、目標値「80件以下」未達成。 令和3年 104件（前年比+16件） 被害額約1億4,100万円（前年比△約1,000万円）</p> <p>ウ 令和3年の住宅侵入窃盗被害は145件（前年比△45件）となり、目標値「150件以下」を達成。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="705 981 1993 1085"> <thead> <tr> <th>刑法犯認知件数</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6,771件</td> <td>6,039件</td> <td>5,814件</td> <td>「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 実践県民会議で定める目標の達成</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組 犯罪被害者総合窓口および性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）で相談支援を実施し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うことができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>ア 刑法犯認知件数の減少および、重点対策である「特殊詐欺被害」、「住宅侵入窃盗被害」、「子ども・女性対象犯罪被害」の防止に向けた取組を推進する必要がある。</p>	刑法犯認知件数	令元	令2	令3	目標値	達成率		6,771件	6,039件	5,814件	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 実践県民会議で定める目標の達成	—
刑法犯認知件数	令元	令2	令3	目標値	達成率								
	6,771件	6,039件	5,814件	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 実践県民会議で定める目標の達成	—								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 刑法犯認知件数は減少しているが、体感治安の改善に向けた取組を推進する必要がある。 県政モニターアンケート（令和3年11月）：犯罪が増えていると感じる 38.2%、変わらない49.4%</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>ア 相談支援件数の増加や相談内容の多様化・複雑化、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。</p> <p>イ 財政基盤が脆弱な民間の犯罪被害者等支援団体が安定的に運営できるよう支援を継続するとともに、市町との連携強化を図る必要がある。</p> <p>ウ 犯罪被害者総合窓口および性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）の認知度向上に継続して取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 自主防犯団体、行政、警察等による県民総ぐるみ運動による防犯活動を継続して実施する。</p> <p>イ 宅配事業者や生協、包括的連携協定締結企業との連携により、特殊詐欺被害防止の啓発を実施する。</p> <p>ウ 体感治安の改善に向けて、より身近な犯罪である特殊詐欺被害、住宅侵入窃盗被害、子ども・女性対象犯罪被害の防止等に努める。</p> <p>(7) 関係機関と連携し、特殊詐欺被害予防に効果的な対策として、固定電話を留守番設定にする「留守番電話ボタンをポチッと作戦」の周知を図るとともに、県のゆるキャラ「キャッピー」等と関係機関のゆるキャラを活用しての街頭啓発活動を、新型コロナウイルス対策を行いながら実施する。 コンビニエンスストア関係の団体に対して、来店客、特に高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作している場合の声掛けなど、特殊詐欺被害防止に向けたATM対策等の協力を依頼する。</p> <p>(4) 住宅侵入窃盗被害を防止するため、各地域において、鍵かけ運動を継続的に推進するとともに、事業者と連携した防犯機器の普及促進を図る。</p> <p>(5) 子ども・女性対象犯罪について、各教育委員会、大学、高校、専修学校、放課後児童クラブ等への情報提供による注意喚起や、ながら見守り活動の推進により被害防止に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成団体を中心とした防犯活動を継続する。</p> <p>イ 高齢者に身近な場所や関係団体等との連携により、特殊詐欺被害防止に努める。</p> <p>ウ 各種団体への犯罪情報の提供や自主的な活動の紹介等を行うことにより、重点対策を推進し、体感治安の改善を図る。</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、犯罪被害者等支援施策を実施する。今年度は、新たに若年層に対して、性暴力の加害者や被害者にならないように正しい理解を促し、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（S A T O C O）を周知するため、教育委員会および民間犯罪被害者等支援団体と連携して、県立学校等で出前講座を行う。</p> <p>イ 民間犯罪被害者等支援団体への支援と身近な生活支援施策を行っている市町との連携強化を促進する。</p> <p>ウ 犯罪被害者週間を中心に啓発活動を実施し、犯罪被害者総合窓口等の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、犯罪被害者等に寄り添った犯罪被害者等支援施策を実施する。</p> <p>イ 民間犯罪被害者等支援団体と市町との連携強化を図るとともに、民間犯罪被害者等支援団体の自主財源獲得活動（自動販売機の設置等）への協力など、安定的な法人運営に対する支援に努める。</p> <p>ウ 警察、民間犯罪被害者等支援団体および関係機関の連携を強化するとともに、安心して相談できる窓口の周知、犯罪被害者等が置かれている状況への理解の促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">（県民活動生活課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 人権啓発活動の推進</p> <p>予 算 額 44,001,000 円</p> <p>決 算 額 42,245,823 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <p>ア メディアミックス啓発事業</p> <p>ア テレビスポット（びわ湖放送） 30秒 4種（同和問題、人権週間、「SNS」編、新型コロナウイルス感染症） 計 169回（8月～9月、12月）</p> <p>イ 新聞広告（一般紙6紙滋賀版） 全5段 1種類（同和問題） 1回（9月） 全5段 1種類（人権全般） 1回（12月）</p> <p>ウ ポスター（B2版・B3版） 1種類（同和問題啓発強調月間） 3,015枚を配布・掲示 1種類（人権週間） 3,060枚を配布・掲示</p> <p>エ 街頭啓発配布物（メモ帳） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発を縮小し、商業施設等の協力を得て配布 1種類（同和問題啓発強調月間） 18,300冊 1種類（人権週間） 21,100冊</p> <p>オ インターネット広告 スマホ向け広告 スマホアプリ「Yahoo! Japan」「Yahoo!ニュース」およびスマホ版WEBサイト「Yahoo! Japan」のタイムライン等に啓発広告を掲載 1種類（同和問題啓発強調月間）（9月）、1種類（人権週間）（12月）</p> <p>カ YouTube広告 YouTube Japanに動画広告を掲載 2種類（人権週間、「SNS」編）（11月～1月）</p> <p>キ じんけんミニフェスタ びわこ文化公園およびランチ大津京で啓発イベントを開催</p> <p>ク ふれあい啓発 人が多く集まる商業施設等において、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」や紙芝居を活用し、県民と直接対面による啓発を実施 6回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代替事業（ラジオ番組（5分）を制作し、FM滋賀で放送）を実施 1回</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 広報誌「ふれあいプラスワン」 年3回 県広報誌「滋賀プラスワン」に合冊、各4ページ</p> <p>ウ インターネット人権啓発事業 (ア) 研修会の開催（2月2日 参加者42人） (イ) 啓発リーフレット「ジンケンダーと3つの約束」の配布（令和4年3月 令和4年度新中学1年生全員）</p> <p>エ 人権啓発活動ネットワーク協議会事業（スポーツ組織との連携事業） (ア) 滋賀レイクスターズホームゲームにおける人権啓発広告の掲出・ブース出展 (イ) 「じんけんオープンスクールwith滋賀レイクスターズ」（人権スポーツ教室）を実施（2回）</p> <p>オ 人権啓発活動委託費（19市町） 委託料額 5,678,403円</p> <p>カ 差別事象対策会議等への参加および関係機関等との連絡調整</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止啓発事業 (ア) テレビスポット（びわ湖放送） 30秒、1種、12月、10回（再掲） (イ) ラジオスポット（FM滋賀） 60秒、1種、12月、40回 (ウ) 広報誌「ふれあいプラスワン」（9・10月号）で特集記事を掲載（再掲）</p> <p>2 施策成果 (1) 人権啓発活動の推進 ア 「人権に関する県民意識調査（令和3年度実施）」の結果より、これまでの人権啓発が徐々に浸透してきていると考えるが、依然として誤解や偏見を持つ人や「人権が尊重される社会の実現」に消極的な考えの人も存在することから、インターネットを活用した啓発や、多くの人が集まる商業施設等に出向き、親しみやすくわかりやすい啓発イベントを新型コロナウイルスの感染状況に即して実施するとともに、開催が困難な場合については代替事業を実施した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 「じんけんミニフェスタ」、「ふれあい啓発」、「スポーツ組織との連携事業」での参加者アンケート結果では、「人権について考えるきっかけになった」「人権への関心・理解が深まった」「今後も実施した方がよい」のいずれの回答も過去6年連続して90%を超えており、高い啓発効果が見られた。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人権侵害が発生したことから、啓発活動を実施するとともに、大津地方法務局、滋賀労働局、滋賀弁護士会、滋賀県人権擁護委員連合会、滋賀県、滋賀県教育委員会による県民運動共同メッセージを発出し、趣旨に賛同いただける事業所、学校等を募集したところ、48の団体、企業、学校等から賛同いただき、人権侵害防止に向けた社会的な機運の醸成に寄与することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <p>ア 「人権が尊重される社会の実現に向けての考え方」と「啓発活動への接触状況」には相関性が見られることから、消極的な考え方を持つ人に対し、様々な人権課題に触れ、考えてもらうきっかけを提供できるよう、社会の状況や国の動向等を踏まえて内容を検討し、啓発手法を工夫するなど、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえながら、人権意識向上に向けた取組を粘り強く推進していくことが必要である。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害については、感染状況の変化とともに、様々な事例が発生していることから、今後も状況を注視しながら、適時適切な啓発を実施するとともに、人権侵害を受けた方に寄り添った対応が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>自ら人権啓発に触れる機会の少ない人や親子などに対し、人権について考えていただくきっかけを更に提供することや、若年層向けの啓発に引き続き取り組むことが必要である。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から従来型の啓発事業の実施が困難な状況にもあるため、インターネットやSNSなどDXを活用した啓発事業を拡充し、また、令和3年度から新たに取り組んでいる人権啓発床シールやじんけんミニフェスタなど、啓発方法を工夫して実施していくとともに、感染症に関連した人権侵害防止の啓発についても、状況に応じた対応を適時適切に行っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、自ら人権啓発に触れる機会の少ない人が人権啓発に触れ、より身近な人権課題について考え、主体的な行動につなげていただくきっかけを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮しつつ、啓発手法を更に工夫し、市町や関係機関・団体と連携して効果的な人権啓発に粘り強く取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(人権施策推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>7 情報通信技術の活用</p> <p>予 算 額 352,027,000 円</p> <p>決 算 額 349,124,993 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) びわ湖情報ハイウェイの構築・運用 令和3年度は第四次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守契約（平成30年10月1日～令和6年9月30日）期間中であり、当該契約に基づき、運用保守に加えて新ネットワークの構築（機器類の更改）を行った。</p> <p>(2) 産学官連携によるデータ活用等推進事業 I C Tおよびデータ利活用の普及促進を図るため、滋賀県地域情報化推進会議を活用し、研究会等の開催、データ利活用および分析、検討内容の情報共有等を行った。</p> <p>(3) 【感】スマート自治体「滋賀モデル」推進事業 手続のデジタル化等を推進するため、汎用電子申請システム、行政手続ガイドシステムおよびビジネスチャットを導入した。</p> <p>(4) 電子県庁推進事業（A I ・ S N Sアプリの活用） 帳票の入力作業の省力化を図るため、帳票A I 認識サービス（A I - O C R）を提供した。また、L I N E公式アカウント「滋賀県」および「滋賀県 - 新型コロナ対策パーソナルサポート」を運用し、利用者に必要な県政情報や新型コロナウイルスに関する情報を提供した。</p> <p>(5) 【感】R P A全庁展開による業務改革事業 全庁から応募のあった業務について、作業の内容や処理件数を調査したうえでR P A利用の効果が高いと見込まれる業務を対象に、R P Aの導入を進めた。</p> <p>(6) 滋賀県D X推進戦略の策定 「滋賀県基本構想」で掲げる「みんなで目指す2030年の姿」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症の流行による「新たな日常」における県民生活や経済活動の維持に必要なデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって地域や産業の持続可能な発展と県民の暮らしをより豊かにする新たな価値創造を、「暮らし」「産業」「行政」の各分野のD Xにより実現するため、令和4年3月、「滋賀県D X推進戦略」を策定した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) びわ湖情報ハイウェイの構築・運用 令和3年度末時点で、びわ湖情報ハイウェイ内に138システムが稼働しており、440台のサーバ、約7千台の端末を収容している。ネットワーク機器は約2,300台あり、障害発生件数は94件（うち69件は通報なしの計画停電等によるもので実質的障害は25件）であったが、SLA未達成件数は0件であり、ネットワークの安定的運用を維持した。</p> <p>(2) 産学官連携によるデータ活用等推進事業 研究会において、企業や団体から提供のあった4種類の健康関連データについて、学術研究機関などにその活用策の提案を依頼し、更なるデータ利活用の推進を図った。</p> <p>(3) 【感】スマート自治体「滋賀モデル」推進事業 行政サービスの改革による住民の利便性向上および自治体組織の働き方改革に資する行政事務の効率化を行った。県では、汎用電子申請システム、手続案内システム、ビジネスチャットツールを導入した。</p> <p>(4) 電子県庁推進事業（AI・SNSアプリの活用） AI-OCRは新規7業務で利用を開始し、計10業務に対して運用した。LINE公式アカウントでは2つの公式アカウントの友だち登録者合計28.8万人となった。</p> <p>(5) 【感】RPA全庁展開による業務改革事業 RPAは新たに5業務の利用を開始し、計12業務に対して運用した。</p> <p>(6) 滋賀県DX推進戦略の策定 「滋賀県ICT推進懇話会」委員への意見聴取を行い、令和4年3月に「滋賀県DX推進戦略」を策定した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="705 1189 1814 1268"> <tr> <td>産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>累計3件</td> <td>累計9件</td> <td>33%</td> </tr> </table>	産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数	令3	目標値	達成率		累計3件	累計9件	33%
産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数	令3	目標値	達成率						
	累計3件	累計9件	33%						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) びわ湖情報ハイウェイの構築・運用 中長期的な視野から更改に合わせて、機能および信頼性の向上を図る必要がある。</p> <p>(2) 産学官連携によるデータ活用等推進事業 令和元年度に分野選定した「健康」分野でデータ活用の普及啓発を実施することとし、産学双方の協力を得て、当該分野のデータ分析・研究活動に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 【感】スマート自治体「滋賀モデル」推進事業 県内市町のニーズに応えながら、県・市町一体となって、県民へのサービス向上に取り組む必要がある。</p> <p>(4) 電子県庁推進事業（A I ・ S N S アプリの活用） A I - O C R は庁内に向けて、改めて周知を図るとともに、業務所管課が抱える課題解決の手段として、提案する必要がある。L I N E 公式アカウントでは引き続き利用者目線の情報提供や機能改善を図る必要がある。</p> <p>(5) 【感】R P A 全庁展開による業務改革事業 一部の業務においては、事務フローの見直しや当初想定した時間削減効果が得られない等の理由によりR P A の運用に課題も見られる状況であり、より効果的なR P A の導入・利用を進めることが必要である。</p> <p>(6) 滋賀県D X 推進戦略の策定 滋賀県D X 推進戦略では、今後3年間を集中的な取組期間としており、「暮らし」「産業」「行政」の各領域とそれを支える「基盤」「ひとづくり」において、全庁的に取組を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) びわ湖情報ハイウェイの構築・運用</p> <p>①令和4年度における対応 びわ湖情報ハイウェイ更改に向け、機能および構成の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 産学官連携によるデータ活用等推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 必要に応じて、データ分析協力者へのサポート等を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ。</p> <p>(3) 【感】スマート自治体「滋賀モデル」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町の構成員と、住民の利便性向上および行政事務の効率化に資する取組を議論していく。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ。</p> <p>(4) 電子県庁推進事業（A I ・ S N S アプリの活用）</p> <p>①令和4年度における対応 A I - O C Rにおいては、動画研修・利用相談会を実施する。L I N E公式アカウントの運用については、リッチメニューの更新や自治体間の情報交換の場を通じて、改善を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 A I - O C Rにおいては、全庁的な周知を継続するとともに、アンケート結果等を利用して効果的な利用促進につなげる。L I N E公式アカウントの運用については、引き続き自治体間の情報交換の場を通じて、改善を図る。</p> <p>(5) 【感】R P A全庁展開による業務改革事業</p> <p>①令和4年度における対応 R P Aの新規導入拡大と将来的なR P Aの推進体制の強化を図るため、業務所管課の職員（D X推進チャレンジャー）に対してR P A研修を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 令和5年度以降も継続して、デジタル人材の育成を推進し取組を拡大していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 滋賀県D X推進戦略の策定</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県D X推進戦略に基づく県の施策・事業の推進にあたり、全庁的・組織横断的な取組が必要な課題については、「滋賀県デジタル社会推進本部」に作業部会を設置し施策等の方向性や具体的な取組を議論・決定していく。</p> <p>②次年度以降の対応 今後3年間（令和6年度末まで）の集中的な取組を、着実に進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(D X推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 証拠に基づく政策立案（E B P M）の推進</p> <p>予 算 額 2,749,000 円</p> <p>決 算 額 2,718,740 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業</p> <p>オープンデータやビッグデータの利活用がビジネスの分野で進み、行政においてもデータに裏付けされた政策立案が求められる中、滋賀大学データサイエンス（D S）学部と連携し、E B P Mに必要なデータ分析スキルの向上や各所属からのデータ分析等に関する相談に対して助言等を行った。</p> <p>ア データ分析実践セミナー等の実施</p> <p>滋賀大学D S学部教員が、県・市町職員を対象に、あるデータを元に別のデータの動きを予測する回帰分析等、専門的な分析手法等に関する講義・演習を行った。</p> <p>3回実施 56人受講</p> <p>イ E B P Mに係るデータ分析・研究 支援検討会の実施</p> <p>各所属からのデータ収集・整備、分析手法、分析結果の評価等、データ分析に係る相談等について、統計課およびD S学部による支援検討会を開催し、助言等を行った。</p> <p>11所属 14件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業</p> <p>データ分析実践セミナーについては、受講者へのアンケートで88.7%が「参考になった」（「大変参考になった」を含む）と答えており、分析スキルを備えた職員の養成につながった。</p> <p>また、支援検討会については、相談を行った所属へのアンケートで回答のあった所属の80.0%が「E B P Mへの理解が深まり、助言等が業務に活かされた」と回答しており、E B P Mの推進を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業</p> <p>データ分析実践セミナーについては、将来的に職員が日常業務においてデータの利活用ができるよう、受講者の拡大や、職員のニーズや業務に応じた研修内容の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>また、E B P Mにおいてはデータ分析が高いハードルになっていることから、支援検討会ではデータ分析に関する知識や経験等が乏しい所属に対して、さらなる支援が求められる。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>データ分析実践セミナーについては、研修科目の追加や総務省が開催するデータサイエンスに係るオンライン講座の受講支援（テキスト配布）の拡大を行うほか、支援検討会については、相談に対する助言に加え、統計課が技術的なサポートも行うなど支援を拡充する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>データ分析スキルを身に付けた人材の育成およびE B P Mの定着には一定の期間が必要であると考えられることから、継続してE B P Mの推進に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">（統計課）</p>

IV 環 境

未来につなげる 豊かな自然の恵み

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>1 気候変動への対応</p> <p>(1) 地球温暖化対策推進事業</p> <p>予 算 額 16,281,000 円</p> <p>決 算 額 15,389,295 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 地球温暖化防止活動推進センター活動支援 夏季におけるイベントの開催、夏休み自由研究講座の開催等の普及啓発事業および地球温暖化防止活動推進員の活動支援等を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」に委託して実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>地球温暖化防止活動推進員による啓発活動の支援</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化防止に関する自由研究講座の開催</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化防止活動推進員に対する研修</td> <td>2回</td> </tr> </table> <p>(2) 省エネ・節電行動実践促進 省エネ・節電提案会の開催および「うちエコ診断」を実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>省エネ・節電提案会の開催</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>「うちエコ診断」</td> <td>112人</td> </tr> </table> <p>(3) 低炭素社会づくり学習支援 低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進するため、「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」である公益財団法人淡海環境保全財団に委託し、県内の小・中学校等において低炭素社会づくり授業を96回実施するとともに、地域の団体に対し低炭素社会づくり講座を40回実施した。</p> <p>(4) 温室効果ガス排出量実態調査 令和元年度における県内の温室効果ガス総排出量の算定および特徴の解析ならびに市町別の二酸化炭素排出量の算定を委託により実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 地球温暖化防止活動推進センター活動支援 ショッピングセンターにおいて省エネ啓発イベントを開催するなど、広く県民に家庭における温室効果ガスの排出削減に向けた意識啓発を行うことができた。また、夏休み自由研究講座を開催することにより、若年層への啓発を強化することができた。</p>	地球温暖化防止活動推進員による啓発活動の支援	32回	地球温暖化防止に関する自由研究講座の開催	3回	地球温暖化防止活動推進員に対する研修	2回	省エネ・節電提案会の開催	20回	「うちエコ診断」	112人
地球温暖化防止活動推進員による啓発活動の支援	32回										
地球温暖化防止に関する自由研究講座の開催	3回										
地球温暖化防止活動推進員に対する研修	2回										
省エネ・節電提案会の開催	20回										
「うちエコ診断」	112人										

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>(2) 省エネ・節電行動実践促進 省エネ・節電提案会および「うちエコ診断」を市町や公民館、環境イベント等において実施したことにより、温室効果ガスの排出削減に向けた意識啓発を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 節電・省エネ提案会の実施</p> <table border="1" data-bbox="1240 485 1697 552"> <thead> <tr> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20回</td> <td>年20回の実施</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 低炭素社会づくり学習支援 学校や地域において、地球温暖化問題に対する正しい知識の習得や省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた取組を推進することができた。</p> <p>(4) 温室効果ガス排出量実態調査 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態が明らかになり、温暖化対策の成果を把握できるとともに、環境審議会への報告や県ホームページへの掲載等を通じて、広く県民に現状等について発信することができた。また、本調査結果を基に、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の進行管理を行うとともに、本計画を見直し、「滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定した。また、地域気候変動適応計画についても本計画に内包している。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 県域からの温室効果ガス排出量（万 t - CO₂）</p> <table border="1" data-bbox="1375 986 1724 1053"> <thead> <tr> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,106</td> <td>1,122</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 地球温暖化防止活動推進センター活動支援、省エネ・節電行動実践促進、低炭素社会づくり学習支援 特に家庭における温室効果ガスの削減に向け、地球温暖化防止活動推進員等と協力をしながら、効果的な普及啓発活動を引き続き行う必要がある。さらに、県民が主体的にCO₂ ネットゼロに向けた行動へと転換できるような工夫が必要である。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量実態調査 今後も温暖化対策の成果を把握し、対策を検討するために継続的に算定が必要である。</p>	令3	目標値	達成率	20回	年20回の実施	100%	令3	目標値	達成率	1,106	1,122	100%
令3	目標値	達成率											
20回	年20回の実施	100%											
令3	目標値	達成率											
1,106	1,122	100%											

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 滋賀県低炭素社会づくり条例推進事業</p> <p>予 算 額 2,115,000 円</p> <p>決 算 額 2,109,010 円</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 地球温暖化防止活動推進センター活動支援、省エネ・節電行動実践促進、低炭素社会づくり学習支援</p> <p>①令和4年度における対応 県民が主体的にCO₂ ネットゼロに向けた行動へ転換できるような普及啓発を実施していくために、現在の啓発プログラムや啓発資材等の問題点を改善していくよう働きかけていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、温室効果ガスの排出削減に向け、効果的な啓発方法を検討して実施する。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量実態調査</p> <p>①令和4年度における対応 令和2年度における県内の温室効果ガス総排出量の算定および特徴の解析ならびに市町別の二酸化炭素排出量の算定を実施し、滋賀県CO₂ ネットゼロ審議会への報告や県ホームページへの掲載等による情報発信を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 温室効果ガス排出量の算定は、法律および条例で毎年の公表が義務付けられているとともに、「滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」の進行管理に用いる指標となることから、継続して実施する。</p> <p style="text-align: right;">(CO₂ ネットゼロ推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>平成23年3月に制定した「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づく計画書制度を運用しており、事業者から提出された計画書等について、その概要を取りまとめ、県ホームページにおいて公表することにより、事業者の自主的な取組の推進およびCO₂ ネットゼロ社会づくりの機運の醸成を図った。</p> <p>また、事業所訪問調査をオンラインにより実施し、取組状況等に課題がある事業所に対する助言を行った。</p> <p>報告書の提出事業所数 事業者行動報告書 407事業所、自動車管理報告書 30事業所 訪問調査件数 6事業所</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) しがCO₂ ネットゼロ推進事業</p> <p>予 算 額 7,691,000 円</p> <p>決 算 額 7,255,326 円</p>	<p>2 施策成果 報告書の提出義務がある全ての事業者から報告書が提出された。また、事業所訪問調査により取組状況等に対する指導助言を実施する等、条例の円滑な運用を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題 「滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」でも、計画書制度の運用による温室効果ガス排出量削減の推進を掲げており、県内事業所の取組水準の底上げが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 2050年CO₂ ネットゼロに向けた取組を推進していく必要があり、これまでの訪問調査を基に事業者向けの普及啓発を行うことで、県内事業者全体の底上げを図る。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ</p> <p>1 事業実績 (1) しがCO₂ ネットゼロシンポジウムの開催 令和2年1月に宣言した「しがCO₂ ネットゼロムーブメント」から2周年を前に、県民や事業者等を巻き込み取組を推進するべく、しがCO₂ ネットゼロシンポジウムを開催し機運の醸成を図った。 会場参加者 72名、オンライン最大同時接続 43名</p> <p>(2) 次世代ワークショップの開催 CO₂ ネットゼロ社会を担う若者を対象とした次世代ワークショップを開催し、CO₂ ネットゼロを自らの問題として、個人や家庭のレベルで身近なところからできる行動について意見交換し、そこで出されたアイデアをシンポジウムにおいて発信した。 参加者12名</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の見直しにかかる調査等 滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の改定にあたり、県域における温室効果ガス排出量の将来推計や、県域での投資額の試算等の調査を行った。また、県民等へわかりやすく伝えるために、2050年CO₂ ネットゼロを達成した滋賀県の絵姿（イメージ図）の作成も行った。</p> <p>(4) しがCO₂ ネットゼロ推進協議会の開催 県民、事業者、行政等がそれぞれの立場における現状や課題を広く共有し、課題解決に向けて連携協力を図り、CO₂ ネットゼロの取組を推進するため、協議会を開催した。 主に計画の改定に向けた意見交換を中心に3回開催</p> <p>2 施策成果 ワークショップを通して、次世代を担う若者の主体的な学びに繋がるとともに、シンポジウムでの発表により取組の水平展開を図ることができた。 また、計画の改定にあたっては、2050年の滋賀におけるCO₂ ネットゼロ社会の絵姿などを様々な方々との意見を重ねながら作成することができた。</p> <p>3 今後の課題 新たな計画の取組を進めるべく、広く県民や事業者への周知や連携を強化する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 新たな条例および計画のもとで取組を始める実質的なスタートの年であるとともに、県としてCO₂ ネットゼロを宣言してから3周年の節目となることから、この取組を県民や事業者、団体等とともに、さらなるムーブメントとして広げるべく、令和4年12月から令和5年1月にかけて「しがCO₂ ネットゼロムーブメント推進強化期間」と定め、イベントや広報を集中的に実施するなど、取組のさらなる推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 CO₂ ネットゼロ社会の実現に向けて、県民や事業者、団体等と連携し、より一層のムーブメント拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">(CO₂ ネットゼロ推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(4) CO₂ ネットゼロ貢献活動等表彰事業</p> <p>予 算 額 519,000 円</p> <p>決 算 額 318,052 円</p>	<p>1 事業実績 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、「しがCO₂ ネットゼロみらい賞」として、CO₂ ネットゼロ社会づくりに貢献する製品・サービス開発、民間の主体的な活動等に対する顕彰事業を実施した。また、取組の水平展開を図るため、広報費の一部を補助した。</p> <p>表彰件数 4社、1団体</p> <p>2 施策成果 取組の広報費の補助やCO₂ ネットゼロシンポジウムにおける表彰式、リーフレットの作成等により、CO₂ ネットゼロに資する取組の水平展開を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題 引き続き、しがCO₂ ネットゼロみらい賞表彰制度により、CO₂ ネットゼロに資する取組の推進を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 CO₂ ネットゼロに資する製品・サービス等を「しがCO₂ ネットゼロみらい賞」として表彰するとともに、受賞製品等の積極的な情報発信に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する優れた取組に対して、しがCO₂ ネットゼロみらい賞の表彰等を実施するとともに、より一層の水平展開を図る。</p> <p style="text-align: right;">(CO₂ ネットゼロ推進課)</p>

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[総務部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	65
II 経 済	該当なし
III 社 会	68
IV 環 境	該当なし

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

I 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明																								
<p>1 私学教育の振興</p> <p>予 算 額 5,503,084,000 円</p> <p>決 算 額 5,473,181,050 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 私学経営安定事業 3,461,498,000円</p> <p>ア 私立学校振興補助金 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人に対して、人件費等の経常的経費の助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般補助（加算を含む）16法人 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高等学校（全日制・定時制）</td> <td>10校</td> <td>2,676,701,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校（通信制）</td> <td>2校</td> <td>36,030,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>1校</td> <td>42,840,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>6校</td> <td>433,073,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>1校</td> <td>6,908,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>7園</td> <td>194,986,000円</td> <td>計3,390,538,000円</td> </tr> </table> ・教育改革推進特別補助 20法人34校（園） 70,960,000円 <p>(2) 【感】保護者負担軽減補助事業 1,922,654,050円</p> <p>ア 高等学校等就学支援金 私立高等学校等の授業料負担の軽減を図るため、年収の目安が 910万円未満の世帯を対象に、所得区分に応じて、国の就学支援金を交付した。 高等学校12校、中等教育学校（後期課程）1校、専修学校（高等課程）2校、各種学校（外国人学校）1校 支給人数：6,824人 支給額：1,660,837,233円</p> <p>イ 私立高等学校等特別修学補助金 私立高等学校等の授業料負担の軽減を図るため、国の就学支援金の支給額が低額に留まる年収の目安が 590万円から 910万円未満の世帯を対象に、県の特別修学補助金を上乘せして交付した。 支給人数：2,914人（うち家計急変分9人） 支給額：147,375,145円</p> <p>ウ 私立高等学校等奨学のための給付金 私立高等学校等の授業料以外の教育費を支援するため、年収の目安が 270万円未満の世帯を対象に、世帯状況に応じて、奨学のための給付金を支給した。 支給人数：962人（うち一部早期給付86人、家計急変分22人） 支給額：108,902,175円</p>	高等学校（全日制・定時制）	10校	2,676,701,000円		高等学校（通信制）	2校	36,030,000円		中等教育学校	1校	42,840,000円		中学校	6校	433,073,000円		小学校	1校	6,908,000円		幼稚園	7園	194,986,000円	計3,390,538,000円
高等学校（全日制・定時制）	10校	2,676,701,000円																							
高等学校（通信制）	2校	36,030,000円																							
中等教育学校	1校	42,840,000円																							
中学校	6校	433,073,000円																							
小学校	1校	6,908,000円																							
幼稚園	7園	194,986,000円	計3,390,538,000円																						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>エ 私立学校修学旅行契約取消料等支援補助金 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う修学旅行の中止により私立学校が負担する旅行契約取消料等に対して助成を行った。 高等学校5校、中学校1校 支給額：5,539,497円</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業 89,029,000円</p> <p>ア 私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金 心身に障害を有する幼児の幼稚園等への就園を支援するため、対象幼児が在籍する私立幼稚園等に対して助成を行った。 対象人数：100人 支給額：75,300,000円</p> <p>イ 私立幼稚園教育支援体制整備費補助金 幼児教育の質の向上のため遊具等の整備、園務改善のためのICT化の促進のほか、新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品の購入等に要する経費に対して助成を行った。 遊具等整備3園、ICT化促進6園、感染症対策15園 支給額：13,729,000円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 私学経営安定事業 私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減が図られた。また、体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の学校活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校（園）の取組が促進された。</p> <p>(2) 【感】保護者負担軽減補助事業 令和2年度から国の就学支援金により年収の目安が590万円未満の世帯では授業料実質無償化となる一方で、590万円から910万円未満の世帯への支給額が低額に留まったが、県の特別修学補助金を上乘せし、私立高等学校等の授業料負担の軽減を図ることで、私立を含めた学校選択の幅を広げることにつながった。</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業 私立幼稚園等における教育体制や設備等の整備、充実を図ることで、子どもを安心して育てることができる環境を整備することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 私学経営安定事業 私立学校の経常的経費の助成について、特色ある教育を実施する私立学校に対して重点配分をしているが、社会情勢の変化などを踏まえ、公立にはない魅力ある私立学校の教育を更に支援していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】保護者負担軽減補助事業 今後も私立高等学校等への生徒の修学を促進するため、中間所得世帯層を含め、引き続き授業料負担の軽減を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業 幼児教育の質の維持・向上、教職員の事務負担の軽減などを図るため、引き続き教育体制や設備等の整備、充実を支援していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 私学経営安定事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和2年度から国の私立高等学校等の授業料実質無償化に併せて見直した補助単価について、引き続き令和4年度も前年度の近畿平均の水準以上に引き上げることとした。</p> <p>②次年度以降の対応 社会情勢の変化や保護者のニーズを踏まえ、魅力ある学校づくりにつながるよう、引き続き支援の充実や助成制度の見直しを検討していく。</p> <p>(2) 【感】保護者負担軽減補助事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和2年度からの私立高等学校等の授業料実質無償化など、現在の支援制度の十分な周知を図るとともに、適切な運用を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 授業料実質無償化等の影響により県外校への流出が懸念されるため、私学関係者に対して、滋賀の私学の魅力向上や情報発信などに積極的に取り組むよう働きかけていく。</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業</p> <p>①令和4年度における対応 幼児教育の質の向上のほか、コロナ禍に応じた感染症対策などに必要な経費に対して、引き続き助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 社会情勢の変化などを踏まえ、引き続き支援の充実を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(私学・県立大学振興課)</p>

III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤	
事 項 名	成 果 の 説 明
1 高等教育機関における専門性の高い人材育成 予 算 額 3,539,924,000 円 決 算 額 3,476,446,660 円	1 事業実績 【感】 公立大学振興事業 3,476,446,660円 県立大学の運営に必要な経費として運営費交付金を交付し、地域に貢献できる人材の育成や研究、地域貢献活動について支援するとともに、施設更新計画に基づいて行う空調設備や直流電源設備等の更新工事に要する経費に対して補助金を交付し、施設整備を支援した。 また、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免に要する経費に対して補助金を交付し、学生の学修環境の確保を支援したほか、新型コロナウイルス感染症対策として、授業環境の整備、トイレの改修、保健衛生用品の購入等に要する経費に対して補助金を交付した。 ・公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金 2,608,461,000円 ・公立大学法人滋賀県立大学施設・設備整備費補助金 319,830,500円 ・公立大学法人滋賀県立大学授業料等減免補助金 123,089,100円 ・新型コロナウイルス感染症対策環境整備等補助金 425,066,060円 2 施策成果 第3期中期目標期間の4年目となる令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により大学の活動が大きく制限された令和2年度の経験を踏まえ、複数の教室で同一の授業を受講できる環境の整備や消毒用アルコールの購入補助など、大学における感染症拡大防止対策の徹底を推進した。 また、平成30年4月に開講した大学院副専攻「ICT実践学座」では、ICTを駆使できる高度な数理・情報専門人材を育成している。令和2年度から2年間の履修期間を経て令和3年度末に修了した者は4人であったが、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響で学生が副専攻の履修を見送ったためと考えられ、令和3年度から2年間の履修者は12人となった。 持続可能な地域コミュニティを支える人材の育成に向けては、学生主体の地域活動である「近江楽座」において、感染症予防のための指針に基づき、地域住民の理解を得た上での活動を行ったほか、オンラインで開催した「キャンパスSDGsびわ湖大会」では、前回大会よりも参加人数が大幅に増加するなど、SDGsにかかる普及啓発において成果が得られた。 地域人の登録については、コロナ禍で、地域教育プログラムの柱である地域での教育活動が制限される中、オンライン活用等を進めたことから11人の登録があった。

事 項 名	成 果 の 説 明																					
	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C T 関連副専攻修了者数</td> <td>—</td> <td>20人</td> <td>18人</td> <td>4人</td> <td>15人／年</td> <td>未達成</td> </tr> <tr> <td>地域人（※）の登録人数</td> <td>11人</td> <td>4人</td> <td>0人</td> <td>11人</td> <td>10人／年</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域活動を主体的に実践している者で、県立大学の地域教育プログラム履修者に対して指導および助言を行う者</p> <p>3 今後の課題 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、引き続き、学生により良い学修環境を提供できるよう努めていく必要がある。また、コロナ禍による社会の変化も踏まえつつ、県立大学がこれまでの教育研究の成果を活かしながら、地域に貢献する人材の育成や地域課題の解決に向けた研究を推進できるよう支援を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、県立大学が行う感染症拡大防止対策や授業料等の減免に対し、引き続き支援を行う。また、「I C T 実践学座」の運営やSDG sに関連した取組への支援、さらには施設の長寿命化にかかる更新への支援も行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、県立大学において必要な感染症拡大防止対策等を支援していく。また、コロナ禍による社会の変化を見据えつつ、I C T 人材や地域コミュニティに貢献する人材の育成も含め、地域への貢献に向けて必要な取組に対し支援を行っていく。さらには、施設の長寿命化をはじめとした教育研究環境の整備にかかる支援に努める。</p> <p style="text-align: right;">（私学・県立大学振興課）</p>		平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成状況	I C T 関連副専攻修了者数	—	20人	18人	4人	15人／年	未達成	地域人（※）の登録人数	11人	4人	0人	11人	10人／年	達成
	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成状況																
I C T 関連副専攻修了者数	—	20人	18人	4人	15人／年	未達成																
地域人（※）の登録人数	11人	4人	0人	11人	10人／年	達成																

事 項 名	成 果 の 説 明																				
<p>2 移住・交流の推進</p> <p>予 算 額 17,305,000 円</p> <p>決 算 額 15,888,294 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>移住・交流の推進</p> <p>滋賀県への移住や交流の促進のため、県外への積極的な情報発信と、移住者の受入体制の充実を図るための取組を行った。</p> <p>ア 「しがI J U相談センター」の運営</p> <p>イ 移住セミナー・相談会の開催（オンライン5回）</p> <p>ウ ふるさと回帰フェアへの出展（対面1回）</p> <p>エ J O I Nフェアへの出展（対面1回）</p> <p>オ 滋賀ぐらし魅力体験発信事業の実施（26組30名が参加）</p> <p>カ “Connect-Shiga”創出事業の実施（のべ238名が参加）</p> <p>2 施策成果</p> <p>都市からの移住・交流等をサポートする移住支援団体や滋賀県立大学、市町と連携し、滋賀移住・交流促進協議会を通じ、地域の魅力を県外へ情報発信する取組を展開することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="705 842 2033 909"> <tr> <td>移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数</td> <td>平30(基準)</td> <td>令3(単年度)</td> <td>目標値(単年度)</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>117世帯</td> <td>187世帯</td> <td>200世帯</td> <td>84.3%</td> </tr> </table> <p>※達成率は令和3年度における基準からの増加数(70)の、目標増加数(83)に対する割合</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="705 986 2033 1053"> <tr> <td>地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数</td> <td>平30(基準)</td> <td>令3(累計)</td> <td>目標値(累計)</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>77.8%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>これまで、市町や移住支援団体等と連携し、滋賀の暮らしの魅力を都市部へ発信して移住・交流の促進が図られるよう事業を進めてきたところであるが、新型コロナウイルスの影響を受けた地方への移住ニーズのさらなる高まりを受けて、テレワーク等による都市部での仕事を持ったままの移住や、デジタル技術の活用促進等、社会や人の意識の変化に即して対応していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p>	移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数	平30(基準)	令3(単年度)	目標値(単年度)	達成率		117世帯	187世帯	200世帯	84.3%	地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数	平30(基準)	令3(累計)	目標値(累計)	達成率		—	7件	9件	77.8%
移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数	平30(基準)	令3(単年度)	目標値(単年度)	達成率																	
	117世帯	187世帯	200世帯	84.3%																	
地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数	平30(基準)	令3(累計)	目標値(累計)	達成率																	
	—	7件	9件	77.8%																	

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 個性を活かした活力ある地域づくりの推進</p> <p>予 算 額 526,177,000 円</p> <p>決 算 額 523,565,000 円</p>	<p>滋賀県、県内市町および民間企業・団体等が、デジタル技術を活用しながら多様な体験価値を提供することで、新たな関係人口の創出や移住の促進につなげるためのプロジェクト「かかわりファクトリー滋賀」（デジタルプラットフォームおよびデジタル地域コミュニティ通貨の運用）を開始している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き滋賀への移住促進や関係人口の創出を進め、市町や移住支援団体等と十分連携を図り、事業目的の達成を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(市町振興課)</p> <p>1 事業実績 自治振興交付金 市町が地域の実情に応じて選択した事業（市町向け県単独補助金を交付金化した、48事業のメニュー）に対し、交付金を交付した。（選択事業 480,000,000円） また、人口減少社会における課題に対応するため市町が提案した「若者がとどまる」・「外から移り住む」・「子どもを育む」ことにつながる事業に対して交付金を交付するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大やこれに伴う社会生活の変化、いわゆる「新しい生活様式」に対応することを目指す市町の移住促進事業に対して交付金を交付した。（提案事業 43,565,000円）</p> <p>2 施策成果 市町の自主性・主体性を発揮した施策の展開を支援することができた。また、全ての市町において、提案事業を活用した事業が実施され、地域特性や課題に応じた、各市町のきめ細やかな施策に対して支援をすることができた。</p> <p>3 今後の課題 市町の地域特性や課題に応じた支援内容の検討を継続していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 引き続き、庁内関係各課と連携しながら適切に執行するとともに、市町の地域特性や課題に応じた支援内容を検討する。 ②次年度以降の対応 令和4年度の結果を踏まえ、庁内関係各課と連携しながら適切に執行する。</p> <p style="text-align: right;">(市町振興課)</p>

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[文化スポーツ部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	73
II 経 済	該当なし
III 社 会	該当なし
IV 環 境	該当なし

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

I 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 子どもの文化芸術体験の充実</p> <p>予 算 額 35,622,000 円</p> <p>決 算 額 35,620,656 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助 9,800,000円</p> <p>ア 文化芸術連携事業 文化施設、芸術家と学校を結び、子どもたちが文化芸術を体験する授業を実施。 実施件数 88件 学校数 26校 児童・生徒数 4,679人</p> <p>イ ボランティア、スタッフの育成・研修 大学と連携したボランティア派遣や芸術と教育との連携を深めるための研修会を実施。 文化ボランティア数 18人 スタッフ・教育関係者研修会 日程：令和3年8月17日 場所：MIHO MUSEUM 参加者数：26人</p> <p>(2) びわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業) 23,782,656円 県内の子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を提供するため、びわ湖ホールに県内小学生等を招き、オーケストラとびわ湖ホール声楽アンサンブルによる音楽公演を平成23年度から実施している。 令和3年度は6日間で12公演を実施し、うち6公演を(公財)びわ湖芸術文化財団へ委託して実施した(残り6公演は指定管理事業)。また、県内各地からの参加を促すため、交通費の補助を行った。 日 程：令和3年5月25日～28日、31日、6月1日 各10:30～、14:00～(全12回公演) 場 所：滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 大ホール 参加数：県内小学校等103校 児童・生徒数 7,153人 補助数：県内小学校等 95校 補助率：公共交通機関利用の場合は全額補助。 借上バス等利用の場合は1台あたり実績額の8割を補助。ただし、その額が5万円以下となる場合は、5万円を上限に実績額の全額を補助。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業 2,038,000円 多様な環境下にある子どもたち(別室登校・不登校児童生徒等)を対象に、若手芸術家を本事業の講師である「美ココロ・パートナー」として派遣し、様々な芸術に触れ、豊かな心を育む文化芸術体験プログラムを提供した。 学校数 27校 児童・生徒数 延べ245人 派遣した美ココロ・パートナー 陶芸家5人、打楽器奏者4人、茶道家1人</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助 滋賀次世代文化芸術センターが行う連携授業により、多くの子どもたちが文化芸術に触れ、創造する機会を提供することができた。また、事前学習教材の開発やオンライン授業の活用など、講師、スタッフ、ボランティアの細やかな対応により、子どもたちに文化芸術の楽しさや感動を伝えることができた。</p> <p>(2) びわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業) 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期して、県内の小学生等に舞台芸術を直接体験できる機会を創出することができた。また、交通費の補助を行うことで、遠方の学校の負担を軽減した。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業 多様な環境下にある子どもたちが、文化芸術に触れることで、自己を育て感動や安らぎを感じることができる機会を提供することができた。学校側の要望に応じて感染対策や授業内容を工夫したことにより、学校の信頼を得て、充実したプログラムを実施できた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助 文化芸術を体験する連携授業に参加する学校は県南部に多いことから、それ以外の地域から参加する学校を増やす必要がある。</p> <p>(2) びわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業) 事業に参加した学校からは、直接舞台芸術に触れる貴重な経験として高い評価を得ており、参加校を増やす方策について引き続き検討していく必要がある。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業 様々な事情により、学校が実施するプログラムに参加しにくい状況にある子どもたちを対象としている事業であり、事業実施までの調整等に手間がかかることから、より多くの学校で事業を実施することができるよう、「美ココロ・パートナー」として取り組む若手芸術家を、派遣を通して育成する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助 ①令和4年度における対応 教員や学校関係者に向けた研修等を通じて、センターの活動内容について検証し、発信するとともに、県南部以外の地域にも事業の周知や参加の呼びかけを行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 文化振興施策の総合的な推進</p> <p>予 算 額 113,154,000 円</p> <p>決 算 額 104,018,785 円</p>	<p>②次年度以降の対応 引き続き、県内美術館・博物館・劇場・音楽堂等・民間団体等との連携を深め、多く子どもたちが文化芸術に触れ、創造する機会を提供するとともに、県内全域に事業の周知を図る。</p> <p>(2) びわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)</p> <p>①令和4年度における対応 借上バス等を利用する場合も実費相当額を補助できるよう、交通費補助を拡充した。</p> <p>②次年度以降の対応 各学校等への参加意向調査の結果を踏まえ、個別の状況に応じて提案をするなど、参加を促していく。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業</p> <p>①令和4年度における対応 民間団体等と連携し、若手芸術家を「美ココロ・パートナー」として派遣することを通して育成する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き研修等の充実を図り、「美ココロ・パートナー」として取り組む若手芸術家を、派遣することを通して育成する。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布 5,971,000円</p> <p>「湖国文化情報『れいかる』」の発行 年間5回 30,000部/回 総合文化誌「湖国と文化」の図書館、教育機関等への配布 年間4回 430冊/回</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援</p> <p>ア 未来へつなぐしが文化活動応援事業 41,290,871円 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し、支援を行った。 補助金交付件数 226件 交付額 35,266,000円</p> <p>イ 文化芸術公演支援事業 25,168,914円 コロナ禍における文化芸術公演を支援するため、感染防止対策を実施し、県内文化施設で文化芸術公演等を行う利用者に施設使用料の支援を行った。 補助金交付件数 291件 交付額 20,199,000円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 近江文化発見・発信事業 6,000,000円 司馬遼太郎氏没後25年を記念し、滋賀県の魅力を県内外に発信するシンポジウムを開催するとともに、若い世代が文芸活動を通じて、滋賀への愛着を深め発信することを目的として高校生俳句コンクールを開催した。</p> <p>ア 司馬遼太郎氏没後25年記念シンポジウム「近江から見る『街道をゆく』のメッセージ」 実施日 : 令和3年10月30日(土) 実施場所: 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 中ホール 参加者数: 412人 実施内容: 基調講演 上村洋行氏(司馬遼太郎記念館館長) パネルディスカッション パネリスト: 安部龍太郎氏(作家)、澤田瞳子氏(作家)、今村翔吾氏(作家) コーディネーター: 古屋和雄氏(元NHKエグゼクティブアナウンサー)</p> <p>イ 滋賀県高校生俳句コンクール 応募者数: 235名 表彰式 : 令和3年11月21日(日) 義仲寺無名庵にて開催</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催 25,588,000円 主催事業 公募展(美術展覧会、写真展覧会、文学祭)の開催 応募点数 : 1,766点 参加事業 開催期間中(令和3年9月～令和4年1月)に文化団体等が行う事業を参加事業として承認し、支援した。 参加事業数: 155事業 参加者数 : 延べ196,869人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布 県域の文化芸術情報を網羅した総合的な情報誌「湖国文化情報『れいかる』」を発行し、県内の文化施設や市町、商業施設等へ配布することにより、文化情報を効果的に発信できた。 また、滋賀の歴史や自然、芸術などについて幅広く掲載した総合文化誌「湖国と文化」を県内外の図書館や教育機関等に配布し、滋賀の魅力を広く発信することにより、滋賀の文化への興味・関心を高めた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																						
	<p>(2) 【感】新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援 個人・団体を含め、音楽や美術、お祭り体験等様々な分野の文化活動の再開・継続を支援するとともに、県のホームページで動画等を紹介するなど、滋賀で活躍する活動者を県内外の人々に知ってもらう機会を提供した。</p> <p>(3) 近江文化発見・発信事業 県内外からの来場者に作家の目を通した滋賀の魅力を伝えることができた。また、高校生俳句コンクールは 235 名から応募があり、若い世代に俳句に親しんでもらうとともに、作句を通して言葉による文化の発信をすることができた。</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催 県民の芸術文化への関心はコロナ禍であっても高く、公募展の応募点数は、令和 2 年度と比較して 123 点増加し、コロナ前の水準まで応募点数が回復した。</p> <table border="0" data-bbox="734 699 1536 762"> <tr> <td>公募展の応募点数</td> <td>平 30</td> <td>令元</td> <td>令 2</td> <td>令 3</td> </tr> <tr> <td>(単位：点)</td> <td>1,693</td> <td>1,698</td> <td>1,643</td> <td>1,766</td> </tr> </table> <p>令和 4 年度（2022 年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="734 842 2085 906"> <tr> <td>市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数</td> <td>令元</td> <td>令 2</td> <td>令 3</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>(滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数)</td> <td>248 件</td> <td>194 件</td> <td>207 件</td> <td>290 件</td> <td>0%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布 県の文化情報をより効果的に周知する方策について検討する必要がある。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援 より多くの方に申請いただけるよう、様々な機会をとらえて広報を行うとともに、相談会を開催するなど、制度の周知を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 近江文化発見・発信事業 滋賀ならではの豊かで魅力ある文化を再発見し、また県外に対しても発信する取組を引き続き展開する必要がある。</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催 出品者の高齢化が進んでおり、若年層をはじめ幅広い年齢層の参加を促す必要がある。</p>	公募展の応募点数	平 30	令元	令 2	令 3	(単位：点)	1,693	1,698	1,643	1,766	市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数	令元	令 2	令 3	目標値	達成率	(滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数)	248 件	194 件	207 件	290 件	0%
公募展の応募点数	平 30	令元	令 2	令 3																			
(単位：点)	1,693	1,698	1,643	1,766																			
市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数	令元	令 2	令 3	目標値	達成率																		
(滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数)	248 件	194 件	207 件	290 件	0%																		

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布</p> <p>①令和4年度における対応 新たな配布先の確保に努め、様々な文化情報を網羅し、迅速に発信するなど充実した誌面づくりを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、配布先の拡大に努めるとともに、新規読者の獲得につながるよう、より充実した誌面づくりを行う。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援</p> <p>①令和4年度における対応 多くの方に申請いただけるよう、ホームページやSNS、チラシによる地域の文化団体や文化施設への広報とともに、相談会を実施するなど、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 県民、文化団体、民間団体など、多様な主体の文化芸術活動が自立的に継続していく方策を検討していく。</p> <p>(3) 近江文化発見・発信事業</p> <p>①令和4年度における対応 文学作品ゆかりの地を訪問し、現地で俳句を詠む吟行イベントや、高校生俳句コンクールを実施し、若い世代が県への愛着や俳句への関心を深める機会を創出する。</p> <p>②次年度以降の対応 文学作品等を通じた滋賀の魅力について、県内外に対して発信する取組を引き続き展開する。</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮した上で、若年層をはじめ幅広い年齢層の県民が参加できるよう、募集・実施方法等を工夫していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、若年層を含め、幅広い年齢層の参加を促す。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 美の魅力発信の推進</p> <p> 予算額 13,172,000 円</p> <p> 決算額 11,535,409 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 美の資源活用推進・情報収集および一体的発信事業 8,175,549 円 多様な主体が実施する美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援し、連携を促進して一体的に情報発信するとともに、滋賀県立美術館内で展示やワークショップ等を開催し、美術館来館者にも知ってもらう機会を作った。 ・採択団体（8 団体） ・連携推進会議 令和3年9月10日 ・オンライン成果発表会 令和4年3月8日（Zoom） ・美術館内のラボ等を利用した活動内容の紹介展示、ワークショップの開催（12 回開催） ・「『滋賀をみんなの美術館に』プロジェクトサイト」での情報発信</p> <p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業 1,998,240 円 宿泊施設で作品展示を行い、アール・ブリュットの魅力発信に努めた。また、アール・ブリュットの作家および制作現場を紹介する映像を制作し、美術館および商業施設で映写した。 ・宿泊施設での作品展示 4 箇所 ・商業施設での映写 1 箇所</p> <p>(3) アール・ブリュット振興事業 427,800 円 関係者間の交流を促進するため、平成25年2月に発足した全国ネットワークの事務局として運営を担った。 ・フォーラム（新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催）1 回 令和4年3月22日 視聴回数 延べ834回 ・令和3年度会員数 806件（団体 200件、個人 606件）</p> <p>(4) アートのひろば事業 933,820 円 地域の施設や学校・団体等と連携し、子どもをはじめ多くの県民が美術の魅力に出会い、楽しむことができるワークショップや講座などを、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、美術館内やびわこ文化公園内で実施した。 ・「美の糸ローアートにどぼん！2021」 びわこ文化公園内の施設と連携し、合計27回のイベントを開催した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 美の資源活用推進・情報収集および一体的発信事業 県内の8 団体が事業を展開し、琵琶湖や各地域の産業・風景等、地域の資源を結び付けて発信するとともに、美術館内での展示やワークショップを実施し、県との連携をより深めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業 宿泊施設でのアール・ブリュットの作品展示や、商業施設での映写を通じて、県民に身近なところでアール・ブリュットや作品の魅力を紹介することができた。</p> <p>(3) アール・ブリュット振興事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施しているフォーラムをオンラインで実施し、美術、福祉、医療、行政等異なる立場の方々に、障害のある方とアートとの関係を見つめ未来へどのように繋げていくのか、改めて考える機会を作ることができた。</p> <p>(4) アートのひろば事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、夏休みに予定していたイベントが軒並み中止となり、事業開始が10月からとなったが、感染状況を注視しながら少人数で実施した。 「美の糸ローアートにどぼん！2021」では、多様な滋賀の美の魅力との出会いを通じて、多くの方がつながりアートの魅力と楽しみ方を五感で体験できる機会を提供することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 美の資源活用推進・情報収集および一体的発信事業 プロジェクトの発展を通して、多様な美やアートを通じた人と地域、社会のつながりや、新たな創作活動への刺激を生み出すとともに、美の魅力を県民総ぐるみで伝えられるよう広がりを持たせていく必要がある。</p> <p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業 作品自体の魅力を発信することに加えて、作品を生み出した制作現場にもスポットライトを当て、より幅広くその魅力を発信していく方策を検討する必要がある。</p> <p>(3) アール・ブリュット振興事業 新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら、フォーラムや交流の活性化に向けて、企画や手法を検討する必要がある。</p> <p>(4) アートのひろば事業 新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、これまでの事業を通じて蓄積したノウハウやネットワークを生かして、滋賀の美の魅力発信の拠点となるような取組をさらに進めていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 美の資源活用推進・情報収集および一体的発信事業</p> <p>①令和4年度における対応 さらなる相互連携や美術館との連携を深め、「美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に」というコンセプトのもと、多くの方々の共感・参画を得ながら取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、各団体の連携調整や美術館との連携、一体的な発信を通じて、新たな取組の創出や地域を越えた連携の創出を目指す。</p> <p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業</p> <p>①令和4年度における対応 アール・ブリュットから範囲を少し広げて、滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力という観点での作品展示を行い、その魅力を伝え、滋賀ならではの文化資源をテーマとした観光や周遊のきっかけにつなげる。</p> <p>②次年度以降の対応 令和4年度の結果も踏まえ、より効果的な手法について、学芸員や福祉施設等の関係者を交え検討する。</p> <p>(3) アール・ブリュット振興事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、さらなる活動の広がりに関係者間の交流を促進するための方策を検討する。また、アール・ブリュットに関するメールマガジンを発行するなど、情報発信を積極的に行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、情報発信を積極的に行い、ネットワークに関わる人や団体の広がり活動の充実を図る。</p> <p>(4) アートのひろば事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、引き続き美術館やびわこ文化公園内、県内各地でイベントを開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの事業を通じて蓄積したノウハウやネットワークを生かしながら、美術館が滋賀の美の魅力発信の拠点となるよう、活動を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 滋賀県立文化産業交流会館の管理運営 (指定管理)</p> <p>予 算 額 324,627,000 円</p> <p>決 算 額 320,887,190 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>主催事業 計 63公演 延べ入場者数 21,701人</p> <p>公演制作事業 2公演 入場者数 477人 (主な公演) 芝居小屋「長栄座」</p> <p>人材養成事業 2公演 入場者数 1,449人 (主な公演) 次世代育成ユースシアター事業</p> <p>普及啓発事業 48公演 入場者数 15,397人 (主な公演) 次世代創造発信事業「アートのじかん」</p> <p>協働連携事業 4公演 入場者数 914人 (主な公演) 県民協働企画事業</p> <p>鑑賞事業 6公演 入場者数 2,560人 (主な公演) おかあさんといっしょコンサート</p> <p>産業振興事業 1公演 入場者数 904人 (主な公演) 近江のあたらしい伝統産業展</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による公演の中止 2公演</p> <p>貸館事業 貸館利用件数 計 727件 入場者数 33,755人</p> <p>2 施策成果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止を余儀なくされた公演もあったが、感染症対策を徹底し、より多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供した。また、びわ湖ホールとの連携のもと、県北部における文化振興の拠点として、幅広い世代を対象とした事業を展開した。特に、邦楽・邦舞の公演では、芝居小屋「長栄座」を制作し、滋賀県をテーマにしたオリジナル邦楽作品を湖国の風景映像とともに上演するなど、より親しみやすい公演を県民に提供した。さらに、県民の方々に直接出演いただく公演を実施するなどの人材養成事業にも取り組んだ。</p> <p>入場者数 (主催事業) 平30 令元 令2 令3 (単位:人) 18,468 13,814 8,925 21,701</p> <p>3 今後の課題</p> <p>広報や公演内容等について、びわ湖ホールとの連携をさらに進めながら、特色のある事業を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>びわ湖ホール声楽アンサンブルによる公演を文化産業交流会館でも実施するなど、びわ湖ホールとの連携をさらに強化するとともに、「長栄座」をはじめ古典芸能分野で特徴的な事業展開を行い、県北部の文化拠点として賑わいを創出する。また、新型コロナウイルス感染症の状況に対応した公演を工夫しながら事業を実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明			
<p>5 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール<small>の管理運営（指定管理）</small></p> <p>予 算 額 898,879,000 円</p> <p>決 算 額 898,879,000 円</p>	<p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、県民に文化芸術に触れる機会を提供し、県北部における文化振興の拠点として事業を展開する。 （文化芸術振興課）</p> <p>1 事業実績</p> <p> 主催事業</p> <p> オペラ、オーケストラ、室内楽、ダンス、演劇、古典芸能等の公演を開催。 41事業、121公演、入場者数 43,519人、有料公演平均入場率 58.6% 新型コロナウイルス感染症の影響による中止 8事業 8公演 新型コロナウイルス感染症に対応した配信事業も積極的に実施。 6事業、19公演、視聴者数 549人</p> <p> 専属声楽アンサンブル運営 オペラへの招待、プロデュースオペラ、定期公演、「ホールの子」事業、ふれあい音楽教室などに出演。</p> <p> 広報営業</p> <p> 広報活動 公演チケット情報「Stage」（年11回発行、各18,000部）、舞台芸術情報誌「湖響」（年4回、各11,000部）の発行、ホームページの運用、公演プログラム発行、新聞寄稿、雑誌、テレビ・ラジオ等</p> <p> 営業活動 チケットの企業・団体向け組織販売、インターネットによるチケット購入システム、民間助成金等の確保、友の会運営（一般会員 2,925人 サポート会員 393口 特別会員 166口）等</p> <p> 観客創造 劇場サポーター 136人、シアターメイツ 944人、ロビーコンサート、リハーサルの公開等</p> <p> ホール施設および駐車場の管理運営 各ホール貸館利用件数 169件 入場者数 63,455人 駐車場利用台数 69,299台</p> <p>2 施策成果</p> <p> コロナ禍においても感染症対策を徹底しながら、多彩なジャンルで国内外の優れた公演を開催するとともに、国際的水準の舞台芸術を制作し公演を実施するなど、県民文化の向上に貢献する事業を展開した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場できない方のために公演映像を配信するなど、より多くの方が文化に触れる機会を提供した。</p> <p> 主催事業入場者数 平30 令元 令2 令3 （単位：人） 112,722 93,979 31,798 43,519</p>			

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">貸館事業入場者数 (単位：人)</td> <td style="width: 10%;">平30 140,751</td> <td style="width: 10%;">令元 72,903</td> <td style="width: 10%;">令2 22,112</td> <td style="width: 10%;">令3 63,455</td> </tr> <tr> <td>貸館件数 (単位：件)</td> <td>平30 228</td> <td>令元 158</td> <td>令2 95</td> <td>令3 169</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、引き続き国際的水準の舞台芸術を県民に提供し、それを国内外に発信していく必要がある。また、オペラの制作など積極的な事業展開を行うため、公演チケットをはじめとする事業収入の拡大、国や民間助成金等の収入の拡大、貸館利用の拡大、積極的な寄附獲得など歳入確保に向けた取組が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」や歌劇「ファルスタッフ」等を実施した。今後も、感染状況に対応した公演を工夫しながら実施し、文化芸術公演の鑑賞機会を創出する。 ②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、より多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供する。また、積極的な広報活動による事業収入の拡大のほか、国や民間の助成金、寄附のさらなる獲得に向けて取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p>	貸館事業入場者数 (単位：人)	平30 140,751	令元 72,903	令2 22,112	令3 63,455	貸館件数 (単位：件)	平30 228	令元 158	令2 95	令3 169
貸館事業入場者数 (単位：人)	平30 140,751	令元 72,903	令2 22,112	令3 63,455							
貸館件数 (単位：件)	平30 228	令元 158	令2 95	令3 169							
<p>6 美術館における事業の推進</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算 額</td> <td style="width: 15%;">105,835,000 円</td> </tr> <tr> <td>決 算 額</td> <td>98,155,132 円</td> </tr> </table>	予 算 額	105,835,000 円	決 算 額	98,155,132 円	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 展覧会の開催 77,356,679円 令和3年6月27日に再開館し、県内の若手作家や寺院、他の美術館との連携により、多様な視点での展覧会を開催した。開催にあたっては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来館者にマスク着用や手指消毒等の協力を依頼しながら開催した。 常設展示 3回 企画展示 3回 観覧者数 52,080人 (年度内延べ人数)</p> <p>(2) 美術に関する教育交流事業の実施 11,371,261円 美術に関する魅力や楽しさに触れてもらうためのイベントや出前授業を地域と連携して、館内外で開催した。 ・たいけんびじゅつかん 7回実施、参加者 176人</p>						
予 算 額	105,835,000 円										
決 算 額	98,155,132 円										

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>予 算 額 364,117,000 円</p> <p>決 算 額 364,117,000 円</p>	<p>・学校出前授業プログラム 32回実施、参加者 1,601人</p> <p>・地域出前プログラム 13回実施、参加者 620人 など</p> <p>(3) 美術品の収集と保全 9,427,192円</p> <p>作品収集 26件 (購入 3件、寄贈 23件)</p> <p>作品修復 12件</p> <p>2 施策成果</p> <p>6月に再開館し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら展覧会やイベントを実施し、県内外の多くの方に当館の所蔵品をはじめ多様な美術に出会える機会や美術の魅力を体験する機会を提供した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、収蔵品の価値や滋賀の文化の魅力を県内外の多くの方に知っていただける展覧会や、子どもをはじめ多くの県民が美術の楽しさに触れることができるプログラムなどの充実に努める。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>「生誕150年山元春挙展」、「塔本シスコ展」、「石と植物展」などの企画展やワークショップシリーズ(アートにどぼん!)などの取組を、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>魅力的な展覧会を企画・開催するとともに、積極的な情報発信を展開する。また、美術館の活動を継続・発展させることができるように県美メンバーズおよびサポーターの増加に努めていく。</p> <p>(文化芸術振興課)</p> <p>7 希望が丘文化公園の管理運営(指定管理)</p> <p>1 事業実績</p> <p>青少年育成事業等 58事業、参加者総数 45,742人</p> <p>3つのゾーン(青少年宿泊研修所、野外活動施設、スポーツ施設)のそれぞれの特色を生かした事業を実施。</p> <p>・自然体験 四季のハイキング、自然観察会など</p> <p>・ふれあい交流イベント 紅葉祭、ふれあい祭など</p> <p>・野外活動・宿泊体験 ファミリーキャンプフェスタなど</p> <p>・スポーツ振興 スポーツフェスティバル、ディスクゴルフ大会など</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																								
	<p>施設の運営管理 来園者総数 656,403人</p> <p>施設の利用状況</p> <table border="0"> <tr> <td>・青少年宿泊研修所（青年の城）</td> <td>利用件数</td> <td>157件</td> <td>利用者数</td> <td>14,143人</td> </tr> <tr> <td>・野外活動施設</td> <td>利用件数</td> <td>335件</td> <td>利用者数</td> <td>6,661人</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ施設</td> <td>利用件数</td> <td>2,090件</td> <td>利用者数</td> <td>100,951人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>利用件数</td> <td>2,582件</td> <td>利用者数</td> <td>121,755人</td> </tr> </table> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用の取り止め 756件</p> <p>2 施策成果</p> <p>恵まれた自然環境を生かした憩いの公園として、安心安全、快適な施設提供に努めるとともに、県民文化の向上、健康の維持や体力の向上、青少年の健全育成のための各種事業を実施した結果、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、多くの来園者があり、県民に身近な親しまれる公園としての機能を果たした。</p> <p>また、地元関係機関や団体等との連携・協働を深める取組を重視しつつ、魅力的な公園づくりに努めたほか、3月から9月の休園日（月曜日）の開園や、夏期における利用時間の延長を行うなど、利用者サービスの向上に努めた。</p> <table border="0"> <tr> <td>来園者総数</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> </tr> <tr> <td>（単位：人）</td> <td>903,290</td> <td>934,116</td> <td>502,915</td> <td>656,403</td> </tr> <tr> <td>施設利用者数</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> </tr> <tr> <td>（単位：人）</td> <td>260,408</td> <td>224,096</td> <td>82,910</td> <td>121,755</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、公園の強みを生かした事業展開や、安心・快適に利用できる施設の整備などを進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>利用者に安全・快適に利用していただけるよう新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応をしつつ、公園運営を継続することに努める。</p>	・青少年宿泊研修所（青年の城）	利用件数	157件	利用者数	14,143人	・野外活動施設	利用件数	335件	利用者数	6,661人	・スポーツ施設	利用件数	2,090件	利用者数	100,951人	計	利用件数	2,582件	利用者数	121,755人	来園者総数	平30	令元	令2	令3	（単位：人）	903,290	934,116	502,915	656,403	施設利用者数	平30	令元	令2	令3	（単位：人）	260,408	224,096	82,910	121,755
・青少年宿泊研修所（青年の城）	利用件数	157件	利用者数	14,143人																																					
・野外活動施設	利用件数	335件	利用者数	6,661人																																					
・スポーツ施設	利用件数	2,090件	利用者数	100,951人																																					
計	利用件数	2,582件	利用者数	121,755人																																					
来園者総数	平30	令元	令2	令3																																					
（単位：人）	903,290	934,116	502,915	656,403																																					
施設利用者数	平30	令元	令2	令3																																					
（単位：人）	260,408	224,096	82,910	121,755																																					

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 希望が丘文化公園基本計画の推進</p> <p>予 算 額 1,060,267,000 円</p> <p>決 算 額 984,419,286 円</p> <p>(翌年度繰越額 25,000,000 円)</p>	<p>②次年度以降の対応 開園後50年を経て施設の老朽化が顕著であり、来園者の安全・快適な利用のため、優先順位を付けた施設修繕や施設等の点検に努める。 (文化芸術振興課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 希望が丘文化公園の活性化の検討 民間企業等へのサウンディングを踏まえ、公園全体の効果的・効率的な管理運営方法や活性化の方向性を検討した。</p> <p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進 滋賀県ラグビーフットボール協会等へヒアリングを実施し、陸上競技場、スポーツ会館の整備工事を実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 希望が丘文化公園の活性化の検討 希望が丘文化公園整備基本調査業務委託において、民間企業へのサウンディング等を実施し、各企業からの意見に基づいた活性化の方向性案を整理した。</p> <p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進 整備工事について、陸上競技場は令和3年12月9日に、スポーツ会館は令和4年3月10日に工事が完了した。国民スポーツ大会開催も見据え、着実に施設整備を進めることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 希望が丘文化公園の活性化の検討 令和4年度に文化ゾーン、野外活動ゾーンだけでなくスポーツゾーン、東西のアクセスも含めた公園全体の活性化方針の策定を行い、活性化業務を進める必要がある。</p> <p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進 球技場への照明設備設置工事やトイレ改修を確実に実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 希望が丘文化公園の活性化の検討</p> <p>①令和4年度における対応 活性化方針の策定に向けた活性化方針策定支援業務委託の中で、整備内容等の精緻化や方針策定後を見据えたサウンディング等の業務を行い、活性化方針の策定を実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>9 文化財の保存と継承</p> <p>予 算 額 1,444,521,000円</p> <p>決 算 額 1,380,348,452円</p> <p>(翌年度繰越額 55,320,000円)</p>	<p>②次年度以降の対応 活性化方針に基づき、自然環境調査や公募資料作成業務を行う。</p> <p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進</p> <p>①令和4年度における対応 球技場への照明設備設置工事やトイレの改修を着実にを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 施設整備は令和4年度で完了の予定。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 指定文化財の保護 653,753,630円</p> <p>ア 県指定文化財の新指定 5件 (有形文化財 4件、天然記念物 (追加) 1件)</p> <p>イ 国指定文化財保存修理等補助 27件 (うち前年度繰越 2件)</p> <p>ウ 県指定文化財保存修理等補助 7件</p> <p>エ 埋蔵文化財発掘調査等補助 16市町</p> <p>(2) 発掘調査等の実施 235,594,775円</p> <p>ア 公共事業関連緊急発掘調査費 発掘調査等受託件数：13件</p> <p>イ 試掘・確認調査 試掘調査等件数：20件</p> <p>(3) 史跡の保存整備等の実施 16,805,707円</p> <p>ア 史跡公有化 公有化実施史跡：近江大津宮錦織遺跡 (83.58㎡)</p> <p>イ 県有史跡地の維持管理</p> <p>(4) 文化財保存修理受託事業の実施 474,194,340円</p> <p>ア 文化財保存修理受託事業費 受託件数：5件 (うち前年度繰越 1件)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 指定文化財の保護</p> <p>県指定文化財の新指定や滋賀県文化財保存基金を活用し文化財の保存修理等に対して支援を行うことにより、次の世代へ引き継ぐべき国民的財産である文化財の保存を図ることができた。</p> <p>また、計画的かつ適切な時期に保存修理を実施するために滋賀県文化財保存基金に原資の積立てを行うことができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 発掘調査等の実施 埋蔵文化財の試掘・確認調査や国土交通省等からの受託事業を計画的に行うことで、埋蔵文化財の保存と公共事業の円滑な推進を図ることができた。</p> <p>(3) 史跡の保存整備等の実施 緊急性の高い土地の公有化や県有史跡地の維持管理等を行うことで、地域の歴史にとって重要な価値を持つ史跡を適切に保存することができた。</p> <p>(4) 文化財保存修理受託事業の実施 国指定文化財建造物について、社寺等の所有者から委託を受けて保存修理工事を行うことで、破損の著しい建造物を計画的に修理することができた。</p> <p>3 今後の課題 本県には、国指定等文化財が 1,439件、県指定文化財が 516件あり、重要文化財の指定件数は全国第4位（令和3年度末時点）である。これら数多くの優れた文化財を次の世代に良好に引き継いでいくため、国、市町、所有者等と連携し、計画的な保存・修理に努めていく必要がある。 平成30年度および令和元年度の文化財保存修理工事において、職員が官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害により逮捕・起訴されたことを重く受け止め、今後、不適切事案を発生させないよう、第三者による検証会議を設置し、検証を行った。この検証結果を踏まえ再発防止に取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 指定文化財の保護</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 県指定文化財の新指定のための調査および審議会の開催</p> <p>イ 国指定文化財保存修理等補助予定件数 32件（うち前年度繰越 4件）</p> <p>ウ 県指定文化財保存修理等補助予定件数 11件（うち前年度繰越 1件）</p> <p>エ 埋蔵文化財発掘調査等補助予定件数 16件</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き滋賀県文化財保存基金を活用して計画的に保存修理等のための支援を進める。</p> <p>(2) 発掘調査等の実施</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 発掘調査等受託予定件数 11件</p> <p>イ 試掘調査等予定件数 14件</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>10 文化財の魅力の発信</p> <p>予 算 額 263,635,000 円</p> <p>決 算 額 257,939,579 円</p>	<p>②次年度以降の対応 開発事業計画を早期に把握し、中長期的な発掘調査事業量の見通しをたて、発掘調査等の円滑な実施を図る。</p> <p>(3) 史跡の保存整備等の実施</p> <p>①令和4年度における対応 緊急性の高い史跡地の公有化（近江大津宮錦織遺跡）を進めるとともに、継続して県有史跡地の適切な維持管理を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 所有者の要望等を考慮し計画的に史跡地の公有化を進める。</p> <p>(4) 文化財保存修理受託事業の実施</p> <p>①令和4年度における対応 国指定建造物保存修理事業の予定件数 4件（うち前年度繰越 1件） 不適切事案に係る再発防止策においては、業務量の削減の観点から工事の難易度に応じて民間団体に協力を得ることにより県としての業務量軽減を図っている。また、奈良県との人事交流などにより、職員の負担軽減や人材育成等に努めている。</p> <p>②次年度以降の対応 国指定建造物保存修理事業については、引き続き計画的な修理を実施していく。 不適切事案に係る再発防止策について、主任技術者の養成には時間を要することや、全国的にも不足している状況であることから、すぐに確保することは容易ではないが、継続的かつ長期的な人材育成・確保に努めるなど、再発防止に向けた取組を進める。</p> <p style="text-align: right;">（文化財保護課）</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 文化財の魅力の発信 40,341,552 円</p> <p>ア 「近江の城」魅力発信事業 近江の城の魅力を全国に向けて広く発信し、滋賀への来訪者の拡大を図ることを目的に、首都圏での情報発信事業と県内での探訪交流事業等を実施した。</p> <p>【首都圏での取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京シンポジウム 1回 142人（うち53人はサテライト会場にて参加） ・東京講座 2回 34人 ・移住希望者向けセミナー 1回 20人（オンラインによる実施） ・お城EXPOへの出展 2日間 13,140人

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>【県内での取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張！お城EXPO in 滋賀・びわ湖 1日間 2,043人 ・県内文化財探訪・講座 3回 130人 <p>イ 「輪でつなぐ」滋賀の文化財講座事業 文化財に関する講座をサテライト会場でオンライン配信を実施した。また、県内高校で出前講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト会場での配信 4回（延べ11会場） 100人 ・高校での出前講座 延べ470人 <p>ウ 文化財の保存修理の最前線！発信事業 建造物の屋根の葺き替え工事と曳山の保存修理現場の動画を作成し、テレビ番組やYouTubeにより広く発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画配信 7本 <p>エ 近江の文化財を活用した県民・地域健康増進事業 滋賀の文化財の魅力の体感と、県民や地域全体の健康増進を図ることを目的として、滋賀の文化財を巡る動画を作成しYouTubeにて公開した。また、当該動画のウォーキングコースの一部を巡るイベントを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングイベント 2回 参加者62人 <p>オ 彦根城世界遺産登録推進事業 彦根城の世界遺産登録を実現するために、推薦書および包括的保存管理計画の素案の作成を行った。併せて、機運醸成のための取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦書および包括的保存計画の素案作成 ・機運醸成を図るために専用ホームページ等の作成 ・民間団体と連携した機運醸成の取組等を実施 <p>カ 「幻の安土城」復元プロジェクト事業 安土城の実像を明らかにし、見える化を図ることで安土城への注目を集めることを目的として、安土城の実像解明と保全、デジタル技術を活用した安土城の見える化、機運醸成の取組の3つの柱で事業を実施した。</p> <p>(ア) 安土城の実像解明と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和の大調査に向けた特別史跡安土城跡整備基本計画の策定作業（令3～令4） <p>(イ) デジタル技術を活用した安土城の見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した「幻の安土城」見える化基本計画の策定 ・「安土山図屏風」等の探索を実施 <p>(ウ) 機運醸成の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ滋賀歴史セミナーの実施

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 博物館事業の充実 217,598,027円</p> <p>ア 安土城考古博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示事業 <ul style="list-style-type: none"> 常設展、特別展 2回、企画展 2回、特別陳列、ロビー展示、回廊展示、屋外展示 ・来館者数 26,217人 ・普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> 講演・講座等（城郭探訪含む） 26回 827人 体験学習・ワークショップ 3回 29人 博学連携事業（生徒・引率者数）27校 1,470人 ・浄化槽曝気ブロワ・企画展収蔵室空調機器等の更新 ・令和3年8月の大雨で被害のあった敷地内の園路、園池、側溝の修繕 <p>イ 琵琶湖文化館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示事業（休館中のため他の博物館で開催） <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖文化館地域連携企画展の開催 2回 <ul style="list-style-type: none"> 高島市藤樹の里文化芸術会館他（令和3年10月22日～11月14日） 入館者数：1,165人 滋賀県立安土城考古博物館（令和4年2月5日～4月3日） 入館者数：4,254人 ・普及啓発事業 講座「滋賀の文化財講座 花湖さんの打出のコツチ」6回 499人 ・（仮称）新・琵琶湖文化館の整備に向け、「滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、PFI可能性調査業務を実施。 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 文化財の魅力の発信</p> <p>ア 「近江の城」魅力発信事業</p> <p>首都圏での情報発信については、「戦国の近江」魅力発信事業からの継続的な事業実施の効果により、リピーターが定着してきたとともに、お城EXPOのような大規模なイベントに参加することにより、より幅広く発信ができた。また、県内での取組においても、出張！お城EXPO in 滋賀・びわ湖や文化財探訪・体験に多くの方に参加いただき、本県の文化財の魅力を発信できた。</p> <p>イ 「輪でつなぐ」滋賀の文化財講座事業</p> <p>文化財に関する講座をサテライト会場でオンライン配信することにより、新型コロナウイルス感染症対策として、1つの会場で集中した集客を行うのではなく、複数会場に分散した形で講座を行うことができた。また、サテライト会場を設けることで、より多くの方が講座に参加する機会を設けることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>ウ 文化財の保存修理の最前線！発信事業 文化財建造物等の保存修理の現場や文化財技師の仕事を映像により迫り、文化財が身近ではない方に対しても文化財や伝統的技術の魅力や大切さを発信することができた。</p> <p>エ 近江の文化財を活用した県民・地域健康増進事業 県内の文化財をウォーキングによって巡ることで、文化財の魅力の体感と、県民や地域全体の健康増進を図ることができた。また、ウォーキングルートの動画を配信することで、イベントに来られない方に対しても発信することができた。</p> <p>オ 彦根城世界遺産登録推進事業 令和2年度に文化庁に提出した推薦書および包括的保存管理計画の素案を学術会議およびワーキング会議等の開催等により磨き上げを行うことができた。併せて、専用ホームページの作成、映像やポスター等を活用した発信、民間団体と連携した取組により機運醸成を図ることができた。</p> <p>カ 「幻の安土城」復元プロジェクト事業 全国的にも高い知名度を誇る戦国の城であるが、その実像については謎に包まれている部分が多い安土城の復元プロジェクトを行うことにより、安土城や滋賀の歴史等に対して多くの注目を集めることができた。 デジタル技術を活用した安土城の見える化に関して、デジタル技術を活用した「幻の安土城」見える化基本計画を策定し、見える化の基本方針、ゾーニング、ゾーンごとの見える化の方向性を決定することができた。</p> <p>(2) 博物館事業の充実 展示および講座等の実施や情報発信により、本県の歴史文化資産の価値や魅力を紹介することができ、近江の優れた歴史文化に対する理解を深めることに寄与することができた。 また、（仮称）新・琵琶湖文化館の整備に向け、PFI可能性調査業務を実施し、従来型手法による場合とPPP/PFI手法を導入した場合との間で費用総額等を比較し、PFI（BT0）手法が適するとの評価を得ることができた。</p> <table border="1" data-bbox="734 1077 1937 1145"> <thead> <tr> <th>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財を活用した県実施事業参加者数</td> <td>2,813人</td> <td>3,017人</td> <td>3,337人</td> <td>3,040人</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 (1) 文化財の魅力の発信 本県は豊かな歴史に育まれた豊富な文化財を有しているが、その存在や価値がまだ十分に知られていないため、引き続き県内外へより効果的な魅力発信を行っていく必要がある。 また、彦根城の世界遺産登録の実現に向けた取組や、「幻の安土城」復元プロジェクト等の事業を着実に推進する必要がある。</p>	令和4年度（2022年度）の目標とする指標	令元	令2	令3	目標値	達成率	文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,017人	3,337人	3,040人	100%
令和4年度（2022年度）の目標とする指標	令元	令2	令3	目標値	達成率								
文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,017人	3,337人	3,040人	100%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 博物館事業の充実</p> <p>ア 安土城考古博物館 大規模な設備改修や展示見直しが必要な時期となっている。</p> <p>イ 琵琶湖文化館 (仮称)新・琵琶湖文化館が整備されるまでの間、収蔵品の適切な環境整備を行うとともに、地域連携企画展の開催などによる収蔵品の活用を継続して実施する必要がある。また、(仮称)新・琵琶湖文化館の着実な整備に向けて検討等を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 文化財の魅力の発信</p> <p>①令和4年度における対応 彦根城世界遺産登録推進事業では、より一層の推薦書等の磨き上げやシンポジウム開催等の機運醸成の取組を行う。「幻の安土城」復元プロジェクト事業では、安土城の実像解明を図るため令和の大調査に向けた特別史跡安土城跡整備基本計画を策定するとともに、安土城への注目を集めるためデジタル技術を活用した「幻の安土城」見える化基本設計の作成を行う。それらの事業と併せて、県内外の各地で城に関するイベントや講座を実施することにより、城をはじめとした本県ならではの文化財の魅力発信を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 本県の豊富な文化財の存在や価値を十分に周知していくためには継続的な取組が必要であり、今後も様々な場面で文化財を活用し、その魅力の発信を行う。</p> <p>(2) 博物館事業の充実</p> <p>①令和4年度における対応 安土城考古博物館については、長期保全計画に基づき計画的に設備更新を進めていくとともに、「幻の安土城」復元プロジェクトの情報発信拠点として第一期展示改修を行うために実施設計の作成を行う。琵琶湖文化館については、引き続き地域連携企画展を開催するとともに、令和9年度の(仮称)新・琵琶湖文化館の開館に向けて、実施方針等の作成、入札公告など新文化館の着実な整備に向けて取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 安土城考古博物館については、安土城考古博物館展示改修実施設計を基に第一期展示改修を実施する。琵琶湖文化館については、事業契約の上、設計業務等の開館に向けた整備を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>11 スポーツの総合的な振興</p> <p>予 算 額 69,604,000 円</p> <p>決 算 額 65,276,239 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進 4,946,619円</p> <p>ア 広域スポーツセンターの運営</p> <p>市町巡回指導の実施 実施回数 87回</p> <p>アシスタントマネージャー養成講習会 受講者数 15人（2月19日～2月20日 草津アマカホール）</p> <p>地域スポーツ指導者研修会 受講者数 50人（12月4日 立命館大学、12月11日 長浜バイオ大学ドーム）</p> <p>広報紙の作成、ホームページの管理・運営</p> <p>イ 運動・スポーツ実施率の向上</p> <p>運動・スポーツ習慣化促進事業 実施回数 26回 参加者数延べ 124人</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信 5,806,520円</p> <p>ア 「しがスポーツ大使」と県民との交流推進事業 実施回数 13回 参加人数1,732人</p> <p>「しがスポーツ大使」新規委嘱 8者 累計 48者（個人 39人と団体 9者）</p> <p>イ 運動遊び指導者派遣「しがスポーツの子」事業 2回 参加園児数 30人</p> <p>ウ スポーツ情報発信サイト「しがスポーツナビ！」運営業務委託 アクセス件数 94,613件</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進 12,525,000円</p> <p>ア 県内プロスポーツ等4チーム（滋賀レイクスターズ、東レアローズ、MIOびわこ滋賀、滋賀G0ブラックス）</p> <p>の試合会場において、横断幕等の掲示や電光掲示板による広告掲出により第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会等のスポーツ大会の周知と機運醸成を図った。</p> <p>試合観戦者数 約5万人</p> <p>イ チームの保有するSNS等において運動習慣化や障害者スポーツ振興を目的とした動画を配信し、県民の運動・スポーツ実施率の向上や障害者スポーツの普及のための啓発事業を実施した。</p> <p>SNS登録者数 約9万7千人</p> <p>(4) 障害者スポーツの振興 41,998,100円</p> <p>ア 滋賀県障害者スポーツ大会（選考会の部、スポーツフェスタの部、スペシャルスポーツの広場）開催</p> <p>選考会の部：開催日 9月18日、10月2日、10月9日、10月31日、11月6日、11月14日 参加者数 479人</p> <p>スポーツフェスタの部：開催日 6月12日、6月26日、7月3日、7月24日 参加者数 219人</p> <p>スペシャルスポーツの広場：延べ9回実施（高島市、東近江市、長浜市、大津市） 参加者数 201人</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の日程を中止。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 全国障害者スポーツ大会選手派遣（三重県） 本大会 10月23日～10月25日 新型コロナウイルス感染症の影響により大会中止（派遣予定者数 選手 57人） 代替大会 12月5日, 12月12日 ソフトボール競技、サッカー競技（2種目開催 派遣選手 32人）</p> <p>ウ 滋賀県障害者スポーツ協会運営費の補助 競技力向上委員会 1回、強化委員会 3回、コーチング講座（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）</p> <p>エ 障害者スポーツ推進事業・障害者スポーツ共生社会プロジェクト 障害者スポーツ教室開催 14クラブ 参加者数 延べ 758人 関係団体へのコーディネーター訪問支援 22回 障害者スポーツ理解促進事業 障害者スポーツ体験会の開催 2回 参加者数 延べ43人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、教室やイベント等については規模を縮小し実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進</p> <p>ア 身近な地域での核となる総合型地域スポーツクラブについて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、日常的な練習会など各事業が再開できた。また、広域スポーツセンターを中心にアドバイザーの派遣やオンライン説明会等を実施することにより、クラブの組織運営の助言・指導や登録・認証制度の施行に向けての準備に関する支援を実施することができた。</p> <p>イ 民間団体のノウハウ等を活用し、働き盛りの世代や女性等に対して、魅力的な運動プログラム等の提供を行うことで、継続的に運動をするきっかけを作ることができた。</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信</p> <p>ア 「しがスポーツ大使」として新たに8者を委嘱するとともに「しがスポーツ大使」と県民との交流により、スポーツの魅力発信を図ることができた。</p> <p>イ 県内のこども園等に運動遊び指導者を派遣し、運動遊びプログラム「Pic」を活用した運動遊びを実施することにより、「Pic」の普及ならびに子どもが運動遊びに取り組むきっかけとすることができた。</p> <p>ウ 県内のスポーツに関する情報を総合的に発信するポータルサイト「しがスポーツナビ！」を運営し、県民の「する」「みる」「支える」スポーツ活動を支援する情報を発信するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの専用ページを新設し、滋賀ゆかりの選手や競技スケジュールおよび試合結果を紹介することで、気運の醸成を図ることができた。</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進</p> <p>プロスポーツ等の持つ集客力や発信力等を活用し、試合会場における県内で開催される大規模スポーツ大会等のPRを実施することができた。また、チームのSNS等を活用して運動・スポーツの習慣化や障害者スポーツの普及に向けた啓発により県民の運動・スポーツのきっかけをつくることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>(4) 障害者スポーツの振興</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、大部分の滋賀県障害者スポーツ大会を開催することができ、障害のある人の社会参加の場としての役割を果たせた。特に、県大会等への新たな参加者（特に若年層）を増やすため新たに創設した「フェスタの部」には、219名の参加者があった。</p> <p>イ 障害者スポーツに取り組む総合型地域スポーツクラブは14クラブであり、新型コロナウイルス感染症の影響により教室を一部中止・規模縮小したものの、感染拡大防止対策を行いながら教室開催することでコロナ禍でも運動・スポーツの機会を提供することができた。障害者スポーツ理解促進事業では、障害者スポーツに関する体験会を障害者福祉センターで行い、障害者スポーツを知っていただく機会を提供することで理解促進を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="712 662 2016 726"> <thead> <tr> <th>・成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>44.1%</td> <td>48.7%</td> <td>52.0%</td> <td>65%以上</td> <td>55.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進</p> <p>ア 総合型地域スポーツクラブは、令和4年4月時点で56クラブ設立されており、令和4年度から導入が予定されているクラブの公益的な取組の促進やガバナンスの強化等を目的とする登録・認証制度の円滑な実施に向けて、クラブの組織運営の強化等について支援していく必要がある。</p> <p>イ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は、国の56.4%に対して県は52.0%と下回っているが、令和2年度から上昇が見られ、コロナ禍にあっても県民の運動・スポーツに対する意識は着実に高まっている。今後は、実施率が低い働き盛りの世代や女性に対し、より多くの人々が継続的にスポーツに取り組めるよう、オンラインの活用や市町と連携した取組などにより、効果的に事業を展開していく必要がある。</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信</p> <p>ア スポーツの魅力発信を充実するため「しがスポーツ大使」の委嘱を進めるとともに、多くの県民が大使との交流事業を通じて運動・スポーツに興味関心を持っていただけるよう、引き続き交流事例の発信や関連団体等を通じた事業周知を行う必要がある。</p> <p>イ 「しがスポーツの子」事業については、遊びを通じて発達段階に応じた動きを身に着けるために専門の指導者による運動遊びプログラム「Pic」を活用した運動遊びの充実を図り、県内の幼稚園、保育園、認定こども園等において、「Pic」を定着していく必要がある。</p> <p>ウ 「しがスポーツナビ！」について、より一層魅力あるサイトにしていくため、話題性の高い情報や様々な本県スポーツイベント等の情報の発信、タイムリーな話題をこまめに更新していく必要がある。</p>	・成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率	令元	令2	令3	目標値	達成率		44.1%	48.7%	52.0%	65%以上	55.2%
・成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率	令元	令2	令3	目標値	達成率								
	44.1%	48.7%	52.0%	65%以上	55.2%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進 県内のプロスポーツ等4チームの試合会場でPRや啓発を実施しているが、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、試合会場以外でも実施できる効果的な情報発信の方法について引き続き検討していく必要がある。</p> <p>(4) 障害者スポーツの振興</p> <p>ア 滋賀県障害者スポーツ協会をはじめ、福祉・教育・スポーツ分野の関係者や団体と連携し、障害者スポーツ大会等を周知するとともに、参加しやすいきっかけづくりや環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>イ 総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツ団体等における障害者スポーツの実践を広めるため、障害者スポーツを実施している団体のノウハウ等の共有を図るとともに、新規に取り組む団体を掘り起こしていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツコミュニティの核として発展するよう、クラブに対して登録・認証制度の必要性を周知するとともに、クラブアドバイザーによる市町巡回支援や講習会・研修会を継続して実施する。また、総合型地域スポーツクラブの普及啓発として、クラブの活動内容を冊子に取りまとめ、ホームページに掲載するなど継続して広報活動を実施する。</p> <p>イ 県民のスポーツ実施状況について調査を行い、成人の週1回以上のスポーツ実施率について進捗の確認を行うとともに健康部局等と連携して多くの人に参加できるイベント等によりスポーツ習慣化の取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 広域スポーツセンターを通じて、クラブアドバイザーの派遣を継続して実施することにより総合型地域スポーツクラブの組織運営の強化を支援する。また、総合型地域スポーツクラブに期待される、公益的な役割に関して、情報提供を行っていく。</p> <p>イ 広報紙やホームページなどさまざまな媒体を活用し、総合型地域スポーツクラブの活動内容を発信するほか、関係団体とのつながりを強化する。</p> <p>ウ 成人の週1回以上のスポーツ実施率がより一層向上するよう、健康や観光等他部局との連携強化に努めるとともに新しい生活様式の中でのスポーツ習慣化の取組を推進する。</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 引き続きスポーツ大使の就任を進めるとともに、交流事業の様子をSNSで発信することで、県民の運動・スポーツに対する関心が高まるよう努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 「しがスポーツの子」事業では、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携を図りながら地域のクラブからスタッフ等を派遣し、運動遊びの機会創出を促進する。</p> <p>ウ 「しがスポーツナビ！」の魅力を高めるため、滋賀県ゆかりのアスリートの紹介やスポーツの魅力発信に関するコンテンツを制作するとともに、SNSでの情報発信も強化し、各スポーツ事業の機運醸成を図る。</p> <p>また、東京2020パラリンピックを契機に関心が高まった障害者スポーツについての情報発信を行い、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取り組みを促進する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き滋賀県ゆかりのアスリートやチームの活躍、スポーツイベント等の情報発信を「しがスポーツナビ！」を活用し実施するとともに、障害者スポーツについての情報発信も継続していく。</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進</p> <p>①令和4年度における対応 プロスポーツチーム等の県内で開催される試合の会場やSNS等においてスポーツ関連事業のPRをするとともに、プロスポーツ等が有する広報媒体も活用しながら、県内で開催されるスポーツ大会等の機運醸成および運動・スポーツ習慣化の啓発等に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きプロスポーツチーム等の発信力や集客力を活用し県民のスポーツ推進につながる取組を進める。</p> <p>(4) 障害者スポーツの振興</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 滋賀県障害者スポーツ大会において、障害のある方が気軽に大会に参加できる「フェスタの部」、ならびに身近な地域でスポーツを楽しむことができる「スペシャルスポーツの広場」に一層、新たな参加者（特に若年層）を増やせるよう、関係機関に周知していく。また、特別支援学校の教職員の引率旅費を確保する等の取組により特別支援学校等の生徒が県大会等へ参加しやすい環境づくりを進める。</p> <p>イ 総合型地域スポーツクラブでの障害者スポーツの取組を広めるため、既に取り組を実施しているクラブの情報やノウハウ等の共有を進める。また障害福祉とスポーツをつなぐコーディネーターの活用を通じて、障害者スポーツの裾野拡大を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 障害者スポーツの理解をより多くの県民に広げるとともに、大会等への参加者が増えるよう、様々な機会を通じて大会の内容や魅力を発信する等、幅広い広報活動に努める。</p> <p>イ 障害者スポーツの体験イベントなどを通して、障害の有る無しに関わらず多くの県民に障害者スポーツを知っていただくことによって、地域での障害者スポーツの機運醸成や共生社会の実現を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>12 スポーツ大会の開催・支援</p> <p>予 算 額 153,772,000 円</p> <p>決 算 額 148,214,922 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出 101,250,238円</p> <p>ア 「ホストタウン滋賀交流推進実行委員会」を組織し、5市とともに事前合宿の受入れや交流事業を実施 <ホストタウン、その相手国および競技> 滋賀県・大津市ーデンマーク [ボート]、滋賀県・米原市ーニュージーランド [ホッケー]、 滋賀県・守山市ートルコ [ゴールボール、視覚障害者柔道]、 滋賀県・甲賀市ーシンガポール [パラスポーツ]、滋賀県・彦根市ースペイン [ハンドボール] <事前合宿> 滋賀県・守山市ートルコのみ受入れを実施。その他は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により取止め。 合宿期間：令和3年8月10日～8月20日 参加人数：29人 交流内容：知事による応援ビデオメッセージの贈呈、市内中学生と選手団とのオンライン交流会の開催</p> <p>イ 「東京五輪の熱気を琵琶湖に！実行委員会」に参画し、事前合宿の受入れを実施 <ホストタウン、その相手国および競技> 滋賀県・大津市ーニュージーランド [ボート] <事前合宿> 合宿期間：令和3年7月11日～7月18日 参加人数：53人 交流内容：練習見学会の実施（約400人が観覧）、近隣中学・高校ボート部による応援メッセージ動画の贈呈、近隣中学校ボート部寄せ書き入り横断幕の贈呈</p> <p>ウ 東京オリンピック滋賀県聖火リレー等の実施 東京オリンピックに向けた機運醸成を図るため、市町等と連携を図りながら、県内全市町において公道での聖火リレーを実施したほか、東京パラリンピックに係る聖火フェスティバルを実施 <聖火リレー> 開催日：令和3年5月27日（木）～5月28日（金） 聖火ランナー：178人</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催準備 10,822,000円 開催府県政令市の一員としてワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に参画するとともに、ワールドマスターズゲームズ2021関西・滋賀実行委員会として、県内で競技会を開催する陸上（10kmロード）、軟式野球、ドラゴンボート、ホッケー、ボート、ソフトボールについて、開催市実行委員会および競技団体、関係団体等と連携</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>の上、令和4年5月の開催に向け準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症の状況が見通せないことから、同関西組織委員会において令和3年10月に大会再延期の方針が決定された。</p> <p>(3) 新マラソン大会の開催準備 10,000,000円 約60年にわたり本県で開催され令和3年2月に幕を閉じた「びわ湖毎日マラソン」と、県等主催のハーフマラソン大会「びわ湖レイクサイドマラソン」の伝統を引き継ぐ新たな市民マラソン大会「びわ湖マラソン」の開催に向け、開催市および競技団体、関係団体等と連携のうえ準備を進めた。</p> <p>(4) スポーツ大会の開催 9,230,353円 ア 滋賀県民総スポーツの祭典 開催期間 4月～3月（競技ごとに随時開催） 参加者数 21,535人 イ びわ湖レイクサイドマラソン 開催期間 2月13日～2月26日 参加者数 1,440人 ※新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインマラソンとして開催 ウ BIWAKOクロカン 開催日 2月6日 参加者数 1,266人 エ 朝日レガッタ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 （5月1日～5月4日 エントリー数 842人）</p> <p>(5) 【感】 県内スポーツ活動再開支援事業 16,912,331円 県内プロスポーツチームや県内スポーツ団体等が、試合や教室開催等で取り組む新型コロナウイルス感染防止対策に対し支援を行った。 スポーツ少年団等 245件 プロスポーツチーム等 3チーム（滋賀レイクスターズ、東レアローズ、滋賀G0ブラックス）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出 ア ホストタウン事前合宿では着実な感染防止対策の下、無事に日程を終えることができ、練習見学会やオンラインを活用した交流会の開催等により交流を創出することができた。 イ 聖火リレーでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により沿道での観覧自粛の要請や式典の無観客開催等、事業の縮小を余儀なくされたが、大きな混乱もなく全てのランナーが公道を走行することができ、東京オリンピックに向けた機運の醸成とともに、本県の魅力を発信することができた。</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催準備 令和4年5月の大会開催に向け、広報活動を中心に準備を進めたが、大会再延期の決定を受け、大会参加者のエントリーのキャンセル受付と返金手続きを行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>(3) 新マラソン大会の開催準備 令和3年5月、開催市や競技団体等とともに「新マラソン大会準備委員会」を設立し、コースや種目、開催日、大会名称などの大会概要を検討し、大会名称を「びわ湖マラソン」に決定し、開催日を令和5年3月12日とした。 また、沿道地域の方々への説明や実行委員会の立ち上げ準備など、大会開催に向けた準備を着実に進めた。</p> <p>(4) スポーツ大会の開催 ア びわ湖レイクサイドマラソンは新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインマラソンとして開催し、全国47都道府県の幅広い地域から1,440人の参加があり、滋賀県の魅力を全国に発信することができた。 イ びわ湖レイクサイドマラソン、滋賀県民総スポーツの祭典、BIWAKO クロカンなど各種大会を支援し、スポーツ振興の一翼を担うことができた。運営においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、式典の中止や観戦自粛を呼びかけ実施した。 ウ 県民がスポーツボランティア活動へ気軽に参加できる枠組を整備し、その活動を様々に支援することにより、スポーツボランティアの意義や魅力・楽しさを広く普及し、本県におけるスポーツボランティア文化の定着を図るための推進組織として、令和3年7月に「しがスポーツボランティア協議会」を設立し、オンラインを活用した研修などコロナ禍における工夫を加えて事業を実施した結果、令和3年度末時点でスポーツボランティアの登録者数は累計3,823人となった。（新規登録194人）</p> <p>(5) 【感】県内スポーツ活動再開支援事業 プロスポーツチームやスポーツ少年団などのスポーツ団体に活用いただき、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、安全・安心なスポーツ活動を支援することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="712 1043 1966 1110"> <thead> <tr> <th>・スポーツボランティア登録者数</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3,379人</td> <td>3,629人</td> <td>3,823人</td> <td>2,000人以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出 ホストタウンの取組で得られた成果を一過性のものとせず、交流の継続・深化や、ホストタウンゆかりの競技の地域への普及を図り、未来のスポーツ振興に生かしていく必要がある。</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催準備 再延期後の会期が令和9年5月に決定したが、競技の開催につき、競技団体等の意向を調査・集約しながら組織委員会との調整を行う必要がある。 また、この間の機運醸成について、開催市実行委員会等と協力しながら進める必要がある。</p>	・スポーツボランティア登録者数	令元	令2	令3	目標値	達成率		3,379人	3,629人	3,823人	2,000人以上	100%
・スポーツボランティア登録者数	令元	令2	令3	目標値	達成率								
	3,379人	3,629人	3,823人	2,000人以上	100%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 新マラソン大会の開催準備 大会運営に必要な協賛金やボランティアが不足しているため、獲得に向けて積極的にアプローチする必要があるほか、大会の満足度向上のため、沿道応援やおもてなしなどの盛り上げについてさらに検討を進める必要がある。また、交通規制等による影響が大きいため、沿道地域の方々への周知に努める必要がある。</p> <p>(4) スポーツ大会の開催 ア 各種スポーツ大会を継続発展させるため、各大会の魅力を発信し、県内外から多く参加をいただく必要がある。 イ スポーツボランティアの登録者数は順調に推移しているが、びわ湖マラソンや令和7年度の国スポ・障スポ大会など大規模なスポーツイベントにおいて登録者がスムーズに活動できるよう、事前に研修やボランティアに参加するなど実践的な経験を積んでいただく必要がある。</p> <p>(5) 【感】県内スポーツ活動再開支援事業 今年度も事業が継続されていることを関係団体に認知いただくため、滋賀県スポーツ協会等を通じて周知に努めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出 ①令和4年度における対応 新たに創設した「ホストタウンスポーツ交流支援事業」により、ホストタウン登録市が実施する相手国との交流の継続・深化等の取組に対し支援を行う。 ②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、ホストタウン登録市が実施する取組に対し支援を行う。</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催準備 ①令和4年度における対応 再延期後の会期（令和9年5月）における大会開催について、開催市と競技団体の意向を確認し、組織委員会との調整を行う。 ②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況や海外からの渡航制限にかかる状況を見極めながら、国内外における各競技の愛好家に向けたPRを展開し、参加者獲得と大会の機運醸成に努めるとともに、再延期後の状況の変化を踏まえた具体的な準備を着実に進めていく。</p> <p>(3) 新マラソン大会の開催準備 ①令和4年度における対応 びわ湖毎日マラソンやびわ湖レイクサイドマラソンで培ったノウハウを活かして、協賛金の獲得やボランティア</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>13 国民スポーツ大会に向けた競技力向上 対策</p> <p>予 算 額 319,554,000 円</p> <p>決 算 額 295,894,357 円</p>	<p>の募集を行う。</p> <p>また、応援に来られる方々の移動手段の確保や、フィニッシュ会場における滋賀県ならではの飲食・物産ブースの充実によって大会の盛り上げを図るなど、競技団体や関係市、庁内各部署等と連携しながら、開催に向けた準備を着実に進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>継続的な開催に理解を得られるよう、沿道地域の方々に丁寧な説明を行うとともに、出場されたランナーの皆様にもまた出場したいと思っただけけるよう、初回大会の課題や反省点を踏まえ、競技団体や関係市、庁内各部署等と連携しながら、より良い大会に向け必要な見直しを行う。</p> <p>(4) スポーツ大会の開催</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>ア 各種スポーツ大会における参加者数の増加を図るため、それぞれの大会の魅力発信や内容の工夫、広報活動の充実を図る。</p> <p>イ 大規模スポーツイベント等でボランティアの中心として活躍できる人材の養成に向けて、より多くの登録者が研修や活動へ自主的に参加いただけるよう、魅力ある事業を継続して展開できる枠組みを整備する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 各種スポーツ大会における参加者数の増加に向けた取組を引き続き行うとともに、「みる」という視点からも、広報活動の充実に努める。</p> <p>イ 各種大会の開催にあたり「する」スポーツだけではなく、「支える」スポーツの観点から多くの企業や県民の参画を図り、びわ湖マラソンなどのスポーツイベントにおけるボランティア活動で魅力を感じていただき、本県で開催される国スポ・障スポ大会へつなげる。</p> <p>(5) 【感】県内スポーツ活動再開支援事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>引き続き、プロスポーツチームやスポーツ団体等へ事業活用の呼びかけを行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト 10,873,773円</p> <p>県内の運動能力に優れた子どもたちを発掘し、身体能力・知的能力の開発や様々な競技体験を通じて、トップアスリートを目指すジュニア選手の育成を行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ア 次世代アスリートの発掘（滋賀レイキッズ第8期生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考会の開催 エントリー数 310人 成績上位者 男子 21人、女子 21人、計 42人を選考 <p>イ 滋賀レイキッズ第8期生 認定証交付式、第7期生 修了証授与式</p> <p>ウ 滋賀レイキッズの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成プログラムの開催 7期生 16回、8期生 7回 競技体験プログラム追加体験会（希望者） のべ36回 <p>エ プロジェクト実行委員会の開催 3回</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実 11,660,220円</p> <ul style="list-style-type: none"> 《ボート競技》 舵手付クォドルプル艇 1艇、ダブルスカル艇 1艇、シングルスカル艇 1艇 《ライフル射撃競技》 光学式電子標的システム 2セット （《馬術競技》 競技馬 1頭（競技力向上対策事業にて、競技団体へ定額補助）） （《セーリング競技》 420級艇 2艇（競技力向上対策事業にて、競技団体へ定額補助）） <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業 273,360,364円</p> <p>滋賀県競技力向上基本計画に基づき、本県の競技力向上と安定した競技力を維持するため、公益財団法人滋賀県スポーツ協会をはじめとする幅広い主体の参画を得て組織する「滋賀県競技力向上対策本部」が行う各種強化事業および対策本部の運営に要する経費を負担・補助した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト</p> <p>実施した育成プログラムおよび競技体験をきっかけに第7期生については12名が種目転向または併行を決めた。また、修了生からJOCエリートアカデミー生に1名選出されたことを始め、アンダーカテゴリー日本代表選手の輩出やインターハイでの入賞等、それぞれの競技で活躍する選手が多数見られる。</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実</p> <p>競技力向上に必要な不可欠な特殊競技用具について、計画的に整備を行った。</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、三重国体が中止となったものの、県スポーツ協会によるスポーツ特別指導員の雇用の開始や高校生トップアスリート支援事業の創設など、滋賀県競技力向上基本計画（令和3年3月改定）で定めた「躍進期」の1年目として、今後の国体における天皇杯順位の上位進出に向けた取組を実施することができた。また、一部を除き実施された近畿ブロック大会において、過去最高の48種目での突破を果たすなど、これまでの強化活動の一定の成果が現れた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト 国スポ開催年に少年種別での活躍が期待されるターゲットエイジ世代の修了生を対象にスポーツフォーラムを開催し、競技団体への接続の機会を設けたところであるが、引き続き修了生の競技活動状況の把握に努め、個別に競技接続を進めていく必要がある。また、本事業が本県の競技力向上のレガシーとなるよう、本プロジェクトの質的向上を図り、競技接続数の向上を目指してより合理的で効率的な事業運営を検討する必要がある。</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実 各競技の強化事業が効果的に行われるよう、スポーツ振興くじ(toto)助成金等の外部資金も活用しながら計画的に特殊競技用具の整備を行っていく必要がある。</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業 目標である天皇杯獲得に向け、成年種別については、現有戦力の強化はもとより、確実に入賞が期待できるトップアスリート選手の確保が必要であり、少年種別については、有望選手の県外への流出抑制に向けた取組の強化や各種支援の充実が必要である。 障害者スポーツについては、令和3年度に取りまとめた選手・スタッフ構想の実現に向け、関係団体や学校の協力を得ながら、選手・スタッフの充実に取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト</p> <p>①令和4年度における対応 レイキッズ受験者のうち、希望者に競技団体の体験会等の案内を行う「トライキッズ」という取組を新たに開始し、競技接続の機会の拡大を図る。本事業がさらに充実するよう、保護者、子ども、競技団体の理解を得ながら事業を展開し、成果と課題をもって取組を検証する。</p> <p>②次年度以降の対応 競技団体と連携を密にし、トップアスリートを目指すジュニア選手の発掘・育成・強化を継続的に行うための取組、その他条件整備について検討を進める。</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実</p> <p>①令和4年度における対応 競技力向上に必要な下記の特種競技用具について整備する。 《ボート競技》 舵手付クォドルプル艇 1艇、ダブルスカル艇 1艇、シングルスカル艇 1艇 《ライフル射撃競技》 エアライフル銃 3丁 《カヌー競技》 K-4艇 1艇</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>14 第79回国民スポーツ大会および第24回 全国障害者スポーツ大会の開催準備</p> <p>予 算 額 218,386,853 円</p> <p>決 算 額 212,133,833 円</p>	<p>《トランポリン競技》 トランポリン 2台（競技団体への定額補助） 《セーリング競技》 470級艇 1艇（競技団体への定額補助） 《馬術競技》 競技馬 2頭（競技団体への定額補助）</p> <p>②次年度以降の対応 競技規則の変更や老朽化等により整備が必要な特殊競技用具について、スポーツ振興くじ(toto)助成金等の外部資金も活用しながら計画的に整備を行っていく。</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 躍進期の2年目となる令和4年度においては、「天皇杯順位10位台への進出」を達成するため、競技毎に定める重点強化種別・種目に対するポイントを絞った支援を行う。 併せて、成年種別については、「スポーツ特別指導員」のさらなる確保を計画的に進めるとともに、「SHIGAアスリートナビ」による県内民間企業への就職支援など、民間企業や大学、公務員等でのトップアスリート選手の確保を推進していく。少年種別については、ターゲットエイジ強化選手に対する県内高校への進学を促すためのアプローチや、国スポで上位入賞が期待できる選手への支援である「高校生トップアスリート支援事業」の拡充により優秀な選手を一人でも多く滋賀に留められるように努める。 また、障害者スポーツについては、必要なスタッフの確保に向け、具体的な役割や協力内容を整理し、各関係団体へ働きかけを行うとともに、選手の確保および競技力向上に向け、特別支援学校体育連盟や各競技団体が行う強化事業に対する支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 「第79回国民スポーツ大会における男女総合優勝（天皇杯獲得）」「第24回全国障害者スポーツ大会に向けた障害者スポーツの普及・競技水準の向上」に向け、基本計画に定める各期の段階的目標を達成できるよう、開催年を見据えて各種事業を戦略的に進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(国スポ・障スポ大会局)</p> <p>1 事業実績 県や市町をはじめとする県内の主要な機関・団体で構成される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」に対して、運営等に必要な負担金を拠出するとともに、市町が行う施設整備に対し必要な支援を行った。</p> <p>ア 総会（第9回） 会則や関連規程等の改正のほか、事業報告、収支決算報告、事業計画、収支予算等について審議し、決定した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 常任委員会（第10回、第11回） ※第11回常任委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ書面開催 専門委員会設置規程の改正のほか、専門委員会に付託した事項について審議し、決定した。</p> <p>ウ 専門委員会</p> <p>（ア）総務企画専門委員会 国スポ・障スポ会期（案）、国スポ・障スポ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程改正（案）、国 スポ・障スポ大会開催準備総合計画改正（案）、国スポ正式競技第八次、第九次内定（案）、国スポ正式競技 開催予定施設変更（案）、国スポ競技施設基準改正、国スポデモンストレーションスポーツ実施競技選択および 会場地市町第三次内定（案）、国スポデモンストレーションスポーツ開催予定施設変更（案）、国スポデモンスト レーションスポーツ実施競技名変更（案）、国スポ競技施設整備計画（第4次）（案）の決定</p> <p>（イ）広報・県民運動専門委員会 令和4年度取組計画の決定</p> <p>（ウ）競技運営専門委員会 競技別リハーサル大会運営要領の決定</p> <p>（エ）全国障害者スポーツ大会専門委員会 選手団サポートボランティア養成基本方針（案）の決定</p> <p>（オ）式典・会場専門委員会 式典基本構想（案）、専門委員会部会設置要綱（案）、専門委員会設置規程改正（案）の決定</p> <p>（カ）警備・消防専門委員会 警備・消防防災基本計画（案）の決定</p> <p>（キ）宿泊・衛生専門委員会 国スポ宿泊施設充足対策要項、国スポ医療救護要項、障スポ医療救護要項の決定、宿泊部会および医事・衛 生部会の開催</p> <p>（ク）輸送・交通専門委員会 輸送・交通業務の取組について、輸送・交通総合調査の概要についての報告</p> <p>エ 特別委員会</p> <p>（ア）募金・協賛推進特別委員会 企業協賛推進要綱（案）、募金推進要綱改正（案）等の決定</p> <p>（イ）子ども・若者参画特別委員会（通称：ジュニア・ユースチーム） 「滋賀県らしいPRの方法」をテーマにこれまでの委員経験者にアンケート調査を行い、児童生徒の意見を 踏まえた広報物を作製</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>オ 市町競技施設整備費補助金 市町が行う国スポ・障スポの競技会場となる競技施設の整備事業に対する支援制度に基づき、9件 158,915千円を交付した。</p> <p>2 施策成果 競技会場地の内定をはじめ、開催準備委員会の各専門委員会・特別委員会における所期の活動を行うことができた。</p> <p>3 今後の課題 両大会開催に必要な準備を着実に進めるとともに、中央競技団体正規視察で指摘を受けた課題等への対応策の検討をはじめ、競技用具の整備、練習会場の選定、競技役員の編成など、会場地市町および競技団体と連携して開催準備を進めていく必要がある。また、大会マスコットキャラクターや、愛称・スローガン・イメージソングを活用した様々な広報啓発活動を展開し、県民総参加でつくる大会に向けたさらなる機運醸成を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 ア 日本スポーツ協会および文部科学省による総合視察を受け、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会を経て、7月14日に開催される日本スポーツ協会理事会にて開催決定書を受領し、開催準備委員会から実行委員会に改組する。競技会の開催準備については、中央競技団体の正規視察での指摘事項を踏まえ、競技ごとに競技会場施設等の整備状況や競技運営準備状況について会場地市町および競技団体と課題や情報の共有を図り、対応策の検討を進める。 イ 本年度は滋賀県での開催が決定する節目の年であるため、これを契機として、開催決定イベントの開催、大会専用ホームページのリニューアルなどの取組を実施することにより、さらなる機運醸成を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 ア 中央競技団体正規視察時の指摘事項を踏まえ市町が行う競技施設の整備事業に対する支援を行うとともに、正規視察で明らかになった課題等への対応を含む開催準備について競技ごとに会場地市町および競技団体と調整を行い、連携・協力しながら開催準備を進めていく。 イ 大会マスコットキャラクターや、愛称・スローガン、イメージソングを活用し、広報物品、メディア、屋外広告など、様々な手段で広報啓発活動を展開するとともに、開催までの節目でイベントを実施し、効果的に広報するほか、イメージソングの普及や花いっぱい運動の準備を進め、機運醸成を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(国スポ・障スポ大会局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>15 スポーツ施設の整備</p> <p>予 算 額 368,790,000 円</p> <p>決 算 額 350,313,723 円</p> <p>(翌年度繰越額 4,913,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 彦根総合スポーツ公園整備事業 9,140,371円 滋賀県立彦根総合運動場（彦根市松原町地先）を第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の主会場として、第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するため、事業用地の取得に努めるとともに、これに伴う事務を行った。</p> <p>ア 市民体育センター動産移転・保管業務委託 事業用地に所在した彦根市民体育センターの廃止、移転にあたり、当センターの管理する動産の代替施設への移転および代替施設供用までの間の一時保管業務を彦根市に委託した。</p> <p>イ 主会場所管地管理業務委託 事業用地の適切な維持管理を行うため、除草業務を委託した。</p> <p>(2) 滋賀アリーナ整備 190,278,824円 滋賀アリーナ整備について、下水道管設置工事を実施し、P F I方式による事業については躯体工事を完了し、外装、内装工事に着手した。</p> <p>(3) 琵琶湖漕艇場再整備 20,278,528円 建物の改築工事施工時に使用した仮設工作物の撤去および公園復旧工事を行った。</p> <p>(4) プール整備 130,616,000円 「（仮称）草津市立プール整備・運営事業に関する基本協定書」に基づき、草津市が実施した土木関連業務、設計建設モニタリング業務に要する経費に対して財政支援を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 彦根総合スポーツ公園整備事業 事業用地の維持管理を適切に行うとともに、公園整備に伴い解体した彦根市民体育センターの動産について、適切な管理を行うことができた。</p> <p>(2) 滋賀アリーナ整備 滋賀アリーナの整備について、令和4年12月の供用開始に向け、下水道管設置工事やP F I方式による躯体工事等着実に進捗が図れた。</p> <p>(3) 琵琶湖漕艇場再整備 再整備の取組を着実に進捗させ、利用者の利便性・安全性の向上や、競技会場としての機能強化を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) プール整備 草津市において、県道付替工事や、設計建設モニタリング業務などを着実に進めるとともに、P F I 事業では実施設計業務を完了した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 彦根総合スポーツ公園整備事業 工事担当部局、彦根市、地元等関係者と連絡調整を行いながら着実な整備や未買収地の取得を進めるとともに、供用後には適切な管理運営を行う必要がある。</p> <p>(2) 滋賀アリーナ整備 P F I 事業者と連携・協力しながら、令和4年12月の供用開始に向けて準備を進めるとともに、供用後には適切に管理運営を行う必要がある。</p> <p>(3) 琵琶湖漕艇場再整備 令和3年度で事業が完了したが、適切な管理運営を行っていく必要がある。</p> <p>(4) プール整備 令和6年6月に供用開始ができるよう、草津市との連携のもと事業を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 彦根総合スポーツ公園整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 工事担当部局や彦根市と協力しながら、着実に整備を進めるとともに、供用開始に向けた準備を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 令和7年の国スポ・障スポ大会の開催に向けて、主会場整備の全体スケジュールに遅れが生じないよう、彦根市と連携を強化し、関係者の理解を得ながら引き続き事業を進めるとともに、指定管理者と連携・協力しながら適切な管理運営を行っていく。</p> <p>(2) 滋賀アリーナ整備</p> <p>①令和4年度における対応 P F I 方式による工事等について、各工程の調整を行いながら、着実に整備を実施していくとともに、令和4年12月の供用開始に向けた準備を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 P F I 事業者と連携・協力しながら、適切な管理運営を行っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 琵琶湖漕艇場再整備 指定管理者と連携・協力しながら、適切な管理運営を行っていく。</p> <p>(4) プール整備</p> <p>①令和4年度における対応 P F I 方式による事業等、草津市との連携のもと事業を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 草津市における事業進捗に合わせて、引き続き、着実に財政支援を実行していく。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ課)</p>

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[琵琶湖環境部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	該当なし
II 経 済	113
III 社 会	122
IV 環 境	130

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

II 経 済

未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 担い手の確保・育成と経営体質の強化</p> <p>(1) 森林・林業人材育成事業</p> <p>予 算 額 35,275,000 円</p> <p>決 算 額 34,426,700 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>利用期を迎えた森林資源の循環利用を行うため、積極的に森林整備と木材生産を推進する必要がある。また、近年の自然災害による風倒木処理等への対応や市町を主体とした森林経営管理制度の導入による放置林対策を進める必要がある。その一方で、本県の森林作業を担う林業従事者は年々減少し、高齢化が進むとともに、機械化の進展に伴い高度なスキルが求められるほか、森林経営管理制度を推進するための専門技術等を備えた市町職員が求められており、人材育成が喫緊の課題となっている。</p> <p>これらの課題に対応するため、「既就業者」、「市町職員」、「新規就業者」を対象として、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講したところである。</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等作業班 7班受講。のべ41日間実施。</p> <p>(2) 市町職員コース 県内12市町受講。のべ8日間実施。</p> <p>(3) 新規就業者コース 受講者 5名。のべ134日間実施。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等各作業班を対象として、塩津県有林（長浜市西浅井町）内において作業道のルート計画や作設技術の指導をはじめ、立木の伐採から搬出に至る各工程において、作業効率向上のための研修を実施した。 受講者においては、従来自己流で行っていた作業方法について講師からの指導を受けることで従来の方法の見直しに気づくなど改善の糸口が見られることとなった。</p> <p>(2) 市町職員コース 令和元年度から導入された森林経営管理制度の推進に重点を置き、各市町が制度を推進するための取組が開始できるような内容とした。一部の市においては、森林所有者の森林経営に関する意向調査への取組が始まった。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>また、今までにはなかった林道の災害復旧など維持管理のための講座を新設したところ、参加者からは好評であった。</p> <p>(3) 新規就業者コース 1年を前期・後期に分けた年間2期制により、林業への就業希望者を対象に森林・林業に関する基礎的な知識や安全技術の研修を実施した。 特に、作業現場に対応できるよう、チェーンソーおよびバックホウの操作実習に重点を置いて実施した。 研修後は、森林・林業に関わる業務に就く者もあり、一定の成果があった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 既就業者コース 研修内容に合致した現場条件を設定するよう昨年度に引き続き研修場所は県有林で実施したが、場所が県北部のため、参加する林業経営体数に地域差が見られた。 実施場所は受講者の参加意欲にも影響するため、どの地域の経営体でも参加ができるよう県有林以外での場所の設定が課題である。</p> <p>(2) 市町職員コース 昨年度の反省を活かし、経験年数による格差を解消するために基礎的な内容からワークショップへと段階を踏んで実施したが、限られた時間内では理解度に差が生じ、実践的な業務執行につながりにくい。</p> <p>(3) 新規就業者コース 1年目は受講機会を多く取るため、年間3回実施したが、実施側の負担も大きく、年間2回とした。転職者への配慮から2回の実施としたが、後期は募集情報が十分周知できずに受講者が少ないことが課題である。 また、即戦力として就業できるよう基礎的な実習を中心に研修に取り組んでいるところであるが、森林組合作業班の求人があったため応募したところ、現場経験が不足していることを理由に不採用となった例がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 既就業者コース</p> <p>①令和4年度における対応 県内各地の受講者が参加しやすいように研修場所を県有林だけでなく、造林公社事業地など県内数箇所に分散できるよう研修場所を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 主伐・再造林に向けた現場技術者の育成を図るため、架線集材技術研修、伐造一貫作業体験研修、コンテナ苗植栽</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>東近江市永源寺森林組合において、能力評価制度を導入するに当たり専門家を派遣して指導を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 森林施業プランナー試験に向け、資格未取得者14名が参加した。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 森林組合系統における木材流通部門に携わる人材育成として、8名が新たに「森林評価測定士」として認定された。 (滋賀県森林組合連合会が認定)</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 コロナ禍により林業・木材産業加工流通人材育成セミナーが実施できなかった。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 能力評価制度について、森林組合で導入するための取組ができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 森林施業プランナー制度が導入されて10年以上経過しており、資格取得者も確実に年々増加している一方で、新規採用で未取得者も一定存在するため、今後も継続して育成を図る必要があるとともに既取得者に対するフォローアップが必要である。また国では主伐・再造林をプランニングするなど今後の経営を担い得る人材を育成するため、「森林経営プランナー」制度を創設しており、今後は「森林施業プランナー」と「森林経営プランナー」の両者の育成を図る必要がある。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 受講する森林組合の人材が少ないため、木材流通や販売業務に携わる職員以外の者も森林評価測定士として育成する必要がある。 また、「森林評価測定士」の役割として、土場における原木評価のみならず立木状態での森林の価値の評価も求められており、今後も継続して知識や技術の習得を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 県産材の需要拡大のためには、木材業・製材業を営む経営者およびその従業員に対して、木材とその利活用に関する包括的な知識を得ることのできる場を提供し、人材育成を図る必要がある。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 林業事業体でも能力評価システムが導入されるよう支援する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業</p> <p>①令和4年度における対応 若手(新人)職員向けの「森林施業プランナーコース」とベテラン職員向けの「森林経営プランナーコース」との2本立てによる研修に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 現状は組合ごとの事情に応じた指導形態を取っているが、共通分野の指導は、講師の出役回数を見直すため集合研修の回数を増やすなど、効率的な運営ができるよう見直しを図る。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 「森林評価測定士」の視野をより一層広げるため、常に最新の流通に関する知識を習得するとともに、従来の土場業務に重点を置いた研修内容から、立木状態で森林を評価する内容を取り込んだ研修カリキュラムにも取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 森林評価や立木評価の分野について外部からの講師を招くなど内容の充実を図っていく。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業</p> <p>①令和4年度における対応 オンラインでのセミナーの開催等、コロナ禍における感染防止を図りながら、木材とその利活用に関する包括的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 林業および木材加工流通事業に関する研修会を実施し、専門的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀中央森林組合において能力評価システムの導入を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 林業事業体で導入されるよう支援を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>2 マーケットインの視点による農林水産業の展開</p> <p>(1) しがの林業・木材産業強化対策事業</p> <p>予 算 額 17,303,000 円</p> <p>決 算 額 16,430,194 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 2,680,194 円 各森林組合における業務管理改善のための研修会、経営改善方法等の個別指導、組織統合や業務統一等に向けた指導等を実施した。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 9,750,000 円 滋賀県森林組合連合会木材流通センターと連携して、伐採現場の近隣における中間土場の整備等を支援した。 中間土場整備支援 13カ所、仕分用機械支援 12カ所</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 4,000,000 円 森林組合および滋賀県森林組合連合会木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材の出荷量増加に向けた需給調整などの取組に対して支援した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 各森林組合における経営改善のための業務管理等における課題を把握することができた。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 素材生産における運搬コストの低減など効率的な県産材流通体制の構築が図られ、県産材の素材生産量および滋賀県森林組合連合会木材流通センターの取扱量の確保に貢献した。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 県産材の素材生産量および滋賀県森林組合連合会木材流通センターの取扱量の確保に貢献し、需要者に対し安定供給を図ることができた。</p> <p>令和12年度（2030年度）の目標とする指標</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">県産材の素材生産量</td> <td style="text-align: center;">令 2</td> <td style="text-align: center;">令 3</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">達成率（令 3）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">111,900 m³</td> <td style="text-align: center;">99,400 m³</td> <td style="text-align: center;">165,000 m³</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業</p>	県産材の素材生産量	令 2	令 3	目標値	達成率（令 3）		111,900 m ³	99,400 m ³	165,000 m ³	60%
県産材の素材生産量	令 2	令 3	目標値	達成率（令 3）							
	111,900 m ³	99,400 m ³	165,000 m ³	60%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>滋賀県森林組合変革プラン推進会議が設立されたことを踏まえ、森林組合の連携による課題解決を支援する必要がある。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 需要の変化に対応できる効率的な流通体制の整備を進め、有利な価格での販売と出荷量の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 本県を取り巻く木材流通の変化に適時適切に対応するとともに、県産材の多様な販路を確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業</p> <p>①令和4年度における対応 各森林組合の個別の取組および滋賀県森林組合変革プラン推進会議の取組に対して経営改善に向けた指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 森林組合の経営基盤・組織体制の強化を図るよう支援する。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 県産材（素材）の需給調整や中間土場の活用などにより、出荷量の増加および流通の効率化に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県産材（素材）需要の変化に対応できるよう、今後も中間土場の整備などに取り組むことで効率的な流通体制の整備を進める。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 森林組合および滋賀県森林組合連合会木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材の出荷量増加に向けた需給調整などの取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 県内および近隣府県の需要動向を把握するとともに、県産材（素材）の多様な販路を確保することで流通を安定化するなど、県産材（素材）の確実な供給体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 未来へつなぐ木の良さ体感事業</p> <p>予 算 額 99,071,000 円</p> <p>決 算 額 95,972,302 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 木の香る淡海の家推進事業 41,888,000円 県産材の利用促進と木材利用の理解促進を図るため、びわ湖材を利用した木造住宅の新築および木質化改修等に対し支援した。 助成戸数：新築 111戸 木質化改修 7戸 木塀設置 6件</p> <p>(2) びわ湖材利用促進事業 42,850,272円 びわ湖材を利用した木製品の導入や公共施設等の新築・内装の木質化に対し支援した。 木製品利用促進：16法人（20施設） 木造公共等施設整備：4市町2法人ほか2団体（9施設）</p> <p>(3) 森の資源研究開発事業 1,249,548円 木材を利用する新たな製品の研究や開発に取り組む事業者に対し支援した。 補助事業者数：2事業者</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業 3,017,750円 県産材を「びわ湖材」として証明する「びわ湖材産地証明制度」の運営に対し支援した。 びわ湖材証明を行った木材量：61,820m³</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業 893,000円 びわ湖材の新たな利用の促進を図るために、未利用材の搬出に対して支援した。</p> <p>(6) 木育推進事業 6,073,732円 「木育」を推進するため、イベントや木育製品の貸出、展示会出展等により普及啓発を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 木の香る淡海の家推進事業 県民の木造住宅への関心や工務店の県産材への関心が高まり、びわ湖材を利用した家づくりが広がった。</p> <p>(2) びわ湖材利用促進事業 木製品の導入や公共施設等の新築・木質化により、びわ湖材の需要拡大が図られた。</p> <p>(3) 森の資源研究開発事業 県産材を活用した玩具の開発など、県内事業者による県産材の利用拡大につながる製品開発に結びついた。</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業 びわ湖材として証明した木材量が増加し、県産材の利用の取組が広がった。</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>未利用材の搬出により、木材チップでのびわ湖材の利用が拡大した。</p> <p>(6) 木育推進事業 イベントや木製品の貸出、展示会出展、冊子の作成等により木育の普及啓発が図れた。</p> <p>令和12年度（2030年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="678 488 1697 555"> <thead> <tr> <th>県産材の素材生産量</th> <th>令 2</th> <th>令 3</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令 3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>111,900 m³</td> <td>99,400 m³</td> <td>165,000 m³</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 びわ湖材の利用については、県民や事業者の間に着実に浸透してきているが、これらを一過性のものでなく、持続的なものにする必要がある。そのため、県産材を加工して利用することが、地球温暖化対策などの環境面と林業・木材産業の振興などの経済面の両面で多くの波及効果があることについて、この事業を通じて県民や事業者になお一層周知していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 住宅、非住宅建築物、木塀、木製玩具などの木製品の利用促進について支援を引き続き行うとともに、木育などの情報発信や研修会の開催などの機会を通じ、木の良さや木を使う意義などについて普及啓発することで、びわ湖材の利用を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応 県産材の利用が少ない民間非住宅の分野に重点的に利用促進を行うなど、引き続きびわ湖材の利用促進を図る。 (森林政策課)</p>	県産材の素材生産量	令 2	令 3	目標値	達成率（令 3）		111,900 m ³	99,400 m ³	165,000 m ³	60%
県産材の素材生産量	令 2	令 3	目標値	達成率（令 3）							
	111,900 m ³	99,400 m ³	165,000 m ³	60%							

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 市町が実施する汚水処理施設の整備事業への助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に寄与した。 雨天時浸入水対策については、市町の不明水対策調査に対する補助制度により、市町の不明水対策を促進した。</p> <p>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="734 555 1547 659"> <thead> <tr> <th></th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>99.0%</td> <td>99.1%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>（うち下水道処理人口普及率</td> <td>91.6%</td> <td>92.1%</td> <td>94.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を行う高度処理施設の維持管理に助成を行うことにより、琵琶湖の富栄養化防止に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 下水道施設整備の普及促進については、引き続き市町が計画的に進める未普及地域解消に向けた事業実施が必要である。市町が行う汚水処理施設整備については、効率よく施設整備が進むよう、交付金の一層の活用促進を図る必要がある。 雨天時浸入水の発生源対策については、更に市町が主体的に実施するよう促す必要がある。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 琵琶湖の富栄養化を防止するため、単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を目的とした高度処理を導入し、水質保全に努めていることについて、引き続き助成を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 ①令和4年度における対応 市町が行う汚水処理施設整備について、効率よく施設整備が進むよう、市町の整備状況を踏まえた助成を行う。 雨天時浸入水の発生源対策について、より対策が促進されるよう、市町の対策状況を踏まえた助成を行う。</p>		令2	令3	目標値	汚水処理人口普及率	99.0%	99.1%	99.8%	（うち下水道処理人口普及率	91.6%	92.1%	94.7%
	令2	令3	目標値										
汚水処理人口普及率	99.0%	99.1%	99.8%										
（うち下水道処理人口普及率	91.6%	92.1%	94.7%										

事 項 名	成 果 の 説 明																				
<p>(2) 補助治山事業</p> <p>予 算 額 2,861,592,000 円</p> <p>決 算 額 1,854,200,112 円</p> <p>(翌年度繰越額 975,491,000 円)</p>	<p>②次年度以降の対応 汚水処理人口普及率の向上および雨天時浸入水問題の解消に向けて、引き続き助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進および雨天時浸入水の発生源対策の促進を図る。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金</p> <p>①令和4年度における対応 単独公共下水道の終末処理場を有している市に対して、琵琶湖の富栄養化の防止が図れるよう、高度処理施設における維持管理費の助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 琵琶湖の富栄養化の防止に向けて、引き続き助成を行うことにより、継続して窒素やリンを除去する高度処理を実施し、水質保全に努める。</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">復旧治山</td> <td style="width: 50%;">19カ所</td> </tr> <tr> <td>山地治山（復旧治山を除く）</td> <td>7カ所</td> </tr> <tr> <td>水源地域等保安林整備等</td> <td>11カ所</td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td>50カ所</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>災害復旧や保安林機能を高める事業により、保安林内で119haの機能向上区域を確保した。また、山地災害危険箇所 の1,274カ所を整備済みとした。（前年度末 1,270カ所確定→ 1,274カ所確定）</p> <p>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">令3</td> <td style="width: 10%;">目標値</td> <td style="width: 30%;">達成率（令3）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>74.3%</td> <td>74.4%</td> <td>80.0%</td> <td>93%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>近年の集中豪雨災害等による被災箇所の復旧や施設の老朽化に伴い長寿命化対策が必要であり、また、土砂流出や流木による災害発生の恐れが高い溪流において治山事業を緊急的に進める必要がある。</p>	復旧治山	19カ所	山地治山（復旧治山を除く）	7カ所	水源地域等保安林整備等	11カ所	農山漁村地域整備交付金事業	13カ所	計	50カ所	山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率	令2	令3	目標値	達成率（令3）		74.3%	74.4%	80.0%	93%
復旧治山	19カ所																				
山地治山（復旧治山を除く）	7カ所																				
水源地域等保安林整備等	11カ所																				
農山漁村地域整備交付金事業	13カ所																				
計	50カ所																				
山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率	令2	令3	目標値	達成率（令3）																	
	74.3%	74.4%	80.0%	93%																	

事 項 名	成 果 の 説 明												
<p>2 災害に強い地域づくり</p> <p>(1) 災害廃棄物処理体制強化事業</p> <p>予 算 額 3,708,000 円</p> <p>決 算 額 3,659,000 円</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 近年の局所的な集中豪雨に起因する土砂災害および流木災害が多発し、県民の生命や財産が脅かされていることから、荒廃地や荒廃危険地などの対策を優先しつつ、施設の長寿命化や流木対策等の治山事業を計画的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 国庫補助金の確保に努め、災害復旧および施設の長寿命化や流木対策に重点を置いた治山事業の実施を進める。 (森林保全課)</p> <p>1 事業実績 「滋賀県災害廃棄物処理計画」の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る各主体の対応能力および連携体制の向上等を目的として、災害廃棄物処理対応に係る研修会や図上訓練を実施した。 図上訓練参加人数：市町、関係団体等から42名</p> <p>2 施策成果 市町の担当職員を対象とした研修会の開催や図上訓練への参加を促した結果、3市町において災害廃棄物処理計画の策定につながった。</p> <table border="0" data-bbox="651 986 1682 1091"> <tr> <td>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</td> <td>令2</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>市町災害廃棄物処理計画の策定率</td> <td>73.7%</td> <td>89.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>（市町災害廃棄物処理計画の策定数）</td> <td>（14市町）</td> <td>（17市町）</td> <td>（19市町）</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題 「滋賀県災害廃棄物処理計画」をもとに、市町への災害廃棄物処理計画の策定支援や訓練の継続的な実施等により、災害廃棄物対策を強化し、発災時の実効性確保を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 計画未策定の市町に対して個別指導を行う。また、災害廃棄物仮置場の確保に向け、市町職員を対象とした勉強会</p>	令和7年度（2025年度）の目標とする指標	令2	令3	目標値	市町災害廃棄物処理計画の策定率	73.7%	89.5%	100%	（市町災害廃棄物処理計画の策定数）	（14市町）	（17市町）	（19市町）
令和7年度（2025年度）の目標とする指標	令2	令3	目標値										
市町災害廃棄物処理計画の策定率	73.7%	89.5%	100%										
（市町災害廃棄物処理計画の策定数）	（14市町）	（17市町）	（19市町）										

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>予 算 額 34,130,000 円</p> <p>決 算 額 32,591,008 円</p>	<p>の開催や、仮置場候補地を使用した実地訓練の実施等により、市町・県・関係団体等各関係者の連携強化や発災時の対応力向上を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>計画未策定の市町に対して個別指導を継続して行う。また、研修会やセミナー、訓練についても適宜内容を見直しながら継続実施するとともに、市町・県・関係団体等各関係者との具体的な連携方法について意見交換を行う等、災害廃棄物処理体制の強化や廃棄物処理の実効性を高めるための取組を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 12,943,569 円 令和元年度に2地域、令和2年度に3地域を選定した「やまの健康」を実践するモデル地域に対し、地域資源を活用した農山村活性化に向けた活動について部局間での連携を図りながら支援した。また、モデル地域活動者の成果報告・交流会を開催した。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 8,867,439 円 「やまの健康」紹介動画や啓発資材を作成するとともに、民間事業者が実施する「やまの健康」の普及啓発に資する新商品開発等の事業を支援したほか、東近江市における木地師文化の発信事業に対して支援した。 県産材を活用した木製のスポーツ「レイクッド」（令和2年度開発）の普及を目的とした、スポーツチーム選手出演の動画を作成した。 観光や健康づくり等に森林空間を活かす「森林サービス産業」創出に向け、県内の森林資源調査および近隣都市圏の企業ニーズ調査を実施した。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 10,780,000 円 長浜市北部地域をモデルに、交流体験イベントなどによる山村情報の発信や、カエデ樹液シロップなどの山村資源発掘、山村地域における就労支援などの森林山村振興対策に取り組んだ。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 5つの「やまの健康」モデル地域において、新商品やサービス開発等に取り組まれ、都市と農山村間の人や経済の循</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>環が促進された。また、全地域の関係者による成果報告および意見交換により地域間の交流が図られ、マーケティングや六次産業化の有識者からの助言により各地域における取組の方向性について検証することができた。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 「やまの健康」紹介動画を3本作成し、YouTubeにて累計約12,000回再生された。 民間事業者8者により、「やまの健康」「FATHER FOREST Life」「やまのおっ山」の新商品開発や啓発活動が実施された。このことにより「やまの健康」の概念の普及や「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」の実践を促進することができた。 「レイクッド」のプロモーション動画等を3本作成し、YouTube等で累計約9,000回再生された。 県内における森林資源やサービスの提供状況を把握するとともに近隣府県の企業ニーズを把握することにより次年度以降の森林サービス産業創出の取組に向けた基本情報を整理した。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 都市部への山村地域の魅力発信や、新たな山村資源の発掘を行い、就労や移住につなげることで、山村振興対策を行うことができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「やまの健康」に取り組むモデル地域数 （累計）</p> <table border="1" data-bbox="1209 842 1774 912"> <thead> <tr> <th></th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 モデル地域におけるこれまでの取組成果を活かし、農山村の魅力の認知度向上や交流・関係人口創出につなげる取組が必要である。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 都市からやまへの人・経済の流れを促進するため、県内の森林空間やサービス等の資源を活かした森林サービス産業創出に向けた取組が必要である。 また、令和元年度策定の「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」を基本としながら、これまでの農山村魅力向上に向けた取組に続く次のステップとして、都市部へ農山村の魅力や地域資源などの価値を提供する方策の検討が必要である。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 継続的な情報発信や、発掘した山村資源の活用、山村地域における様々な就労支援の方法など、具体的な方策が必</p>		令2	令3	目標値	達成率（令3）		5件	5件	5件	100%
	令2	令3	目標値	達成率（令3）							
	5件	5件	5件	100%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 モデル地域の魅力やこれまでの取組成果を整理して、都市部に発信する事業を実施する。また、部局横断で組織する「やまの健康」プロジェクトチームで連携を図り、各課の所管分野においてモデル地域の魅力や資源を活かした事業実施に向け取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 モデル地域の活動成果の横展開に向けた方策を検討する。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業</p> <p>①令和4年度における対応 モデル地域の活動をはじめ、農山村での活動や魅力を関係部局の事業やSNS等を通じて発信し、「やまの健康」への県民参加を目指す。また、「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」実践の一環として、引き続き「レイクッド」を普及するとともに、「森林サービス産業」創出に向け、テストツアーの実施を通じた商品開発や人材育成に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き「やまの健康」への県民参加を目指して普及啓発を行うほか、「森林サービス産業」創出に向け、市町や地域の関係事業者と連携しながら取り組む。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、山村地域の魅力を県内外の都市部に伝えるための情報発信や就労支援などを積極的に行うとともに、支援組織である「ながはま森林マッチングセンター」などの組織体制の強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 担い手確保を含む組織体制の強化や、山村と都市の課題解決に向けた新たな仕組を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p>

IV 環 境		未来につなげる 豊かな自然の恵み	
事 項 名	成 果 の 説 明		
1 琵琶湖の保全再生と活用			
(1) 「びわ湖の日」活動推進事業	1 事業実績		
予 算 額 14,411,000 円	令和3年度は「びわ湖の日」40周年であったことから、これまでの取組を振り返るとともに、現在を見つめなおし、これからの考えて行動するきっかけづくりを推進した。		
決 算 額 14,342,614 円	(1) 環境保全パンフレットの作成（県内全小中学生に配布）		
	(2) ワークショップ・ブース出展（県内6カ所の商業施設等）		
	(3) 記念シンポジウムの開催（令和3年7月11日琵琶湖博物館 YouTube配信を実施）		
	(4) メディアによる啓発（環境保全啓発CM放映、Instagram広告、40周年記念映像制作）等		
	2 施策成果		
	「びわ湖の日」40周年に関する施策を展開したことにより、自然の多様な価値やそれらを守る取組の重要性やつながりを考える機運を高めることができた。		
	令和4年度（2022年度）の目標とする指標		
	環境保全行動実施率	令2 80.8%	令3 76.8%
			目標値 80%以上
	3 今後の課題		
	新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、「びわ湖の日」をきっかけにより多くの人に琵琶湖や環境に関心を持ってもらう必要がある。また「びわ湖の日」の認知度や環境保全行動実施率が低い10代から30代までの若年層に向けた発信や、京阪神エリア等への琵琶湖の価値や「びわ湖の日」の発信を強化し、琵琶湖・淀川流域全体で琵琶湖を守る機運を高める必要がある。		

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 早崎内湖再生事業</p> <p>予 算 額 13,240,000 円</p> <p>決 算 額 7,337,948 円</p> <p>(翌年度繰越額 5,900,000 円)</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 「びわ湖の日」環境啓発イベントを実施するとともに、「マザーレイクゴールズ（MLGs）」と連携してSNS等による情報発信を行うことにより、琵琶湖の多様な価値や様々な関わり方を発信していく。これらの取組を通じて、県民はもとより、県外の方の行動変容を促し、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの更なる好循環を生み出すことを目指す。</p> <p>②次年度以降の対応 「びわ湖の日」PR動画を活用しつつ、環境保全の視点からだけでなく、食や農、観光や暮らしなど様々な視点から人と自然との関わりを創出できるよう、関係部局との連携を十分に図りながら、多様な主体と連携して琵琶湖に関わる活動等へ誘うための情報を発信し、琵琶湖に関わるという視点からの取組の裾野を広げていく。 (環境政策課)</p> <p>1 事業実績 早崎内湖試験湛水地の適切な水管理と周辺の保全管理等を実施した。 7,337,948 円</p> <p>2 施策成果 概ね工事が完了した北区において生物環境調査を実施し、内湖再生に向けて順応的管理のための資料を得ることができた。</p> <p>3 今後の課題 事業の完了までには長期を要することから、地元の協力を得ながら、計画的・順応的・段階的の施工を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的の施工を進めるとともに、地元の協力を得ながら早崎内湖再生保全協議会による自然観察会を開催することで、地元の早崎内湖再生に対する意識を深める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的の施工を進める。 (琵琶湖保全再生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) マザーレイクゴールズ推進事業</p> <p>予 算 額 6,490,000 円</p> <p>決 算 額 6,349,686 円</p>	<p>1 事業実績 令和3年7月に「マザーレイクゴールズ（MLG s）」を策定し、MLG sの推進に係る事業を実施した。ロゴマークの作成と様々な主体による活用、個人・事業者向けのMLG s賛同者募集（1,171 者）、公式ウェブサイトMLG s WEBやSNSによる情報発信を実施した。情報発信には学生をライターとして育成・取材の実施を行い、記事を発信してもらうとともに、ライターとなった学生への啓発も同時に行った。また、MLG sワークショップをNPOなど地域の実践者等とともに実施した（全34回、のべ参加者数1,314 人）。</p> <p>2 施策成果 MLG sの策定はもちろん、策定直後からロゴマークとともに展開したことで、MLG sの認知度の向上、イメージの形成と定着について効果的に進めることができたため、MLG s賛同者やMLG sワークショップの増加につながったと考える。またMLG s賛同者の取組を公式ウェブサイトMLG s WEBに掲載し、MLG sワークショップの様子をSNSで発信することで、MLG sの参画者数増加を生み、MLG s推進の相乗効果が得られている。</p> <p>3 今後の課題 MLG sの各ゴールについて進捗状況を議論し評価することで、新たな活動につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度の対応 13の目標の達成度合いを科学的に検証し、今後必要となる対策や取組等を専門的見地から提言することを目的とする「学術フォーラム」を開催するとともに、その結果および多様な主体の活動の経験を持ち寄り、MLG s達成の進捗状況を議論し評価する「MLG s みんなのBIWAKO会議／COP1」を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 「MLG s みんなのBIWAKO会議／COP1」および「学術フォーラム」を引き続き開催するとともに、MLG sを継続的に情報発信することにより、賛同者等の更なる輪を広げていく。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(4) 琵琶湖保全再生計画推進事業</p> <p>予 算 額 611,000 円</p> <p>決 算 額 315,012 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により、国民的資産に位置付けられた琵琶湖の保全再生のための施策を国や下流府県市と連携して推進するため、令和3年9月に第5回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会を開催した。また、令和3年3月に滋賀県が策定した琵琶湖保全再生計画（第2期）を推進していくため、関係府県市担当者会議および県・市町琵琶湖保全再生計画推進会議を開催し、近年の琵琶湖の状況や課題について情報共有を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>第5回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会をWEB開催し、琵琶湖の保全再生に係る関係省庁や関係府県市の部局長等と近年の琵琶湖の状況や琵琶湖が抱える諸課題を共有したほか、琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づき、関係機関と協力して各種施策を推進していくことを確認した。また、MLGsについて情報発信を行い、国や下流府県市の方々へ周知することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策を推進するとともに、気候変動の影響と考えられる全層循環の未完了等の新たな課題への対応に向けて、関係省庁や関係府県市と琵琶湖の現状や課題を共有し、連携を更に深めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりWEB開催となった琵琶湖保全再生推進協議会幹事会について、令和4年度は現地にて開催できるように調整を図るとともに、琵琶湖保全再生計画（第2期）に係る施策の推進を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策の推進を一層進めるため、琵琶湖保全再生推進協議会幹事会等の開催により、引き続き関係省庁や関係府県市との間で琵琶湖の現状や課題について共有し、連携を深めていく。</p> <p>また、MLGsの推進体制の構築を進め、多様な主体による琵琶湖の保全再生への参画を後押ししていく。</p> <p style="text-align: right;">（琵琶湖保全再生課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(5) ヨシ群落保全事業</p> <p>予 算 額 12,543,000 円</p> <p>決 算 額 5,538,500 円</p> <p>(翌年度繰越額 7,000,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>ヨシ群落育成事業委託 ヨシ帯維持管理 0.72ha、ボランティア支援 8 団体 3,600,000円</p> <p>ヨシ群落保全審議会等開催 188,500円</p> <p>ヨシ群落維持再生事業委託 ヤナギ伐採 55本 1,750,000円</p> <p>2 施策成果</p> <p>「ヨシ群落保全基本計画」に基づくヨシ群落造成事業を長浜地区で実施している。さらに、同計画に基づくヨシ群落育成と維持管理事業を東近江市等5市5地区で実施し、琵琶湖の環境保全のために多様な機能を果たすヨシ群落の保全を図るとともに、ボランティア団体（のべ8団体）が実施するヨシ植栽、ヨシ刈り等を支援することで、県民によるヨシ群落保全の取組を推進した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>ヨシの自ら伸びる力を生かした自然再生手法による取組であり、ヨシ帯の再生に時間を要するため、モニタリング調査等で変化を確認しながら、長期的な視点で対策を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>長浜地区においてヨシ生育環境の造成を引き続き行うとともに、ボランティア支援等による維持管理を行い、良好なヨシ群落の育成に取り組む。令和3年度に改定した「ヨシ群落保全基本計画」に基づく取組の方向性を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定後の「ヨシ群落保全基本計画」におけるヨシ群落の保全意義や管理方針等に基づき、適切な保全策を講じる。 (琵琶湖保全再生課)</p>
<p>(6) 水草刈取事業</p> <p>予 算 額 239,938,000 円</p> <p>決 算 額 237,652,220 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 水草刈取事業 105,697,874円</p> <p>夏季の水草大量繁茂による航行障害や腐敗による悪臭等の生活環境への悪影響を軽減するため、水草刈取船による表層刈取りを実施した。(刈取実績 2,062 t)</p> <p>(2) 水草除去事業 114,115,100円</p> <p>水草の大量繁茂による湖流の停滞、湖底の泥化の進行、溶存酸素濃度の低下など自然環境や生態系への悪影響を改善するため、南湖で水草の根こそぎ除去を実施した。(除去実績 700ha)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																								
	<p>(3) 水草資源循環促進事業 487,300円 水草堆肥の有効利用を推進するため、県民を対象とした普及啓発を実施した。</p> <p>(4) 水草等対策技術開発支援事業 6,997,280円 企業や大学等から水草等の有効利用等について新たな技術等の提案を募集し、開発や研究の支援を行うことで、水草等対策の高度化を図った。(補助金交付事業者 5団体)</p> <p>(5) 体験施設等の水草除去支援事業 1,979,000円 琵琶湖の沖合から大量に漂流、繁茂する水草による航行障害や悪臭等を防止することで、琵琶湖の魅力を発信し、そのブランド力の向上を図るとともに、県だけではなく多様な主体による水草除去を推進するため、多数の集客が見込まれる体験施設等の集客施設が実施する琵琶湖での水草除去に対して支援を行った。(補助金交付事業者 15施設)</p> <p>2 施策成果</p> <p>沿岸部の水草繁茂状況調査結果ならびに住民、湖上関係者および市町からの水草刈取要望等を踏まえ、水草の表層刈取りを実施した結果、生活環境への悪影響や船舶の航行障害等の軽減に貢献した。</p> <p>また、水草の大量繁茂により停滞している湖流を回復するため、南湖において水草の根こそぎ除去を実施したところ、湖底の低酸素状態の改善を図ることができ、これによって、南湖の広い範囲でホンモロコの産卵が確認された。</p> <p>刈り取った水草については、堆肥化し、有効利用を進めている。</p> <p>これまでに水草等対策技術開発支援事業に取り組む企業が関連して、水草堆肥や水草を色原料に用いたガラス工芸品、ブラックバスの革製品が商品化されるなど一定の成果を上げており、今後も事業を継続する予定である。</p> <p>さらに、体験施設等の水草除去支援事業に係る事業者へのアンケート調査では、「景観が良くなった」等の回答があり、琵琶湖の魅力向上を図ることができた。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">水草刈取面積</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値(令元～令4累計)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,084t</td> <td>1,940t</td> <td>2,062t</td> <td>8,120t</td> <td>74.95%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">水草除去面積</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値(令元～令4累計)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>530ha</td> <td>530ha</td> <td>700ha</td> <td>2,030ha</td> <td>86.70%</td> </tr> </tbody> </table>	水草刈取面積	令元	令2	令3	目標値(令元～令4累計)	達成率		2,084t	1,940t	2,062t	8,120t	74.95%	水草除去面積	令元	令2	令3	目標値(令元～令4累計)	達成率		530ha	530ha	700ha	2,030ha	86.70%
水草刈取面積	令元	令2	令3	目標値(令元～令4累計)	達成率																				
	2,084t	1,940t	2,062t	8,120t	74.95%																				
水草除去面積	令元	令2	令3	目標値(令元～令4累計)	達成率																				
	530ha	530ha	700ha	2,030ha	86.70%																				

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(7) 琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進</p> <p>予 算 額 16,480,000 円</p> <p>決 算 額 14,859,349 円</p>	<p>3 今後の課題 依然として水草の繁茂による生活環境や生態系への悪影響が発生しており、研究機関等とも情報を共有しながら、更に効果的・効率的に水草刈取・除去を実施する必要がある。 また、水草堆肥の高品質化や水草利用のビジネス化を図り、より一層の有効利用を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 水草刈取除去を着実に実施し生活環境や生態系への悪影響の軽減を図る。また、関係機関との会議を継続して開催し、より一層の連携を図る。 ②次年度以降の対応 関係機関との連携を強化するとともに、水草等対策技術開発支援事業で得られた技術等を生かし、より効果的・効率的な有効利用等を図る。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 (1) プレジャーボートの航行規制 ア 航行規制水域の指定 住宅等への騒音防止や水鳥の生息環境を保全する水域に加え、プレジャーボートの曳き波から水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域や水上オートバイの迷惑行為から良好な利用環境を確保する水域を指定し、これらの水域内でのプレジャーボートの航行を規制している。 イ 指導監視船の運航 36日(指導・警告 53件 停止命令 5件) ウ 琵琶湖レジャー利用監視員の配置 54人 エ 航行規制水域取締員の配置 1人 航行規制水域の監視・取締りや違反者への指導・警告等を行うため、県警OBの会計年度任用職員を配置し、県警等と連携した湖上監視・取締りを行った。 オ 琵琶湖レジャー陸上監視指導員の配置 4人 湖岸巡回により、船上から目の届かない湖岸での啓発や、監視船と連携した陸上監視を行った。 (2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底 平成23年4月から従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、平成24年10月から4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す県が交付する適合証の表示を義務化している。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 外来魚のリリース禁止</p> <p>ア 外来魚回収業務 回収ボックス 67基 回収量 5.9 t 回収いけす 25基 回収量 0.6 t</p> <p>イ びわこルールキッズ事業 夏休みを含む期間に、全国の小中学生を対象として「びわこルールキッズ」を募集し、外来魚のリリース禁止への協力を求めた。参加者数 265人（令和3年度は県内の小中学生に限定）釣り上げ報告数 7,426匹</p> <p>ウ 外来魚駆除釣り大会の開催 令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見送った。</p> <p>エ 外来魚釣り上げ隊の募集 外来魚駆除釣り大会を自主開催する企業・団体等を募集し、外来魚のリリース禁止の輪を広げた。 釣り上げ隊による釣り大会 実施団体等 12団体 403人 外来魚駆除量23kg</p> <p>オ 外来魚釣り上げ名人事業 年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力する釣り人を募集し、釣り上げた重量によって段位を認定した。 参加人数 個人34人 14団体（114人） 計 148人、駆除量 1.3t、段位認定者 個人6人 1団体</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制 プレジャーボートの騒音や危険行為に関する苦情件数は平成15年の条例施行時と比べて減少しており、航行規制は一定の成果を上げている。（苦情件数 平15 117件 → 令3 19件）</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底 夏季に湖上および陸上からの取締りを実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行は見られず、また、ほぼ全てのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。</p> <p>(3) 外来魚のリリース禁止 外来魚リリース禁止の取組の輪を更に広げるため、日本釣振興会滋賀県支部の協力のもと、同支部加盟の釣具店にリリース禁止を呼び掛けるポスターの掲示を行った。</p> <p>3 今後の課題 悪質な違反行為を行う者に対しては、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視の実施など、違反行為の更なる減少に向けて対応していくことが必要である。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(8) 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業</p> <p>予 算 額 16,564,000 円</p> <p>決 算 額 16,553,290 円</p>	<p>また、依然として外来魚のリリース禁止に理解を示さないバス釣り客が見られることから、引き続き粘り強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を一層広げていくことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>航行規制水域での違反行為については、警察等の関係機関と連携し、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視・取締りを実施する。また、外来魚のリリース禁止については、引き続き、県内外のバス釣り客が多数訪れる県内の釣り具店に対し、普及啓発のためのチラシの配置やポスターの貼付について働きかけを行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>継続して、プレジャーボートの航行が盛んな夏季を中心に、警察をはじめとする関係機関と連携した、監視・取締り活動を実施することにより、騒音を減少させる等、周辺における生活環境の保全および琵琶湖の良好な利用環境の確保に努める。また、バス釣り客に対しては、外来魚のリリース禁止に対する理解が得られるよう、様々な機会を通じて引き続き粘り強く働きかける。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>金居原地区で新たに67本のトチノキ等の巨樹・巨木について、県、市、保全団体および森林所有者との間で協定を締結するとともに、看板設置等の周辺環境整備や保全活動に対する支援を行った。</p> <p>また、トチノキ巨木林等の豊かな森林生態系の保全に向けた学術調査を実施するとともに、トチノキ等の地域資源を活用したエコツアーを企画し、試行的に実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>豊かな自然環境の象徴であるとともに、地域に根づいてきた暮らしと文化が守り育てた巨樹・巨木林の持続的な保全と活用を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>長浜市木之本町において多数の巨樹・巨木が確認されており、早期の協定締結による保全が必要である。</p> <p>今後も巨樹・巨木の保全活動に対する支援を進めるとともに、協定期間終了後においても巨樹・巨木が保全・活用される仕組みづくりが必要である。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明						
<p>2 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮</p> <p>(1) 森林境界明確化支援事業</p> <p>予 算 額 39,556,000 円</p> <p>決 算 額 39,422,900 円</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 長浜市木之本町において、新規の巨樹・巨木保全に係る協定締結に向け、関係者の合意形成に向けた働きかけを行うとともに、保全活動に対する支援を行う。 また、引き続きトチノキ巨木林等の豊かな森林生態系の保全を考慮しながら、巨樹・巨木の活用を図るため、エコツアーを試行的に実施し、地域の方によるエコツアーの実施に向けた体制づくりを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 巨樹・巨木の保全活動に対する支援を継続するとともに、自然環境保全地域の指定による保全やエコツアーの実施による活用を進める。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</td> <td style="width: 30%;">一式</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6,377,800 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 森林境界明確化支援事業</td> <td>境界明確化参考図（合成公図）13,649ha</td> <td style="text-align: right;">33,045,100 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 森林情報アドバイザーを1名配置し、県内全ての市町と森林組合を構成員とする滋賀県森林整備協議会の運営および市町に対して森林境界明確化等についての助言を行うことにより、当協議会の円滑な運営と森林境界明確化等の取組が進んだ。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業 境界明確化参考図（合成公図）を作成し、市町に提供することにより、市町が主体となって取り組む森林境界明確化の基礎資料となる、森林境界情報の整理が進んだ。</p> <p>3 今後の課題 不在村地主の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により、森林所有者の確定や境界明確化がますます困難になってきており、森林経営管理法による放置林対策の一環である境界明確化と所有者の意向調査を積極的に実施していく必要がある。</p>	(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業	一式	6,377,800 円	(2) 森林境界明確化支援事業	境界明確化参考図（合成公図）13,649ha	33,045,100 円
(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業	一式	6,377,800 円					
(2) 森林境界明確化支援事業	境界明確化参考図（合成公図）13,649ha	33,045,100 円					

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 水源林保全対策事業</p> <p>予 算 額 13,577,000 円</p> <p>決 算 額 13,391,130 円</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県森林整備協議会において、森林経営管理法の推進や境界明確化の実施などについて、より具体的な支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県森林整備協議会において技術情報や問題意識を共有するとともに、森林情報アドバイザーと連携して市町の課題を解決するよう支援していく。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町支援として、引き続き森林情報（境界明確化参考図（合成公図））等の提供を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町が放置林対策を円滑に推進できるように支援するため、境界明確化参考図（合成公図）の提供に加え、航空レーザ計測の解析結果などその他の有効な森林情報の活用方法についての助言等を行う。 (森林政策課)</p> <p>1 事業実績 巡視日数のべ692日</p> <p>2 施策成果 水源林保全巡視員を各森林整備事務所に配置し、林地開発地の監視・パトロールや森林の調査を行ったことで、違法開発や森林の荒廃状況を早期に発見し、適切な対応につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題 水源林保全巡視員が行う森林調査は、林道沿い等の接近可能な区域に限られるため、巡視する区域が広がるよう安全で効率的な調査方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 全国的に問題となっている盛土箇所について、水源林保全巡視員と協力して全県的に巡視を実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 全国植樹祭開催準備事業</p> <p>予 算 額 222,039,000 円</p> <p>決 算 額 221,505,462 円</p>	<p>②次年度以降の対応 引き続き盛土箇所への巡視を行うため、水源林保全巡視員の協力を求めていく。 (森林保全課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 全国植樹祭滋賀県実行委員会負担金 219,785,000 円 滋賀県での第72回全国植樹祭の開催に向け、平成30年度に設立した実行委員会において、県からの負担金等を財源に開催準備を行った。</p> <p>ア 実行委員会の運営 幹事会および総会を各2回開催した。</p> <p>イ 第72回全国植樹祭実施計画の検討 令和2年度および令和3年度の2カ年にわたって作成し、公益社団法人国土緑化推進機構による承認を経て、策定した。</p> <p>ウ 会場整備 式典会場の造成・整備等や各招待者記念植樹会場の造成・整備等を実施した。</p> <p>エ 宿泊・輸送および招待者計画の作成等 宿泊計画の作成、輸送ルートおよび手段にかかる計画の作成、招待者リストの作成を実施した。</p> <p>オ 苗木のホームステイ・スクールステイの実施 苗木のホームステイ：6,726本（218件）、苗木のスクールステイ：4,562本（228校）</p> <p>カ 全国植樹祭木製地球儀キャラバンの推進 県内各市町において機運高揚のための全国植樹祭のシンボルである木製地球儀の巡回および木製地球儀キャラバンを開催した。</p> <p>キ 1年前記念イベント「緑のしずく祭」等カウントダウンイベントの実施 1年前記念イベント「緑のしずく祭」を皮切りに、年間を通じて機運醸成のためのカウントダウンイベントを実施した。</p> <p>ク PR会場の設置 琵琶湖・淀川流域との連携として、京都府、大阪府でPR会場を設置し、全国植樹祭や滋賀県に関する情報を発信した。</p> <p>(2) 県事務費（旅費、需用費、使用料） 1,720,462 円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果 出資金で公社を支援したことにより、公社林において適切な森林管理が行われ、水源涵養をはじめとした公益的機能を引き続き発揮させることができた。また、分収造林事業による木材の生産および販売、分収割合の変更では、「第3期中期経営改善計画」における目標を上回る成果があった。</p> <p>3 今後の課題 「第3期中期経営改善計画」の目標が着実に達成されるよう、引き続き公社に対し指導、助言および支援していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 これまでの成果と課題を踏まえるとともに、森林林業を取り巻く社会・経済情勢を的確に把握し、公社に対して必要な指導または助言を行う。 ②次年度以降の対応 「第3期中期経営改善計画」によって公社の健全な経営が確保されるとともに、公社林の公益的機能が持続的に発揮されるように、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、公社に対して必要な指導または助言を行う。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p>
<p>(5) 自然公園等管理</p> <p>予 算 額 214,586,000 円</p> <p>決 算 額 95,329,012 円</p> <p>(翌年度繰越額 118,979,000 円)</p>	<p>1 事業実績 自然公園施設の修繕 11カ所 自然公園施設の管理委託 41カ所 伊吹山自然再生協議会の開催（総会 2回、入山協力金部会 3回）</p> <p>2 施策成果 (1) 自然公園等管理事業（自然公園区域図電子化事業を除く） 老朽化した施設の解体等を計画的に実施した。また、自然公園園地で松枯れの急速な進行が判明したため、市と協力の上迅速に伐採処分を行った。 (2) 【感】自然公園等管理事業（自然公園区域図電子化等事業） 自然公園区域の縦覧図面を電子化し、ホームページでの縦覧準備作業および県庁自然環境保全課・各環境事務所に</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>備え置いている縦覧図面の更新作業を行った。</p> <p>(3) 【感】自然公園施設等整備事業 公衆便所の利用者増加に対応し、感染拡大防止対策を適切に行うため、自然公園施設のトイレの送排水機能向上および便器の洋式化等の設備改修を実施した。</p> <p>3 今後の課題 自然公園施設については、老朽化が進行しているものが多く、緊急性、危険性の高いものから計画的に再整備、改修等を図る必要がある。加えて、自然公園園地の維持管理は、県から市町へ、市町から地元自治会等へ委託を行っているが、高齢化の進行や担い手の不足により、将来的に現在の枠組みで維持管理を継続することは困難となるおそれがある。 また、これらの施設を含め、自然公園の利活用の促進を一層進める必要がある。 自然公園法等許認可については、過去の許認可情報や管理地等の情報を確認するために多くの日時を要している状況である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 自然公園施設については、国の交付金制度をさらに活用しながら、市町や地元区等の意見・要望を踏まえ、緊急性・重要性等も考慮し、優先順位を付けて計画的、効果的な維持管理に努める。 また、自然公園園地1カ所において地元関係者、活動団体、民間事業者等の多様な主体が参画する意見交換会等を開催し、利活用の促進に向けて、同園地の将来のあるべき姿や再整備の方針、地域主体等による維持管理の可能性等について検討する。 自然公園許可等台帳等の情報をGISデータ化、地図等に紐付管理し、携帯端末等から情報確認できるようにするとともに、現地調査で取得した情報等を地図に紐付けて管理し、自然公園、土地情報の確認、施設管理に係る業務の効率化、見える化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 自然公園施設の維持管理については、引き続き地元市町等と連携を密にしながら、老朽化した施設の修繕・撤去等を計画的かつ適正に行うとともに、利用者の利便性向上を図るための施設整備を計画的に実施する。 また、自然公園の魅力の向上および利活用の促進を図るため、自然公園内の観光資源調査等を行った上で、今後の目指すべき方向性や優先される取組等について令和6年度以降に計画として取りまとめる。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(6) 生物多様性しが戦略の展開事業</p> <p>予 算 額 297,000 円</p> <p>決 算 額 264,660 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県民を対象とした自然観察会や学習会等の普及啓発は実施できなかったが、生物多様性の保全団体等の活動を促進するため、専門家の紹介や技術的助言などの支援を行うとともに、事業者の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に関する活動を評価・認証する「しが生物多様性取組認証制度」を実施し、38者が認証を取得し、制度を開始した平成30年度から4年間の累計で101者となった。</p> <p>2 施策成果</p> <p>生物多様性の保全団体等に対して、生物多様性の重要性等について啓発や支援を行うことで、活動の推進を図ることができた。</p> <p>また、「しが生物多様性取組認証制度」について、事業者から生物多様性に関する取組についての相談を受けるなど、社会経済活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利用の取組を支援し、生物多様性の視点の浸透を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>「しが生物多様性取組認証制度」の運用に当たっては、審査結果のフィードバック等の対応を丁寧に行っていくことが望ましいが、制度の拡充に伴い丁寧な対応が困難になるため、認証制度から賛同制度への移行等を含め、今後のあり方を検討する必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、生物多様性に係る新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）の策定が遅れているが、国は令和4年度末に次期国家戦略を策定する予定であり、次期国家戦略を踏まえて、生物多様性しが戦略の改定に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>「しが生物多様性取組認証制度」を継続して実施し、生物多様性の取組を行っている事業者等を認証することを通して社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図る。また、次期国家戦略を踏まえて、生物多様性しが戦略の改定に向けた検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和5年度に生物多様性しが戦略を改定し、それを受けた対応を行う。</p> <p>また、「しが生物多様性取組認証制度」については、2期目の認証を終えた令和6年度から新たな制度として運用できるように必要な見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">（自然環境保全課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(7) 侵略的外来植物の防除</p> <p>予 算 額 272,077,000 円</p> <p>決 算 額 271,568,759 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 215,158,759円 外来生物法の特定外来生物に指定されたオオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウを主な対象とし、南湖の湖岸と周辺水域および北湖中南部の周辺水域を巡回・監視し発見した群落を速やかに除去する対策事業と、琵琶湖および周辺水域全域を対象とした生育状況調査を主な内容とし、規模の比較的大きな分散リスクの高い群落を確認された場合には緊急駆除を実施した。加えて、駆除が困難であるが分散リスクが相対的に低い群落への対応として、石組み護岸等に生育する陸生群落を対象とした遮光シートを敷設し、内部にオオバナミズキンバイの大群落が生育するヨシ植栽地の周囲に流出防止フェンスを設置した。また、ビオトープ施設や新設または駆除完了したヨシ植栽地など植物片の侵入を防ぐべき区域に対して侵入防止フェンスを設置した。 また、関係市やNPO等と琵琶湖外来水生植物対策協議会を通じて連携を図り、多様な主体が実施する駆除イベント等への支援を行うとともに、市からは駆除・回収した植物体の仮置き場の提供や処分の分担等の協力を得た。</p> <p>(2) 【感】外来生物防除対策事業 55,880,000円 ボランティア等による防除活動に対して機材・資材の貸出や供与を行い、侵略的外来水生植物の生育地域における学習会や地元との協働による駆除作業等を実施した。また、琵琶湖周辺において主として水生の侵略的外来生物の生息・生育状況の調査を実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 令和3年度の年度末生育面積は約47,300㎡（オオバナミズキンバイ約23,800㎡、ナガエツルノゲイトウ約23,500㎡）で、両種とも前年度の年度末の数値より減少させ、令和2年度末に達成した「年度替わりの時点で機械駆除が必要な規模の分散リスクの高い大群落がない状態（＝管理可能な状態）」を維持することができた。また、年度後半には、大津市の内陸部の農業用ため池および北湖北部の内湖・河川において確認された分散リスクの高い群落を対象に緊急駆除を複数件施行した。さらに、遮光シートの敷設を3カ所、流出防止フェンスの設置を1カ所、侵入防止フェンスの設置を2カ所で実施した。</p> <p>(2) 【感】外来生物防除対策事業 学生ボランティア団体や地域の環境NPOの活動に対して、機材の貸出しや資材の提供などを行うとともに、職員が参加・助言するなど、積極的な支援を行った。侵略的外来生物の調査事業では、調査域を踏査し、目視により外来生物26種を対象とした調査を実施し、3,623地点で対象種が確認された。</p> <p>3 今後の課題</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業</p> <p>ア 人工湖岸の石組み護岸やヨシの植栽地の内側に生育する群落は、分散リスクが相対的に低いとはいえ徐々に生育面積を拡大している。さらに、記録的な強風を伴った平成30年の台風により、北湖方面へ多数の植物片が供給され、群落数が著しく増加し、これらも徐々に面積を増加させており、適切な対応が必要である。</p> <p>イ 対策事業は駆除主体から巡回・監視主体になったが、新たに駆除を行った水域が巡回・監視の対象に加わるため、対策事業の実施箇所が年々、増加してきている。さらに、令和3年度には環境省直轄事業による直接的防除活動が行われなくなったため、北湖北部全域にも巡回・監視範囲が一気に拡大した。</p> <p>ウ 北湖周辺のおオバナミズキンバイの生育箇所のなかには、低密度状態で維持できず、群落の急拡大の兆しを見ている箇所が複数存在しており、対策の強化が課題となっている。</p> <p>エ 台風の影響で北湖湖岸におけるナガエツルノゲイトウの群落数が大幅に増加したことに加え、特にオオバナミズキンバイでは新たな内陸部での生育が相次いだため、生育状況調査の対象範囲も毎年拡大傾向にあり、しかも同一箇所の拡大にも時間を要するようになったことから、省力化を工夫して生育状況調査事業を継続している。</p> <p>(2) 【感】 外来生物防除対策事業</p> <p>今般、外来生物法が改正され、地域に定着した特定外来生物の防除は都道府県の責務と位置付けられた結果、琵琶湖周辺においても数多くの外来生物が生息・生育している状況に鑑み、普及啓発や実態調査など様々な施策を推進する必要がある。それを先取る形でこのたび実施された生息・生育状況調査の結果、琵琶湖周辺における侵略的外来生物の生息・生育状況の概要が示された。ここで得られた知見に加え、近隣府県で侵入・拡大しつつある侵略性の高い特定外来生物（ヒアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリ等）の動態を視野に入れ、侵略的外来生物に対して適正に対処・管理することが課題である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>駆除等の対策が困難な群落に対し、令和3年度に実施した遮光シートの敷設、流出防止フェンスおよび侵入防止フェンスの設置を引き続き実施し、駆除困難な群落に対する適正な対応箇所を拡大させる。また、駆除困難な群落を対象とする情報収集や試験的取組を行い、新たな技術的手法の開発と実装にも随時取り組む。</p> <p>巡回・監視を主体とする対策業務について、巡回・監視の頻度を年8回から年5回へと減少させて、事業に着手している。年度前半にはこの頻度で事業が適切に実施できるかどうか、確認・検証を行う。</p> <p>さらに、北湖の急拡大が懸念されるオオバナミズキンバイの生育箇所は、適切な対応策について現場検証し検討を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>イ 琵琶湖北部カワウ等対策事業 4,150,000円 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が実施するカワウの捕獲、植生調査等に対して助成した。</p> <p>ウ 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業 599,625円 協議会および高島市が実施するカワウの捕獲や営巣防止対策に対して助成した。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <p>ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 95,059,000円 市町が実施する有害捕獲（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）に対して助成した。</p> <p>イ 森林動物行動圏等調査 11,188,100円 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの行動圏、生息数等のモニタリング調査を実施した。</p> <p>ウ 第二種特定鳥獣対策連携推進事業 512,700円 鳥獣種ごとの管理計画を推進するため、検討会や現地確認等を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業 市町が実施する有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカによる農作物被害はピーク時（平成22年度）の約169百万円から令和3年度は約6百万円に低下し、被害の軽減が図れた。また、ニホンジカが滞留している奥山等の高標高域で捕獲を行ったことにより、生息密度の低下を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="680 981 2056 1050"> <thead> <tr> <th>ニホンジカの捕獲頭数（累計）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> <th>達成率（令3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15,803頭</td> <td>18,486頭</td> <td>16,166頭</td> <td>72,000頭</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ニホンザル対策事業 市町による加害レベルの高い群れの個体数調整等が進んだことにより、ニホンザルによる農作物被害は、ピーク時（平成22年度）の約99百万円から令和3年度は約16百万円に低下し、被害の軽減が図れた。</p> <p>(3) カワウ対策事業 県や協議会等による捕獲が進んだことにより、カワウの春期生息数は平成20年の約3.8万羽から令和2年には約0.7万羽に減少した。特に生息数の多かった竹生島では、平成22年には約2.6万羽いた生息数が、平成27年度以降は0.7万～0.8万羽の間で安定しており、深刻であったカワウの糞害や枝葉の折損により枯れたと思われたタブノキから芽吹きが確認され、下層植生の回復もかなり進んでいる。</p>	ニホンジカの捕獲頭数（累計）	令元	令2	令3	目標値（令元～令4累計）	達成率（令3）		15,803頭	18,486頭	16,166頭	72,000頭	70%
ニホンジカの捕獲頭数（累計）	令元	令2	令3	目標値（令元～令4累計）	達成率（令3）								
	15,803頭	18,486頭	16,166頭	72,000頭	70%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>しかし、近年、河川等内陸部へ生息地が分散したことにより、令和3年は再び生息数が約1.3万羽まで増加し、漁業被害に加え、生活環境被害が新たに生じている。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業 市町による有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農作物被害が減少した。このうちイノシシの農作物被害はピーク時(平成23年度)の約201百万円から令和3年度は約20百万円に低下した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業 ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、より一層捕獲を推進する必要がある。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業 ニホンザルの生息数は減少しているが、県下の平均加害レベルが増加しており、特に出現回数レベルの増加が著しいことから、サルの群れが農地や人の居住地域に出没することが増えており、加害レベルが高い群れへの対策が必要である。</p> <p>(3) カワウ対策事業 春期生息数は、ピークであった平成20年度から順調に減少し、平成27年から令和2年の間は約0.7万～0.8万羽の間で安定していたが、生息地が内陸部の河川等に分散し、令和3年以降、再び生息数が上向きに転じたことから、各地域の状況に応じたきめ細やかな対応が必要である。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業 イノシシについて、農作物被害額は減少しているが、獣種別に占める割合が約半数と最も高いため、引き続き対策を行う必要がある。また、野生動物は生息数や行動域が変化し、それに伴い被害の状況も変化するため、状況に応じた対策を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> <p>① 令和4年度における対応 狩猟者数の増加が捕獲数の増加につながるため、狩猟免許の取得機会を確保し、狩猟者数の増加を図る。また、市町が実施する有害捕獲への支援や高標高域での捕獲を継続するとともに、先進的な捕獲方法の実証を行い、一般化の検討を行う。</p> <p>② 次年度以降の対応 生息状況や被害状況等に応じて個体群管理(分布、個体数管理)、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 平成30年度に策定した「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」では、個体数調整の手続の簡素化および迅速化を図っており、市町による加害レベルが高い群れの個体数調整を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p>(3) カワウ対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 生息数が急増し、被害が発生している新規コロニー等について、市町や漁業関係者等と生息状況等の情報を共有し、専門家からの助言も得ながら対策の検討を行う。また、竹生島等の大規模コロニーでの捕獲を継続実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町とカワウの生息数や被害状況等のモニタリング調査結果を共有し、新規コロニー等の拡大防止を推進する。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、引き続き市町が実施する有害捕獲への支援を行う。また、カワウについて、被害状況、モニタリング調査結果をもとにした専門家や関係者の意見を踏まえて、第二種特定鳥獣管理計画の改定を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウについて、生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。 (自然環境保全課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 環境負荷の低減</p> <p>(1) 工場・事業場の環境汚染防止対策事業</p> <p>予 算 額 5,890,000 円</p> <p>決 算 額 5,862,335 円</p>	<p>1 事業実績 工場・事業場（以下「工場等」という。）の環境汚染防止のための自主管理体制の確立を支援するとともに、現場の実態や課題を把握し、改善につなげるため、会計年度任用職員を雇用して、担当職員とともに工場等への立入調査を実施し、法令遵守や工場等の環境汚染防止対策に関する指導や助言を実施した。 立入調査工場・事業場数：125カ所 指導・助言件数 ：水質汚濁関係 150件、大気汚染関係 24件、廃棄物関係 98件、その他 179件</p> <p>2 施策成果 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査方法の変更等の工夫もしながら、工場等への指導助言を行い、環境汚染防止対策の改善につながった。 また、立入調査結果は、企業向け研修会等で活用し、広く法令遵守や自主的な環境リスク管理のレベルアップを図った。</p> <p>3 今後の課題 新型コロナウイルス感染症の状況や工場等の操業状況に配慮しながら、引き続き、法令遵守の徹底や、施設の点検等による油等の流出事故防止に関する指導や助言等を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、工場立入調査を実施し、法令遵守に向けての指導や工場等の自主的な環境汚染防止対策を促していく。 ②次年度以降の対応 引き続き新型コロナウイルス感染症の状況等に配慮しながら、工場等に起因する環境汚染の防止等に寄与するため、計画的に立入調査を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 大気発生源監視事業</p> <p>予 算 額 6,970,000 円</p> <p>決 算 額 6,326,411 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>大気汚染防止法等に基づき、ばい煙等の排出規制対象施設の基準遵守の状況を確認するため、工場・事業場に立入し、排ガス調査を実施した。また、同法に基づく石綿対策として、特定粉じん排出等作業を行う解体工事現場等に立入調査等を実施した。</p> <p>ばい煙等の排出規制対象施設における排ガス調査の実施件数：21 件 解体等工事現場への立入調査の実施件数：117 件</p> <p>2 施策成果</p> <p>排ガス調査の結果、排出基準を超過する施設は認められなかった。解体工事現場等への立入調査では、石綿含有建材の撤去等を行う際に適用される作業基準の遵守状況の確認等を行い、事業者に対して必要な指導を行った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の状況や工場・事業場の操業状況に配慮しながら、ばい煙等の排出規制対象施設における基準遵守の状況を引き続き確認していく必要がある。</p> <p>大気汚染防止法に基づく石綿対策が令和3年4月1日から令和5年10月1日まで段階的に強化されており、作業基準の遵守徹底に向け、引き続き制度を周知していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、ばい煙等の排出規制対象施設における基準遵守の状況を確認する。</p> <p>解体工事現場等における石綿規制に関係する行政機関と連携しながら、事業者への指導や制度の周知を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、排ガス調査や解体工事現場への立入調査等を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 水質保全対策事業</p> <p>予 算 額 41,038,000 円</p> <p>決 算 額 39,777,948 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>水環境の保全回復を図るため、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視指導を行った。</p> <p>(1) 環境基準監視調査</p> <p>琵琶湖15地点：北湖の溶存酸素（DO）、全りんが環境基準を達成。 瀬田川1地点：生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）およびDOが環境基準を達成。 琵琶湖瀬田川流入河川24河川：BODに係る環境基準は、基準達成率100%</p> <p>(2) プランクトン異常発生状況調査</p> <p>赤 潮：発生なし アオコ：12日間4水域で発生</p> <p>(3) 西の湖・余呉湖水質環境調査</p> <p>西の湖5地点：BOD、化学的酸素要求量（COD）の数値は前年度よりも低くなった。これは調査日直前の降雨の影響を受けたものと考えられるため、西の湖の水質の傾向としては、上昇傾向が続いていると考えられる。また、夏季にはアオコの発生を確認した。 余呉湖4地点：特異な水質変動およびプランクトンの異常発生はなし。</p> <p>(4) 水浴場調査</p> <p>水浴場4カ所（開設中）：適4カ所、不適なし（新型コロナウイルス感染症の影響により、4カ所は開設中止）</p> <p>(5) 工場・事業場排水監視</p> <p>排水検査 20事業場：29事業場で排水基準に不適合（改善指導実施）</p> <p>(6) 地下水汚染監視</p> <p>ア 概況調査 47地点：新たな調査対象物質の検出は確認されなかった。 イ 検出井戸周辺調査 1地域：工場等の自主調査により1件の基準超過が確認されたことから、汚染の広がりを確認するため周辺4地点で地下水調査を実施したところ、いずれも不検出であった。 ウ 継続監視調査 20地域：汚染監視調査地域20地域のうち、4地域が経過観察調査へ移行した。経過観察調査地域1地域では地域内の調査地点が環境基準以下となり調査を終了した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>令和3年度の琵琶湖の水質は、南湖でSSと全りんの値が過年度より少し高くなっており、透明度の値が過年度に比べて少し低い傾向となった。 水質汚濁に係る環境基準において、令和元年度と令和2年度の2年連続で環境基準を達成していた北湖の全窒素が令</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(4) 西の湖水質改善対策検討事業</p> <p>予 算 額 7,595,000 円</p> <p>決 算 額 7,594,400 円</p>	<p>和3年度は環境基準未達成となったが、長期的には減少傾向となっており、この4年間では概ね横ばい傾向にあるとみられる。</p> <p>工場・事業場排水監視の結果、排水基準に不適合となった事業場は、大半が浄化槽等の排水処理施設の一時的な不具合によるものであったが、全ての事業場で改善が行われた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>琵琶湖の水質については、気象の変化や植物プランクトンの消長の影響を大きく受けることから、琵琶湖で起こる様々な現象を正確に捉え、対応していくためには、継続したモニタリングを実施する必要がある。</p> <p>工場・事業場排水監視については、工場・事業場の環境汚染防止対策事業で実施している工場立入調査の結果等を活用しながら、必要性の高い工場・事業場を選定し、より効果的に排水検査を実施していく必要がある。</p> <p>地下水汚染監視については、県内における地下水汚染の状況を把握していくため、継続的に調査を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>公共用水域水質測定計画に基づく水質監視等を行うとともに、プランクトン異常発生への体制を整備する。</p> <p>工場・事業場排水監視については、水質汚濁防止法等に基づく届出に記載された有害物質の使用状況、過去の調査結果、工場立入調査の結果等の関連情報を踏まえながら、優先順位をつけ調査を実施する。</p> <p>地下水汚染監視については、地下水質測定計画に基づき、地下水の水質の測定を実施する。</p> <p>なお、工場・事業場排水監視や地下水汚染監視の実施に当たっては、事業者等との対面を極力避ける等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら調査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視・指導を行う。 (環境政策課、琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 雨天時の流入河川の負荷量調査 実施日：令和3年6月18日～19日 調査地点：小中排水、山本川、蛇砂川の3河川、4地点 分析項目：流量、水温、透視度、濁度、SS、COD、T-N、T-P</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(5) 循環型社会形成推進事業</p> <p>予 算 額 16,818,000 円</p> <p>決 算 額 16,603,100 円</p>	<p>(2) 各分野における西の湖水質改善対策の検討 検討会を設置し、西の湖の水質改善対策について、検討会を3回開催した。 実施日：8月30日、11月12日、2月8日 計3回 場 所：西の湖すてーしょん</p> <p>(3) 情報収集および課題等の整理 西の湖に関連する過去の調査や文献等を調査するとともに、関係団体や市町等から西の湖の水質や生態系に関する情報を収集した。</p> <p>2 施策成果 西の湖の現状および課題を整理するとともに、西の湖水質改善対策検討会で西の湖の水質改善目標を設定し、「西の湖の水環境改善対策」として取りまとめた。</p> <p>3 今後の課題 西の湖のアオコの発生抑制や水質を改善するため、「西の湖の水環境改善対策」に基づき、西の湖の水質改善に向けた取組を具体的に進めていく必要がある。 また、西の湖のアオコの発生状況等について、詳細に把握する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 琵琶湖保全再生等推進費により、西の湖をモデルとした水質改善対策の取組を令和4年度から試験的に実施する。 加えて、地元関係者等に対して、西の湖の水質改善対策の実施状況等を年1回報告する。 ②次年度以降の対応 令和4年度の取組結果の状況を踏まえ、引き続き、西の湖のアオコ発生抑制や水質改善に向けた取組を進める。 (琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 (1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 11,016,330 円 県内で排出される廃棄物を再生したりサイクル製品認定事業を実施し、公共事業等での利用促進を行った。 また、県内の事業者が実施する産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発に対し支援を行ったほか、「ごみ減量・資源化情報」サイトにより廃棄物削減の取組事例の情報を発信し、事業者等の自発的な取組を促進した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>滋賀県リサイクル認定製品数 166 製品 産業廃棄物減量化支援事業補助金交付件数 2 件（研究開発 2 件） 廃棄物削減の先存取組事例の情報発信 25 件（プラスチックごみ10件、食品ロス 9 件、3 R 6 件）</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 5,586,770 円 買い物に伴って発生するごみ減量の啓発キャンペーンを「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の構成団体を中心とした事業者、県民団体、市町等と連携して実施したほか、食品ロス削減優良取組表彰等を実施した。</p> <p>食品ロス削減優良取組知事表彰 3 者 また、平成25年度から実施している事業者、県民団体、行政による「レジ袋削減の取組に関する協定」に基づくレジ袋の無料配布中止・削減に取り組んだ。</p> <p>協定参加者：無料配布中止事業者 37（店舗数 226）、削減取組事業者 5（店舗数 234）、 県民団体・経済団体 11、市町 18、県 マイバッグ等持参率（レジ袋辞退率）：91.2%</p> <p>加えて、平成29年度から実施している食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品販売店を推奨店として登録する「三方よしフードエコ推奨店制度」の登録店舗数の拡大と普及啓発を行った。</p> <p>登録店舗数：食料品小売店 144、飲食店・宿泊施設 130 計 274 店舗</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 リサイクル認定製品については、パンフレット・ホームページ等により県内外の事業者へ製品の周知を行った。また、県内事業者の産業廃棄物の減量化や資源化の取組支援、先存取組事例の情報発信を行うことで取組の水平展開を図り、循環型社会の構築と廃棄物減量の実践取組につなげた。</p> <p>令和 4 年度（2022年度）の目標とする指標 産業廃棄物減量化支援事業費補助金の交付件数（研究開発または施設整備）</p> <table border="1" data-bbox="705 1157 1489 1236"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令 2</th> <th>令 3</th> <th>目標値（令元～令 4 累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>4 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、リデュースやリユースに重点を置いた 3 R の推進、廃棄物の適正処理等を進めた結果、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は全国で 3 番目に低い水準となった。</p>	令元	令 2	令 3	目標値（令元～令 4 累計）	1 件	2 件	2 件	4 件
令元	令 2	令 3	目標値（令元～令 4 累計）						
1 件	2 件	2 件	4 件						

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「三方よしフードエコ推奨店制度」新規登録店舗数</p> <table border="1" data-bbox="1377 343 2056 406"> <tr> <td>令和元</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>目標値（令和元～令和4累計）</td> </tr> <tr> <td>16店舗</td> <td>93店舗</td> <td>63店舗</td> <td>105店舗</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 リサイクル製品の認定件数は減少傾向、製品利用は横ばいであり、利用促進に向けた取組を進める必要がある。 事業者の研究開発や施設整備への支援は、再生利用の向上や最終処分量の削減効果が高い事業を支援するとともに、様々な優良事例の情報発信等により、廃棄物削減の実践取組を促進していく必要がある。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 ごみ減量に向けた取組を県民運動として推進する必要がある。県民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあるが、コロナ禍による外出抑制等の影響もあり、家庭から排出されるごみについては増加傾向にあることから、県民、事業者、各種団体、市町等の多様な主体と連携し、ごみを出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 リサイクル製品の認定件数増加に向けた制度の周知および認定製品の利用促進を行う。また、制度改善に向けて課題を整理するため、県内産業廃棄物排出事業者への聞き取り等を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き産業廃棄物の発生抑制や減量化の取組が県内全域に波及していくように取り組む。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続きレジ袋削減協定参加事業者および三方よしフードエコ推奨店の増加を図るとともに、発信力のある企業との連携やイベント等を通じた普及啓発を実施する。また、プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量につながり、他の模範となり、全県的に拡大・展開が期待できる活動等に対し助成を行う補助金を創設したことから、本補助金を通じて各関係主体間の連携協働を図り、地域におけるごみ排出抑制等の活動を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」や「滋賀県食品ロス削減推進計画」に</p>	令和元	令和2	令和3	目標値（令和元～令和4累計）	16店舗	93店舗	63店舗	105店舗
令和元	令和2	令和3	目標値（令和元～令和4累計）						
16店舗	93店舗	63店舗	105店舗						

事 項 名	成 果 の 説 明																										
<p>(6) 散在性ごみ対策事業</p> <p>予 算 額 16,058,000 円</p> <p>決 算 額 15,701,279 円</p>	<p>に基づき、県民や事業者、市町等、多様な主体と連携して、国の動きに対応しながら、普及啓発活動や削減に向けた取組を継続する。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 散在性ごみ啓発事業 11,535,443 円 環境美化監視員を県庁および各環境事務所に各1人、計7人を配置し、レジャーごみの持ち帰りやごみのポイ捨て禁止について、啓発と監視指導を行った。</p> <p>(2) 環境美化運動の推進 3,888,656 円 「美しい湖国をつくる会」の事業支援を行い、同会や市町とともに県民、事業者および各種団体に呼びかけ、環境美化運動を年3回実施した。 ごみゼロ大作戦（基準日 5月30日）、びわ湖を美しくする運動（基準日 7月1日）、 県下一斉清掃運動（基準日 12月1日）</p> <p>(3) 淡海エコフオスター事業 277,180 円 企業、団体等による公共の場所（湖岸、河川、道路等）の清掃ボランティア活動に対して支援を行うとともに、定期的にごみ拾いSNS「ピリカ」を更新し、活動団体の紹介を行うことにより、参加団体の活動意欲の高揚を図った。</p> <p>2 施策成果 環境美化監視員が行ったごみ量の定点観測調査では、ポイ捨てごみの個数は、定点観測調査を開始した平成14年度比で約81%減少した。</p> <p style="text-align: center;">散在性ごみ定点観測調査（100 mまたは1,000 m²における1日当たりのポイ捨てごみの個数）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平14</td> <td>平28</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> </tr> <tr> <td>43個</td> <td>12個</td> <td>11個</td> <td>10個</td> <td>10個</td> <td>8個</td> <td>8個</td> </tr> </table> <p>コロナ禍であったため、参加者が密にならないよう様々な新型コロナウイルス感染症防止の対策を講じて実施した環境美化運動は、例年より参加者は減少したものの、17万人を超える参加があり、全県的な取組が実施できた。</p> <p style="text-align: center;">環境美化運動参加人数およびごみの量</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ごみゼロ大作戦</td> <td>（基準日 5月30日）</td> <td>13,982人</td> <td>74t</td> </tr> <tr> <td>びわ湖を美しくする運動</td> <td>（基準日 7月1日）</td> <td>77,163人</td> <td>382t</td> </tr> <tr> <td>県下一斉清掃運動</td> <td>（基準日 12月1日）</td> <td>81,176人</td> <td>392t</td> </tr> </table>	平14	平28	平29	平30	令元	令2	令3	43個	12個	11個	10個	10個	8個	8個	ごみゼロ大作戦	（基準日 5月30日）	13,982人	74t	びわ湖を美しくする運動	（基準日 7月1日）	77,163人	382t	県下一斉清掃運動	（基準日 12月1日）	81,176人	392t
平14	平28	平29	平30	令元	令2	令3																					
43個	12個	11個	10個	10個	8個	8個																					
ごみゼロ大作戦	（基準日 5月30日）	13,982人	74t																								
びわ湖を美しくする運動	（基準日 7月1日）	77,163人	382t																								
県下一斉清掃運動	（基準日 12月1日）	81,176人	392t																								

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(8) 産業廃棄物不法投棄防止対策事業</p> <p>予 算 額 38,723,000 円</p> <p>決 算 額 37,546,327 円</p>	<p>3 今後の課題 産業廃棄物等の不適正処理の発生を未然に防止するため、関係する処理施設への全数調査など引き続き徹底した監視指導を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 平成21年に制定した「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づき立入検査等を実施する。 ②次年度以降の対応 引き続き同要綱に沿った立入検査等に取り組む。 (循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、早期発見・早期対応のため、民間委託によるパトロールや無人航空機（ドローン）の活用等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール、協力事業者による監視など、多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄を許さない地域づくりを推進した。</p> <p>2 施策成果 不法投棄等の早期発見・早期対応に努めたが、不適正処理の新規発生事案の年度内解決率は79.6%と目標の85%を下回った。</p> <p>3 今後の課題 人目につかない場所・時間帯での不法投棄や解体業者等が建設系廃棄物を積み置きする不適正保管等に対し、早期発見・早期対応を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 解体現場など排出事業者に対する指導・啓発を図っていくほか、ドローンや監視カメラを活用した監視技術の向上に継続して取り組む。 また、県民に対する啓発を通じて不法投棄を許さない地域づくりへの気運を一層高め、不法投棄の発生を抑止するとともに、県民からの積極的な通報や情報提供を促し、早期発見・早期対応につなげる。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(1) 実施計画で定めた目標の達成や、平成24年に地元自治会と締結した協定に基づく対策工の有効性の確認に向け、周辺住民の理解を得ながら継続してモニタリングを行う必要がある。</p> <p>(2) 対策工の効果を持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視や水処理等を継続する必要がある。</p> <p>(3) 地元自治会との協定に基づき、場内の浸透水の水質が安定型最終処分場の廃止基準を、周縁の地下水の水質が地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続し、周辺住民が安心して生活できるようにする必要がある。</p> <p>(4) 旧RD社および同社元役員3名に対し、毎年度代執行費用の納付命令を行い、令和3年度までに納付を命じた額は約82億円であるが、差押えや定期納付等による回収額は2,249万円余にとどまっており、引き続き粘り強く責任を追及していく必要がある。</p> <p>(5) 現場は県有地であるため、対策工の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで適切に活用する必要がある。</p> <p>(6) 本事案を総括し、一連の対策の実績をまとめたアーカイブを作成することにより、同様の事案の再発防止や廃棄物行政の一層の充実を図るとともに、県民に対する説明を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>旧RD最終処分場問題連絡協議会を定期的開催し、モニタリング結果や維持管理の状況等について周辺住民に説明し、理解を得ながら対策を進める。</p> <p>責任追及について、粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用やアーカイブについて、令和3年度に設置の旧RD最終処分場跡地利用協議会や旧RD最終処分場問題連絡協議会において、他の事例を研究しつつ、住民の意見を聴きながら検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>対策工の効果を確認するためモニタリングを継続するとともに、対策工の効果を今後も持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視、水処理等を継続する。</p> <p>モニタリングの結果等については、旧RD最終処分場問題連絡協議会で誠意をもって説明を尽くし、地元住民の理解が得られるよう進めていく。</p> <p>責任追及について、引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用やアーカイブについては、対策の効果を見極めつつ、住民の意見を聴きながら段階的に検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(最終処分場特別対策室)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(10) クリーンセンター滋賀運営支援事業</p> <p>予 算 額 125,978,000 円</p> <p>決 算 額 125,877,072 円</p>	<p>1 事業実績 県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場「グリーンセンター滋賀」を運営する公益財団法人滋賀県環境事業公社の経営状況の改善へ向け、第三者委員会からの報告を基に県が策定した「グリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に則り、同公社の運営上不足する既存借入金償還資金に対し、出えん金の拠出による支援を行うとともに、派遣職員共済組合負担金等に対し、補助金を交付した。</p> <p>2 施策成果 県の基本方針を受け、公社が策定した中期経営計画（平成29年度～令和3年度）に基づく同公社の経営改善努力と県の出えん金および補助金の効果が相まって、経営状況は改善している。 公社中期経営計画における経営指標の達成状況（令和3年度） 経常収支：407,501千円の黒字（計画目標：毎年度黒字を継続） 自己資本比率：61.7%（計画目標：50.0%以上を継続） 借入金依存率：2.3%（計画目標：30.0%以下を継続）</p> <p>3 今後の課題 公社が令和3年度末に策定した中期経営計画（令和4年度～令和8年度）に沿ってグリーンセンター滋賀の安定的な経営基盤の確保や埋立容量の適正管理、埋立処分地の適切な維持管理が行われる必要がある。 また、埋立期間終了後は維持管理費等に多額の経費が見込まれることから、維持管理に必要な資金を公社が確保できるよう支援していく必要がある。 埋立期間終了後における埋立処分場地の返還に向けた対応や長期に及ぶと予想される維持管理の適切な管理手法等、今後の公社の在り方を含め、県と公社で十分に検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 県が令和3年10月に策定した基本方針に基づき、先端的なリサイクル等を行う事業者の支援や県内の排出事業者の最終処分に対する支援など、埋立期間終了後に必要な事業者への具体的な支援策を、関係者の意見も聞きながら検討する。 ②次年度以降の対応 公社は、収入の確保や歳出削減に努めながら、安定した経営に努め、埋立期間終了後の維持管理に必要な資金の積立を行うとともに、引き続き適切な維持管理手法を検討する。また、県からの出えんは令和4年度で終了となるが、</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
<p>4 環境学習等の推進</p> <p>(1) 体系的な環境学習推進事業</p> <p>予 算 額 1,796,000 円</p> <p>決 算 額 1,576,213 円</p>	<p>埋立期間終了後も維持管理を継続する必要があることから、引き続き公社への人的支援を行う。 埋立期間終了後のセンターの体制については、公社の在り方も含め県と公社で十分に検討する。 (循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、幼稚園等の指導者を対象とした実践学習会、過去の参加園が実践している内容や工夫点、課題を参加者同士で共有する学習会を開催した。(計23園48人参加、フォローアップ実践学習会参加者含む)</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 児童生徒が、地域の人々の協力を得て、学校全体で環境保全活動を実施している学校を「エコ・スクール」として認定するとともに、認定校の環境実践活動の支援を行った。 エコ・スクール認定校 20校(小学校14校、中学校3校、高等学校2校、中等教育学校1校)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 自然体験プログラムの作成等を通じ、身近な自然を活用した環境学習について理解を深めることができた。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 コロナ禍を踏まえ、エコ・スクール発表会を動画方式とするなどの工夫をして事業を実施するとともに、事業の周知や活動内容の発信を効果的に行うことにより、年次目標を達成することができた。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">エコ・スクール認定校数</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">令3</td> <td style="width: 30%;">目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18校</td> <td>20校</td> <td>20校以上</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 指導者自身の自然体験が少なくっており、指導者の自然体験型環境学習への理解を更に深める必要がある。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進</p>	エコ・スクール認定校数	令2	令3	目標値		18校	20校	20校以上
エコ・スクール認定校数	令2	令3	目標値						
	18校	20校	20校以上						

事 項 名	成 果 の 説 明						
<p>(2) 琵琶湖博物館事業</p> <p>予 算 額 792,227,000 円</p> <p>決 算 額 770,121,815 円</p> <p>(翌年度繰越額 5,082,000 円)</p>	<p>エコ・スクールの登録校は固定化傾向にあるため、新規認定校を更に拡大していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進</p> <p>①令和4年度における対応 上級コースとして指導者育成・保護者参加型プログラム作成のほか、リスクマネジメントに関する学習を実施する。また参加者の裾野を広げるため、初級コースとして指導員による自然体験プログラムの体験を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 自然体験型環境学習を実践する指導者の育成を通じ、指導者の自然体験型環境学習への理解、実践を一層推進する。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進</p> <p>①令和4年度における対応 教員の研修と連動させ、参加者が認定校の児童生徒による取組の発表を動画視聴することで「エコ・スクール」を周知するとともに、参加者が各発表校の取組についてアドバイス等をアンケートに記入することで、各発表校に情報共有する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症に配慮するとともに、教育委員会と連携を図りながら、事業概要や各校の活動内容を周知する機会を設け、取組の推進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 管理運営事業 542,186,176円 琵琶湖博物館の魅力を発信するため、3期6年にわたるリニューアル完了に伴うグランドオープンを前面に打ち出した広報活動を展開した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数</td> <td style="text-align: right;">1,650件</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数</td> <td style="text-align: right;">34者</td> </tr> <tr> <td>倶楽部LBM(年間会員制度)会員登録者数</td> <td style="text-align: right;">9,159人</td> </tr> </table> <p>(2) 調査・資料収集事業 120,460,516円 「湖と人間」をテーマとした環境史、生態系および博物館学の3つの領域における研究ならびに資料の収集・整理・登録を実施した。</p>	新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数	1,650件	琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数	34者	倶楽部LBM(年間会員制度)会員登録者数	9,159人
新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数	1,650件						
琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数	34者						
倶楽部LBM(年間会員制度)会員登録者数	9,159人						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>総合研究1件、共同研究11件、専門研究30件 収蔵資料・新規収集資料等の整理、データベースシステムへの登録25,477件</p> <p>(3) 展示事業 107,475,123円</p> <p>常設展示、企画展示、ギャラリー展示等を実施した。</p> <p>開館日数 271日 来館者数 令元：462,162人、令2：253,750人、令3：278,961人（目標59万人） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、39日間にわたる臨時休館と予約制による入館制限を行ったため、来館者数は、目標59万人に対して実績278,961人と大幅な減となったが、前年度比では、9.0%増となった。</p> <p>企画展示（1回）第29回「湖国の食事（くいじ）」 （7月17日から11月21日 来館者数 26,475人） ※8月27日から9月30日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館</p> <p>ギャラリー展示（4回） 知っていますか？日本農業遺産「琵琶湖システム」（4月17日～6月6日） 琵琶湖の虹が映（ば）える理由（わけ）—湖の「なぜ」がわかる物理学— （1月4日～3月6日） トンボ 100大作戦 ～滋賀のトンボを救え～（2月1日～27日） 森へ行こう、森と生きよう（3月20日～6月5日）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 管理運営事業 新型コロナウイルス感染拡大の影響により前年度十分にできなかった「リニューアル後の生まれ変わった博物館」の広報PR活動を継続的に展開した。コロナ禍に伴う臨時休館や入館制限があったが、若年層に向けたSNSやYouTubeチャンネルの刷新を中心とする取組等により認知度の向上を図り、来館者数は、前年度比9.0%増の278,961人となった。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業 コロナ禍における行動制限などの強い制約を受けたものの、「第三次中長期基本計画」に従い、琵琶湖について様々な角度から研究を進めるとともに、各分野の資料の収集・整理・登録、水族生体資料の飼育・繁殖を行い、それぞれの成果を展示、交流事業および博物館内外の研究などに活かすことができた。</p> <p>(3) 展示事業 定期的実施しているアンケートでは、グランドオープン後の展示室に対して、非常に満足・満足したとの回答が9割以上となった。琵琶湖博物館のテーマ「湖と人間」に沿った展示を更に強化したことにより、古代湖琵琶湖とそこに暮らす生きもの、湖と人との関わりについて来館者の理解を深めることにつながった。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 管理運営事業 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するとともに、新たな「第三次中長期基本計画」に従って、県内外への積極的な広報のほか、博物館のリニューアルを最大限に生かした博物館の認知度の向上に向けた効果的な広報メディア戦略を展開することによって、新しい琵琶湖博物館の魅力を発信していくことが求められている。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業 館外研究者、地域の人々、関係機関等との協力を一層進め、琵琶湖やその周辺地域の多面的な価値や魅力を探求するとともに、その成果を博物館だけでなく地域の人々と情報を共有し、琵琶湖地域の活性化に活かすことが必要である。また、その基盤を維持するために、老朽化した研究備品の更新や資料収蔵環境の改善が喫緊の課題となっている。</p> <p>(3) 展示事業 より魅力的な企画展示とするため、研究成果を基に、引き続き演出にも工夫を凝らした展示づくりを行い、メディアやインターネット、SNS配信等、効果的な広報を打ち出し、集客力の向上を図る必要がある。 また、県民のニーズに応えるため、情報を分かりやすく伝え、新しい視点や情報を常設展示で更新し、博物館を利用して次代を担う人材を育成する機能を充実させていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 管理運営事業</p> <p>①令和4年度における対応 性別や年齢を問わず広い世代に親しみやすい展示となる、第30回企画展示「チョウ展」を前面に打ち出しながら、リニューアルを含め、これまで積み上げてきた成果を活かせるよう、令和3年度からスタートした「第三次中長期基本計画（2021～2030）」の事業目標に基づき、「全ての世代が楽しめる」、「みんなで研究する」といった博物館の魅力を広域的な広報やSNS等で発信することにより、琵琶湖博物館の認知度の向上に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 開館25周年以降の琵琶湖博物館の魅力を途切れることなく発信するための広報戦略を策定し、展開する。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業</p> <p>①令和4年度における対応 館外研究者、地域の人々や関係機関とともに、琵琶湖の多面的な価値や魅力を探求した研究調査活動や資料収集に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き関係各者の協力のもと研究調査活動や資料収集を進め、その成果を博物館活動に反映させる。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 環境学習センター事業</p> <p>予 算 額 6,891,000 円</p> <p>決 算 額 6,255,431 円</p>	<p>(3) 展示事業</p> <p>①令和4年度における対応 企画展示では、研究成果を基盤にしながら、実物資料や実寸大レプリカの展示をはじめ、3D画像を用いた資料の新たな見せ方や、実際に触れる・体験するコーナーを設定するなど、わかりやすく楽しめる展示づくりに努める。 また、常設展示では来館者が密にならないような展示誘導や、展示物の清掃・消毒による新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、体験できる展示の一部再開なども行い、次代を担う人材育成機能を充実させていく。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで行ってきた研究の成果や収集してきた標本・資料の活用を基に、オリジナル性を重視した企画展示を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 環境学習の情報提供、相談対応等 環境学習総合ウェブサイトの再構築により、環境学習に必要な貸出備品の申請をネット上で行えるようにするとともに、ウェブサイトに閲覧者側からも情報を投稿できるようにするなどの改善を行った。 また、従来からの発信方法であったメールマガジンを廃止し、Instagram・Twitter・Facebookの3つのSNSアカウントを新設することにより、きめ細やかな情報発信を行うことができた。あわせて、環境学習推進員による相談や教材の貸出により職場の研修会等の企画づくりなどを支援した。</p> <p style="margin-left: 40px;">3つのSNSの合計登録者数 493人 環境学習推進員による相談件数 153件 環境学習教材の貸出件数 30件</p> <p>(2) 環境学習への誘い 新たな環境学習の担い手の発掘のために、環境学習初心者を対象とした啓発事業を行った。 「びわ湖のヨシっていいね！」 場所：近鉄あかりスポット 期間：2月23日（水）から3月10日（木） 参加者数：670人</p> <p>(3) 発表と交流の場づくり 県内で環境学習を行う、淡海こどもエコクラブ登録者の相互交流を目的として、淡海こどもエコクラブ活動交流会を開催し、こどもエコクラブ全国フェスティバルへの出場団体を決定した。 開催日：12月12日 場所：琵琶湖博物館 セミナー室 参加クラブ：6クラブ 登録数 58クラブ メンバー 4,828人</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果 再構築したウェブサイトやSNSで環境学習プログラム・講師などの情報提供を行うほか、環境学習推進員による相談や企画づくり、交流や発表の場づくりなどにより環境学習や活動を行う者を支援することで、県民の環境意識の高揚と環境保全活動の促進につながった。</p> <p>3 今後の課題 環境学習を行う団体等への積極的な活動取材等を通してネットワークの拡大を図っていくなど、環境学習の担い手から求められる支援機能を一層充実させていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対策を実施している中での環境学習の進め方として、密を避けて実施できる方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 活動者や指導者、そして環境学習活動を実施している様々な団体とのネットワークの継続的な連携と強化に努めるとともに、新たな環境学習の担い手の発掘のために、環境学習への誘いとなる啓発イベントを継続して実施する。また、密を避けて環境学習を実施する一つの手法として、ネット環境を活用したリモート学習を、ウェブサイトに登録する活動者に普及する。さらに、環境学習に気軽に取り組めるよう、環境学習に必要な貸出備品を増やし、環境学習メニューの提案なども併せて行う。</p> <p>②次年度以降の対応 関係者とのネットワーク強化および学校教員への環境学習情報の提供、こどもエコクラブ活動のより一層の推進、企業との連携強化に努める。また、リモート学習における学習コンテンツの充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p>
<p>(4) 森林環境学習「やまのこ」事業</p> <p>予 算 額 105,622,000 円</p> <p>決 算 額 103,670,667 円</p>	<p>1 事業実績 県内9カ所の森林体験交流施設において、小学4年生を対象に森林環境学習を実施した。 参加小学校 233校(13,609人)</p> <p>2 施策成果 森林をはじめとする環境について、小学生の理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができた。 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合 91%</p>

事 項 名	成 果 の 説 明					
<p>(5) ラムサールびわっこ大使事業</p> <p>予 算 額 2,062,000 円</p> <p>決 算 額 2,031,853 円</p>	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="660 335 1780 406"> <tr> <td>森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%）</td> <td>令2 91%</td> <td>令3 91%</td> <td>目標値 80%</td> <td>達成率（令3） 100%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>子どもたちが森林に対する理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができるように、継続的に教員や指導員の知識や技術を高める必要がある。また、コロナ禍で実施に制限がかかる中、参加学校と受入施設の連携が重要となる。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>「やまのこ」の指導員と教員（学校）が連絡を密にし、コロナ禍において、効果的に実施できるような体制を構築するとともに、安全かつ効果的な学習プログラムを検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>「やまのこ」の体験学習について、「うみのこ」「たんぼのこ」ならびに教科との連携がより一層促進されるよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">（森林政策課）</p> <p>1 事業実績</p> <p>県内の小学5年生および6年生から「びわっこ大使」を9名選定し、琵琶湖や本県の自然環境についての体験や学習を行う事前学習会を3回実施した。福井県三方五湖への県外派遣では、事前学習会で学んだことなどについて発表を行った。</p> <p>また、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使を集めた世代間交流プログラムを実施し、MLGsについてのグループワークや発表を行うなど、参加者の縦のつながりの構築に努めた。</p> <p>2 施策成果</p> <p>環境活動の核となる次世代のリーダーとして「びわっこ大使」に選定した小学生に対して、体験して学んだことについての発表を経験させることができたほか、びわっこ大使経験者同士の世代間交流の場づくりを行うことで、リーダー育成を継続的に行うことにつながった。</p>	森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%）	令2 91%	令3 91%	目標値 80%	達成率（令3） 100%
森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%）	令2 91%	令3 91%	目標値 80%	達成率（令3） 100%		

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 調査研究・技術開発の推進、国際的な 協調と協力</p> <p>(1) 国立環境研究所連携推進事業</p> <p>予 算 額 75,079,000 円</p> <p>決 算 額 73,399,906 円</p>	<p>3 今後の課題 次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う仕組みづくりを進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 事前学習会3回、県外派遣のほか、世代間交流プログラムを引き続き実施し、「びわっこ大使」経験者によるその後の活動についての発表や参加者全員での交流事業など、「びわっこ大使」の環境に関する意識の醸成に努めるとともに、世代間のつながりを深める。</p> <p>②次年度以降の対応 世代間交流プログラムによって、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使の縦のつながりを一層深め、その自立的な活動を支援するとともに、次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う仕組みづくりについて引き続き検討を行う。 また、県内外の様々な国際会議やイベントの開催予定などを踏まえ、派遣先の検討を行う。 (自然環境保全課)</p> <p>1 事業実績 国立環境研究所琵琶湖分室（以下「琵琶湖分室」という。）の設置を契機として、地方創生推進交付金を活用し、研究等の成果の活用、実用化を図るため、水環境ビジネスに利用可能な研究テーマを調査し、データベースを更新しつつ、アジア等における水環境ビジネスの市場動向を調査整理した。その上で、しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（以下「研究・技術分科会」という。）を2回開催し、のべ23人の参加があった。</p> <p>2 施策成果 琵琶湖分室と琵琶湖環境科学研究センターが中心となり、「生態系に配慮した新たな水質管理手法」等に関する共同研究を進めることができた。 また、研究・技術分科会の開催、葦活用やベトナムでの水質浄化に関するプロジェクトを引き続き支援することで、実用化に向けた取組を進めるとともに、水環境技術等のブランド化に向け、ブランドネームやラベル、推進体制等について最終検討し、仕組みを構築することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 琵琶湖環境科学研究センター事業</p> <p>予 算 額 280,416,000 円</p> <p>決 算 額 278,478,924 円</p>	<p>さらに、水環境技術等の実用化を一層促進するため、技術開発を行う企業等への補助金制度を創設し、水環境技術の開発を資金面から支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>具体的な対策等に結びつく研究成果を得ることができるよう、琵琶湖環境科学研究センターと琵琶湖分室との共同研究を更に推進するとともに、研究・技術分科会において実用化に向けた技術開発や水環境技術等のブランド化に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>琵琶湖環境科学研究センターと琵琶湖分室が連携し、これまでの研究における成果や課題について情報交換しながら、着実に共同研究を進める。</p> <p>研究・技術分科会を通して、共同研究で活用された技術や研究成果、最新の技術的知見等の情報共有を進めるとともに、水環境技術等のブランド化やサイエンスエコツアーのプログラム開発などにより、県内外の水環境保全の取組に貢献する。また、技術開発等をより一層進めるため、技術開発等に係る費用の一部に対する補助を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>共同研究の推進に向けて、環境省や国立環境研究所と意見交換を行う。また、関係部局とも連携し、市場のニーズに関する情報も集めながら、研究・技術分科会においてプロジェクトチームによる技術開発や水環境技術のブランドの推進などにより、県内外の水環境保全の取組に貢献する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 試験研究事業 273,397,779円</p> <p>ア 試験研究の推進</p> <p>琵琶湖と本県の環境に関する課題に対応するため、「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」、「環境リスク低減による安全・安心の確保」および「気候変動に適応した豊かさを実感できる持続可能な社会の構築」の3つを基本的課題に据え、センター第六期中期計画（令和2年度～令和4年度）に基づき、モニタリングおよび総合解析による試験研究を推進した。また、第六期中期計画の研究の中間報告を研究報告書として発行するとともに、地域や社会への成果還元のため、ホームページ上で公開した。</p> <p>学術論文19編、学会等発表40件、研究報告書の発行</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 多様な機関との連携強化の取組</p> <p>琵琶湖環境における課題把握から、調査研究の実施や研究成果を踏まえた対策の立案を部局横断的に行う仕組みである琵琶湖環境研究推進機構に参画し、喫緊の課題である在来魚介類の減少に対し、生息環境等のつながりという総合的な視点から、減少要因の解明と在来魚介類のにぎわい復活について、実装に向けた研究を実施した。</p> <p>さらに、国立環境研究所琵琶湖分室との連携研究を推進するとともに、大学その他の試験研究機関等との共同研究や研究情報の交換、研修生等の受入等を行い、他機関との連携強化に努めた。</p> <p>共同研究の実施 5 件、研修生等の受入 1 人</p> <p>(2) 情報管理事業 4,337,048円</p> <p>琵琶湖と本県の環境に関する情報やセンターの研究成果をホームページで提供した。また、県民、研究者等が環境情報や関連図書を閲覧できる環境情報室を運営した。</p> <p>令和3年度ホームページ訪問数 99,007回</p> <p>(3) 広報支援事業 744,097円</p> <p>センターの研究成果等を情報発信するため、センターニュースの発行やホームページへの掲載を行うとともに、県民等の依頼による琵琶湖講習の開催や相談対応等を行った。</p> <p>なお、センターで取り組む試験研究の成果等を地域に還元するための報告会「びわ湖セミナー」を令和4年3月に開催した。</p> <p>センターニュース「びわ湖みらい」の発行2回（各1,700部） びわ湖セミナーの開催1回（令和4年3月）（視聴者数 252人） 琵琶湖講習の実施22件（のべ 978人）（センター内1件：のべ3人、センター外21件：のべ 975人） 相談対応42件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 試験研究事業</p> <p>センター第六期中期計画の研究の中間報告を研究報告書に取りまとめ、行政部局に成果を提供するとともに、ホームページ上で公開し県民等に情報提供した。</p> <p>さらに、琵琶湖環境研究推進機構では、令和2年度に実施した「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」について、その研究成果を行政部局に報告した。</p> <p>(2) 情報管理事業</p> <p>琵琶湖と本県の環境に関する情報を幅広く収集するとともに、調査結果をホームページ等で公開するなどして、県民への情報提供につなげた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 広報支援事業 試験研究の成果について、琵琶湖講習の開催、動画配信の活用、センターニュースの発行等を通じて、分かりやすく県民等に発信することにより、琵琶湖をはじめとした環境への関心の醸成に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 試験研究事業 琵琶湖等に顕在化している課題は、様々な事象や要因が影響し合い、複雑化・多様化している。また、近年は琵琶湖北湖の全層循環が未完了となることがあるなど、気候変動が琵琶湖の水質・生態系にも影響を与えていると考えられ、こうした状況の変化に的確に対応していく必要がある。 また、琵琶湖環境研究推進機構や国立環境研究所琵琶湖分室、県内外の試験研究機関との連携を進めるほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や研究資源を有効に活用していく必要がある。</p> <p>(2) 情報管理事業 センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等がより広く活用されるよう、ホームページ等にわかりやすく掲載していく必要がある。</p> <p>(3) 広報支援事業 センターニュースや研究報告書の発行に加え、センター職員の研究成果をホームページに掲載するなど、引き続き県民ニーズを踏まえながら、広く研究成果の還元を図り、更なる情報発信機会の拡大に努める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 試験研究事業</p> <p>①令和4年度における対応 琵琶湖と本県の環境に関する課題の変化に的確に対応していくため、令和5年度以降の試験研究の計画であるセンター第七期中期計画（令和5年度～令和7年度）の策定作業を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 第七期中期計画に基づく試験研究を着実に進めるとともに、琵琶湖環境研究推進機構をはじめ、国立環境研究所琵琶湖分室やその他の試験研究機関との連携を進めるほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や資源を有効に活用していく。</p> <p>(2) 情報管理事業</p> <p>①令和4年度における対応 センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が県民</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 新たな水質評価手法の検討と湖沼計画への反映に向けた調査研究</p> <p>予 算 額 12,098,000 円</p> <p>決 算 額 11,898,108 円</p>	<p>等に活用されるよう、ホームページを随時更新し、分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が広く活用されるよう、ホームページを随時更新するとともに、分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>(3) 広報支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 センター職員の研究成果については、びわ湖セミナーを実施し、広く還元する。また、センターニュースの発行や、センターホームページ等を活用し、県民に分かりやすい研究成果の発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 研究成果については、びわ湖セミナーの開催やセンター刊行物の発行、およびセンターホームページを活用により、情報発信の拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績 琵琶湖への流入汚濁負荷が削減されているにもかかわらず、琵琶湖のCOD（化学的酸素要求量）が低下していないことについては、湖水中の難分解性有機物が一つの要因であることが明らかとなっている。また、近年は在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化している。これらのことから、令和3年度は地方創生推進交付金を活用した「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」を実施した。</p> <p>2 施策成果 「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」により知見を蓄積するとともに、生態系保全を視野に入れた「新たな湖沼水質管理手法の構築に向けた検討への支援と連携」に関して政府提案活動を行うことができた。</p> <p>3 今後の課題 物質循環の観点を踏まえ、生態系保全につなげる新たな水質管理手法の構築に向けた目標としての指標の導入については、全国的にも例を見ない新しい概念に基づく先進的な取組であることから、参考となる情報が皆無であり、導入には至っていない。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(4) 湖沼問題の解決に向けた国際協力と情報発信</p> <p>予 算 額 2,887,000 円</p> <p>決 算 額 649,050 円</p>	<p>新たな水質評価指標の確立に向けた研究を実施するとともに、新たな水質管理手法について環境省が設置する検討会等での検討が進むよう連携を強化するとともに、政府提案活動を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、新たな水質管理手法の構築に向けて国と連携して検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、第18回世界湖沼会議および第9回世界水フォーラムは、予定より1年延期され、令和3年度(2021年度)に開催された。このうち第18回世界湖沼会議はオンライン開催であったため参加することができたが、第9回世界水フォーラムはセネガル共和国での現地開催であったため、参加を取りやめた。第18回世界湖沼会議は、令和3年11月10日～12日(日本時間)にオンラインで開催され、滋賀県からは知事の開会挨拶や分科会を通じ、琵琶湖の総合保全や「マザーレイクゴールズ(MLGs)」の取組について発信を行い、湖沼問題の主流化や湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えた。また、学生を中心として、びわ湖・滋賀セッションを企画・共催し、若い世代の参画を推進した。</p> <p>2 施策成果 オンラインでの国際会議等において、琵琶湖での取組を広く発信・PRするとともに、湖沼が世界の水を巡る議論の場における主要課題として位置付けられるよう、湖沼主流化に向けて、湖沼の重要性の発信を行った。</p> <p>3 今後の課題 今後とも、琵琶湖の保全や管理を通じて培った知見・経験を世界へ発信し、世界の水・湖沼問題の解決に貢献していくとともに、関係機関等と連携して、湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく必要がある。また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応して、取組の再構築を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 令和4年4月開催の第4回アジア・太平洋水サミットへの参加等、琵琶湖での取組や湖沼環境保全の重要性を効果的に発信できるように取り組んでいく。 ②次年度以降の対応 令和5年度にハンガリーで開催が予定されている第19回世界湖沼会議等の機会を捉えて、琵琶湖での取組を世界へ</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>発信するとともに、国際機関等と連携して湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく。 (琵琶湖保全再生課)</p>

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[健康医療福祉部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	179
II 経 済	該当なし
III 社 会	316
IV 環 境	該当なし

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

Ⅰ 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 子どもから大人まで生涯にわたる食育の推進</p> <p>予 算 額 4,202,000 円</p> <p>決 算 額 3,704,119 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食育推進活動事業 2,716,250 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等での食育実践活動 ・ 生涯を通じた食育推進活動（地域での食育推進活動） 県内75カ所で実施 参加者7,445人 ・ 地域における栄養ケア窓口の設置：出前講座 参加者33カ所550人、相談件数29件 <li style="padding-left: 150px;">関係機関との食支援 5事例 <p>(2) 「食育推進計画」推進事業 987,869 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県食育推進協議会 1回 ・ 食育推進研修会 1回 会場参加22人、オンライン参加37団体 ・ 食育「三行詩」募集 応募数 2,657作品 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>県内高校生への朝食アンケート調査を実施し、高校との連携のもと朝食摂取に向けた啓発活動を実施した。また朝食のレシピ動画も作成し、啓発を行った。</p> <p>地域では、全市町でバランスのとれた食事、減塩、伝統料理についての学習会を実施し、幼児から高齢者までを対象に食育活動を実施した。滋賀県栄養士会に設置した地域の栄養ケア窓口では、県民や医療介護関係者からの相談も少しずつ増加し、地域住民に対して低栄養予防の出前講座も継続的に実施することができた。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>県民への啓発事業として、食育三行詩コンクールを実施した。継続的に取り組む学校もあり、応募数は昨年度より増加した。協議会および研修会ではコロナ禍での食育推進をテーマに意見交換、学習を行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>生涯を通じた食育推進活動では、子どもから高齢者まで世代ごとの食の課題に応じた食育を継続的に実施することが必要である。特に食育活動が届きにくい若い世代への取組を進めるため、更に高校・大学等との連携強化を図る必要がある。また、県民の生活に寄り添ったきめ細やかな支援を実施できるよう、医療、介護関係者と栄養士が連携し、県民からの相談に応じる体制の充実が必要である。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>滋賀県食育推進計画（第3次）の推進のため、コロナ禍での活動について情報共有するなど、関係団体による主体的かつ具体的な取組の推進と進捗管理を行うことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>世代ごとの食の課題に応じた取組を進め、特に若い世代の県民が自分の健康や食生活に関心をもち、「何を」「どれだけ」「どのように」食べたらよいかを具体的に伝え、望ましい生活習慣が実行できるような取組を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>これまでの取組を更に充実させるとともに、生涯を通じた食育推進を図る。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>滋賀県食育推進協議会においては、滋賀県食育推進計画（第3次）に基づき、関係団体の取組状況を情報交換し、県民への食育活動をより推進する。また、食育活動に役立つ情報等について学習するために研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>世代ごとの課題に応じた食育の取組内容を協議会で共有し、幼児から高齢者まで全世代への食育推進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 健康づくりへの支援</p> <p>予 算 額 188,466,000 円</p> <p>決 算 額 174,654,873 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 健康しがの推進 57,583,212 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域連携推進協議会 1回 ワーキング部会 2回、各二次医療圏域会議 4回 ・「健康経営セミナー」を動画配信により開催（11月～3月） ・二次医療圏域における研修会、情報交換会の開催 ・健康増進事業費補助 19市町 <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 44,200 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ活用事業プロジェクト会議の開催 1回 <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 18,743,974 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康しが」共創会議の開催 1回 <ul style="list-style-type: none"> 参画団体数 192団体（令和4年3月末時点） 共創会議を通じて創出された連携・活動事例 42件（令和4年3月末時点） ・「健康しが」企画運営会議の開催 3回 ・「健康しが」活動創出支援事業費補助金の交付 9団体（応募48団体） ・「ヘルシートリップしが」の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> モニターツアーの開催 3回 「ヘルシートリップしが」利用促進キャンペーンにおける写真投稿数 1,199件 ・健康推進アプリ「BIWA-TEKU」の活用 アプリダウンロード数 35,538人（令和4年3月末時点） <p>(4) 喫煙対策事業 741,820 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県たばこ対策推進会議の開催 1回 ・改正健康増進法に係る受動喫煙防止対策 ・喫煙が及ぼす健康影響の知識の普及（世界禁煙デー・禁煙週間啓発等） ・未成年者喫煙防止対策（健康教育の実施）

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 4,378,817 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業 県内大学の学生を対象に、Webを活用した健康チェックの実施および望ましい生活習慣の啓発 13大学 ・受動喫煙防止対策の周知啓発 ・滋賀県たばこ対策推進会議専門部会「受動喫煙のない社会促進会議」の開催 1回 <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 1,692,402 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議 1回 ・糖尿病地域医療連携推進会議 1圏域 <p>(7) がん対策強化学業 6,790,737 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町がん検診個別勧奨・再勧奨促進事業補助 9市町 ・がん患者の妊孕性温存治療助成 16人 ・小児がん患者支援事業 研修会2回 <p>(8) がん計画推進事業 70,539,781 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県がん対策推進協議会 本会2回、専門部会5回 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 6病院 <p>(9) がん検診推進事業 2,578,925 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診精度管理事業 部会長会議1回、検討部会5回、従事者講習会5回(255人) <p>(10) がん対策推進基金事業 9,823,005 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体・民間等自主事業費補助 12団体 ・がん患者等就労支援サポート事業 企業表彰1団体 <p>(11) がん患者のアピアランスサポート事業 1,738,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者のアピアランスサポート事業補助 11市町

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 健康しがの推進 新型コロナウイルス感染症の影響による健康課題も加わる中で、働き盛り世代からの健康づくりは重要であり、感染予防対策をはじめとする健康づくり情報を地域・職域に提供することができた。また、動画配信による「健康経営セミナー」を開催し、県内中小企業における健康経営の推進に寄与することができた。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 令和2年度に取り組んだ、国民生活基礎調査の個票を用いた主観的健康寿命の要因分析結果について、データ活用事業プロジェクト会議で報告し、今後の分析および資料化の方向性について有識者より助言を得た。 (新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、詳細な分析および公表用資料の作成には至らなかった。)</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 「健康しが」共創会議を開催するとともに、新たに助成金の交付や専門家・専門機関による事業化のサポートなど、総合的な支援を実施することで、県民の健康づくりにつながる活動の掘り起こしを行うことができた。また、「ヘルシートリップしが」や「BIWA-TEKU」の利用促進を通じ、楽しみながらおのずと健康に関心を持つことのきっかけづくりを提供できた。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 滋賀県たばこ対策推進会議構成団体との連携を図りながら、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響に関する知識の普及および未成年者への健康教育を実施することができた。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 県内大学との連携のもと、Webを活用しながら、学生への健康チェックの実施と健康支援動画の配信等に取り組めた。 また、改正健康増進法の「望まない受動喫煙」をなくすという趣旨に基づき、県民および施設等への周知啓発等を行うことにより、県民の受動喫煙防止対策に関する気運醸成を図り、「健康しが」の促進につながった。 「健康しが たばこ対策指針」の関係団体等への周知に努め、改めてそれぞれの役割を再確認することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの圏域で糖尿病地域医療連携推進会議や事例検討会が中止となったものの、関係機関が連携しながら、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組を実施することができた。</p> <p>(7) がん対策強化事業 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより受診者数が低下したため、受診への啓発を行った。</p> <p>(8) がん計画推進事業 滋賀県がん対策推進協議会を開催し、滋賀県がん対策推進計画（第3期）の中間評価を実施した。また、がん診療連携拠点病院において、がん相談支援を実施することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 がんの死亡率（75歳未満の年齢調整死亡率（人口10万人対））</p> <table border="0" data-bbox="779 770 1682 836"> <tr> <td>令2（基準）</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成状況</td> </tr> <tr> <td>62.3</td> <td>62.1</td> <td>前年度より減少</td> <td>達成（前年度より0.2ポイント減少）</td> </tr> </table> <p>(9) がん検診推進事業 市町のがん検診が効果的に実施できるよう、精度管理の向上や指針に応じたがん検診の実施について市町に働きかけを行った。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策推進基金を活用し、啓発や情報発信等、民間団体が自主的に行う事業に対して補助し、がん対策の「共助」の取組を推進することができた。また、がん患者就労支援サポート事業により、事業所の取組を広報し、がん患者の仕事と治療の両立の促進を図ることができた。</p> <p>(11) がん患者のアピランスサポート事業 市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助することで、市町の取組が広がり、これまでの6市町に加え、5市町が新たに助成事業を始め、19市町中11市町が補助金を活用された。</p>	令2（基準）	令3	目標値	達成状況	62.3	62.1	前年度より減少	達成（前年度より0.2ポイント減少）
令2（基準）	令3	目標値	達成状況						
62.3	62.1	前年度より減少	達成（前年度より0.2ポイント減少）						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 健康しがの推進 「健康いきいき21ー健康しが推進プランー（第2次）」の推進に向け、健康増進、生活習慣病の発症予防・重症化予防が重要であり、特に働き盛り世代については、健康経営の視点を取り入れた職場における健康づくりの取組支援を進める必要がある。 また、令和5年度には次期健康増進計画の策定を控えており、生涯を通じた健康づくりの全体評価に取り組み、次期計画策定に向けた検討の準備が必要である。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業 データ活用プロジェクト会議における有識者からの助言を踏まえ、主観的健康感のより詳細な分析を行い、公表用資料の作成を行う必要がある。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業 長引くコロナ禍の影響により、運動不足や栄養の偏りといった「からだ」の側面とともに、人や地域との交流機会の減少による孤立感、不安感の増加といった「こころ」の側面の健康課題が顕在化している。また、とりわけ女性の主観的健康寿命について、延伸しているものの全国的に下位にある。こうした状況を踏まえ、心身両面における健康づくりを進めていく必要がある。</p> <p>(4) 喫煙対策事業 喫煙率の減少等では一定の効果が見られるが、引き続き「健康しが たばこ対策指針」に基づき、たばこ対策推進会議構成団体等とも連携しながら、未成年者や妊婦の喫煙防止対策、喫煙にかかる健康影響の知識の普及等の更なる取組が必要である。</p> <p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業 大学生の健康意識向上を目指して事業に取り組んでいるが、大学との連携を一層推進し、持続可能な体制づくりに取り組む必要がある。 また、受動喫煙による健康への影響が大きい子どもなどの非喫煙者に配慮した受動喫煙防止対策について周知啓発していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 糖尿病の予防から、早期発見、早期治療、合併症予防までのネットワーク構築に関して、関係機関の連携した取組を更に推進する必要がある。</p> <p>(7) がん対策強化事業 コロナ禍にあっても、患者の悩み等が相談支援につながるような体制や広報などについて検討していく必要がある。</p> <p>(8) がん計画推進事業 ライフステージや個々の状況に応じたがん対策を進めるため、進捗状況を確認して計画を評価し、関係機関や県民の主体的な取組を促進する必要がある。</p> <p>(9) がん検診推進事業 がんの死亡率減少のため、新型コロナウイルス感染症による影響なども確認しながら、がん検診の受診率向上と精度管理を更に進める必要がある。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策を効果的に推進するため、民間団体が自主的に行うがん対策事業を引き続き支援する必要がある。</p> <p>(11) がん患者のアピアランスサポート事業 市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助する事業を継続することにより、がん患者の療養生活の質の向上を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 健康しがの推進</p> <p>①令和4年度における対応 「健康いきいき21—健康しが推進プラン—（第2次）」の評価について、関係機関、各市町と取り組んでいく。また、国の次期「健康日本21」の骨子を踏まえ、本県の健康増進計画改定に向けて、課題等について整理していく。</p> <p>②次年度以降の対応 健康増進計画の改定により新たな目標設定を行い、その目標達成に向けて関係機関が連携を図りながら、各種施策の推進を図る。また、二次医療圏域の協議会を更に活性化させて地域特性に即した事業展開を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>①令和4年度における対応 女性の主観的健康寿命について経年的な変化を把握するとともに、平均寿命と主観的健康寿命との差が少ない他の都道府県についても調査するなど、多角的に要因分析を行う。分析結果は、分かりやすく資料化し、情報発信することで、関係団体等が実施する健康づくり活動に役立ててもらおう。</p> <p>②次年度以降の対応 「健康しが」共創会議の参画団体、市町、庁内関係課と分析結果を共有し、健康づくり施策への活用につなげる。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>①令和4年度における対応 健診結果など客観的な数値等に裏付けられる「健康」とともに、自分自身が「健康」「幸せ」と思える「ひとづくり」「まちづくり」を共創会議参画団体とともに進めていく。また、主として女性をターゲットとして、健康感の向上に向けた取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 更なる健康寿命の延伸に向けて、「健康なひとづくり」「健康なまちづくり」を共創会議参画団体とともに推進する。</p> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および未成年者への健康教育を実施する。また、「健康しが たばこ対策指針」を踏まえ、関係団体それぞれの役割を確認し、効率的・効果的な取組の推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 上記指針に基づき、引き続きたばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および未成年者や妊婦への喫煙防止教育を効果的に実施し、更なる喫煙率低下を目指す。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 「次世代をはぐくむ受動喫煙のない社会の実現」事業</p> <p>①令和4年度における対応 大学生を対象とした健康増進への取組については、これまでの取組に加え、更に大学との事業連携や、共創会議構成団体等との連携した取組等に繋がるよう、工夫して取り組む。 また改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の強化について、たばこ対策推進会議構成団体等と連携し、引き続き周知啓発を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 受動喫煙対策が効果的に展開されるよう周知啓発するとともに、必要に応じて指導等を実施する。また、子どもの健康と安全を守り、受動喫煙のないまちづくりを促進するため「受動喫煙のない社会促進会議」と連携しながら効果的な取組を検討し実施する。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症に留意しながら、患者の療養支援を行う関係機関と連携して糖尿病の発症、重症化予防等に係る取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議」において糖尿病の予防、早期発見、早期治療、合併症予防まで一貫した糖尿病対策のネットワーク構築の推進を引き続き図る。</p> <p>(7) がん対策強化事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えられるよう、市町やがん診療連携拠点病院等への支援の充実を図る。また、がん医療の均てん化を継続して進めるとともに、がんとの共生を図るため、就労、生殖、外見等の生活不安の軽減が図れるよう取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会、がん診療連携協議会等の協議の場を通じて、課題を明確にし、生活の苦痛が軽減できるように患者・家族と関係機関との協働を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) がん計画推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県がん対策推進協議会や専門部会において進捗を確認し、評価で明確になった課題などについて、関係機関で共有しながら取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの成果や今後の課題などについて整理した上で、次期計画の策定に向けた検討を行う。</p> <p>(9) がん検診推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 がん検診検討部会等において市町の実施する胃・子宮頸・乳・肺・大腸がん検診の精度管理等を引き続き行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の影響による検診者数の推移などについて評価・分析をしながら、がん検診の受診率向上に向けた取組について、より一層の推進を図る。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業</p> <p>①令和4年度における対応 コロナ禍にあっても民間団体が行う啓発活動等が継続して実施できるよう、感染予防対策等の情報提供を行いながら、実施予定の事業に対して支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県がん対策推進協議会やがん患者団体など関係機関の意見を聞きながら、民間団体が自主的に行うがん対策事業の効果的な取組を促進する。</p> <p>(11) がん患者のアピアランスサポート事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町が行うウィッグ等の購入費助成事業に対し補助する事業を活用して、県内の取組がより広がるよう支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 県内すべての市町において助成事業が実施されるよう、未実施の市町への働きかけを行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																									
	<p>滋賀県の自殺者数 【地域における自殺の基礎資料（確定値）：厚生労働省】</p> <table border="1" data-bbox="667 339 2024 451"> <thead> <tr> <th colspan="3">令和2年</th> <th colspan="3">令和3年</th> <th colspan="3">増加数（R3-R2）</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>145</td> <td>81</td> <td>226</td> <td>152</td> <td>77</td> <td>229</td> <td>7</td> <td>△4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="667 523 2047 627"> <thead> <tr> <th>自殺死亡率（人口10万人対）</th> <th>平30（基準） （H29）</th> <th>令元 （H30）</th> <th>令2 （R1）</th> <th>令3 （R2）</th> <th>目標値 前年より減少</th> <th>達成状況 未達成 （前年より0.1ポイント増加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>14.5</td> <td>14.7</td> <td>16.2</td> <td>16.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>県内の自殺者数は平成15年をピークに減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済状況等の変化により、今後、自殺者の増加が懸念されていることから、強化した相談体制や相談窓口についての情報発信を継続することが重要である。</p> <p>特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を維持していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信（リスティング広告）を継続して実施していく。</p> <p>平成30年3月に策定した県自殺対策計画が令和4年度までであることから、自殺対策計画を改定する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定した県自殺対策計画に基づき、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">（障害福祉課）</p>	令和2年			令和3年			増加数（R3-R2）			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	145	81	226	152	77	229	7	△4	3	自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準） （H29）	令元 （H30）	令2 （R1）	令3 （R2）	目標値 前年より減少	達成状況 未達成 （前年より0.1ポイント増加）		14.5	14.7	16.2	16.3		
令和2年			令和3年			増加数（R3-R2）																																				
男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計																																		
145	81	226	152	77	229	7	△4	3																																		
自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準） （H29）	令元 （H30）	令2 （R1）	令3 （R2）	目標値 前年より減少	達成状況 未達成 （前年より0.1ポイント増加）																																				
	14.5	14.7	16.2	16.3																																						

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 生涯を通じた歯の健康づくり</p> <p>予 算 額 72,917,000 円</p> <p>決 算 額 62,607,580 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 歯科保健対策費 31,659,404 円</p> <p>ア 歯科保健啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子でいい歯コンクール事業 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・口腔衛生啓発推進費補助事業 <p>イ 歯科保健医療体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児巡回歯科保健指導事業 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ・障害児(者)歯科治療事業 延べ患者数 1,616人 <p>ウ 生涯歯科保健対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域歯科口腔保健推進事業 <p style="margin-left: 20px;">会議 3回</p> <p style="margin-left: 20px;">研修会 5回 60人受講</p> <p style="margin-left: 20px;">集団歯科保健指導</p> <p style="margin-left: 20px;">(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ素でむし歯ゼロ作戦事業 2市町 17人派遣 <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 30,948,176 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師等派遣委託事業 8病院 ・在宅歯科医療連携室整備事業 1圏域 (湖南圏域) ・在宅歯科診療機器整備事業 間接補助 21カ所 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、滋賀県歯科医師会、滋賀県歯科衛生士会と連携し、ライフステージに応じた取組を実施することで、体系的な歯科口腔保健医療対策を推進できた。また、保健所単位での地域の課題や実情に応じた歯科口腔保健の推進に取り組むことができた。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>滋賀県歯科医師会が、地域包括ケアシステムの中で歯科医療関係者が担う役割について認識、実践し、また在宅療養者に関わる多職種 of 専門職とともに検討を行うことで、在宅歯科医療の支援の充実に向けた取組を進めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 歯科保健対策費 新型コロナウイルス感染症が流行する中で実施できる歯科保健指導の方法や感染防護策の徹底など、関係者間での認識の共有をしながら歯科保健対策を進める必要がある。 また、令和5年度には次期歯科保健計画の策定を控えており、計画全体の評価に取り組み、次期計画策定に向けた検討の準備が必要である。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 訪問歯科診療の利用は増加傾向にあるが、在宅歯科診療を更に推進していく上で、新規に訪問歯科診療を実施する歯科診療所への支援と併せて、携わる歯科衛生士の技術向上等への支援も必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行いながら、必要な治療や口腔管理にかかる事業が進められるよう、関係団体と連携しながら取組を推進していく。また歯科保健計画の評価について、関係機関、各市町と取り組むとともに、次期歯科保健計画の改定に向けて、課題等について整理していく。</p> <p>②次年度以降の対応 歯科保健計画の改定により新たな目標設定を行い、その目標達成に向けて関係機関が連携を図りながら、取組を進める。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 継続して訪問歯科診療を行っている歯科診療所の状況を周知する取組により、訪問歯科診療を取り入れる歯科診療所数の増加を図る。また、在宅療養支援に携わる歯科衛生士の増加や手技の水準の向上を図り、在宅歯科医療の体制整備を更に推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 地域課題や、学会等が示す新しい知見、新型コロナウイルス感染症流行下における在宅療養支援の在り方の変化など、在宅歯科医療を取り巻く状況に留意し、柔軟な事業展開を行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 介護予防の推進</p> <p>予 算 額 10,735,000 円</p> <p>決 算 額 10,698,980 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業 1,698,980 円</p> <p> ア 住民主体の介護予防推進のための市町地域マネジメント力向上支援事業</p> <p> ・モデル4市町（守山市・甲賀市・竜王町・近江八幡市）</p> <p> 継続的支援（直接研修：3回、個別現地支援：要望のあった市町に対して各1回（甲賀市・近江八幡市））</p> <p> ・全市町対象 全体研修：2回 参加者数：計94人</p> <p> ・「住民主体の介護予防推進のための市町地域マネジメント力向上の手引き」作成</p> <p> イ 介護予防リーフレットの配布 配布部数 5,572部</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 9,000,000 円</p> <p> 43カ所の単位老人クラブ・学区連合会等にて、健康づくり・認知症予防等にかかる研修会・講習会等を開催</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p> 市町職員等が、先進地（大阪府大東市）の取組を学び、モデル市町として実際にノウハウを習得することで、住民主体の介護予防推進に向けた市町のマネジメント力向上を図ることができた。</p> <p> また、リーフレットの配布により、県民の介護予防に関する知識向上および意識醸成を図った。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p> 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう、高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、県老人クラブ連合会を通じ補助を行うことで、介護予防活動の充実につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p> 先進地の事例から学んだ知識を各市町において実効性のある介護予防の取組に繋げることや、県内の他市町へそのノウハウを横展開し、更なる地域マネジメント力の向上を図り、市町における介護予防事業を着実に進める必要がある。</p> <p> 新型コロナウイルス感染症により、外出頻度の減少、生きがい活動や通いの場の運営困難による体力・認知機能の低下、要介護状態の進行が考えられる。また、地域・社会とのつながりの減少による孤立を招く可能性がある。これらの状況を想定した心身の健康づくりや支え合いのまちづくりを日常的に進める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ、実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和元年度から令和3年度まで実施したモデル事業の事後フォローおよび昨年度作成した冊子を活用して地域マネジメント力向上を図る。 また、各市町における地域ケア会議の推進に向けて、実施状況の取りまとめや横展開、研修会の開催、市町による地域ケア個別会議の相互視察フォローおよびアドバイザー派遣等を行い、取組を支援する。 加えて、国事業として実施される「地域づくり加速化事業」を活用し、市町の個別ニーズに応じてアドバイザーの派遣およびその前後のフォローアップを保健所、リハビリテーションセンターおよび近畿厚生局と連携して行い、市町が抱える課題に応じた個別の支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 上記のとおり、引き続き県担当課・保健所・リハビリテーションセンターが一体となって各市町のニーズに応じた個別支援による、地域マネジメント力の向上、介護予防事業の着実な推進に努める。 また、日常の介護予防事業等を通じた地域の助け合い・見守りの関係づくりと、支え合いの多様化を図り、高齢者を支えていく取組が深化するよう、市町間の情報交換の機会を設けるとともに、好事例の横展開に努める。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、他のモデルとなるような活動を行う老人クラブを対象に活動に必要な経費について支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 質の高い医療サービスの提供体制の整備</p> <p>予 算 額 643,085,000 円</p> <p>決 算 額 511,321,569 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 168,769,737 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療等協議会（検討部会） 2回 ・総合周産期母子医療センター運営費補助 2病院 ・地域周産期母子医療センター運営費補助 2病院 ・周産期緊急搬送コーディネーター設置 1病院 ・NICU等長期入院児支援事業費補助 4病院 <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 110,031,220 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療地域医師等研修の実施 9回 ・小児救急電話相談の実施 365日、電話相談件数 13,725件 ・小児救急医療支援事業補助 7地域 <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 156,082,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター運営費補助 3病院 <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 37,222,965 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムの運営 444,854アクセス <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 800,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近江塾（看護師のアドバンス研修）等の研修ならびに訓練の実施 10病院 <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 38,331,519 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療ネットワーク調査研究事業 ・原子力災害医療人材育成支援事業 1病院 ・原子力災害拠点病院等施設設備整備補助 4病院 ・原子力災害医療機器整備 <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 84,128 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーター研修の計画（新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止）

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 新生児死亡率や周産期死亡率は変動があるものの改善傾向にある。周産期医療等協議会および周産期検討部会において、新型コロナウイルス感染症流行下における医療提供体制も含めた周産期医療体制の現状や課題の共有等を行い、県内の医療機関等の関係機関との連携強化を図った。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、前年度に比べて小児救急医療地域医師等研修の回数が増加し、小児救急医療の診療に必要な専門知識の習得を図ることができた。 同様に小児救急電話相談の件数も前年度と比べて増加しており、電話相談の実施により保護者等の不安を解消するとともに、小児救急医療提供体制の確保を図ることができた。(即受診を薦めなかった割合は64.5%であり、適切な受診等を促し、医療機関の負担軽減を図ることができた。)</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 救命救急センターの運営に対して助成することで、365日24時間救急医療体制の維持・確保を図ることができた。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 アクセス数が昨年度から更に7万件以上増え、多くの県民に医療機関の情報を提供し、県民の適切な医療機関の選択の一助となった。また、消防本部への空床の情報提供により、適切な救急搬送に資することができた。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 1050 2051 1161"> <thead> <tr> <th>救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合(%)</th> <th>平30(基準)</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1%</td> <td></td> <td>0.19%</td> <td>0.1%未満</td> <td>未達成ではあるが、全国で2番目に低い割合を維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 近江塾(看護師のアドバンス研修)等種々の研修および訓練の実施により、県内の災害派遣医療チーム(DMAT)の技能・知識の維持および向上ならびに消防等関係機関との連携強化を図ることができた。</p>	救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合(%)	平30(基準)	令3	目標値	達成状況	0.1%		0.19%	0.1%未満	未達成ではあるが、全国で2番目に低い割合を維持
救急搬送の重症患者における 受入医療機関決定までの照会 回数4回以上の割合(%)	平30(基準)	令3	目標値	達成状況							
0.1%		0.19%	0.1%未満	未達成ではあるが、全国で2番目に低い割合を維持							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療ネットワークおよび原子力災害医療にかかる施設・設備の整備ならびに人材育成により原子力災害医療体制の充実を図ることができた。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 研修会の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 今後分娩を取り扱う産科の病院・診療所の減少や産科医の高齢化、医師の働き方改革の影響等を想定し、安心・安全な分娩場所の確保に向けた地域における分娩の在り方を検討する必要がある。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 夜間・休日における不要・不急な病院受診を減少させ、小児科医師の負担軽減を図るため、小児救急電話相談(#8000)の認知度向上への取組、かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診の普及啓発、小児救急電話相談の利用促進に向けた啓発が必要である。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 引き続き救命救急センターの運営に対して助成を行い、365日24時間いつでも重篤な救急患者を受け入れる体制の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 より信頼性の高い情報を提供するため、適時適切な情報の更新の徹底が必要である。また、「医療ネット滋賀」をより広く県民に周知する必要がある。局地災害システムについても更に積極的に活用できるよう周知する必要がある。</p> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 関係機関との連携、情報共有を密にするとともに、新たな課題にも対応できるよう、DMAT隊員の資質向上を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療マニュアルを適宜見直し、原子力災害医療関係者の研修・訓練の実施を継続していく必要がある。また、原子力災害の特性から本県内での対応にとどまらず、国や他府県との連携の強化、および国の交付金を活用して施設・設備を整備し、体制整備を図っていく必要がある。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 滋賀県災害医療コーディネーター全員が統括・調整の知識を獲得し、当該体制の標準化を図り、また最新の知識を得るため引き続き研修を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費</p> <p>①令和4年度における対応 医師の働き方改革を見据え、県内4つの周産期医療提供体制ブロックごとに地域の実情に合わせた検討を行い、安心・安全な周産期医療体制の構築のため、県内産科医療機関等の関係機関との連携強化、課題の解決を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 地域の病院、診療所との役割分担を明確にし、スムーズな連携が取れるように地域全体で周産期医療を提供できる体制（Biwako Safe Childbirth Network（びわこ セーフチャイルドバース ネットワーク））の構築に向け、引き続き検討を行う。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 小児救急電話相談（#8000）の認知度を上げるため、啓発資材を作成し、関係機関への配布やイベント等での配布等、機会を捉えて普及啓発を行う。（小児救急電話相談（#8000）の認知度：38.4%（令和3年度県政モニターアンケート））</p> <p>②次年度以降の対応 関係機関との連携や広報の機会を捉えて小児救急電話相談事業の普及啓発に努めるとともに、小児救急医療支援事業を継続し、小児救急医療体制の確保を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業</p> <p>①令和4年度における対応 県内すべての重篤な救急患者に対する24時間受入体制を維持・確保するため、救命救急センターの運営費について補助を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 365日24時間体制で重篤な救急患者の受入体制の維持・確保を図るため、引き続き、救命救急センターの運営の支援に努めていく。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業</p> <p>①令和4年度における対応 未報告医療機関に対して督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、未報告医療機関に対しては督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図るほか、県民に対する広報に努めていく。医療ネット滋賀の機能のうち、「医療機能情報」が令和6年4月から全国統一システムに集約されることに向けて、円滑な移行の準備を進める。</p> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業</p> <p>①令和4年度における対応 看護師のアドバンス研修として近江塾を実施し、DMAT隊員の更なる資質向上を図るとともに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）操作研修の実施により災害時の円滑な情報共有を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで整備してきた物的、人的資源が円滑に機能するよう、研修や訓練等を充実させ、災害医療関係者の資質向上を図る。また、研修や訓練等を通じて、関係機関・団体との顔の見える関係を構築する等、相互理解や連携強化を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県原子力防災訓練等に参加し、原子力災害医療体制の検証を行うとともに、原子力災害医療マニュアルの見直しを行う。 また、国の交付金制度を活用して、原子力災害拠点病院の設備整備等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 原子力災害医療マニュアルの見直し、研修、訓練の実施により、原子力災害医療体制の充実を図る。 また、広域的な連携を進めるとともに、国の交付金・補助金制度を活用して原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備を行い、対応能力の向上を図る。</p> <p>(7) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>①令和4年度における対応 研修の受講率を100%に近づけることが災害医療コーディネート体制の充実につながることから、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、研修実施時期の早期周知など、受講しやすい環境づくりに努める。</p> <p>②次年度以降の対応 研修受講率を向上させるために、これまでの実績を検証しながら研修実施時期や研修日程を工夫する。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課、健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>7 医師等確保の総合的な対策の推進</p> <p>予 算 額 735,379,000 円</p> <p>決 算 額 698,182,633 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 210,672,896 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手医師、研修医向け研修会の開催 1 回 ・臨床研修1年目研修医向け研修会の開催補助 1 件 ・医師の復職支援研修事業補助 1 件 ・産科医等確保支援事業補助 14医療機関 ・医学生への修学資金の貸与 54人 ・医師キャリアサポートセンターの運営 修学・研修資金貸与医師の県内病院配置 22件 <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 487,509,737 円</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修補助 34病院 ・看護職員資質向上推進事業 研修責任者研修 4日間 修了者20人 教育担当者研修 4日間 修了者51人 看護管理者研修 参加者29人 地域看護ネット会議開催 計19回 地域看護ネットワーク合同研修会 81人（7圏域） ・認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助 8施設 17人 ・助産師キャリアアップ応援事業 中堅対象 12日間 修了者5人 新人対象 4日間 修了者14人 参加施設 7施設 4人 <p>イ 看護職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助 7校 ・進学課程看護師養成所運営費負担金 1校 ・実習指導者講習会開催事業 実習指導者講習会 修了者65人 実習指導者講習会（特定分野） 修了者15人

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>ウ 看護職員の確保定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所運営費補助 28病院 ・看護職員養成施設の在学生への修学資金貸与 186人 ・県立看護師等養成所の在学生への授業料資金貸与 351人 <p>エ 潜在看護力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンター事業 <ul style="list-style-type: none"> ナースバンク事業 相談件数 24,105件 サテライトの設置運営 相談件数 455件 リスタートナース研修 3回 修了者39人 ・助産師復職支援事業 講習会13回 受講者延べ5人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>平成19年度から総合的な医師確保対策事業に取り組んできた結果、令和3年度の県内病院勤務医師数は1,972人と平成19年度と比較して601人増加した。また、県内の医療機関での就業義務がある修学・研修資金貸与医師数（就業義務年限中の者を含む。）は134人と令和2年度末から7人増加した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="694 893 1747 973"> <thead> <tr> <th>初期臨床研修医採用数（人）の維持</th> <th>平30（基準）</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>104人</td> <td>110人</td> <td>100人</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <p>経験年数に関わらず幅広い対象者に各種専門研修を実施することで、看護職員としての専門性を高めることにより、資質向上を図ることができた。</p> <p>イ 看護職員の養成</p> <p>看護師養成所への運営費補助等により、令和4年4月には583人の入学者を確保するとともに、令和4年3月卒業生546人のうち443人が看護職員として県内に就職した。</p> <p>また、実習指導者養成講習会を実施し実習指導者80人の養成を行うことにより、看護基礎教育の充実を図ることができた。</p>	初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令3	目標値	達成状況		104人	110人	100人	達成
初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令3	目標値	達成状況							
	104人	110人	100人	達成							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ 看護職員の確保定着 令和3年度は、修学資金貸与者の90.3%、授業料資金貸与者の96.7%が県内医療機関等に就業した。また、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、令和3年度の看護職員離職率は10.4%であり、引き続き目標とする10%前後の維持を達成することができた。</p> <p>エ 潜在看護力の活用 ナースセンターにおいて24,560件の復職等に関する相談に対応し、潜在看護職411人の復職につなげることができた。 また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、サポートナースプロジェクトを実施し、688人の潜在看護職等を確保することができ、ワクチン接種や宿泊療養施設、保健所での業務に従事いただいた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が示す「医師偏在指標」では、本県は全国上位33.3%である医師多数都道府県（16位／47都道府県）に位置づけられた。しかし、この医師偏在指標は医師の絶対的な充足状況ではなく相対的な偏在状況（全体における位置関係）を示すものであるとともに、国の推計では令和6年度時点でも全国で約1万人の医師が不足するとなっていることから、本県でも決して医師が充足している状況ではない。また、県内でも二次保健医療圏域や診療科によって医師の偏在があるため、令和2年3月に「滋賀県保健医療計画」の一部として策定した「滋賀県医師確保計画」（計画期間：令和2年度～令和5年度）に基づき、引き続き医師の確保や偏在解消に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） 国が示した算定式に基づき令和元年度に実施した新たな看護職員需給推計において、本県では令和7年において709人～2,097人の看護職員が不足するとの推計結果になった。ただし、この需給推計は、地域医療構想等における令和7年の医療需要に基づき推計したものであり、一定の前提条件の下で算定された需要と供給の今後の大きな方向性を示すものであるため、県内の実情も十分に踏まえた上で今後の看護職員確保対策に取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>特に喫緊の課題である産科医を確保するため、産科医を目指す専攻医や新たに県内の分娩取扱医療機関で勤務を開始する専門医向けの貸付制度を創設し県内就業を促進するほか、勤務環境改善に取り組む医療機関への支援の充実、さらには、滋賀で働く魅力を発信するなど、引き続き、「滋賀県医師確保計画」に基づき、医師の派遣調整等を通じた偏在対策、医師のキャリア形成支援、医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善および医師の養成過程等を通じた確保対策の4本柱による取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度からの次期滋賀県医師確保計画の策定に合わせて、医師の働き方改革への対応や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を検討し、将来の地域医療を見据えた医師の安定的な確保および地域・診療科偏在の解消に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>今後の効果的な取組に繋げるため、看護の実態調査や様々な媒体を活用した魅力発信を新たに実施するほか、質の向上を図るため、認定看護師の育成および特定行為研修への受講促進のための支援の充実、さらには、現場の声を施策に反映させるため、しがサポートナースプロジェクト登録者によるワーキンググループや甲賀圏域で地域偏在の解消に向けた検討会を設置するなど、引き続き、「滋賀県保健医療計画」に基づき、資質の高い看護職の養成、潜在看護職の復職支援、勤務環境改善等による定着促進および地域・領域別偏在の調整の4本柱による取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和6年度からの次期滋賀県保健医療計画の策定に合わせて、看護職員実態調査の結果をはじめ現場の声や県内の実情を踏まえた実効性のある取組を検討し、将来の地域医療を見据えた看護職の安定的な確保に向けた総合的な取組を一層進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 感染症対策の推進</p> <p>予 算 額 80,441,000 円</p> <p>決 算 額 74,057,359 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 12,050,817 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検査 受付件数 666 件（保健所、委託医療機関） ・初回精密検査助成 申請件数 10 件 ・定期検査助成 申請件数 延べ 30 件 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 支払件数 2 件 <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 51,078,225 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払件数 3,230 件 ・受給者証交付件数 878 件 <p>(3) 風しん対策推進事業 10,928,317 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん抗体検査 1,677 件（委託医療機関） ・予防接種助成件数 334 件（15市町） <p>2 施策成果</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>保健所および委託医療機関で検査を実施し、肝炎ウイルス感染者の早期発見に努めた。検査陽性者のフォローアップを実施し、初回精密検査費用を助成することで検査陽性者を早期に医療につなげることができた。定期検査費用を助成することで定期的な病状把握につながった。</p> <p>また、肝がん・重度肝硬変患者の医療費を公費負担し、患者の臨床データを国へ提供することで、国が進める肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進に寄与した。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>医療機関で風しん抗体検査を実施し、必要な人に予防接種を勧奨するとともに、市町への予防接種費用の助成をすることで先天性風しん症候群の発生リスクを軽減することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 ウイルス性肝炎は症状が顕在化しない場合があるため、引き続き、感染者の早期発見と重症化の予防を推進していく必要がある。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 公費負担制度について関係者に周知し、肝硬変・肝がんの予防および肝炎の感染防止のため、引き続き、肝炎患者の早期治療を促進する必要がある。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業 国の「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、風しんおよび先天性風しん症候群の発生予防とまん延防止を図るため、引き続き、必要な人に対する抗体検査、情報提供および予防接種の勧奨を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 肝炎ウイルス検査の受検、初回精密検査および定期検査費用助成について、県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知を図り、医療講演会の場等において制度の説明に努める。 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、助成申請者が少ないため、医療ソーシャルワーカーなどを対象に勉強会を実施し、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 令和4年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>①令和4年度における対応 県ホームページを活用して公費負担制度の周知を図るとともに医療講演会の場等において制度の説明に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町、県内量販店へのチラシの配布および県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 風しん抗体検査受検者数は増加してきているが、令和4年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>9 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>予 算 額 57,702,696,000 円</p> <p>決 算 額 52,172,225,288 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業 31,421,348,992 円</p> <p>入院病床を確保した医療機関を支援 25医療機関 500病床（最大確保時）</p> <p>滋賀県安心ケアステーションの設置 開設日：令和3年11月17日 入所者数 19人</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援 1,027,477,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費補助 17医療機関 重症患者を受け入れるため、CT画像診断装置等の整備に要する経費を補助 ・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助 22医療機関 入院患者を受け入れるため、人工呼吸器等の整備に要する経費を補助 <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営 190,256,413 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者の療養先および搬送手段を調整 療養先調整人数（入院・宿泊療養）：10,958人 災害医療コーディネーター（DMAT等）による支援 医師：延べ385回 看護師：延べ549回 業務調整員：延べ450回 患者移送 件数 4,362件 <p>(4) 【感】医療従事者等への支援 379,316,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者勤務環境改善支援事業費補助 24医療機関 医療機関が医療従事者等に対して、支給する特殊勤務手当等に要する経費を補助 ・感染症指定医療機関等病床利用促進事業費補助 6 医療機関 医療従事者の負担軽減を目的として、患者退院後の病室清掃を外部委託するための経費を補助 <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費） 441,434,861 円</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院時または宿泊療養時等における医療費を公費負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院 支払件数 3,450件 ・宿泊療養および自宅療養 支払件数 23,420件

事 項 名	成 果 の 説 明																																				
	<p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 宿泊療養体制確保事業 3,679,443,459 円</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養施設を設置 4施設 677室（最大確保時）</p> <p>① ホテルピアザびわ湖 62室 開設日：令和2年4月22日 入所者数 1,355人</p> <p>② 東横INN彦根駅東口 209室 開設日：令和2年8月31日 入所者数 1,740人</p> <p>③ 草津第一ホテル 129室 開設日：令和3年2月1日 入所者数 1,370人</p> <p>④ ホテルルートイン草津栗東 277室 開設日：令和3年7月15日 入所者数 1,722人</p> <p>(2) 【感】 自宅療養体制整備事業 299,173,977 円</p> <p>・自宅療養者に対して食料品を支給 18,411人（19,362セット）</p> <p>・自宅療養者に対する健康観察業務 対象件数 1,894件（委託数：58者）</p> <p>・自宅療養者に対する夜間相談センターの設置 開設日：令和3年9月13日 相談件数 633件</p> <p>・滋賀県見守り観察ステーションの設置（防災危機管理センター内） 開設日：令和3年8月28日 入所者数 16人</p> <p>(3) 【感】 福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助 182,633,485 円</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高齢者福祉施設</td> <td>ガウン</td> <td style="text-align: right;">55,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フェイスシールド</td> <td style="text-align: right;">389枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手指消毒用エタノール</td> <td style="text-align: right;">240リットル</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">障害福祉施設</td> <td>マスク</td> <td style="text-align: right;">2,500枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護服</td> <td style="text-align: right;">600着</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴーグル</td> <td style="text-align: right;">1,200個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ヘアキャップ</td> <td style="text-align: right;">3,000個</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子ども食堂</td> <td>手指消毒用エタノール</td> <td style="text-align: right;">378リットル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手指消毒用エタノール自動噴霧器</td> <td style="text-align: right;">140台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非接触体温計</td> <td style="text-align: right;">70個</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">認可外保育施設</td> <td>マスク</td> <td style="text-align: right;">32,350枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手袋</td> <td style="text-align: right;">138,300枚</td> </tr> </table>	高齢者福祉施設	ガウン	55,000枚		フェイスシールド	389枚		手指消毒用エタノール	240リットル	障害福祉施設	マスク	2,500枚		防護服	600着		ゴーグル	1,200個		ヘアキャップ	3,000個	子ども食堂	手指消毒用エタノール	378リットル		手指消毒用エタノール自動噴霧器	140台		非接触体温計	70個	認可外保育施設	マスク	32,350枚		手袋	138,300枚
高齢者福祉施設	ガウン	55,000枚																																			
	フェイスシールド	389枚																																			
	手指消毒用エタノール	240リットル																																			
障害福祉施設	マスク	2,500枚																																			
	防護服	600着																																			
	ゴーグル	1,200個																																			
	ヘアキャップ	3,000個																																			
子ども食堂	手指消毒用エタノール	378リットル																																			
	手指消毒用エタノール自動噴霧器	140台																																			
	非接触体温計	70個																																			
認可外保育施設	マスク	32,350枚																																			
	手袋	138,300枚																																			

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>(ア) 介護サービス継続支援事業費補助金 73法人 感染者が発生した介護サービス事業所等が、安定的に介護サービス提供を行うための経費を補助</p> <p>(イ) 介護サービス施設・事業所等における感染防止対策継続支援事業費補助金 1,066事業所 介護サービス施設・事業所等が感染防止対策に資する衛生用品等を購入するための経費を補助</p> <p>(ウ) 障害福祉サービス確保のための支援事業費補助金 14法人 感染者が発生した障害福祉サービス事業所等が、安定的に障害福祉サービス提供を行うための経費を補助</p> <p>(エ) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金 580事業所 障害福祉サービス施設・事業所等が感染防止対策に資する衛生用品等を購入するための経費を補助</p> <p>(オ) 児童養護施設等入所措置費 児童養護施設等に対し、マスク等の消耗品、密集を避けるための個室化改修費用、特殊勤務手当等の経費等の感染症対策のためのかかり増し経費を措置 ・児童養護施設等における新型コロナウイルス感染防止等対策事業 乳児院：1施設、児童養護施設：4施設、児童心理治療施設：1施設 母子生活支援施設：1施設、自立援助ホーム：1施設</p> <p>(カ) 地域子育て支援事業 市町に対して、放課後児童クラブ等がマスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、感染症対策の研修受講や消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助</p> <p>利用者支援事業 14カ所 延長保育事業 103カ所 放課後児童健全育成事業 400支援単位 地域子育て支援拠点事業 55カ所 乳幼児全戸訪問事業 3カ所 一時預かり事業 78カ所 養育支援訪問事業 1カ所 病児保育事業 21カ所 ファミリー・サポート・センター事業 3カ所</p> <p>(キ) 認可外保育あんしん促進事業 認可外保育施設に対して、マスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助 39施設</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 2,332,925,706 円</p> <p>ア 医療従事者への接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター設置（2名）：接種実績 45,514人（令和3年7月5日接種完了） <p>イ 専門相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副反応等医学的見地が必要な相談を受ける専門相談窓口を開設：相談件数 38,531件（4/1～3/31） うち外国語対応件数 18件 ・副反応協力医療機関の整備：県内9医療機関 <p>ウ 接種にかかる周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副反応等の専門相談窓口の案内にかかる広報 びわこ放送テレビCM作成・放送（30秒）：計6種類、840本放送 県内新聞6紙折り込みチラシ作成・配布：3回 若年層向け動画作成、SNS広告：計6種類 <p>エ 接種促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）県広域ワクチン接種センター（大規模接種会場）2会場の設置：接種人数 53,157人 （イ）個別接種促進のための協力金の給付：支給医療機関数 174診療所、41病院 （ウ）職域接種相談デスクの設置および職域接種支援事業の実施：相談件数 446件 補助金交付団体6件 <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 138,674,683 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に発熱等の症状が発生した場合に24時間相談できる受診・相談センターを設置および運営 相談件数 58,121件 <p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化 32,731,565 円</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業</p> <p>（ア）相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのほっと相談事業(対面相談)【再掲】 相談件数 227件 ・自殺予防電話相談事業【再掲】 相談件数 4,960件 ・こころのサポートしがLINE相談【再掲】 相談件数 2,895件 ・滋賀いのちの電話相談員相談環境整備事業補助 活動拠点の拡充、相談ブースの隔離など相談環境の改善

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(イ) 啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防リーフレットの配布 【再掲】 配布数 10,000枚 ・SNS情報発信事業（リスティング広告）【再掲】 広告表示回数 18,007,239回 広告クリック数 63,473回 <p>イ こころのケアチーム支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者に対して、知事メッセージと相談窓口を掲載したリーフレットを送付 ・医療機関等に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを送付 ・電話相談 110件 面接相談 10件 施設支援 11件 合計 131件 <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 10,115,204,000 円</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に伴い、貸付原資を増資するため県社会福祉協議会に原資の補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実績 緊急小口資金 5,481件 1,066,560千円、総合支援資金 延べ13,238件 6,928,220千円 <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 32,966,130 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業 1,645件 <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 22,020,521 円</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業</p> <p>在宅で生活する障害者や家族等が新型コロナウイルスに感染するなどして、在宅での生活中、通常のサービスの提供が困難となった場合に、感染対策を講じた上で必要なサービスを継続して実施することで地域での生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援実施件数：5件5人 <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業</p> <p>家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもを滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）において一時保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県青年会館における一時保護：3件7人

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 13,441,000 円 ア 地域子育て支援事業 ①小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等の対応を行った場合に、追加で生じる費用を支援 68支援単位 ②放課後児童クラブの臨時休業や登園自粛要請に伴い、市町が保護者に返還する日割り利用料を支援 168支援単位 等</p> <p>(5) 【感】 認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 43,286,290 円 ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき、保育所等を臨時休園等した場合の保育料の日割り減免に係る財政支援：15市町 イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免に係る財政支援：5施設 延べ135人</p> <p>(6) 【感】 「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 3,300,000 円 ①イベント実施：44回（参加者数：3,413名） ②すまいる・あくしょん宣言企業・団体等：64団体</p> <p>(7) 【感】 ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業 52,473,000 円 ア 児童扶養手当支給費（6町分） ・令和3年4月児童扶養手当受給者 576世帯 ・公的年金等受給者 13世帯 ・家計急変者 44世帯</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>病床・宿泊療養施設確保計画に基づき感染状況に応じた適切な病床を確保し、症状の重い方や重症化リスクの高い方など入院治療が必要な方が入院できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>陽性患者を受け入れる病院に対して、人工呼吸器や体外式膜型人工肺、HEPAフィルター付き空気清浄機などの必要な設備の整備に対して支援するとともに、酸素投与や呼吸モニタリングが可能な重点医療機関に対して、超音波画像診断装置やCT撮影装置等の整備への支援を行い、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療提供体制を整備することができた。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>適切なリスク判断に基づき、適時・適切な療養先・搬送調整を実施することができた。また、感染拡大期においても症状に応じて複数の搬送手段を確保し、搬送先の調整後、速やかに搬送できる体制を確保することができた。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援</p> <p>医療機関が医師や看護師などの従事者に対して宿泊費用を支給するために要する経費や新型コロナウイルス感染症に対応するため支給する特殊勤務手当に要する経費を補助するとともに、清掃業務を外部に委託するために要する経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の治療に従事する方々を支援することができた。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査(PCR検査業務委託を含む) 新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査について、検査検体数が増加した場合等、検査需要に応じて柔軟に対応できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 新型コロナウイルス感染症にかかる検査が必要と判断された者に対して、地域医師会員からの紹介・予約を受けて円滑にPCR検査をするための体制を確保した。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度(PCR等検査費) 新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 高齢者施設や障害者施設等において、風邪様症状者が発生した場合に早期に介入することで新型コロナウイルス感染症のクラスターの早期検知に努め、感染拡大の大規模化を抑止することができた。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 感染拡大地域において高齢者施設等の従事者に対する一斉検査を集中的に実施し、感染者の早期発見・感染拡大の抑止に努めた。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養でき、必要に応じて中和抗体薬、経口治療薬の投与等の医療行為が可能な宿泊施設を設置・運営することにより、安心して療養できる体制を強化することができた。また、医療機関の負担を軽減し、特に入院が必要な者に対する病床を確保することができた。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 自宅で療養する陽性者に対して、必要に応じて食料品の支給を実施し、専用の夜間相談窓口を設置するとともに、療養中に症状が悪化した場合、速やかに医療的ケアを実施するための一時的な受入先として滋賀県見守り観察ステーションを設置することにより、安心して療養できる体制を確保することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布 感染症患者が発生した施設等において衛生資材が不足している場合に速やかに資材を配布することで、施設内の感染拡大防止の取組を支援した。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助 施設が感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供できるよう、感染症対策にかかるかかり増し経費を支援するとともに、サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援した。</p> <p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 市町や医療機関等と連携を図りながら、県民への新型コロナウイルスワクチン接種を安全・安心かつ着実に推進するとともに医療従事者等の接種希望者に対し、適期・適切に接種を実施した。 さらに広域ワクチン接種センターを設置し、迅速なワクチン接種に貢献するだけでなく、学生の優先接種や若者対象の夜間枠、受験生・就活生枠を設置することにより若者世代の接種を推進した。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 看護師等の資格を有する者を配置し、県民等からの受診相談を含む新型コロナウイルス全般の質問に応じることであり、発熱者等を医療機関受診に繋げるとともに、県民等の不安を解消することができた。</p> <p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業 新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、生活への不安や孤立などから自殺者の増加が懸念されることから、こころの健康を保つポイントや生活・経済・こころの相談窓口等を掲載したチラシを作成し、9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間にあわせて、自殺予防相談窓口の周知を図ることができた。 また、滋賀いのちの電話の感染対策を強化し、安心・安全な相談環境を確保することができた。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染された方やその御家族、医療従事者等から不安の声が寄せられたことから、こころのケアを目的として、令和2年4月にこころのケアチームを設置するとともに、相談窓口やストレス対処に関するリーフレットを作成・周知し、専用電話等による相談を実施した。その後、クラスターの発生した施設にも対象を拡大するなど、感染者等の不安を解消することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少して生活資金でお悩みの方に迅速に貸付を行うことができた。</p> <p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 ウイルス検査助成事業により、不安を抱える妊婦への支援体制の充実を図ることができた。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 本人や同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合においても、地域での生活に必要な支援を実施することができた。 イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業 家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもについて、滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）での一時保護により、子どもが安全に生活できる環境を確保した。</p> <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 ・小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブおよびファミリー・サポート・センター事業の利用増に対応するための財政支援を行うことにより、小学校の臨時休業時における子どもの居場所を確保できた。 ・放課後児童クラブの休業等による利用料返還等に係る財政支援を行うことにより、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <p>ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき保育所等を休園したことに伴う、保育料の日割り減免・返還による教育・保育給付費の増加に対して財政支援を行うことで、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p>イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行うことにより、認可外保育施設の安定した運営を支え、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p>(6) 【感】「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 令和2年度に策定した「すまいる・あくしょん」を普及啓発するため、県内にある13の子育て支援団体からなる実行委員会の協力を得て、地域における啓発イベントを行うとともに、「すまいる・あくしょん宣言企業・団体等」の登録を進め、子どもや子どもを取り巻く関係者の行動変容を促すことができた。</p> <p>(7) 【感】ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業</p> <p>ア 児童扶養手当支給費 児童扶養手当受給者等に特別給付金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮しているひとり親家庭の経済的負担を軽減することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p><医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染は引き続き、感染拡大期と小康期を繰り返すと考えられるため、必要な入院医療を提供できる病床を継続して確保する必要がある。</p> <p>また、感染拡大期には陽性者数が著しく増加する傾向にあり、適切な時期に必要な病床を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等に対する通常医療の提供体制を確保することも重要であり、ウイルスの特性を踏まえつつ、両者のバランスが取れた医療提供体制を検討し、整備する必要がある。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>重症化リスクの高い患者の受入体制を強化するなど流行するウイルスの特性に応じた入院医療提供体制の整備が必要である。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>感染状況に応じて調整・搬送も増減することから、適時・適切な療養先・搬送調整を実施し、搬送できるよう必要な体制を維持する必要がある。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援</p> <p>感染拡大期を経るたびに1日当たりの最大陽性者数や延べ入院者数が増加しており、医療従事者への負担が蓄積かつ増大している可能性があるため、必要な支援を継続する。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、早期治療を促進する必要があることから、引き続き制度の周知を図る必要がある。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大期あるいは感染拡大する恐れのある状況や重症化リスクのある高齢者等の施設において陽性者が出た場合などに、迅速かつ広く検査を実施できる体制を整備する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業 引き続き地域医師会の会員から依頼のあった検査を受け入れる体制を確保するとともに、圏域ごとの検査体制に応じ、PCR検査センターの設置の必要性を検討する必要がある。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度(PCR等検査費) 公費負担制度について関係者に周知し、新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、引き続き、適切な検査の実施を促進する必要がある。</p> <p>(4) 【感】イベントベースサーベイランス 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続きクラスターの早期検知・大規模化抑止の必要があることから、EBS事業の一層の周知を図る必要がある。</p> <p>(5) 【感】高齢者施設等の一斉検査 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期に、重症化リスクのある高齢者等の施設に対して集中検査を実施し、感染拡大抑止を図る必要がある。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の感染は引き続き、感染拡大期と小康期を繰り返すことが予想されるため、宿泊療養体制を継続して確保する必要がある。 また、第6波において、従来の宿泊療養施設では特別な配慮を要する高齢者等に対する対応が困難であったことから、軽症であっても身の回りの世話に何らかの見守りや手助けが必要な高齢者等が安心して療養できる体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) 【感】自宅療養体制整備事業 感染拡大による陽性者の増加に伴い、自宅療養者が増加することから、健康観察等の保健所業務のICT化や外部委託化を進めることにより、保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い陽性者に確実に対応できる体制を整備する必要がある。 発生届出の限定化に伴い、発生届出が提出されない患者が発生し、それらの者に対する自宅療養支援や食料品の支給、症状悪化時に対応できる体制を整備する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布 引き続き、感染症患者が発生した施設等で衛生資材が不足している場合に速やかに資材を配布し、施設内での感染拡大防止の取組を支援する必要がある。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助 引き続き、感染拡大を防止する観点から各施設の衛生資材の購入支援を行うとともに、職員の感染症対策の徹底を図るための必要な経費を支援することにより、継続的な事業実施に向けた環境を整える必要がある。</p> <p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 オミクロン株対応ワクチンの接種開始に伴い、市町への支援を継続するとともに分かりやすい広報を実施し、接種を希望する県民への接種完了に向けて、県広域ワクチン接種センターにおいても接種を促進する必要がある。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応 相談件数が増加しても、確実に受診相談に繋がる相談体制の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う社会経済状況等の変化により、今後、自殺者の増加が懸念されていることから、令和2年度に強化した相談体制や相談窓口についての情報発信を引き続き継続することが必要である。 特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を行う必要がある。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業 感染拡大した際にもこころのケアが必要な方に必要な情報が届くよう、継続した周知を行う必要がある。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助 借受世帯の生活状況や収入状況の把握を行い、資金の貸付のみでは生活の再建が困難な方には、関係機関と連携し、生活改善や就労支援等を継続する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 安心・安全な妊娠や出産を望む妊産婦にとって、新型コロナウイルス感染症に対する不安は大変な脅威であることから、今後も引き続き妊産婦の不安に対する継続的な支援が必要である。</p> <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 急な支援の実施が必要になった場合でも適切な対応ができるよう支援人員の確保に努める必要がある。 イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業 家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもについて、引き続き、子どもが安全に生活できる環境の整備が必要である。</p> <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 引き続き、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、日割りの利用料を補助するなど、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 引き続き、園が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を継続する必要がある。 イ 認可外保育あんしん促進事業 引き続き、施設が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を継続する必要がある。</p> <p>(6) 【感】「すまいる・あくしょん」普及啓発事業 「すまいる・あくしょん」に基づく行動変容を促すよう、引き続き、イベントやホームページ等で普及啓発を図る必要がある。</p> <p>(7) 【感】ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業 ア 児童扶養手当支給費 新型コロナウイルス感染症の長期化により生活に困窮する児童扶養手当受給者等に対して、引き続き、支援を行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応 <医療提供体制></p> <p>(1) 【感】病床確保事業</p> <p>①令和4年度における対応 感染拡大時に流行しているウイルスの特性を踏まえつつ、各医療機関と連携を図りながら県として必要な病床を確保するとともに、追加で必要となる経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、必要な時期に適切な入院病床を確保できるよう病院と調整を行うとともに、支援を継続していく。</p> <p>(2) 【感】入院医療提供体制の整備に対する支援</p> <p>①令和4年度における対応 これまでから各病院の協力のもと県として必要な病床を確保したところであり、各病院において必要となる設備を確認するとともに、支援に要する経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。また、重症化する可能性が高く、特別の配慮が必要な透析患者に対する受入体制を強化するための支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合はウイルスの特性を踏まえた医療機関のニーズを把握し、県民に新型コロナウイルス感染症にかかる医療を適切に提供できるよう、支援の必要性を検討する。</p> <p>(3) 【感】コントロールセンターの運営</p> <p>①令和4年度における対応 関係医療機関等と連携を図り、感染拡大状況に応じ必要な人員を確保できる体制を構築した。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は感染状況や患者の重症度等に応じた円滑な療養先・搬送調整を継続して実施する。</p> <p>(4) 【感】医療従事者等への支援</p> <p>①令和4年度における対応 必要となる経費を確保し、補助金交付等に向けた事務を進めている。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は医療従事者の負担軽減等にかかる支援の必要性を検討する。</p> <p>(5) 【感】公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>①令和4年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、公費負担制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p> <p><検査体制></p> <p>(1) 【感】行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>①令和4年度における対応 民間検査機関や県内医療機関等において委託契約を締結し、検査を実施できる体制を拡充する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染が拡大する恐れのある状況にある場合は、引き続き確実に検査を実施できる検査体制を維持する。</p> <p>(2) 【感】PCR検査センター設置事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続きPCR検査センターにおける検査の受け入れ体制を維持していくとともに、圏域の検査体制に応じて、当該センターの設置または廃止を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染が拡大する恐れのある状況にある場合は、引き続き圏域の検査体制を踏まえつつ、PCR検査センターにおいて検査を実施できる体制を確保する。</p> <p>(3) 【感】公費負担制度（PCR等検査費）</p> <p>①令和4年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、公費負担制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 【感】 イベントベースサーベイランス</p> <p>①令和4年度における対応 関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、EBS事業の周知を図る。</p> <p>②次年度以降における対応 引き続き、事業の周知啓発を行うとともに、感染状況に合わせて検査基準の見直しを行う。</p> <p>(5) 【感】 高齢者施設等の一斉検査</p> <p>①令和4年における対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、機動的に集中的検査を実施する。</p> <p>②次年度以降における対応 引き続き、感染状況に合わせて実施する。</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 宿泊療養体制確保事業</p> <p>①令和4年度における対応 重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者等で、見守りや手助けが必要な軽症患者を受け入れるため、ホテルピアザびわ湖の利用方法を見直し、高齢者等のための宿泊療養施設として運用を開始した。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、配慮が必要な軽症者の受入のための宿泊療養体制を維持し、医療機関の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 【感】 自宅療養体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 健康観察等の保健所業務のICT化や外部委託化を進めることにより、保健所業務のひっ迫を防ぎ、重症化リスクの高い自宅療養者に確実に対応できる体制を整備した。 また、発生届出が提出されない患者に対しても滋賀県新型コロナ診断後申告窓口等を設置することで患者の容態悪化時にも対応できる体制を整備した。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、感染状況に応じた自宅療養の支援体制を維持していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄補充・配布、かかり増し経費補助</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄補充・配布</p> <p>①令和4年度における対応 福祉施設で感染者が発生した場合に即座に提供できるよう、備蓄している衛生用品の提供を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化に対応できるよう、引き続き衛生資材等の備蓄等を継続する必要がある。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている福祉施設が継続してサービスを提供するために必要なかかり増し経費を補助する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化に応じて、かかり増し経費の補助を行い、運営継続を支援していく。</p> <p>(4) 【感】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業</p> <p>①令和4年度における対応 臨時接種期間内に接種を希望する県民全ての接種が完了するよう、引き続き、接種主体である市町への支援を行うとともに、県においても広域ワクチン接種センターを設置することで、県民への迅速かつ着実な接種を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 国の動向を注視しながら、引き続きワクチン接種への対応等が必要な場合は、体制を維持していく。</p> <p><相談体制></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス感染症相談等対応</p> <p>①令和4年度における対応 相談センターとの打ち合わせを密に行い、相談の現場の状況を把握することにより、確実に受診相談に繋がる体制を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の流行状況にある場合は、引き続き確実に受診相談に繋がる体制を確保する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>対面や電話による相談に加えて、令和3年度から実施しているSNSを活用した相談窓口(「こころのサポートしが」LINE相談)についても継続して実施することで、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を強化していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信(リスティング広告)を継続して実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定した県自殺対策計画に基づいて、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染された方やその御家族、医療従事者に対するこころのケアを継続して行うとともに、感染症対策課、各保健所等と連携し、必要に応じてクラスターの発生した施設に対する支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>相談対応については、こころの電話相談等で対応を継続する。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】生活福祉資金貸付金補助</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、必要な人に貸付を行うとともに、生活状況や本人の意向を踏まえ、ハローワークが実施している支援訓練制度やトライアル雇用助成金、あるいは生活保護制度につないでいく。</p> <p>また、償還手続開始に伴い、県社会福祉協議会の事務体制の強化を図り、借受人の状況に応じた丁寧な対応を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、本人の意向を踏まえた支援を行うとともに、償還手続にあたって借受人の状況に応じた丁寧な対応を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 不安を抱える妊産婦へのウイルス検査事業や寄り添い型支援を継続して実施する。②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、必要な対策を継続していく。 <p>(3) 【感】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 引き続き、家族等の新型コロナウイルス感染により在宅において通常の障害福祉サービスの提供が困難となった障害者に必要なサービスの提供体制を確保して、地域での生活の継続に向けて支援を行う。②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、在宅における通常の障害福祉サービスの提供が困難となった場合の支援体制を確保し、障害者の地域での生活支援に努める。 <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 引き続き、家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもを滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）において一時保護を行う。②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、在宅での生活が困難となった子どもが安全に生活できる環境の確保に努める。 <p>(4) 【感】小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援</p> <p>ア 地域子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和4年度における対応 国庫補助事業を活用し、放課後児童クラブを臨時休業させた場合、日割りの利用料について補助するなど、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図る。②次年度以降の対応 国庫補助事業や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 【感】認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <p>ア 施設型給付・地域型保育給付</p> <p>①令和4年度における対応 保育所等が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p> <p>イ 認可外保育あんしん促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p> <p>(6) 【感】「すまいる・あくしょん」普及啓発事業</p> <p>①令和4年度における対応 ホームページでの情報発信や各市町域において複数回の啓発イベントを実施するとともに、「すまいる・あくしょん宣言企業・団体等」を増やすことで、それぞれの地域での普及を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、ホームページでの情報発信、普及啓発などに努め、県民への浸透を図っていく。</p> <p>(7) 【感】ひとり親家庭に対する特別給付金支給事業</p> <p>ア 児童扶養手当支給費</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している児童扶養手当受給者等に対して給付金を支給する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮の状況を踏まえ、ひとり親家庭への支援に努めていく。</p> <p>(健康福祉政策課、感染症対策課、健康寿命推進課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 0 難病対策の推進</p> <p>予 算 額 2,399,875,000 円</p> <p>決 算 額 2,349,370,041 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 難病対策費 2,347,786,721 円</p> <p>ア 特定疾患治療研究事業</p> <p>(ア) 特定疾患治療研究事業 支払件数 101件</p> <p>(イ) 指定難病特定医療費助成事業 支払件数 133,704件</p> <p>(ウ) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 支払件数 708件</p> <p>(エ) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 支払件数 793件</p> <p>(オ) スモンに対するはりきゅうおよびマッサージ治療研究事業 支払件数 8件</p> <p>イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 支払件数 18,270件</p> <p>ウ 難病医療相談事業（保健所） 相談件数 84件</p> <p>エ 難病医療提供体制整備事業 難病医療連携協議会運営会議の開催 1回 レスパイト入院受入患者数 8人</p> <p>オ 難病相談支援センター事業 利用者数 1,993人</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 1,583,320 円</p> <p>ア 骨髄移植対策推進事業</p> <p>(ア) 骨髄等ドナー助成事業費補助</p> <p style="padding-left: 20px;">ドナーに対する助成 11市町</p> <p style="padding-left: 20px;">ドナーが勤務する事業所に対する助成 2市</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>難病相談支援センター事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少はあるものの、令和2年度と比較するとやや回復しており、難病患者等からの日常生活における相談・支援・地域交流活動の促進および就労支援などの様々なニーズに対応し、療養上の日常生活での悩みや不安等の軽減に資することができた。</p> <p>難病医療提供体制整備事業については、県内各地で協議の場を設けて医療関係機関のネットワークを構築し、難病患者を支える医療体制の充実を図ることができた。また、レスパイト入院の受入れを行うことにより難病患者の介護者の休息確保を図ることができた。</p> <p>医療費助成事業については、受給者証を交付することで、療養生活の質の維持向上を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 HLA型が一致したドナーが骨髄等の提供に至るよう、ドナー等の負担の軽減を図り、安心して提供できる環境づくりのため、骨髄等を提供するドナーを支援する市町の取組に対し、令和2年度から補助することとした。 その結果、市町において骨髄等移植ドナー助成制度の創設が進み、令和3年度末では15市町で助成制度が実施され、骨髄等提供推進の環境づくりが図られた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 難病対策費 難病患者とその家族の問題は多岐に渡るため、医療や介護、障害福祉サービス等の様々なニーズに応じた専門的な支援がより効果的に行えるよう、関係機関のネットワークの構築を継続的に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 県内のドナーが安心して骨髄等を提供できるよう、県内の全市町における制度導入について進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>①令和4年度における対応 難病医療提供体制の充実のため、難病患者の医療連携に関わるケアマネジャーへのヒアリング調査を実施し、現状把握と課題の抽出を行い関係機関と共有する。また、昨年度に改正された災害対策基本法を踏まえ滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアルの見直しや「防災と福祉の連携モデル（滋賀モデル）」の推進を県防災部局や保健所等とともに行い、個別避難計画の策定支援等の取組強化をすることで発災時の円滑な患者支援につなげる。就労（両立）支援に関しては、治療と仕事の両立支援に関する事業所調査結果を関係機関と共有し、必要な施策について検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 難病等患者への医療提供体制の充実や適切な障害福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、保健所等の関係機関と情報共有しながら各圏域において取組を進めていく。また、保健所が市町に対し、難病等患者への個別避難計画の策定支援を進めることで、より実効性の高い災害対策を行っていく。就労（両立）支援に関しては、令和4年度の検討結果を踏まえ、また他の疾患における両立支援の施策とも連動しながら、支援体制の強化を図っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費</p> <p>①令和4年度における対応 県内の全市町への助成制度導入について取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県内の全市町への助成制度導入後、骨髄等移植推進のため、更に普及啓発を図る。</p> <p>(健康寿命推進課、薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 1 リハビリテーション提供体制の整備</p> <p>予 算 額 179,503,000 円</p> <p>決 算 額 93,117,156 円</p> <p>(繰 越 額 82,250,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 69,935,987 円</p> <p>ア 福祉用具センターの管理運営委託</p> <p>イ 地域リハビリテーション人材育成事業 研修会 13回 修了者 20人</p> <p>ウ リハビリテーション提供体制整備検討事業</p> <p>エ リハビリテーション専門職員修学資金貸付事業 貸与者 12人 (応募者 12人)</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 22,031,169 円</p> <p>ア 教育研修事業 (専門研修) オンライン開催 5 コース延べ8回 延べ参加者数 261人 YouTube動画掲載 1 コース3本の動画掲載</p> <p>イ 県民参画事業 (啓発イベント) イオンモール草津でパネル展示・クイズラリーを実施 参加者186人</p> <p>ウ 滋賀県多職種連携学会の開催 基調講演、企画演題、一般演題をオンライン開催 参加数109人</p> <p>エ 地域リハビリテーション情報交換会の開催 1回</p> <p>オ 総合リハビリテーション推進会議のオンライン開催 1回 参加者数 29人 (第1回については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)</p> <p>カ リハビリテーション相談 (電話、来所) 118人</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業 1,150,000 円 県内の医療機関や介護事業所における農作業活用事例についての調査や実践における技術指導を行い、関係者に向けた研修を行った。</p> <p>調査実施対象施設 4 病院</p> <p>技術指導対象施設数 2 施設 (病院と通所介護事業所)</p> <p>研修会の開催 2回 参加者数 141 名</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 県内のリハビリテーション提供体制の充実に向け、先進的に取り組んでいる他県の団体等から講師を招いて研修会を開催し、地域で行われている地域ケア会議の模擬会議を圏域ごとに行うなど、実践的な知識・技術の獲得を推進した結果、市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に協力できるリハビリテーション専門職を307名人材として登録できた。また、地域における総合リハビリテーションの中核を担う人材を育成するための地域リハビリテーション人材育成事業を行った。令和2年度に行った研修修了者アンケートにおいて約半数が地域課題解決に向けた活動に参加していると回答があり、リハビリテーション提供体制の充実が図られていることが確認できた。更なる充実を図るため、4年計画だった当人材育成事業を継続するとともに、テキストとして活用できるように4年間の取組を報告書にまとめた。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 教育研修事業では、全国で活躍している講師に加え、地域の講師人材の掘り起こしにも注力し、受講者と講師が共により身近な地域での支援ネットワークを形成することに寄与できるよう工夫した。 県民参画事業においては、医師会の後援を得るとともに、リハビリテーション3団体と共催し、さらに県内リハビリテーション専門職養成校や関係各課の協力のもと開催することで、関係機関・団体との協働・連携体制を強化できた。</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業 農作業をリハビリテーションの一環として活用したいと考えている事業者（医療機関・介護保険事業所等）に対し助言・指導などを行うとともに、これまでの事業を通じて得られた知見について、研修会等を通じて広く普及展開を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 リハビリテーション専門職が地域包括ケアシステムの中心的役割を担い、各機関や施設が一体的なリハビリテーションを提供できるよう、人材の確保および中核人材の育成、活躍ができるフォロー体制の構築を進めるとともに、他職種とも効果的な連携が図れるように、リハビリテーション提供体制の再構築を進める必要がある。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 リハビリテーションが必要な者に必要な支援が地域において適宜提供される体制の構築と、支援者の知識と技量の向上に向けた取組を推進するとともに、地域で活動できるリハビリテーション専門職の育成や、育成された人材を活かした地域リハビリテーション体制の整備を更に推進する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業 令和元年度の事業で実施した調査結果では、医療機関や介護保険に係る事業所の約6割が農作業をリハビリテーションのプログラムに取り入れていないという結果であった。3か年の取組の中で、農業の多面的機能を活用し、医療機関や介護保険事業所でのリハビリテーション提供体制の充実や地域課題解決手法について検討する事業を展開してきた。今後も引き続き、リハビリテーションとしての農作業活用の効果を広く周知する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>①令和4年度における対応 リハビリテーション関係機関へのヒアリングを通じて、リハビリテーション提供体制のあり方について県リハビリテーション協議会で検討を続けるとともに、地域リハビリテーション人材名簿登録者数の増加等、「滋賀県リハビリテーション推進指針」の目標達成に向け、専門職人材の確保および効果的な育成を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 地域包括ケアシステム、地域共生社会の構築に向け、リハビリテーション専門職が高齢者や障害者の生活に目を向け、本人が望む、または、必要とする生活への支援が行えるような地域リハビリテーション提供体制の構築とその実践ができる人材の育成を行うとともに、効率的・効果的な他職種連携を行えるよう取り組む。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>①令和4年度における対応 地域リハビリテーション人材育成研修修了者との連携や、市町や圏域の地域リハビリテーション推進に係る課題に合わせたテーマ設定や事業展開を行い、より効果的かつ効率的な基盤形成および従事者の育成等を展開する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、関係機関と連携しながら効果的かつ効率的な基盤形成に向けた事業の実施および人材育成を図る。</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践普及展開事業</p> <p>①令和4年度における対応 リハビリテーション関係機関へのヒアリング時など、様々な機会を捉えて、リハビリテーションとしての農作業活用の効果を広く周知していく。</p> <p>②次年度以降の対応 リハビリテーションとしての農作業活用に意欲のある医療機関や介護事業所等への助言等を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																																									
<p>1 2 国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進</p> <p>予 算 額 27,133,222,000 円</p> <p>決 算 額 26,861,779,726 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <table border="0" data-bbox="651 341 2096 555"> <tr> <td>ア 国民健康保険給付対策費補助金</td> <td>19市町</td> <td>178,968,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>3,681,278,082 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）</td> <td></td> <td>7,710,889 円</td> </tr> <tr> <td>エ 繰出金（高額医療費県費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>1,041,385,992 円</td> </tr> <tr> <td>オ 繰出金（都道府県繰出金）</td> <td>県特別会計</td> <td>5,728,896,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <table border="0" data-bbox="651 628 2096 659"> <tr> <td>ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>157,926,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <table border="0" data-bbox="651 734 2096 874"> <tr> <td>ア 後期高齢者医療給付費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>12,809,528,687 円</td> </tr> <tr> <td>イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）</td> <td>1 広域連合</td> <td>181,851,977 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>2,112,763,326 円</td> </tr> <tr> <td>エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>961,470,773 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費 福祉医療波及分および低所得者の保険料軽減分等の負担、また県国保財政を支援するための繰出金により、国民健康保険制度の安定的な運営に資することができた。</p> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費 市町国保保険者の特定健康診査・特定保健指導事業費の1/3を負担し、市町国保保険者の円滑な事業実施に寄与することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="696 1273 2096 1374"> <tr> <td>特定健康診査受診率（％）</td> <td>平30（基準）</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（平28）</td> <td>（平29）</td> <td>（平30）</td> <td>（令元）</td> <td>（令2）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>51.0%</td> <td>52.7%</td> <td>56.7%</td> <td>58.4%</td> <td>66.0%以上</td> <td>49.3%</td> </tr> </table>							ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	178,968,000 円	イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,681,278,082 円	ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		7,710,889 円	エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,041,385,992 円	オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,728,896,000 円	ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	157,926,000 円	ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	12,809,528,687 円	イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	181,851,977 円	ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,112,763,326 円	エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	961,470,773 円	特定健康診査受診率（％）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率		（平28）	（平29）	（平30）	（令元）	（令2）			51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	66.0%以上	49.3%
ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	178,968,000 円																																																								
イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,681,278,082 円																																																								
ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		7,710,889 円																																																								
エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,041,385,992 円																																																								
オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,728,896,000 円																																																								
ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	157,926,000 円																																																								
ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	12,809,528,687 円																																																								
イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	181,851,977 円																																																								
ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,112,763,326 円																																																								
エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	961,470,773 円																																																								
特定健康診査受診率（％）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率																																																				
	（平28）	（平29）	（平30）	（令元）	（令2）																																																					
	51.0%	52.7%	56.7%	58.4%	66.0%以上	49.3%																																																				

事 項 名	成 果 の 説 明						
	特定保健指導対象者の割合の減少率 (2008年度比：%)	平30 (基準) (平28) 11.9%	令元 (平29) 8.9%	令2 (平30) 8.8%	令3 (令元) 9.0%	目標値 (令2) 22.0%	達成率 0%
	(3) 後期高齢者医療制度関連事業 後期高齢者医療給付費の県費負担、低所得者等の保険料軽減措置分の負担、高額な医療費の負担および後期高齢者医療財政安定化基金の造成を行う等、円滑な制度運営を支援した。						
	3 今後の課題						
	(1) 国民健康保険健全化対策費 国保の財政運営の責任主体として、県および市町が行う国保事業の円滑な運営と財政の健全化を図る必要がある。						
	(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費 特定健診受診率は増加傾向にあるとはいえ目標値から乖離しているため、市町や被用者保険との連携による受診機会の拡充や効率的な受診勧奨の実施等により、更なる受診率の向上を図る必要がある。 併せて、市町等の従事者の資質向上に努めることにより、効率的・効果的な保健指導の実施を図る必要がある。 また、適切な感染症対策を講じた事業実施が必要である。						
	(3) 後期高齢者医療制度関連事業 高齢者の増加や医療の高度化の進展等から、後期高齢者の医療費は年々増加しており、こうした中、後期高齢者医療制度の適正かつ安定、円滑な運営を確保するとともに、医療費の適正化を図る必要がある。						
	4 今後の課題への対応						
	(1) 国民健康保険健全化対策費 ①令和4年度における対応 第2期国民健康保険運営方針（令和3～5年度）に基づき、国保財政の健全化に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一を図るための具体的な道筋について、市町と協議を行う。 ②次年度以降の対応 第3期国民健康保険運営方針（令和6～8年度）に、更なる国保財政の健全化や保険料水準の統一に向けた具体的な道筋を反映できるよう努めていく。						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>①令和4年度における対応 特定健康診査については、引き続き被用者保険との合同実施およびがん検診との合同実施による受診機会の拡充を図るとともに、効率的な受診勧奨について検討を行い、受診率の向上を図る。 保健指導については、研修会の開催等により従事者の資質向上を図る。 また適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じて事業が実施できるよう、市町への情報提供や実施についての助言を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、上記の取組により受診機会の拡充等を推進するとともに、新たな取組についても市町と協議・検討する。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <p>①令和4年度における対応 安定で円滑な制度運営に向け、後期高齢者医療広域連合に対する必要な支援を実施するとともに、広域連合や市町との業務改善打合せ等の機会を通じ、医療費の適正化の推進や適正事務の実施について助言していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、上記の対応を行うことにより後期高齢者医療財政の一層の安定を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療保険課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 3 医療福祉・在宅看取りの推進</p> <p>予 算 額 113,238,000 円</p> <p>決 算 額 102,458,872 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療機関等指導費 12,355,839 円</p> <p>ア 訪問看護師定着支援事業</p> <p> (ア) 新卒訪問看護師定着支援事業費補助 新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションへの補助 1年目：1カ所（1人）、2年目：1カ所（1人）</p> <p> (イ) 教育支援者間調整会議 開催回数18回</p> <p> (ウ) 新卒訪問看護師支援研修会 開催回数4回 参加者数79人</p> <p> (エ) 新人訪問看護師定着支援事業費補助 15カ所</p> <p> (オ) リスタートナース訪問看護師定着支援事業費補助 2カ所</p> <p>イ 市町在宅医療・介護連携推進事業</p> <p> (ア) 滋賀県医療福祉推進アドバイザー派遣 派遣回数9回</p> <p> (イ) 市町在宅医療・介護連携推進事業 「我がまちの地域包括ケア」を考える研修会現地指導 7市町</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 90,103,033 円</p> <p>ア 在宅医療人材育成推進事業</p> <p> (ア) 圏域在宅医療福祉推進事業 看護職ネット会議、ACPプロジェクト会議、管理栄養士連絡会議等の開催 延べ10回 住民啓発・多職種連携事業（地域包括ケアフォーラム、介護人材養成研修会、在宅療養講演会等）延べ11回</p> <p> (イ) 在宅医療人材確保・育成事業 在宅医療多職種キャリアアップ研究会 開催1回 医師参加者数25人、在宅医療体験実践者9人</p> <p> (ウ) 訪問看護支援センター運営事業費補助 訪問看護ステーションへの総合的支援（コーディネーター3人）</p> <p>イ 在宅療養・看取り推進事業</p> <p> (ア) 滋賀の在宅療養を推進する県民参加促進事業補助 フォーラム開催1回 会場参加者数152人（オンライン視聴者数130人）、 ワーキング開催8回 参加者数延べ296人</p> <p>ウ 医療情報ICT化推進事業</p> <p> (ア) 医療情報ICT化推進事業費補助 医療介護情報連携システム「びわ湖あさがおネット」の参加施設増加に向けた検討や設備整備等に対する補助</p>

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療機関等指導費 訪問看護師の常勤換算数は、令和3年度で828.3人（平成26年度462.5人）となっており、7年間で1.79倍に増加し、人材確保が進んできている。特に新卒訪問看護師の就労数は、平成27年度から累計で7人確保できており、認定看護師による現地指導やキャリアラダー研修の実施など新卒訪問看護師の育成に取り組んできた成果が出てきている。 また、地域支援事業の認知症・医療介護連携・生活支援体制整備事業（以下、「3事業」という）のコーディネーターと市町職員が、各市町が描く地域包括ケアの姿を共有し、各々の活動を理解し、3事業が連動したアクションプランを立てることにより、地域包括ケアの目指す姿に向けた効果的な取組が生み出されるとともに、市町職員が地域資源のマネジメントを行う機会となった。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業 訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備、新たな在宅医療ニーズに対応できる医師、看護師等の育成およびスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援等を通じて、在宅医療を行うための基盤整備や医療と介護の連携を一層推進することができた。 また、在宅医療・看取りに関する県民啓発等を行うことにより、県民意識の醸成を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 911 1989 979"> <thead> <tr> <th>訪問看護利用者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11,540人</td> <td>12,665人</td> <td>13,744人</td> <td>14,847人</td> <td>13,097人</td> <td>113.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療機関等指導費 今後増加する在宅療養者への対応と併せて多様な在宅医療ニーズに対応できるよう、質・量の両面で引き続き訪問看護師の育成・確保に取り組む必要がある。 また、地域包括ケアシステムを深化させていくためには、地域づくりを担う市町職員に、地域実態把握・課題分析、政策形成、地域づくり企画、実践および評価、多職種多機関など地域資源のコーディネート能力が求められる。市町職員の地域マネジメント力の向上を図るとともに、市町とともに核となって、在宅医療・介護の連携を推進することができる人材を引き続き育成していく必要がある。 新型コロナウイルス感染症流行の中においては、人材育成に当たり、多職種や関係者が集まって研修会等を開催することが困難になってきているが、感染対策を考慮しつつ必要な人材確保・育成の取組を進めていく必要がある。</p>	訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率		11,540人	12,665人	13,744人	14,847人	13,097人	113.3%
訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率									
	11,540人	12,665人	13,744人	14,847人	13,097人	113.3%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 地域医療総合確保事業 在宅療養と在宅看取りの推進を目指し、在宅医療を担う医師や訪問看護師の確保・育成、暮らしを中心に据えた医療・介護連携の推進に向けた市町への支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等に継続的に取り組み、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>①令和4年度における対応 新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションに対する人材育成と定着に向けた支援や教育担当者等に対する研修や会議等を開催する。 地域づくりを担う市町職員が地域マネジメント力を発揮し、引き続き地域包括ケアの目指す姿や目標に対する評価指標を定め、PDCAを全ての市町で実践できるよう、各市町へのヒアリングを実施するとともにヒアリング結果に応じて医療福祉推進アドバイザーによる現地指導、市町間の情報交換・連絡会議、研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県看護協会が設置する訪問看護支援センターと連携した人材育成・定着、資質向上に向けたスキルアップの機会の確保など、訪問看護ステーションの機能強化を推進する。また、各市町の進捗状況とニーズに応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を引き続き行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>各圏域における在宅医療・介護連携の取組の推進やプライマリケア連合学会滋賀県支部による在宅医療を担う医師の確保・育成を目指した研修の開催、訪問看護支援センターによる訪問看護ステーションへの総合的支援を行うとともに、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実のための補助を実施していく。併せて、在宅療養・看取りに関する県民啓発等を実施していく。</p> <p>また、県内における医療介護連携の更なる推進を図るため、システムの基盤更新、機能拡張および参加施設増加に資する経費に対して補助するとともに、「びわ湖あさがおネット」の活用事例を収集し、未参加施設へ働きかけを行うなど、運営主体であるNPO法人と連携して利用拡大に向けた取組を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、新たな在宅医療ニーズに対応するために在宅医療を担う医師を増やし、医師・看護師等の育成とスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等を通じて、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく。</p> <p>また、従来の地域医療連携に加え、医療資源の偏在を補完する遠隔医療の実施、健康維持・予防のための疫学分析、県民の主体的な健康づくりに役立つ情報のフィードバックなど、県民一人ひとりの状況に応じた適切な治療やケアが受けられるよう、「びわ湖あさがおネット」の活用を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課、医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 4 認知症施策の推進</p> <p>予 算 額 40,883,000 円</p> <p>決 算 額 40,147,756 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 30,117,200 円</p> <p> ア 認知症疾患医療センター運営事業 相談件数 7,827件</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業 7,611,666 円</p> <p> ア 歯科医師向け認知症対応力向上研修の実施 修了者数 35人</p> <p> イ 薬剤師向け認知症対応力向上研修の実施 修了者数 175人</p> <p> ウ 看護職員認知症対応力向上研修の実施 修了者数 18人</p> <p> エ 認知症相談医養成研修の実施 修了者数 107人</p> <p> オ 認知症医療と福祉の滋賀県大会の実施 参加者 168人（発表者12人含む）</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 1,270,890 円</p> <p> ア 若年認知症総合支援事業</p> <p> (ア) 若年認知症支援コーディネーターの設置 電話相談18件、面接相談 5件</p> <p> (イ) 企業研修・啓発事業 1 事業所に実施</p> <p> イ 若年・軽度認知症つながり促進事業</p> <p> (ア) 若年・軽度認知症居場所づくり支援補助金 2 カ所</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業 1,148,000 円</p> <p> ア 社会参加に向けた連携等の検討会議 開催回数 1 回</p> <p> イ 介護事業所等における社会参加活動推進事業</p> <p> (ア) 若年認知症支援者研修会 開催回数 1 回 参加者42名</p> <p> (イ) 見える化事業 事例報告会 1 回 参加事業所：32カ所 事業所一覧作成</p> <p> ウ 就労支援ジョブマッチング事業 現状・ニーズ把握 1 件、相談対応 2 件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p> かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関との連携を促進し、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である認知症疾患医療センターへの相談件数が増加した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明													
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業 地域の医療・介護・福祉・保健関係者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、認知症に関する基本知識や医療と介護の連携、認知症ケアの原則等の知識習得を促進することができた。新型コロナウイルス感染症流行の中においては集合による研修が困難であったが、Web（Zoom）やオンデマンド研修等工夫して研修会を開催した。 また、認知症の医療と福祉の滋賀県大会の開催により、認知症医療・介護等の優れた実践事例の普及を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認知症サポーター養成数（累計）</th> <th>平30(基準)</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>191,667人</td> <td>212,585人</td> <td>230,106人</td> <td>235,777人</td> <td>240,000人</td> <td>91.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年認知症支援コーディネーターと連携した相談支援の実施や、企業研修による就労継続に関する啓発、若年・軽度認知症の人に対する居場所づくりを通じて、若年・軽度認知症の人や家族に対する切れ目ない支援の実現に向けた取組を推進することができた。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業 社会参加に向けた連携等の検討会議では、現状や課題の共有や検討、社会参加に関する取組事例の共有を行った。 また、支援者育成のための研修等を通じて、若年認知症の人や家族が、適時適切な支援を円滑に受けられるための体制構築の推進を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 各認知症疾患医療センターの機能の充実を図り、認知症の進行を遅らせ、症状を緩和するための早期発見・早期対応に向けた体制を充実させるとともに、同センターを中心として、地域の状況に応じた認知症の専門医療相談体制を更に充実させていく必要がある。</p>	認知症サポーター養成数（累計）	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率	191,667人	212,585人	230,106人	235,777人	240,000人	91.3%
認知症サポーター養成数（累計）	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率								
191,667人	212,585人	230,106人	235,777人	240,000人	91.3%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業 今後も増加する認知症高齢者への適時適切な対応ができるよう、引き続き、医療・介護・福祉・保健関係者の育成および連携体制の構築を行う必要がある。 また、継続的に地域において認知症の人と関わる可能性のある人々へも広く認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ることや医療・介護・行政等が認知症医療とケアのプラスの部分積極的に発信して共有していく必要がある。</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年認知症の人やその家族が、気づきから介護サービス利用まで、本人が望む生活を送り続けることができるよう、居場所や相談窓口の周知を行っていく必要がある。 また、若年認知症支援コーディネーターとの連携により、病期に応じた適切な支援を切れ目なく受けることができる体制の構築を図っていく必要がある。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業 若年・軽度認知症者が社会に参加しながら本人の望む生活を継続できるよう、身近な地域単位で多様な居場所が充実するよう関係機関へ働きかけていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 認知症疾患医療センターのセンター長や相談員等で構成する認知症疾患医療センター推進会議等を開催し、現状や課題について情報収集や分析を行うとともに、地域の実情を踏まえた評価を行い、課題等の抽出およびその解決に向けた取組等の検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 認知症疾患医療センターを中心とする地域における認知症の専門医療相談体制の充実を図るため、地域の社会資源や課題等を関係者と共有するとともに、質の担保を図りながら地域の連携体制の構築を推進していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 認知症介護対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 医療・介護・福祉等各関係機関に対し、認知症対応力向上研修を実施し、地域における認知症医療や介護の質の底上げを図っていく。 また、県内の専門職による活動事例や研究発表を基に、多職種連携や相互理解を促進し、専門職の更なる研さんや、情報発信のためのフォーラムを開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 効果的な研修や専門職による活動事例等の取組発表を継続的に実施し、認知症医療・介護の充実を図っていく。</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 若年認知症支援コーディネーターを中心に、職域や介護事業所、地域における支援者研修会を開催し、認知症に関する基本知識や対応技術の習得とともに、個々のケースに応じた支援が実施できるよう支援者育成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一人一人の背景や病期に合わせた適切な対応が、認知症の人や家族に行えるよう支援者育成を推進していく。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症の人のつながり、役割づくり支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 関係機関との会議を開催し、現状と課題の共有や解決に向けた検討、各関係機関における取組の共有等により支援者間のネットワーク構築を図る。 また、若年認知症の方を受け入れることができる事業所や居場所についての情報収集、集約を行い、ホームページ等を通じて本人・家族、関係機関へ発信する。</p> <p>②次年度以降の対応 取組の継続により、若年・軽度認知症者が住み慣れた地域で、生きがいをもって社会参加ができる居場所を増やしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 5 介護サービス基盤の整備と介護サービスの質の確保と向上</p> <p>予 算 額 1,013,847,000 円</p> <p>決 算 額 665,427,000 円</p> <p>(繰 越 額 348,420,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 69,000,000 円 ア 特別養護老人ホーム 創設 1カ所 (うち令和 2 年度からの繰越 1カ所)</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 309,120,000 円 ア 地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所 (うち令和 2 年度からの繰越 1カ所、令和 4 年度へ繰越 1カ所) イ 特養併設ショートステイ用居室 1カ所 (うち令和 2 年度からの繰越 1カ所) ウ 認知症高齢者グループホーム 3カ所 (うち令和 2 年度からの繰越 1カ所) エ 看護小規模多機能型居宅介護 1カ所</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 10カ所 287,307,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 社会福祉法人が行う老人福祉施設の整備に助成を行い、第 8 期介護保険事業支援計画に基づく老人福祉施設の整備を進めることができた。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町が行う地域密着型サービス施設等の整備に助成を行い、計画的な施設等の整備を進めた。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設の開設準備に要する経費に助成を行い、介護施設等の整備を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町において、介護保険事業計画に基づいた施設整備が計画的に進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設が円滑に開設できるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助</p> <p>①令和4年度における対応 第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、市町と調整を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助</p> <p>①令和4年度における対応 令和4年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の整備について、市町へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、市町において、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助</p> <p>①令和4年度における対応 令和4年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の開設準備について、市町等へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度についても、市町において、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援をしていく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 6 介護職員の確保・育成・定着の推進</p> <p>予 算 額 249,072,000 円</p> <p>決 算 額 239,084,206 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 25,630,000 円</p> <p>ア 無料職業紹介事業 求人相談 4,211件、求職相談 4,762件 紹介数 131人、採用者数 195人（紹介81人・就職フェア114人）</p> <p>イ 啓発広報事業 求人情報誌の発行 24回</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 73,083,975 円</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 申込者数 677人 合格者数 114人</p> <p>イ 介護支援専門員研修の実施 研修修了者数 985人</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 132,734,231 円</p> <p>ア 滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会の開催 協議会開催回数 2回 協議会部会開催回数 7回</p> <p>イ 障害者・外国人介護職員養成事業 研修修了者数 39人</p> <p>ウ 介護職員実務者研修等代替職員確保事業 研修受講者数延べ22事業所 40人</p> <p>エ 介護職員研修受講支援事業 研修受講者数延べ98事業所 162人</p> <p>オ 介護・福祉人材確保緊急支援事業 事業実施 8市 資質向上研修等参加者数 延べ403人 フェア開催 7回、参加者延べ142人</p> <p>カ 介護職員定着等推進事業 研修修了者 34人 登録事業者数累計40事業者、242事業所</p> <p>キ 「滋賀の福祉人」育成事業 研修修了者 198人</p> <p>ク 外国人介護人材受入支援事業 相談件数延べ39件、マッチング支援数 16法人</p> <p>ケ 介護職員職場環境改善支援事業 支援事業所数 51事業所</p> <p>コ 介護のしごと魅力発信事業 「しがけあ」プロジェクト特設ウェブサイト 訪問実人数（開設以降）計15,994人</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 10研修 受講者数 1,346人 7,636,000 円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明													
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 福祉人材センターを設置し、無料職業紹介を通じて社会福祉事業に従事しようとする者と事業者間の雇用のマッチング支援などにより人材確保を図ることができた。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 各種研修を通して、要介護者の心身の状態等にあった的確な自立支援ができるよう、適正なサービス利用計画を作成する介護支援専門員の養成を図ることができた。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 介護職員数は横ばい傾向にあるものの、介護福祉士数は増加しており、研修受講にかかる事業所の取組支援やリーダー人材の養成などと併せて、介護職員の質の向上を図るとともに、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等により、介護従事者の負担軽減と介護現場の業務の効率化を進めることができた。 また、介護の仕事の魅力を「しがけあ」プロジェクトとして情報発信するとともに、障害者や外国人を対象とした介護職員養成研修の実施などにより、多様な人材確保、未経験・無資格からの介護職場への参入促進を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護職員数（前年10月1日時点）</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,200人</td> <td>(18,579人)</td> <td>(20,233人)</td> <td>(20,067人)</td> <td>21,600人</td> <td>36.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※厚生労働省の統計調査方法が全数調査から標本調査に変更されたことにより、令和元年度（平成30年度調査）から従来とは同じ方法で推計値が出せなくなったため、参考値として記載。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者に対し、認知症介護実践者研修等各種研修を実施し、認知症介護の質の向上を図るとともに、介護者等からの相談に応じて適切なケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員に対する研修を実施することにより、その専門性の充実を図ることができた。</p>	介護職員数（前年10月1日時点）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率	19,200人	(18,579人)	(20,233人)	(20,067人)	21,600人	36.1%
介護職員数（前年10月1日時点）	平30（基準）	令元	令2	令3	目標値	達成率								
19,200人	(18,579人)	(20,233人)	(20,067人)	21,600人	36.1%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 生産年齢人口が減少する中、福祉人材の確保に向けて、ハローワークや市町等の関係機関と一層の連携強化を図り、未経験者・未就業者の参入促進や潜在有資格者の再就業を促進する必要がある。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 多職種連携による要介護者等の自立支援に向けた確かなケアマネジメントを行えるよう研修手法を見直すなど、地域包括ケアの担い手となる介護支援専門員を養成する必要がある。また、受講しやすい研修環境となるよう、オンライン研修などを拡大していく必要がある。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 「しがけあ」プロジェクトの更なる展開、多様な人材の参入促進のための介護未経験者への研修実施や資格取得支援、国際介護・福祉人材センターを通じた外国人介護人材の受入支援を一層進めるとともに、引き続き、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等による職場環境改善、定着支援等を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 認知症介護従事者や介護支援専門員に対する各種研修を継続的に実施し、認知症ケアやケアマネジメントに携わる者の資質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む）</p> <p>①令和4年度における対応 ハローワーク等の関係機関や大学等の教育機関との連携を強化し、学生や未経験者に対する介護・福祉の魅力発信や広報啓発の充実を図るとともに、関係者が参画する同センター運営委員会での意見を踏まえ現場課題の共有・解決につなげていく。またコロナ禍の中においても、感染症対策を講じて求職者と事業所が出会える機会を作っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 運営委員会を活用し、求職者や求人事業所にきめ細やかな支援ができるよう継続的な事業検討を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 介護支援専門員養成事業</p> <p>①令和4年度における対応 介護支援専門員研修向上検討委員会での意見を踏まえ、より良い研修となるよう研修手法のあり方を検討する。講義形式の研修など可能なものからオンライン形式を導入し、受講生が受講しやすい研修環境を整え、受講負担の軽減を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 常に効果的な研修となるよう上記取組を継続する。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 県内企業や学生とも連携して「しがけあ」プロジェクトを更に展開していくとともに、介護従事者の負担軽減や離職防止に向けた業務改善への支援やICT化および介護ロボット導入にかかる助成の継続、市町の取組への支援など、一層、介護人材確保・定着・育成の促進を図る。また、外国人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着まで一連の支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会を中心として、市町とも連携を図りながら、関係者一体のもと、効果的施策の継続検討を実施する。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業）</p> <p>①令和4年度における対応 認知症介護実践者研修等各種研修については、今年度より新カリキュラムにより研修を実施するとともに、研修評価を行い、次年度以降の研修計画に反映する。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降も継続して、介護従事者の資質向上に資する研修事業を行い、介護人材の育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 7 食品や水道水の安全確保と生活衛生の向上</p> <p>予 算 額 312,528,000 円</p> <p>決 算 額 238,798,095 円</p> <p>(繰 越 額 70,200,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 5,576,360 円</p> <p>ア 飲食店等重点監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の夏期一斉監視 838施設 ・カンピロバクター等食中毒予防対策 83施設 ・食品、添加物等の年末一斉監視 1,084施設 <p>イ 食中毒発生予防のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒注意報の発令（7月～9月） 1回 ・ノロウイルス食中毒注意報（11月～3月） 4回 ・食品衛生月間の実施（8月） 街頭啓発 7カ所 衛生講習会 8回 パネル・ポスター展示 8カ所 ・食中毒予防講習会 26回 ・食中毒予防に関する情報提供 19回 <p>(2) 食の安全確保推進事業 8,858,648 円</p> <p>ア 滋賀県食の安全・安心推進条例の遵守、徹底</p> <p>イ 滋賀県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導および試験検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導 実施施設数 6,360件 ・試験検査 実施検体数 659件 <p>(3) 食品安全監視センター事業 1,757,012 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視員による施設指導や助言 実施件数 538件 ・滋賀県食品高度衛生管理認証施設に対する外部検証 実施件数 38件 ・滋賀県HACCP適合証明 証明件数 8件 <p>※「HACCP」・・・食品等事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 生活衛生推進事業 4,304,088 円 多数の者が使用しまたは利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物に対する重点監視指導 66施設（計画施設72施設）</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 3,026,269 円 ア 動物の適正飼養の徹底、愛護の普及啓発 啓発事業参加者数 759名 イ 飼い主のいない猫の減少および周辺の生活環境の保全を図るための地域猫活動補助金の交付 20件 ※「地域猫活動」・・・自治会やボランティアグループなどが野良猫に不妊去勢手術を実施し、エサ・トイレの管理をすることで生活環境を改善する活動。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 215,275,718 円 ア 知事所管水道事業の施設に対する定期立入調査 9水道事業者 19事業 イ 広域連携の推進 ・滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会 2回開催 ・水道事業の将来見通しに関する研究会 3回開催 ・市長会・町村会での水道広域化推進プランの説明 各1回開催 ウ 水道生活基盤施設耐震化等補助 9水道事業者</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 新型コロナウイルス感染症の蔓延により感染症対応業務が増大したため、食品衛生監視指導計画の中でも特に重点的に監視すべき施設を選択し、監視指導を実施した。 また、計画に基づく意見交換会や啓発事業については、保健所等の業務増大により中止や縮小することとなったが、その中においても感染症対策を講じ、参加者の安全を確保することで開催することができた。 さらに、食中毒注意報の発令や食品衛生情報は適宜発信し、食中毒発生予防の推進を図ることができた。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、継続許可業者等に対し許可の継続時に、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により、食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を最優先で実施した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 食品安全監視センター事業 新型コロナウイルス感染症の急拡大による保健所等の業務増大により、HACCP協議会をやむをえず中止せざるを得ない状況であった。その中でも、重点的に監視すべき施設を選択し、大規模食品製造施設等に対する監視指導やHACCPに基づく衛生管理の実施状況についての外部検証を行った。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 多数の者が使用しまたは利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物に対し、監視指導することにより、衛生水準を確保することができた。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 滋賀県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養の普及啓発を実施したことで動物愛護意識の向上を図るとともに、補助金の交付等により地域猫活動を支援し、周辺的生活環境の保全を図ることができた。 近年顕在化してきた多頭飼育問題については、関係者による多頭飼育対策検討会を開催し、動物行政だけによらない多機関連携に向けた対応マニュアルを作成した。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 水道施設の維持管理や施設の状況に応じた適切な対策の指導および補助金活用による水道施設整備の促進により、水道水の安全・安定供給の推進を図ることができた。また、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等において各水道事業者と意見交換を実施し、本県の水道における広域連携について「滋賀県水道広域化推進プラン」の検討を行った。</p> <p>3 今後の課題 (1) 食中毒予防対策事業 令和3年度は、カンピロバクターやノロウイルスに加え、腸管出血性大腸菌O157やアニサキスによる食中毒が全国的にも多発した。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、外食に代わりテイクアウトや通信販売等新たな業態による営業が増加している。このため、引き続き製造工程における重要な工程（加熱殺菌や冷却）の確認や従業者の健康管理の徹底と、業態に応じた効果的かつ効率的な監視を行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 食の安全確保推進事業 令和3年6月1日から新たな許可・届出制度が施行されたため、各施設に応じた的確な業種への変更指導と新たな施設基準への適合確認、併せて、食品衛生法の改正により食品事業者に義務付けられた「衛生管理計画」の作成状況の確認のための監視指導を優先的に実施する必要がある。 また、保健所および衛生科学センターは新型コロナウイルス感染症対応業務でひっ迫し、食品検査を途中から中止せざるを得ない状況であったが、コロナ禍においても食品の検査については継続して実施する必要がある。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 滋賀県食品高度衛生管理認証施設に対する外部検証を引き続き実施するとともに、その他の施設については、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、事業規模、業態、食品の特性等に応じた指導・助言をしていく必要がある。 特に、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、小規模事業者が新たに食品衛生法上で規格基準の定められた食品の製造を始める事例や、通信販売やふるさと納税返礼品へ出品する事例等、広域に流通する食品の新たな業態が増加した。広域に流通する食品の安全性を確保するため、従来どおり科学的な視点から専門的な監視を行うだけでなく、事業者が理解しやすい指導・助言を行うことで食品衛生に対する意識および知識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 生活衛生関係施設における衛生水準の確保・向上を図るため、保健所による監視指導の実施とともに、各業界団体が行っている自主衛生管理推進事業に対して、より活性化されるよう支援していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対応業務の増大により、目標値に到達できなかった特定建築物への重点監視指導業務については令和4年度も継続する必要がある。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 新型コロナウイルス感染症拡大もあり、啓発の機会の減少や活動場所の南部地域への偏在化が生じており、引き続き終生飼養をはじめとする動物の適正飼養啓発を実施する必要がある。飼い主のいない猫対策については、取組を認知してもらうためにも、地域猫活動の支援を継続する必要がある。また、近年増加している多頭飼育問題に対して、令和3年度は多頭飼育対策検討会や多頭飼育対策勉強会の開催により福祉部局、地域住民等との連携のきっかけを掴めたが、多頭飼育問題への理解や共通認識の醸成、多頭飼育対策の普及啓発に取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 引き続き安全な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業者に対して、施設管理、水質管理、施設整備および危機管理対応等に関して必要な指導助言を行っていく必要がある。また、平成31年3月に策定した滋賀県水道ビジョンの進捗管理を進めるとともに、水道事業の経営安定化に資する広域連携の推進方針を定める、「滋賀県水道広域化推進プラン」を令和4年度中に策定を行うとともに、プランに基づき可能な施策の検討・取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、県内水道事業者に対し感染予防対策を講じたうえで、事業継続について情報提供および指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157食中毒予防対策として、引き続き、生または加熱不十分な食肉を提供する飲食店に対し重点的に監視指導を行うと共に、県民に対し食中毒に関する正しい知識の普及および啓発を行う。ノロウイルスによる食中毒予防対策としては、従業員の健康管理や適切な手洗い指導および啓発を行う。また、給食施設における大規模食中毒の発生を防止するため、介護保険施設を対象に、健康危機発生時を想定した模擬訓練を実施する。アニサキス食中毒予防対策として、魚介類販売業者に対する監視指導を実施する。</p> <p>また、種々の監視に併せて、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、新たに増加したテイクアウトや通信販売等の業態の営業者に対し、重要な工程（加熱殺菌や冷却）の確認や従業員の健康管理について徹底していく。</p> <p>②次年度以降の対応 食中毒発生状況を鑑み、次年度以降も引き続き、重点事業として監視指導や消費者啓発により食中毒予防を実施する。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新たな許可・届出制度が施行されたことにより、許可の継続監視に併せて、各施設に応じた的確な業種への変更を指導するとともに、併せて、法改正により食品事業者に義務付けられたHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認のための監視指導を実施する。</p> <p>なお、コロナ禍においても食品検査を継続して実施する必要があることから、令和4年度は食品検査の一部を外部検査機関に委託することとした。あわせて、令和6年度からの「(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画」について、コロナ禍において中止したり規模を縮小して実施せざるを得なかった現計画の評価や課題の抽出等を行い、次期計画に反映できるよう準備作業を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症のような危機が発生しても、「滋賀県食の安全・安心推進計画」に示す取組や「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導は、発生状況を鑑みながら実施し、食の安全確保に取り組む。 そのためには、危機発生時においても食品の検査を含め、保健所における食品衛生業務を継続して実施できるような次期「滋賀県食の安全・安心推進計画」や「食品衛生監視指導計画」を食の安全・安心審議会の意見を踏まえつつ検討していく。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 ①令和4年度における対応 滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認するため、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。 また、大規模食品製造施設等のHACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、外部検証の実施や滋賀県HACCP適合証明制度を活用するとともに、滋賀県HACCP協議会を開催し、衛生管理における課題共有、意見交換や講習を行う。 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて収去検査やふき取り検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 大規模食品製造施設等のHACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、滋賀県食品衛生監視指導実施計画に基づき、施設の状況に応じて外部検証を実施し、衛生管理の実施状況を確認する。 また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小規模の食品製造施設に対しては、引き続き「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認するとともに、必要に応じて微生物検査等を活用しながら科学的な専門監視を行い、事業者の実情に合わせた効果的な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症対応業務が増大し、営業施設への監視指導業務が困難となり、目標値に到達できなかったため、特定建築物に対し、引き続き書面調査等を用いた効率的な指導を行い、営業施設における衛生水準を確保する。 加えて、クリーニング所（取次店を除く。）に対し、クリーニング所における適正な衛生管理の徹底を図り、利用者の利益の擁護の向上を目指すため、重点的に監視指導を実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 重点監視は、特に監視の必要な施設を設定し、計画的かつ効率的に各保健所一斉で監視指導しているものであり、過去の重点監視の実施状況やその時点での課題等を鑑み、次年度以降も継続して実施していく。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業</p> <p>①令和4年度における対応 長浜市の商業施設を活用した適正飼養や保護犬猫周知に係る情報発信イベントを開催する。 地域猫活動補助金を活用することで、引き続き地域の取組を推進する。 関係者による多頭飼育問題勉強会を開催し、福祉関係者との共通認識の醸成を図る。 現行計画「滋賀県動物愛護管理推進計画」の令和5年度での見直しに向けて、現状把握と課題整理を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 地域猫活動支援や福祉関係者への多頭飼育対策の周知を継続するとともに、啓発事業により動物愛護意識の醸成を図る。また、現状の課題を踏まえながら、人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて、次期「滋賀県動物愛護管理推進計画」の計画見直しを行う。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進</p> <p>①令和4年度における対応 県内の水道事業者に対する広域連携を含めた指導助言を継続するとともに、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等を活用し、滋賀県水道ビジョンの進捗管理や、広域連携の推進方針を定める「水道広域化推進プラン」を策定する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、県内水道事業者に対し感染予防対策を講じたうえで、事業継続について情報提供および指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県水道ビジョンに基づき、安全で災害に強く持続的な水道を目指して、事業者に対する指導助言を継続して実施するとともに、県内水道事業者とともに「水道広域化推進プラン」の推進方針にもとづき、ゆるやかな広域連携の推進、将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進など基盤強化に向けた取組を行う。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 8 医薬品等の品質確保と適正使用の推進</p> <p>予 算 額 32,359,000 円</p> <p>決 算 額 29,905,084 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 23,264,528 円</p> <p> ア レンタルラボ（開放実験室） 試験検査機器の利用状況：18機種、262回</p> <p> イ インキュベーション（人材育成）</p> <p> ・薬業ディナーセミナー 4回（37人）</p> <p> ・薬業eセミナー 4回（34人）</p> <p> ・薬業スキルアップセミナー 3回（197人）</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 918,004 円</p> <p> 薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して立入検査を実施し、違反施設については指導を行った。（監視指導施設数：723件 違反施設数：69件 行政処分施設数：2件）</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 5,722,552 円</p> <p> ア 「愛の血液助け合い運動」の実施（7月）</p> <p> ・滋賀県献血功労者表彰式は中止し、表彰状等の伝達・贈呈を実施（知事感謝状贈呈対象 団体24、個人12）</p> <p> ・啓発資材の配布および献血啓発横断幕の掲示による運動の周知を実施</p> <p> イ 若年齢層献血推進事業</p> <p> ・「はたちの献血キャンペーン」（1月～2月）</p> <p> ・献血推進ポスターコンクール 表彰8作品</p> <p> ウ 献血推進事業委託</p> <p> ・献血推進団体による献血へのきっかけづくり、献血PRキャンペーン事業の実施</p> <p> エ 献血推進費補助</p> <p> ・滋賀県献血協会の献血推進事業への補助</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p> 新型コロナウイルス感染症の影響がある中、医薬品等製造業者等に対して、少人数での試験研修やインターネットを併用してのセミナーを開催するなど、製薬技術者の育成や地場製薬企業の支援のための事業を行い、製薬技術の向上支援を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 医薬品等の監視指導 薬局、医薬品販売業者に対して立入検査等を行い、必要な指導を行うとともに、医薬品製造販売業者、製造業者に対して立入調査を実施し、消費者に有効・安全・高品質な医薬品等の供給を図ることができた。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 啓発資材の配布や横断幕の掲示等により、400 ml献血の推進や、若年層への献血思想の普及を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 日々進歩する製薬技術や法令改正に対応できるよう、各種セミナーの開催等により、技術者育成等の支援に継続して取り組む必要がある。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 立入検査において違反のあった施設に対して指導を行い、改善措置を講じた。さらに、今後も継続して監視指導を行う必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 若年層の献血率の低下は全国的な課題であり、本県においても同様の状況にある。高等学校での献血学習を推進するほか、大学生や20代への啓発にも引き続き取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>①令和4年度における対応 機器分析、微生物試験の研修の実施やインターネットを併用してのセミナーの開催など、「薬業スキルアッププログラム」に基づいて、年間を通じて計画的に実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 庁舎の設備、機能を活用し、薬業関連団体と連携して、より効果的な製薬技術の向上支援事業の実施に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <p>①令和4年度における対応 前年に違反を指摘した施設に対して、その改善状況をフォローし、計画的な監視指導に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、有効・安全・高品質な医薬品等の供給のため、計画的な監視指導に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <p>①令和4年度における対応 若年層献血推進アクションプランに基づき、高校生や大学生を対象とした啓発事業や高等学校、大学における献血の実施に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係者と連携を図り、効果的な普及啓発に継続して取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 9 薬物乱用対策の推進</p> <p>予 算 額 9,647,000 円</p> <p>決 算 額 8,382,399 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 321,880 円 指定薬物を含有することが疑われる危険ドラッグの製品調査（試買調査）を行った。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 5,961,510 円 ア 薬物乱用防止功労者表彰式 団体 2、個人 9 イ 薬物乱用防止を呼びかける「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 パネル展示を実施 ウ 麻薬・覚醒剤乱用防止強化運動の実施 年 1 回 エ 薬物乱用防止啓発活動補助 16少年センター オ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの開催 県内 9 カ所</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 2,099,009 円 ア 麻薬取扱者、覚醒剤・覚醒剤原料取扱者に対する指導取締り 222 業務所 イ 不正大麻・ケシの取締り 県内の自生ケシの抜去、焼却処分 16カ所</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 全国の指定薬物の検出情報を県ホームページに掲載し、県民に該当製品を使用しないよう呼びかけを行い、健康被害の発生を防ぐことができた。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 新型コロナウイルス感染症の影響により、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動として、啓発パネルを県内 2 カ所で展示した。また、薬物乱用防止指導員による小中高校生を対象とした薬物乱用防止教室を少人数で複数回に分けて実施するなど、若年層への啓発を中心に実施した。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 医療機関や薬局、卸売業者の麻薬業務所等に対する立入調査や指導等を実施することにより、麻薬等の適正な取扱いを推進した。また、自生しているケシの抜去処分を行い、不正に使用されないよう努めた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 新たな危険ドラッグ販売店が県内にできないよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 近年、全国的に大麻乱用の低年齢化が進んでいるため、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮した新たな啓発活動を実施していく必要がある。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り 不正な麻薬等の取扱いを防止するため、引き続き、監視指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 危険ドラッグの販売が県内で行われないう、関係機関等からの情報収集に努めるとともに、引き続きインターネットで販売されている薬物を買上げ、製品調査（試買調査）を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 危険ドラッグの販売が県内で行われないう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発を更に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き関係団体と協働して薬物乱用に関する知識を啓発するとともに、薬物乱用防止指導員による地域住民への啓発や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室の実施等により、薬物乱用を許さない社会環境づくりと青少年への予防啓発に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組み、特に、大麻乱用防止を中心とした若年層への啓発活動については、インターネット等を活用して行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>①令和4年度における対応 前年に違反を指摘した麻薬等取扱者に対して、その改善状況を確認するとともに、無通告立入検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 麻薬等取扱者に対し、定期的に無通告立入検査を実施し、不正使用、不正流通の抑止力となるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明		
<p>20 子どもを安心して育てることのできる環境づくり</p> <p>予 算 額 3,636,560,000 円</p> <p>決 算 額 3,534,266,980 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 19市町が実施する乳幼児福祉医療費助成事業に対する補助 支払件数 1,134,865件 1,109,833,371 円</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 8,124,265 円 子育て・女性健康支援事業 ・妊娠・出産・子育てに関する健康相談 延べ 1,090件 ・思春期の健康教育 20回 市町母子保健事業への支援 ・情報交換会等 3回</p> <p>(3) 不妊治療サポート啓発事業 848,850 円 ・不妊に悩む方をサポートするイベントの開催 1回（オンラインイベント） ・不妊治療サポート活動支援事業補助金 3団体</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 121,551,000 円 ・認定こども園整備事業 2市 3施設 ・幼保連携型認定こども園環境整備事業 27法人 32施設</p> <p>(5) 地域子育て支援事業 2,007,459,000 円 ・利用者支援事業 18市町 28カ所（基本型） 7カ所（特定型） 28カ所（母子保健型） ・延長保育事業 17市町 205カ所 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 9市町 726人 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 6市 ・放課後児童健全育成事業 19市町 526支援単位 ・子育て短期支援事業 10市町 759件（ショートステイ） 124件（トワイライトステイ）</p>		

事 項 名	成 果 の 説 明		
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・一時預かり事業 	<ul style="list-style-type: none"> 19市町 17市町 16市町 19市町 	<ul style="list-style-type: none"> 8,062 件 5,687 件
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・病児保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 19 市町 13 市 	<ul style="list-style-type: none"> 105カ所（一般型） 152カ所（幼稚園型） 7カ所（余裕活用型） 85カ所 19カ所（病児対応型） 8カ所（病後児対応型） 81カ所（体調不良児対応型）
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て援助活動支援事業 	13 市町	
	(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業	16 市町	142施設 158,978,000 円
	(7) 保育士・保育所支援センター運営事業	就労者数	124人（うち保育士 122人） 29,346,000 円
	(8) 保育士修学資金等貸付事業	貸付者数	253人 20,494,090 円
	(9) 放課後児童クラブ施設整備費	3 市町	5 支援単位 20,490,000 円
	(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト		5,384,196 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・フェスタ開催 ・実施団体への補助 	参加者	501人
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体への補助 	11団体	
	(11) 「滋賀で家族になろう」推進事業		11,827,208 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・あいはぐプロジェクト応援団事業 ・めぐりあい創出モデル事業 ・高校生向けライフデザイン出前講座事業 ・「フューチャーマップ」創造支援事業費補助金 ・企業結婚・子育て支援プロモート事業 	参画企業・団体数	33社・団体
		オンラインイベント開催回数・申込者数	10回・186人
		実施高校数	8 高校 受講者 1,313人
		補助交付団体数	2 団体 受講者 516人
		プロモーター訪問数	167社・団体

事 項 名	成 果 の 説 明
	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚応援情報発信事業 オンラインライフデザインセミナー受講者 169人 (12)多子世帯子育て応援事業 33,040,000 円 市町が行う第3子以降の保育料および副食費の無料化(R1.10～)に対する補助 19 市町 (13)放課後児童クラブ実態調査事業 1,617,000 円 回収件数 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ施設調査 232件 回収率61.7% ・放課後児童支援員等調査 1,666件 回収率59.3% (14)放課後児童クラブ巡回支援事業 巡回箇所 80カ所 3,584,000 円 (15)保育士等奨学金返還支援事業 5 市 23人 520,000 円 (16)医療的ケア児保育支援者育成事業 研修受講者数 25名 1,170,000 円 <p>2 施策成果</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児福祉医療費助成事業 小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児の保健水準の向上と健やかな育成を図ることができた。 (2) 母子保健対策推進事業 母子保健従事者を対象とする健診や産後ケア等についての研修会、情報交換会等を開催し、市町だけでなく医療機関等も含めた関係機関への情報提供および啓発を行うことができた。 (3) 不妊治療サポート啓発事業 不妊治療経験者による体験談の発表や当事者同士の意見交換会を行うオンラインイベントを開催し、不妊治療を行う中での悩みやつらさなどを共有できる場を提供した。また、地域で活動する支援団体に対する活動費の補助を行い、身近な環境で支援できる体制の整備を図った。

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 市町に対して補助を行い、認定こども園等の計画的な整備や保育の質の向上など、子どもを安全・安心に育てることができる環境の整備を促進した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <tr> <td>保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）</td> <td>平 30（基準） 58,562人</td> <td>令 3 61,897人</td> <td>目標値 61,355人</td> <td>達成率 119.4%</td> </tr> </table> <p>(5) 地域子育て支援事業 市町に対して補助を行い、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭および子どもを対象とし、地域の実情に応じた延長保育、一時保育、放課後児童クラブなどの子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることができた一方で、地域子育て支援拠点については、運営に必要な人材が確保できなかったことなどによる廃止により目標を達成できなかった。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <tr> <td>地域子育て支援拠点数</td> <td>平 30（基準） 88箇所</td> <td>令 3 85箇所</td> <td>目標値 89箇所</td> <td>達成率 0%</td> </tr> </table> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 市町に対して補助を行い、低年齢児の受入れに取り組む民間保育所および幼保連携型認定こども園に対する支援を行うことにより、低年齢児保育の質の向上ならびに保育士の業務負担軽減を図ることができた。</p> <p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 保育士・保育所支援センターの体制を強化し、保育士有資格者登録制度への誘導を兼ねた保育人材バンクによる潜在保育士の再就職や新卒者の県内保育所への就業、現任保育士の就労継続を支援した。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士に対する就職準備金等の貸付を行い、新規保育士資格取得者の確保や潜在保育士の就労を促進した。</p>	保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）	平 30（基準） 58,562人	令 3 61,897人	目標値 61,355人	達成率 119.4%	地域子育て支援拠点数	平 30（基準） 88箇所	令 3 85箇所	目標値 89箇所	達成率 0%
保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）	平 30（基準） 58,562人	令 3 61,897人	目標値 61,355人	達成率 119.4%							
地域子育て支援拠点数	平 30（基準） 88箇所	令 3 85箇所	目標値 89箇所	達成率 0%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 放課後児童クラブの設置促進を図る市町に対して、その整備に要する経費を補助することにより、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めることができた。</p> <p>(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト 子ども食堂など、子ども関係団体と農業者がつながることにより、食材の提供や食育、体験活動の充実、農業への関心の高まりなど、子どもを支える地域づくりを進めることができた。</p> <p>(11) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、官民協働で若者の結婚を応援する企業や団体等のネットワークを構築し、若者を応援する機運の醸成を図った。さらに、令和3年度は結婚を希望する方を対象として広域的な出会いの場を創出するため、婚活イベントの開催や、社会人に対してもライフデザインについて考える機会を提供できるよう、オンラインライフデザインセミナーや「結婚を考えるふたりのためのライフデザインブック」を制作した。</p> <p>(12) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯にかかる保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、希望する数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進した。</p> <p>(13) 放課後児童クラブ実態調査事業 放課後児童クラブの実施規模、放課後児童支援員等の処遇および職場環境の実態などを調査・把握し、その結果を踏まえ、令和4年度から放課後児童支援員等に対する研修の充実など効果的な施策を構築することができた。</p> <p>(14) 放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、児童とのかかわりの観点から日誌等の管理方法など事務的な部分まで広く助言・指導等を行うことにより、放課後児童クラブの質の向上を図ることができた。</p> <p>(15) 保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が返還する奨学金の一部を支援する市町に対して補助することにより、県内保育所等への就労や定着を促進し、県内における保育士等の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備を推進した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(16) 医療的ケア児保育支援者育成事業 保育士や看護師に対し、医療的ケア児への保育や看護に関する研修を行い、地域の保育所等における医療的ケア児の受入体制を構築するとともに、インクルーシブ保育の取組を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 平成28年4月から制度拡充（自己負担と所得制限の撤廃）を行い、就学前の子どもの医療費完全無料化を図った。今後も限られた医療資源・財源の中で、現行制度を安定的に維持し、安心して子育てできる環境づくりに寄与していく必要がある。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 母子保健施策を通じた妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援体制の充実に向け、妊産婦へのメンタルヘルス支援の充実等、引き続き取組を行う必要がある。</p> <p>(3) 不妊治療サポート啓発事業 不妊治療当事者が抱える負担のうち、経済的負担については保険適用などにより一定軽減することができているが、精神面および環境面の支援はまだ十分とは言えないため、引き続き事業を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業 市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等に対して支援するなど、引き続き待機児童を解消するとともに、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>(5) 地域子育て支援事業 運営に必要な人材が確保できなかったことなどによる廃止により目標を達成できなかったが、第2期市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援により、子育ての不安感や負担感を解消する必要があるとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の実情に応じた市町の取組の促進を図っていく必要がある。また、放課後児童クラブ等、子どもたちが多く集まる場所で新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた中での事業推進が求められる。</p> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 低年齢児保育の質の向上に加え、保育士の負担軽減が図られることにより、喫緊の課題である保育人材の確保にもつながることから、市町での本事業の活用を促す必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業 教育・保育施設や地域型保育の量的拡充に伴い、必要となる保育士を確保するため、引き続き新任保育士の就職支援、潜在保育士の再就職支援、現任保育士の就労継続支援に取り組むとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う必要がある。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業 教育・保育施設や地域型保育の量的拡充に伴い、必要となる保育士を確保するため、引き続き保育士の新規確保、潜在保育士の再就職支援等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、待機児童の解消を図る必要があることから、第2期市町子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの施設整備を支援する必要がある。</p> <p>(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト 「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じて、農業関係者など地域の多様な人々が子ども食堂に関わる地域づくりを進める必要がある。</p> <p>(11) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、市町や企業等と連携する仕組みの構築や更なる機運の醸成を行う必要がある。</p> <p>(12) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯に係る保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、安心して産み育てられる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(13) 放課後児童クラブ実態調査事業 放課後児童クラブの実施規模、放課後児童支援員等の処遇および職場環境の実態等の把握した情報を活かし、放課後児童クラブの質の向上を図る必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(14)放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、助言・指導等を継続して行うことにより、引き続き放課後児童クラブの質の向上を図る必要がある。</p> <p>(15)保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が県内の保育所等に就職する契機となるよう、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る必要がある。</p> <p>(16)医療的ケア児保育支援者育成事業 引き続き、地域の保育所等において医療的ケア児の受入体制を構築し、インクルーシブ保育の取組を促進する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業</p> <p>①令和4年度における対応 子どもを安心して育てることのできる環境づくりを進めていくために、制度を安定的に運営する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の制度のあり方について、市町の意見を伺いながら、丁寧な議論をしていく。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援の充実のため、母子保健情報交換会等を行い、関係者間で情報共有を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 担当者会議等で各圏域の課題を確認しながら、各市町の母子保健の取組等好事例の横展開が図れるように検討会や関係者に対する研修等を行う。また、医療機関と市町の連携がより円滑に推進するよう支援を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 不妊治療サポート啓発事業</p> <p>①令和4年度における対応 情報共有ができる場の提供や支援団体への補助を行い、不妊で悩む方を支える環境づくりを進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 当事者のニーズを踏まえ、引き続き負担を軽減できる施策に取り組む。</p> <p>(4) 子育て支援環境緊急整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 地域のニーズを踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町の認定こども園整備等が着実に進められるよう支援し、引き続き、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進めていく。</p> <p>(5) 地域子育て支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 地域のニーズを踏まえ、市町が実施する在宅の子育て家庭を含む全ての家庭および子どもを対象とする事業について、他市町事業の好事例などの情報共有により、地域の実情に応じた市町の取組を支援する。 また、放課後児童クラブ等については、マスク等の衛生用品を購入する経費や、感染症対策の研修受講費用等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 第2期市町子ども・子育て支援事業計画による施策を支援することで、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。引き続き、他市町事業の好事例などの情報共有により、制度の活用などを働きかけていく。</p> <p>(6) 低年齢児保育保育士等特別配置事業</p> <p>①令和4年度における対応 各市町に対し、本事業のより積極的な活用を促し、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降についても、引き続き各市町に対する本事業の積極的な活用を促すことにより、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 保育士・保育所支援センター運営事業</p> <p>①令和4年度における対応 保育人材確保を図るため、引き続きセンターの運営による潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進や、現任保育士の就労継続のサポート等を行うとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 必要となる保育士を確保するため、待機児童対策協議会に設けた保育人材確保部会において、更なる実効性のある取組を検討し、実施していく。</p> <p>(8) 保育士修学資金等貸付事業</p> <p>①令和4年度における対応 必要となる保育士を確保するため、引き続き保育士の新規確保、潜在保育士の再就職支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(9) 放課後児童クラブ施設整備費</p> <p>①令和4年度における対応 地域のニーズを踏まえて市町が実施する放課後児童クラブ施設整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援することで、待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に資するため、引き続き、放課後児童クラブの施設整備が着実に進むよう支援し、保護者の子育てと仕事の両立が可能となる環境づくりを進めていく。</p> <p>(10) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト</p> <p>①令和4年度における対応 本事業は令和3年度末をもって終了とし、今後は「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」へのスポンサー呼びかけを通じて農業者も含めた地域の多様な人々の子ども食堂への参画を促す。</p> <p>②次年度以降の対応 「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」のスポンサー呼びかけ等を通じて、地域の様々な関係者と子ども食堂をつなぐための仕組みづくりを更に進めることにより、子どもを真ん中においた地域づくりを推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11)「滋賀で家族になろう」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、オンライン型結婚支援センターの整備およびAIを活用したマッチングシステムの導入により、市町や企業等と連携する仕組みを構築するとともに広域的な出会いの機会を創出する。さらに、高校生や大学生等に対して、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等を見通したライフデザインについて学ぶ機会を提供する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、結婚を希望している方の希望が叶えられるよう、市町や企業等と協働して施策を展開するとともに、高校生や大学生等に対して、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等の将来を見通したライフデザインについて学ぶ機会を提供する。</p> <p>(12)多子世帯子育て応援事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、現行のスキームにより市町に対する補助を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応 多子世帯の保育に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。</p> <p>(13)放課後児童クラブ実態調査事業</p> <p>①令和4年度における対応 本調査結果を活かし、放課後児童支援員等の資質を高めるための研修を充実させ、放課後児童クラブの質の向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き本調査結果を活かし、放課後児童クラブの質の向上を図る。</p> <p>(14)放課後児童クラブ巡回支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 160カ所を巡回し、放課後児童クラブに対して助言・指導等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き巡回を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(15) 保育士等奨学金返還支援事業</p> <p>① 令和4年度における対応 県内保育所等で就労する保育士等を安定的に確保するため、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る。</p> <p>② 次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(16) 医療的ケア児保育支援者育成事業</p> <p>① 令和4年度における対応 引き続き、研修を開催し受講者を増やし、保育士や看護師の更なる資質向上を図る。</p> <p>② 次年度以降の対応 研修を通してネットワークづくりを推進し、施設における医療的ケア児の受入体制を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 1 子どもが健やかに育つ環境づくり</p> <p>予 算 額 527,297,000 円</p> <p>決 算 額 522,183,402 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 55,379,004 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 街頭啓発：1回、リボン・チラシ配布 約 35,000 個 賛同企業・団体：17団体、出前講座 20 回 ・「虐待ホットライン」 電話相談 24 時間 365 日 ・児童虐待相談等関係職員研修等 7 日間 ・スーパーバイザー派遣 15市町（延べ 101 回） ・保護者カウンセリング事業 9 回 <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 30,340,480 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援事業 養育里親の新規登録者数 19家庭 里親等への訪問支援 203回 ・養育・養子縁組里親研修 3 回 延べ 114人 <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 396,107,701 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 給付者 22,902 人（月平均） ・ひとり暮らし寡婦 給付者 597 人（月平均） ・ひとり暮らし高齢寡婦 給付者 603 人（月平均） ・父子家庭 給付者 1,885 人（月平均） <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 10,092,756 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談員養成講座開催委託 12 回 延べ 184人 ・弁護士等専門相談 延べ 56人 ・一時保護委託 20人 ・子ども家庭相談センター相談受付件数 1,435 件 うちDV501件 ・一時保護人員 67 人 うちDV 54人

事 項 名	成 果 の 説 明																
	<p>(5) 地域養護推進事業 21,304,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり（若者食堂） 14回開催 参加者計287名（延べ人数） ・就労、生活に関する相談支援 445件（延べ人数） 内訳：生活相談390件、就労相談49件、医療関連相談3件 法律相談3件 ・継続支援計画の策定 15名（令和4年3月末支援対象者 計30名） ・各種会議の開催による進捗管理、機関連携 全体会議1回、進捗会議9回、個別支援会議55回 <p>(6) 養育費履行確保等事業 312,915 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書等による債務名義の作成支援 3件 ・養育費の取り決め等に関する相談会 4回 参加者6人 ・啓発パンフレット作成 20,000枚 <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 8,646,546 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともだち登録数 2,110人 ・相談件数 2,895件 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>11月の児童虐待防止推進月間においては、民間企業にポスターの掲示やオレンジリボンの着用を依頼し、商業施設での啓発活動によるオレンジリボンキャンペーン等の周知により、地域住民の虐待防止への関心を高め、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、被虐待児の保護・ケアおよび家庭への支援を実施した。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>新規里親の開拓、里親家庭への巡回訪問、里親サロン等の里親への支援を通して、里親の確保と里親家庭における養育の質の向上が図られ、社会的養護が必要な児童を家庭と同様の養育環境の中で育てることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">養育里親の新規登録者数</td> <td style="text-align: center;">平30（基準）</td> <td style="text-align: center;">令元</td> <td style="text-align: center;">令2</td> <td style="text-align: center;">令3</td> <td style="text-align: center;">累計</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">25世帯</td> <td style="text-align: center;">21世帯</td> <td style="text-align: center;">19世帯</td> <td style="text-align: center;">65世帯</td> <td style="text-align: center;">累計80世帯</td> <td style="text-align: center;">81.3%</td> </tr> </table>	養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	令3	累計	目標値	達成率		—	25世帯	21世帯	19世帯	65世帯	累計80世帯	81.3%
養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	令3	累計	目標値	達成率										
	—	25世帯	21世帯	19世帯	65世帯	累計80世帯	81.3%										

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 市町が実施する母子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦および父子家庭に係る福祉医療費給付に助成を行い、該当世帯の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 被害者支援を行う者を対象とした研修の実施により、対応力の質の向上を図り、被害者への相談・一時保護を適切に実施し、DV被害者の自立に向けた包括的な支援を行った。</p> <p>(5) 地域養護推進事業 児童養護施設等を退所した者等に対し、生活支援や就労支援、居場所づくりを通じて、社会的な自立の支援を行った。</p> <p>(6) 養育費履行確保等事業 養育費等の取り決めに関する相談事業や公正証書の作成補助等を行うことで、離婚協議開始前の父母等の養育費履行確保支援をした。</p> <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図るとともに、これまで相談に繋がりにくかった若者等が相談しやすい環境を整備し、相談を受け付けた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化している中、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子ども家庭相談体制を強化する必要がある。 引き続き、コロナ禍において、子ども家庭相談センターによる保護者面談や子どもの安全確認について感染リスクを理由に拒否されることも想定されるため、感染防止に配慮した支援を行っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 里親支援ネットワーク事業 令和2年3月に滋賀県児童虐待防止計画を改定し、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 今後も経済的支援を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る必要がある。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 DV相談における様々なニーズに対して、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、コロナ禍による影響に留意しつつ、支援者の対応力の向上と関係機関との連携を強化することが必要である。</p> <p>(5) 地域養護推進事業 支援対象者が増加している中で、体制を強化し、継続支援計画の策定についても増加させていく必要がある。</p> <p>(6) 養育費履行確保等事業 公正証書等作成補助や保証契約締結促進補助の利用件数を増加させていき、その結果、養育費受給世帯数を増加させていくことが必要であり、更なる制度周知が必要である。</p> <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 相談件数の増減やアクセス時間を検証し、より相談しやすい環境の整備に努める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>国の児童虐待防止対策強化プランに基づく児童福祉司等の増員を計画的に行い、児童福祉司の資質の向上のための体系的な研修を引き続き実施する。加えて、令和6年度に東近江圏域（日野町）に設置を予定している新たな子ども家庭相談センターの準備を計画的に進め、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組む。</p> <p>市町との連携においては、関係機関との共通理解や円滑な情報提供を図るための共通アセスメント・プランニングシートの活用を進め、適切な役割分担のもと児童虐待への対応と家庭への支援に取り組む。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大を理由とした保護者面談や子どもの安全確認の拒否に対応するため、令和2年度に配置したタブレット端末の積極的な活用を進め、ケース支援を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、市町向けの子ども虐待対応マニュアルと共通アセスメント・プランニングシートの活用を図り、関係機関との協力・連携を深めて細やかな支援の取組を継続していくとともに、国の児童虐待防止対策強化プランに基づき配置された新任の児童福祉司等の資質の向上により、子ども家庭相談センターの体制強化を図る。</p> <p>また、継続するコロナ禍においても、子どもの最善の利益を最優先に、市町要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待に迅速かつ的確に対応していく。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>社会的養護を必要とする子どもに家庭と同様の養育環境を提供するため、里親のリクルート、研修、マッチング、登録後の支援を包括的に行うフォスタリング業務を委託し、継続的に質の高い里親養育支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>フォスタリング業務を効果的に実施するとともに、里親養育支援のための児童福祉司の配置を計画的に進めるなどの体制強化を図る。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>適切な制度利用が図れるよう、適正な事務執行に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>本給付制度を安定的に維持し、適正な事務執行に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、DV相談員の研修により資質の向上を図り、コロナ禍による影響に留意しつつ、配偶者暴力相談支援センター連絡会議や女性相談員連絡会議、市町等DV対策担当者会議により関係機関の情報共有と相互理解を深め、連携強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づいて、児童虐待対応機関を含む関係機関と連携し、被害者への切れ目のない支援を強化するとともに、DVの未然防止やDV被害の拡大・深刻化の防止を図る。</p> <p>(5) 地域養護推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 現在、支援拠点は守山のみであるが、彦根に支援拠点を開設し支援体制の強化を図ることで円滑な支援に繋げる。里親委託解除者への継続支援計画策定についても体制を強化し増やしていく。</p> <p>②次年度以降の対応 守山、彦根の拠点を生かして、充実した支援体制を構築し、丁寧な支援に繋げていく。</p> <p>(6) 養育費履行確保等事業</p> <p>①令和4年度における対応 児童扶養手当の現況届提出時等のタイミングで町や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、養育費履行確保支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き事業の周知を図り、養育費確保に繋げていく。</p> <p>(7) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業</p> <p>①令和4年度における対応 16時から21時までとしていた相談窓口の開設時間を1時間延長し、16時から22時までとすることで、より相談しやすい体制を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 相談件数の増減やアクセス時間の検証を行い、きめ細やかな相談支援体制に繋げていく。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>2 2 子育てをみんなで応援する社会づくり</p> <p>予 算 額 3,573,953,000 円</p> <p>決 算 額 3,569,097,520 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童手当負担金 3,551,941,920 円</p> <p>・延べ支給対象児童数 2,172,672人</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 3,478,200 円</p> <p>・参加企業 2,256 事業所</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 13,677,400 円</p> <p>・申込数 5,295人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童手当負担金 「児童手当」の財源を一部負担し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや機運を醸成するため、子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、98カ所を新たに「淡海子育て応援団」として登録した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="694 957 1926 1037"> <tr> <td>淡海子育て応援団等の地域協力事業所数</td> <td>平30（基準）</td> <td>令3</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,795 箇所</td> <td>2,256 箇所</td> <td>2,280 箇所</td> <td>95.1%</td> </tr> </table> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 多くの企業との連携により、行政だけでなく社会全体で出産、子育てを応援する機運を高めることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童手当負担金 コロナ禍の影響を考慮したうえで、児童手当事務指導監査の方法を検討し、市町における適正な認定事務を支援する必要がある。また、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律等が令和4年6月1日から施行されたことに伴い、特例給付の対象者に係る所得上限の創設や、児童手当等の受給者の現況届の一律の提出義務が見直されたことから、市町において児童手当事務の適正な運営が行われるよう支援をする必要がある。</p>	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準）	令3	目標値	達成率		1,795 箇所	2,256 箇所	2,280 箇所	95.1%
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準）	令3	目標値	達成率							
	1,795 箇所	2,256 箇所	2,280 箇所	95.1%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 淡海子育て応援団事業 引き続き、企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促す必要がある。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 育児の孤立化や産後のメンタルヘルス（産後うつ）の未然防止の観点から、母子保健事業と連携する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童手当負担金</p> <p>①令和4年度における対応 過去の児童手当事務指導監査において、多く指摘を行った事項について、市町における適正な認定事務を支援していく。制度の周知など市町へ情報共有を行い、運営の適正化を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町との連携を強化し、適正な認定事務を支援していく。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業</p> <p>①令和4年度における対応 業界団体等への働きかけを強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、事業所や組合に対し働きかけを行い、ポータルサイトの活用や店頭への卓上のぼりやステッカーの掲示等により認知度の向上に取り組んでいく。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業</p> <p>①令和4年度における対応 母子保健事業との連携のため、企業等との連携についての検討や市町との情報交換を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 企業等や市町との連携を強化し、子育てを応援する機運を高める。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 3 青少年の健全育成</p> <p>予 算 額 77,765,000 円</p> <p>決 算 額 76,872,815 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 803,815 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験プログラム一覧パンフレット 90,000部 ・県ホームページ事業掲載数 239事業 ・新規登録団体募集チラシ 3,000部 ・体験活動実施者のスキルアップ研修会 5月:56名 2月:51名 <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 1,080,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・環境浄化対策連絡会議の開催 ・啓発活動 7月、11月 ・非行防止・環境浄化活動資料作成・配布 <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 17,455,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年センター 16カ所 指導少年数 延べ155人、就職・就学者数 36人 ・無職少年対策連絡会議の開催 中止 <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 57,534,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年立ち直り支援センター（あすくる） 9カ所 ・支援少年数 136人（うち就職・就学等 51人） <p>2 施策成果</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>子どもを対象にした県内の体験活動プログラムの情報を集約し、一覧パンフレットを作成するとともに、県ホームページを活用して広く広報することで、子どもたちの自主的な体験活動への参加を促すことができた。また、体験活動を提供する者のスキルアップを図るため、研修会を年間2回実施し、コロナ禍における体験活動の充実を図り、交流を深めることができた。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>協力団体・事業者に対する研修会等の開催により非行防止・環境浄化活動に対する知識の醸成を図り、地域の実情に応じた少年に有害な社会環境の浄化活動を推進するとともに、非接触到に配慮した啓発活動の実施により県民の青少年に対する非行・被害防止意識を高めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 無職少年に対する就労・就学等の支援活動、不良行為少年に対する街頭補導活動、ひきこもり等問題を抱える少年に対する真摯な相談活動等により、少年らを就職・就学させることで非行防止を推進した。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能（あすくる）の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学校復帰等につながった。コロナ禍においては、オンラインによる支援活動や感染予防対策を講じた通所による支援活動を継続し、途切れない支援活動を実施した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども向けの体験プログラムが減少したが、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、感染予防対策をとりながら、プログラムの充実に努めていく必要がある。地域格差の解消のため、新規登録団体の開拓、多様な団体との連携、県ホームページによる更なる周知を進める必要がある。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 事業主の変更や新規事業者の発生などにより、青少年に適した環境づくりへの意識に差が見られるため、継続して自主規制の働きかけを行う必要があり、また県民の環境浄化意識の底上げを図るために広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。 コロナ禍により、街頭啓発が制限されたため、街頭啓発以外にも効果的に県民に呼び掛けられる啓発活動の実施方法等を検討する必要がある。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 学校や職場などの帰属先のない無職少年や、ひきこもり等自宅から出てこない少年は非行に陥りやすい環境下にあることに加え、実態把握が難しいことから、各関係機関との情報共有等の連携の強化による無職少年等の把握および、就労体験や学習指導、相談活動等を継続して実施する必要がある。 コロナ禍により、就労体験、対面による学習指導、相談活動等が制限されたため、オンラインによる指導、相談活動等、感染リスクに配慮した支援活動を行える環境づくりを検討する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 非行少年の置かれている環境は様々であり、対象少年の立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。 また、支援対象少年には不登校・ひきこもりなどの心の問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で、体験プログラムを年間通して子どもたちに提供できるように登録団体等へ働きかける。また、県ホームページにつなげるための事業一覧パンフレットを小学生に配付する。</p> <p>②次年度以降の対応 プログラム数を増やし、地域差を解消させるため、新規団体の開拓に取り組む。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じた有害環境の浄化活動と事業者に対する協力要請、県民の非行防止意識を高めるための広報啓発活動を推進する。コロナ禍においては、感染予防のため、非接触活動を複数回行う等、感染拡大状況に応じた啓発活動を継続的に行う。</p> <p>②次年度以降の対応 有害環境の浄化を目的とした図書販売店等に対する立入りの強化、インターネット環境における安全・安心利用を推進するため、携帯電話等販売店に対する協力要請や広報媒体を利用した啓発等によるフィルタリングの利用促進に努める。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 少年補導センターとの連携会議開催による無職少年の現状と問題把握、無職少年対策指導員の指導による就労・就学に向けた支援を実施する。また、ひきこもり等心の問題を抱えた少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、オンライン環境の整備や感染予防対策の機材の導入等を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 学校、警察、市町等関係団体と連携し、帰属先のない無職少年の把握、就学や就労に向けた無職少年の受け入れ企業の開拓等を推進する。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 再非行防止につながる支援の強化、居場所がないと感じる少年への居場所作りのための施策や、他機関、協力企業との連携を図る。青少年サポーターや支援企業の新規開拓による支援の幅の拡大を図る。また、ひきこもり等心の問題を抱えた少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 専門知識を有する識者による講演や専門機関等との意見交換を交えた研修会等を定期的で開催し、立ち直り支援センター職員の知識および意識向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 4 総合的な就業支援の実施</p> <p>予 算 額 81,023,000 円</p> <p>決 算 額 79,044,482 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 7 市 7,520,000 円</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 9,670,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き・暮らし応援センターの設置 7 圏域 ・相談件数 43,020件 ・新規登録者数 355人 <p>(3) 就労移行支援促進事業 3,600,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労アセスメント手法研修 2 日間 受講者数35人 ・企業現場実習 受講者数 8 名 ・出前講座 2 日間 受講者数23人 <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 11,560,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業支援ワーカーの派遣 11事業所 延べ29回 ・経営スキル向上を図るための研修会 2 回 参加者数53人 ・販路拡大のための情報提供 37回 <p>(5) 障害者雇用創出事業 23,050,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的事業所 5 カ所 ・障害者従業者 46人 <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 19,677,982 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談 2,383件 (来所 289件、電話 1,891件、巡回 128件、出張 75件) ・就業実績 128人 ・弁護士無料相談 59人 ・簿記・エクセル講習 修了者 10人 ・パソコン講習① 修了者 10人 ・パソコン講習② 修了者 12人 ・自立支援プログラムの策定 67件

事 項 名	成 果 の 説 明																																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談支援 565件 (来所28件、電話216件、メール141件、訪問22件、オンライン158件) ・情報交換(交流カフェ) 30人(4回開催) <p>(7) 自立支援給付金事業 3,966,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 3人 ・修業修了者 1人：うち資格取得者1人、うち就職した者1人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所の就労支援に係る体制の充実を図ることにより、重度障害者の受け入れ強化に寄与した。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 県内の各センター(7カ所)において、障害者の就労ニーズと雇用ニーズのマッチング、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を行い、障害者の職場生活における自立と社会参加が促進された。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 障害のある方の就労支援を担う職員に対して、研修の実施により就労アセスメント能力の向上を図るとともに、企業現場実習により企業の求める人材や雇用現場の環境等の状況の理解を促進した。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>障害者福祉施設から一般就労への移行者数</th> <th>平30(基準)</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>166人</td> <td>169人</td> <td>152人</td> <td>161人</td> <td>216人</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 アドバイザーによる個別指導を行うことにより、事業所の商品力強化や業務改善を行うとともに、就労支援事業所の職員向け研修を行うことにより、事業経営に関する知識や技術を習得する機会を提供した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>平均工賃</th> <th>平30</th> <th>A型</th> <th>令元</th> <th>A型</th> <th>令2</th> <th>A型</th> <th>令3</th> <th>A型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>84,006円</td> <td></td> <td>86,490円</td> <td></td> <td>84,601円</td> <td></td> <td>89,602円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B型: 18,722円</td> <td></td> <td>B型: 18,516円</td> <td></td> <td>B型: 17,251円</td> <td></td> <td>B型: 18,148円</td> </tr> </tbody> </table>	障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率		166人	169人	152人	161人	216人	0%	平均工賃	平30	A型	令元	A型	令2	A型	令3	A型			84,006円		86,490円		84,601円		89,602円			B型: 18,722円		B型: 18,516円		B型: 17,251円		B型: 18,148円
障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30(基準)	令元	令2	令3	目標値	達成率																																				
	166人	169人	152人	161人	216人	0%																																				
平均工賃	平30	A型	令元	A型	令2	A型	令3	A型																																		
		84,006円		86,490円		84,601円		89,602円																																		
		B型: 18,722円		B型: 18,516円		B型: 17,251円		B型: 18,148円																																		

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 障害者雇用創出事業 社会的事業所への支援を行うことで、障害者の就労を促進するとともに、社会的、経済的な自立を図ることができた。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 就業支援員やプログラム策定員を配置し、ひとり親家庭に対して就業相談や講習会の開催等を実施し、就労による自立へつなげた。またコーディネーターを配置し、ひとり親家庭に寄り添った相談を行い、交流カフェの開催により、ひとり親家庭同士の交流および情報交換の場を設け、生活支援を行った。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活資金を支給し、ひとり親家庭の就業による自立を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所は、最低賃金を保障する事業経営が求められており、より効果的な支援が必要となっている。また、重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進する必要がある。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 令和3年3月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、雇用義務事業者の拡大が実施される中、これまで以上に就業支援・定着支援・生活支援を一体的に行い、総合的な就労支援の強化を図る必要があるとともに、年々増加する働き・暮らし応援センターの登録者の希望に対応し、継続して支援する必要がある。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 福祉施設から一般就労への移行者は、令和3年度161人と令和2年度実績から9人増加したものの、目標の216人を達成できなかった。このような状況を踏まえ、就労支援を行う障害福祉サービス事業所における訓練等の質の向上を図るため、支援を行う職員の研修等の充実を図る必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 令和3年度の就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、令和2年度より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から減少しており、プラン目標の30%を達成できていないことから、業務改善支援や仕事の創出支援等の取組の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業 作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保する必要がある。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業 ひとり親家庭は就業だけでなく、家事、児童の教育、養育費、コロナ禍による影響等、様々な課題を同時に抱えたケースが多く、就業以外の相談への対応が求められており、一人ひとりに寄り添った就労支援と総合的なサポートをする必要がある。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 引き続き事業の周知を図り、ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得することにより、安定就労につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進するために、平成30年度から新たに実施している重度障害者を多く受け入れている就労継続支援A型事業所への報酬加算を継続している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一般就労への移行に向けた、重度障害者の就労継続支援A型事業所での訓練等の機会を拡充するために必要な支援に取り組んでいく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 働き・暮らし応援センター事業</p> <p>①令和4年度における対応 企業や障害者の高いニーズに対応し、総合的に障害者の就労支援を進めていくため、働き・暮らし応援センターを含めた支援機関の連携強化を図るとともに、同センターの運営を継続している。 また、令和3年度に検討を行った障害者の職場定着に関する支援策として、関係機関の適切な役割分担等を整理しているところである。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の就労および就労に必要な日常生活・社会生活上の支援に加えて、令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」を踏まえた上で教育機関や就労系障害福祉サービス事業所など関係機関との一層の連携を図る働き・暮らし応援センターの運営を継続する。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 障害者の一般就労に向けた適切な就職支援やアセスメントが行える事業所職員を育成するため、事業所の職員を対象に就労アセスメント手法研修および企業等就労現場実習を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を継続して実施する。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 農福連携マルシェ事業等により販路拡大に取り組むほか、事業経営に関する知識および技能習得のための研修会の実施や、業務改善指導、品質向上、販路拡大等への助言を行う専門家が事業所を巡回する等、生産性の向上や収益の増加に向けた支援を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、障害者就労支援施設等での工賃向上を目指し、経営力の向上や品質向上、販路拡大のための支援に取り組む。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 障害者雇用創出事業</p> <p>①令和4年度における対応 一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保するため、障害のある人もない人も共に働く「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行う。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業</p> <p>①令和4年度における対応 就業相談、個別就労プログラム策定、就業情報の提供などひとり親家庭の就業支援を行っている。また、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関を連携させるコーディネート機能を持った総合的なサポート体制により、コロナ禍による影響を含む就業以外の生活に関する相談等の支援を行うとともに、ひとり親家庭同士が交流できる機会を創出する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一人ひとりに寄り添った就労支援および総合的なサポートを実施する。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業</p> <p>①令和4年度における対応 対象資格等を今年度に限り拡充している。市や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、不安定な就労環境にあるひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、ひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 5 高齢者の生きがいがづくりと社会貢献の促進</p> <p>予 算 額 147,771,000 円</p> <p>決 算 額 147,229,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 17,294,000 円</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 531クラブ 17連合会 28,963,000 円</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 1,750,000 円</p> <p>ア 生活支援サポーター養成講座 5回、参加者 254人</p> <p>イ 生活支援実践普及事業 5団体</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 99,222,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会を実施し、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを図ることができた。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 単位老人クラブ、小規模老人クラブおよび市町老人クラブ連合会に補助を行うことにより、生きがいがづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進することができた。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 地域の老人クラブを中心に、高齢者による高齢者の生活支援をするためのサポーターを養成することができた。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） レイカディア大学の運営や、高齢期の地域活動や健康等に関する情報の提供などを行うことにより、高齢者の地域での活動や生きがいがづくりの促進を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 今後、高齢者が増加することから高齢者の生きがいつくり、健康づくりに向け、引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 高齢者は増加しているが、老人クラブ加入率は低下し、それに伴い活動が困難となっているクラブがあるため、加入率の向上や活動の活性化に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） 高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学での学びを活かして地域で活躍できる場を広げることや、地域活動の情報収集・発信等による活動に参加していない層の掘り起こしなど、社会参加促進の取組が一層必要である。 また、当センターは築30年近くが経過し施設の老朽化が進んでいることから、長期保全計画に基づき、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 ねんりんピックびわこレイカディア県民大会の実施については、引き続き新型コロナウイルス感染予防策を講じ、実施方法を工夫しながら、健康・生きがいつくりの場を支援する。また、元気高齢者の社会参加を促進するため、多様な学びの場づくりを支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 高齢者の生きがいつくり、健康づくりに向け、ねんりんピックびわこレイカディア県民大会や全国健康福祉祭への選手派遣、元気高齢者の学びの場づくりを通じて引き続き取組を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 老人クラブ活動費等補助</p> <p>①令和4年度における対応 高齢者の活躍の場やライフスタイルの変化により、老人クラブ加入率は低下しているものの、サークル活動等で活躍している高齢者は多数いるため、加入率の向上に向け、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 サークル活動（趣味仲間）から単位老人クラブ、小規模老人クラブへの加入・変化を後押しすべく市町に働きかけ、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進し、老人クラブ加入率の向上を目指す。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高齢者が高齢者の生活支援の担い手として活躍できるよう支援するとともに、生活支援ニーズの高度化、多様化にも対応できるよう先進的な実践事例をもとに活動の普及を図る。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）</p> <p>①令和4年度における対応 レイカディア大学について、意欲ある高齢者の学習意欲に応え、社会参加の促進を図るため、米原校を彦根駅前へ移転し、利便性の向上や多様な主体との連携による学びや活動の充実を図るとともに、カリキュラムの体系や内容の見直しを行う。 また、長期保全計画に基づき、施設の計画的な修繕工事を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後も高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応えるため、レイカディア大学の運営や地域活動に関する情報発信等を行い、高齢者の学びや地域活動への参加促進に向けた取組を行う。 また、継続して安定的な事業運営が行えるよう、施設については計画的な修繕工事を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">（医療福祉推進課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 6 障害のある人が地域で暮らし、働き、活動できる環境づくり</p> <p>予 算 額 1,517,830,210 円</p> <p>決 算 額 1,168,080,848 円</p> <p>(繰 越 額 241,640,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 33,566,772 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11回びかつtoアート展の開催 応募作品数319点 ・障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金 相談支援 43件、研修 7 回 ・ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展の開催 4 回、観覧者数 3,935人 ・音楽等の表現活動を地域で支援する人材の育成 総参加者305人 <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 19市町 315,340,000 円</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 167,530,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者地域包括支援事業費補助金 18市町 ・重症心身障害者等施設整備事業費補助金 4 施設 ・重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 相談対応件数延べ 97 件 ・強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 巡回事業 派遣事業所19カ所 ・重症心身障害児等特別加算事業 加算終了後の事業所コンサルテーション 8 カ所 事例検討・情報交換 3 圏域 加算対象者延べ 143人 <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 25,256,788 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の開催 2 回 ・発達障害啓発週間（4月2日～8日）における彦根城ブルーライトアップ ・認証発達障害者支援ケアマネジャーの配置 6 圏域 <p>(5) 障害者 I T活用総合推進事業 11,169,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域 I Tサロン設置・運営 利用者延べ 988 人 ・パソコンボランティアの派遣 477 回 ・視覚障害者デジタル機器等相談支援 サポート件数延べ 901 件

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 16,432,532 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳介助者派遣数 1,685件、延べ3,470 時間 ・生活訓練参加者 延べ297人 ・盲ろう者通訳・介助者養成講座修了者数 11人 <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 44,700,000 円</p> <p>ア 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者 21名 <p>イ 障害者生活支援センター設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークアドバイザーの配置 7 圏域 <p>ウ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給人数 121人 <p>(8) 精神科救急医療システム事業 89,806,294 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請通報届出件数 278 件 ・緊急入院患者数 措置入院88件、医療保護入院等25件 <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 432,690,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設 3 施設 ・大規模修繕等 6 施設 <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 8,383,463 円</p> <p>ア 周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例フォーラムの開催 1 回、418名参加（オンライン配信形式） ・条例説明・出前講座 42回 ・合理的配慮の助成事業 6 件 <p>イ 相談・解決のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消相談員の配置 2 名 ・地域アドボケートの配置 26名 ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催 1 回

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 8,621,000 円</p> <p>ア ネットワークづくり支援 7 圏域</p> <p>イ 訪問支援の実施 3 圏域</p> <p>ウ フォーラム等地域啓発活動 2 回 (参加者 50名)</p> <p>エ 広域相談窓口の設置 (定期電話相談・一斉電話相談) 240件</p> <p>オ 家族交流会等家族支援 2 回 (参加者 32名)</p> <p>カ 民生委員・児童委員等の研修強化 1 回 (参加者 53名)</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 2,000,000 円</p> <p>ア 成年後見制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議 1 回 ・権利擁護支援・成年後見制度専門相談事業 10回 ・成年後見制度実務研修会 1 回、12市町32名参加 <p>イ 施設従事者等虐待再発防止の取組強化 7 回</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 12,368,999 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット等導入支援事業費補助金 6 事業所 ・障害福祉人材確保支援事業 研修会 2 回、参加延べ人数65名 ・障害福祉のしごと魅力発信事業 個別相談対応27事業所 ・障害福祉のしごと魅力発信事業 訪問事業所10カ所 ・障害福祉のしごと魅力発信事業 作成動画10本 <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 216,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行のための体験利用日数 (昼間) 生活介護事業所 16日間 ・地域移行のための体験利用日数 (夜間) グループホーム 14 日間

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 公募展の開催、障害者の芸術文化活動における支援、人材の育成を通じて、芸術等に親しむ障害者の裾野の拡大や社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業実施により、障害者および障害児の自立した日常生活や社会生活の促進に寄与した。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 市町と共同して、重度障害者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることができた。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害者支援地域協議会において、県内の福祉や保健・労働等の各分野における発達障害者支援の現状と課題について協議し、新たな障害者プランに反映させることができた。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業 IT支援センターによる講習会開催や地域ITサロンの設置・運営等により、障害特性に応じたIT支援を実施し、障害者の社会参加促進に寄与した。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者が地域の中で安心して生活が送れるように、生活訓練、コミュニケーション手段の確保および移動支援を行い、社会参加の促進に寄与した。また、支援者の育成を図ることができた。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域で暮らす障害児（者）が相談を受けられる体制を整備するとともに、人材育成のための研修の実施等により、地域における総合的な地域ケアシステムの充実を図ることができた。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業 休日、夜間等においても、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対して、迅速かつ適正に精神科救急医療（治療および保護）を提供することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) 障害児者施設等整備助成費 障害児者施設の設置を促進することにより、重度障害児者等の日中活動の場が増加し、障害者の社会参加や自己実現を図ることができた。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 令和元年度に整備した相談体制のもと障害者差別に関する相談受付、助言、調整を行い、出前講座等の開催や合理的配慮の助成事業を通じて「障害の社会モデル」の考え方の浸透や障害者理解の促進、合理的配慮の取組を進める機運醸成につながった。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 甲賀圏域における先駆的取組を参考に、新たに湖東圏域において関係機関による連絡会議の設置や研修会の開催、アウトリーチ支援体制の構築を図ることができた。また、広域的な取組として、ひきこもり電話相談の継続実施や家族交流会等の家族支援を実施し、当事者や家族の孤立防止につなげることができた。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 市町や基幹相談支援センターを対象とした専門相談、成年後見制度実務研修会、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進連絡会議を実施し、県内における成年後見制度利用促進のネットワークを構築した。施設従事者等虐待再発防止の取組強化では、虐待事案が発生した施設等に対し、社会福祉士等の専門職員を派遣し虐待の生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施した。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 介護ロボットの導入に係る支援や賃金改善に向けた取組、障害福祉の仕事の魅力を発信するための事業を実施することにより、支援現場の職場定着および新たな障害福祉人材の確保を図ることができた。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 東近江圏域において、入所者本人、支援者、入所者の家族などの関係者、行政が一体となり、地域移行の実現に向け、生活介護事業所やグループホームの体験利用を行うとともに、地域移行に係る課題等の洗い出しを行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 障害者の芸術文化活動の発表の場や障害者の芸術文化活動を支援できる人材が限られていることから、芸術活動の裾野を拡大する取組や支援する仕組みづくりに対して引き続き支援していく必要がある。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町が実施する地域や利用者のニーズに応じた事業に対し、引き続き柔軟に支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 重度障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう、各市町が実施する事業について、市町と意見交換を行い、必要な見直しを行いながら、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 発達障害のある人が身近な地域で安心して支援を受けながら自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージを見通した支援の実施や分野を超えた関係機関の連携の強化に向けて相談支援体制の整備を図るとともに、啓発を行うなど、県民の理解を深めるための事業に取り組む必要がある。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業 近年のIT化の進展により、障害者の社会生活や職業生活にとってIT機器は不可欠であり、また、障害があることにより生じる情報格差を是正する必要があることから、障害者がITを活用して社会参加し、必要な情報を獲得することができるよう、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 盲ろう者の障害特性に関する県民の理解促進や必要な支援の提供に向けて、団体・市町・県が連携した支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワーク構築・高度化に向けて、引き続き相談支援体制の充実およびそれらに携わる人材の育成を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) 精神科救急医療システム事業 精神障害のある人が地域で安定して生活していくため、退院後のフォローアップをきめ細かに行っていく必要がある。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的な支援を行う必要がある。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や「障害の社会モデル」が幅広い層に浸透するよう周知・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 支援機関による会議の開催や家族交流会等の取組を通じて、継続してネットワークの強化を図る必要がある。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業 成年後見制度に関する周知と利用促進を更に多くの障害当事者と家族、支援者らに働きかける必要がある。令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、取り組む必要がある。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業 障害福祉人材の不足に対応するため、引き続き、賃金改善に向けた取組や仕事の魅力を発信する事業を行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業 施設入所者の地域での生活の実現や施設への新たな入所ニーズに対応するため、引き続き取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 障害者の芸術文化活動の発表の機会づくり、芸術文化活動に係る相談支援、情報発信、人材育成を通じて、障害者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の芸術文化活動の発表の場を確保するため、引き続き、障害者の造形作品を広く募集する公募展や表現活動の発表会を実施するとともに、芸術文化活動に係る相談支援の充実、福祉事業所職員や文化芸術関係者を対象にした障害者の表現活動を推進する人材の育成に取り組む。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助</p> <p>①令和4年度における対応 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町の地域の特性や利用者の状況に応じた事業に対し補助を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、引き続き市町事業への支援を行っていく。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 重度障害者地域包括支援事業に係る担当者会議を開催し、市町と事業内容の見直しを含め意見交換を行いながら効果的な事業運営に向け取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 重度障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、引き続き市町と意見交換を行い効果的な事業運営に向け検討を行っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業</p> <p>①令和4年度における対応 県内の発達障害者支援における医療との連携について、各分野の専門家等の意見を取り入れながら更に検討を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 発達障害のある人の支援の充実を図るため、ライフステージを見通した支援や分野を超えた関係機関の更なる連携強化、周囲の理解の促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実に向け取り組む。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 障害者の社会参加を更に促進し、障害の有無により生じる情報格差の是正を図るため、IT支援センターによる講習会の開催やITサロンの設置・運営を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 日々進歩する情報技術に対応するため、引き続き障害者に向けてIT利活用の支援を行っていく。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ、盲ろう者の実態調査を行い、盲ろう者の支援ニーズ等を把握し、必要な支援に繋げていく。 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施するとともに、実態調査の結果を踏まえ、更に盲ろう者の社会参加の促進を図っていく。</p> <p>(7) 障害児(者)地域生活支援等事業</p> <p>①令和4年度における対応 ネットワークアドバイザーを設置し、地域の事業者および関係団体への支援等を行うことで、相談支援体制の充実および人材の育成を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 障害児(者)が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、相談支援体制の整備および各種研修等を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) 精神科救急医療システム事業</p> <p>①令和4年度における対応 国のガイドラインに基づき、措置入院者退院後フォローアップ事業を実施している。また、退院後のフォローアップ支援を通じて、措置入院等のハイリスク者に対して、退院後支援計画の策定などを行い、再度の入院に至らないよう支援体制の整備を図っている。</p> <p>措置入院に係る事前調査等において新型コロナウイルス感染症の疑い例等が出た場合、コントロールセンター等に相談を行い、県立精神医療センター等3病院において受入を行う体制を構築している。</p> <p>②次年度以降の対応 精神障害のある人が住み慣れた地域で本人が望む生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等が連携し、安定した生活を継続するための支援を推進する。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費</p> <p>①令和4年度における対応 各市町に対して障害児者施設等の整備計画の調査を行い、障害福祉計画に定めるサービス見込量等を考慮し、社会福祉法人等が行う施設整備を支援している。</p> <p>②次年度以降の対応 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的に支援を行う。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 県民に障害者差別に関して共通した認識を持っていただけるよう、条例施行後の取組や相談対応の状況等を取りまとめ公表する。また、令和3年度に作成し放映したテレビスポット広告映像の活用等により、条例の内容や「障害の社会モデル」の考え方について、周知・啓発を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 「障害の社会モデル」の考え方や条例の内容について、県民や事業者への周知に努めるとともに、障害者差別に関する相談体制等の実効性を確保するため、研修機会の確保や関係機関との連携を深める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業</p> <p>①令和4年度における対応 特に、東近江圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、本人が他の人とつながりを持てる居場所、家族同士で交流の持てる場を提供するなど取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、各圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている本人や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進める。</p> <p>(12) 障害者権利擁護支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和3年度末に示された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における県の目標値に合わせ、県権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会を設置する等取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 成年後見制度利用促進のための周知活動と実務者に対する研修、専門相談を継続し、障害から意思決定に困難を抱える方の金銭管理や身上保護が適切に実施されるよう取組を進める。</p> <p>(13) 障害福祉人材確保支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 賃金改善の取組への支援や仕事の魅力発信を行うことで、障害福祉の人材確保に向けた取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き賃金改善に向けた取組や仕事の魅力を発信する事業を行う必要がある。</p> <p>(14) 施設入所者地域移行促進モデル事業</p> <p>①令和4年度における対応 関係者との緊密な連携のもと、移行支援対象者の意思決定を尊重しつつ、地域生活への移行に向けた支援を行う。また、効果的な支援や必要な体制等に関する検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 東近江圏域の取組を他圏域でも展開できるよう、関係者の合意の形成や必要な体制の整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 アドバイザー派遣、地域の支え合い活動を実施するにあたって相談対応できる人材を配置するとともに、しが住民参加支え合い活動連絡会において、団体等の活動事例や手法を映像等により共有し、地域の課題を自ら解決しようとする活動を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 滋賀県地域福祉支援計画に基づき、地域の様々な分野の人の参画と協働による支え合いの関係を拡大し、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会づくりを進める。</p> <p>(2) 包括的・重層的支援体制整備推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 全ての市町で、包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、調査結果を活かした研修会において、厚生労働省のキャラバン事業等も活用しながら、県内および県外自治体の取組の共有を行うなど市町の取組の支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 特に郡部において、包括的・重層的な支援体制が整備されるよう、引き続き、勉強会や情報共有等の場を提供するなど取組の支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 8 地域支え合いの体制づくり</p> <p>予 算 額 135,502,000 円</p> <p>決 算 額 90,679,607 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 54,131,604 円</p> <p>・東近江および湖東健康福祉事務所における相談支援等</p> <p>主任相談支援員設置 2名</p> <p>新規相談受付件数 371件</p> <p>住宅確保給付金の支給決定件数 延べ38件 3,411千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 延べ56件 12,780千円</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 36,548,003 円</p> <p>・地域生活定着支援センターによる支援</p> <p>矯正施設に入所中の高齢者や障害者の帰住先の調整および福祉サービスの利用支援件数 18件</p> <p>矯正施設退所者の地域生活移行・定着支援件数 34件</p> <p>矯正施設退所者や執行猶予・保護処分を受けた者等で、福祉的支援が必要な者への相談支援件数 83件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業</p> <p>各町、各町社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援事業者、健康福祉事務所が連携して、生活支援、就労支援等を行うことで、相談者の自立を支援することができた。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>司法と福祉の関係機関が一層連携して包括的な体制を整備し、必要な支援の情報共有を行うことで、刑務所を出所する高齢者・障害者の帰住先調整と安定した地域生活への移行、刑事手続段階にある高齢者・障害者を地域の福祉サービスにつなげるなど、社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業 支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口および各支援事業の周知を図るとともに、相談者に対して、自立に向けたきめ細やかな支援を実施する必要がある。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 国、地方公共団体、民間など多機関の協働による「息の長い支援」が不可欠であり、関係機関が一丸となって対応できるよう連携体制を確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 【感】生活困窮者自立支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 SNSでの情報発信やチラシ配布等により、支援を必要とする人が必要な支援を利用できるよう、相談窓口や各支援事業の周知を行う。 また、支援員を対象とした研修の実施、市町や関係団体等との連絡会議の開催などにより、支援員のスキルアップを図るとともに、相談体制の強化を行うことで、丁寧な相談支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、相談窓口や各支援事業の周知に努めるとともに、支援員のスキルアップを一層図ることにより、生活困窮者への適切な支援の実施につなげる。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 令和2年度で終了した国のモデル事業を継続して実施するなど、「滋賀県再犯防止推進計画」に基づき、国・市町・民間協力者等と連携して取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの事業実績を踏まえ、引き続き関係機関との連携を深め、適切な支援を行うとともに、令和6年3月に、「滋賀県再犯防止推進計画」が策定から5年を迎えるため、成果や課題をもとに計画の見直しを行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定を契機として、県内のユニバーサルデザインの普及や、福祉のまちづくりの推進に努める。 ・引き続き、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図り、対象区画の設置および駐車場登録の協力を増やすとともに、移動に配慮が必要な方に対する県民の理解を深める。 <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 災害への備えある地域づくり</p> <p>予 算 額 5,562,000 円</p> <p>決 算 額 5,122,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 1,215,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営協議会の開催 1回 16人 ・市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援 1市 ・災害ボランティアセンターコーディネーター基本研修の開催 1回 33人 <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 3,907,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 1回 84人 ・災害派遣福祉チーム養成研修の開催 4回 87人 ・災害派遣福祉チームフォローアップ研修の開催 2回 65人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 災害ボランティアセンターの設置運営に関する訓練の支援や研修を行い、災害時における地域支援のための人材育成や発災時への対応能力の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 県災害時要配慮者支援ネットワーク構成団体を対象に会議を開催し、災害時支援の実践報告や実態調査結果報告等の情報提供を行い、理解を深めることができた。 災害時における要配慮者の状況、DWA T（災害派遣福祉チーム）の機能と実際の支援展開にかかる研修を行い、令和2年度と令和3年度の2年間で、191名のチーム員を登録した。また、チーム員登録者を対象として、他府県DWA Tの派遣時の経験談の聴講や被災地での活動を想定したケーススタディの実施など、災害時のDWA T派遣に備えた訓練も実施した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 近年の災害において、災害ボランティアセンターの役割の重要性が高まっていることから、発災時に適切に機能するよう、より実践的な災害ボランティアセンター機動運営訓練を実施するなど、更なる活動推進体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 水防法および土砂災害防止法で避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務付けられている社会福祉施設において、実効性のある計画の作成と訓練が実施されるよう、庁内関係課および市町防災部局と連携して取り組む必要がある。 また、DWA Tについて、チーム員の確保、研修や訓練の実施、協定締結団体の拡充、市町への説明・協力依頼等、体制整備を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>①令和4年度における対応 近年の大規模災害における災害ボランティアセンターの業務を参考に、新型コロナウイルス感染症対策についても想定しつつ、より実践的な訓練を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、災害ボランティアセンターに期待される役割を果たせるよう検討を進め、訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>①令和4年度における対応 避難確保計画の未作成施設や避難訓練の未実施施設について、関係部局で情報を共有し、計画の作成や訓練の実施が進むよう、指導監査の中で確認を行っていく。 また、DWA Tについて、引き続きチーム員登録を行いながら、リーダー研修やフォローアップ研修、訓練の実施等によりチーム員確保につなげるとともに、発災時の派遣に備えた取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、庁内関係課および市町防災担当部局との連携を強化し、要配慮者支援体制の整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

